

令和2年
9月 宮崎県定例県議会会議録

令和2年9月4日開会

令和2年10月9日閉会

令和二年九月宮崎県定例県議会会議録

令和2年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月4日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
山下博三議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第18号まで、報告第1号及び第2号上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自9月5日（土曜日） 休 会	
至9月8日（火曜日）	
9月9日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	15
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	15
1. 知事発言 -----	16
1. 代表質問 -----	16
二見康之議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	16
・知事の政治姿勢について	
・副知事の県政に対する所見について	
・骨太の方針2020について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・子供の貧困対策について	
・記紀編さん1300年記念事業について	
・国民スポーツ大会について	
・災害対応について	
・固定価格買取制度について	
・ダムの事前放流について	
・ICTを活用した教育について	
・修学旅行の実施状況について	
山下博三議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	46
・令和3年度予算編成について	
・国土強靱化対策について	

- ・都城盆地朝霧ロードについて
- ・新型コロナウイルス感染症の影響と対策について
- ・シトラスリボン運動の取組について
- ・宮崎カーフェリーについて
- ・宮崎県森林環境税について
- ・宮崎牛精液の流出について
- ・農業・農村振興長期計画について
- ・警察官の人財確保について
- ・県内の大麻事件について
- ・横断歩道における交通事故について

9月10日（木曜日）

1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 代表質問 -----	78

渡辺 創議員質問（県民連合宮崎） -----	78
-------------------------------	-----------

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・知事の政治姿勢について
- ・教育に関する各種課題について
- ・県プール構想について
- ・林業・木材事業者へのコロナ禍対策について
- ・性的少数者をめぐる課題について
- ・農政に関する課題について
- ・一ツ葉有料道路について
- ・新宿みやざき館「KONNE」の現状について
- ・企業局の地域振興事業について
- ・令和2年7月豪雨災害等を受けたコロナ禍の災害対応について
- ・警察行政について

河野哲也議員質問（公明党宮崎県議団） -----	106
---------------------------------	------------

- ・9月補正予算の趣旨について
- ・労働条件審査の導入について
- ・福祉保健施策について
- ・環境森林施策について
- ・商工観光施策について
- ・農政について
- ・県土整備施策について

・ 教育行政について	
9月11日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	119
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	119
1. 一般質問 -----	120
岩切達哉議員質問 -----	120
・ 新型コロナウイルス対応について	
・ 県プールについて	
・ 障がい者福祉について	
・ 福祉保健の相談体制について	
・ 環境問題の取組について	
・ ゼロカーボンシティについて	
・ 県関係職員の労働条件について	
・ 特別支援教育について	
・ 道路の草刈り、美しい宮崎づくりについて	
右松隆央議員質問 -----	135
・ 新型コロナウイルスの影響と対策について	
・ アフターコロナの新たな社会と価値観	
佐藤雅洋議員質問 -----	148
・ 口蹄疫終息から10年と今後について	
・ 中山間地域について	
・ 林業政策について	
・ 制限運転について	
・ 道路整備について	
・ 地元建設業者の災害対応への評価について	
・ 神楽のユネスコ無形文化遺産登録について	
・ 新型コロナウイルス感染症関連について	
窪菌辰也議員質問 -----	162
・ 知事の政治姿勢について	
・ 国文祭・芸文祭について	
・ 家畜改良増殖法違反への対応について	
・ 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）について	
・ 新型コロナが就職に与える影響について	
・ 新型コロナ感染症関連事業について	
・ 道路行政について	

自 9 月 12 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 13 日 (日曜日)		
9 月 14 日 (月曜日)		
1. 出席議員 -----		175
1. 地方自治法第121条による出席者 -----		175
1. 一般質問 -----		176
太田清海議員質問 -----		176
・ 知事の政治姿勢について		
・ 新型コロナウイルス対策について		
・ 地方移住について		
・ 生活保護について		
・ 外国人労働者の実態について		
・ エコストープについて		
・ 河川・港湾行政について		
・ 警察行政について		
日高陽一議員質問 -----		188
・ 新型コロナウイルス対策について		
・ プロ野球キャンプについて		
・ 移住政策等について		
・ 農水産業の振興について		
・ 発達障がいのある子供への支援について		
・ 入札制度について		
重松幸次郎議員質問 -----		202
・ 9 月補正予算等について		
・ 政策要望懇談会における各団体からの要望について		
・ 防災・環境について		
外山 衛議員質問 -----		215
・ 知事の政治姿勢について		
・ 新型コロナウイルス感染症の影響と対策について		
・ 災害対策と公共事業について		
・ サツマイモ基腐病について		
・ 学校教員の勤務内容について		
・ 中高年のひきこもり問題について		
・ 犯罪と社会背景について		

9月15日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	231
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	231
1. 一般質問 -----	232
日高利夫議員質問 -----	232
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・食の安全保障と食料自給率向上対策について	
・ウイズコロナ時代のテレワークの推進について	
・南海トラフとコロナ第3波等に備えた危機管理対策について	
・豪雨対策と河川掘削事業の継続について	
中野一則議員質問 -----	244
・知事の政治姿勢について	
・自主防災組織について	
・新型コロナウイルス感染症対策について	
・国勢調査について	
・えびの高原の再生について	
来住一人議員質問 -----	256
・知事の政治姿勢について	
・教育行政について	
・環境・警察行政について	
・農業行政について	
井本英雄議員質問 -----	264
・知事の政治姿勢について	
・失われた30年について	
・ベーシックインカムについて	
・コロナ感染防止に係る休業要請について	
・個人情報の管理について	
・教育問題について	
・メンタルケアとフォーカシングについて	
・漁業のIQ化について	
・地元の課題について	
1. 議案第17号及び第18号採決 -----	276
1. 議案第1号から第16号まで、報告第1号、第2号及び請願委員会付託 -----	276
自9月16日（水曜日）	
常任委員会	
至9月18日（金曜日）	

自 9 月 19 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 22 日 (火曜日)		
9 月 23 日 (水曜日)	特別委員会	
9 月 24 日 (木曜日)	休 会	
9 月 25 日 (金曜日)		
1. 出席議員	-----	279
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	279
1. 常任委員長審査結果報告	-----	280
野崎幸士総務政策常任委員長	-----	280
凶師博規厚生常任委員長	-----	282
武田浩一商工建設常任委員長	-----	283
日高陽一環境農林水産常任委員長	-----	285
岩切達哉文教警察企業常任委員長	-----	286
1. 討 論	-----	288
来住一人議員	-----	288
満行潤一議員	-----	289
前屋敷恵美議員	-----	290
1. 議案第 1 号採決	-----	291
1. 議案第 2 号から第16号まで、報告第 1 号及び第 2 号採決	-----	291
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	291
1. 議員発議案送付の通知	-----	291
1. 議員発議案第 1 号から第 6 号まで追加上程、採決	-----	292
1. 議案第19号から第23号まで上程	-----	292
1. 知事提案理由説明	-----	293
自 9 月 26 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 29 日 (火曜日)		
9 月 30 日 (水曜日)		
1. 出席議員	-----	297
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	297
1. 決算議案に対する質疑	-----	298
前屋敷恵美議員	-----	298
1. 議員発議案送付の通知	-----	302
1. 議員発議案第 7 号上程、採決	-----	303
1. 議案第19号から第23号まで決算特別委員会付託	-----	303
1. 議長の報告 (決算特別委員会正副委員長互選結果)	-----	303

自10月1日(木曜日)	決算特別委員会	
至10月2日(金曜日)		
自10月3日(土曜日)	休 会	
至10月6日(火曜日)		
10月7日(水曜日)	決算特別委員会	
10月8日(木曜日)	休 会	
10月9日(金曜日)		
1. 出席議員	-----	307
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	307
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----	308
徳重忠夫決算特別委員長	-----	308
1. 討 論	-----	310
前屋敷恵美議員	-----	310
1. 議案第19号採決	-----	312
1. 議案第20号から第23号まで採決	-----	312
1. 閉 会	-----	312

1. 資 料	-----	313
令和2年9月定例県議会日程	-----	315
議案送付文書	-----	317
代表質問時間割	-----	319
一般質問時間割	-----	320
議案・請願委員会審査結果表	-----	321
決算議案委員会審査結果表	-----	322
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----	323
1. 議案議決件名一覧表	-----	325
1. 議員発議案等	-----	329
国土強靱化の強力な推進を求める意見書	-----	331
新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書	-----	332
電源立地地域対策交付金制度の恒久化を求める意見書	-----	333
被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	-----	334
ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書	-----	335
台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書	-----	336
決算特別委員会の設置について	-----	337
1. 請願一覧表	-----	339

9月4日（金）

令和 2 年 9 月 4 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和2年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、日高博之議員、高橋透議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る8月28日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました、令和2年9月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計20件、その内訳は、補正予算4件、条例10件、予算・条例以外4件、報告承認2件であります。このほか5件の報告があります。また、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月9日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月9日、10日の2日間の日程で代表質問、11日、14日、15日の3日間の日

程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

9月16日から3日間の日程で各常任委員会を開催し、25日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案を上程し、9月30日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、9月30日から10月7日までの間に開催し、10月9日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月9日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から10月9日までの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第18号まで、報告第1号及び第2号上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第18号まで、報告第1号及び第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和2年9月定例県議会の開会に当たり、初めに、県議会の皆様におかれましては、一連の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案に関する御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

県内において昨日までに確認された感染者は、359名であります。このうち1名の方が、8月14日、県内のコロナ感染者としては初めて、お亡くなりになりました。改めて御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族に心からお悔やみ申し上げます。

また、現在も、医療機関や宿泊施設等において多くの方が療養されております。一日も早く全快されますようお祈り申し上げます。

7月下旬から8月にかけて、断続的に感染が確認されておりますが、県内においては、爆発的な感染拡大にまで至ることなく抑えることができているものと考えております。これも、ひ

とえに感染拡大防止に向けた県民や事業者の方々の御理解と御協力や、医療や感染症対策の最前線で、昼夜を分かたず業務に従事いただいている皆様の御尽力のたまものと、心より感謝申し上げます。

本県では、7月22日以降、感染者が急増し、「事実上の第2波」と言うべき深刻な事態に直面いたしました。

7月25日に高鍋町で、8月2日には延岡市で、それぞれ接待を伴う飲食店において感染集団（クラスター）が発生したことを踏まえ、西都市・児湯郡圏域及び延岡市・西臼杵郡圏域を、「感染状況が厳しい圏域」と位置づけ、両圏域の住民の皆さんへ不要不急の外出自粛等を要請しました。

また、感染が急速に拡大する傾向にあったことから、7月26日に県内全域を対象として、県独自の「感染拡大緊急警報」を発令し、徹底的な封じ込めと集中的な感染拡大防止策に、官民一体となって取り組んでまいりました。

さらに、県内においてクラスターが発生したこと、食事提供施設での感染事例が全国的に増加していること等を踏まえ、先手先手の対策を講じることが不可欠であるとの認識のもと、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、西都市・児湯郡圏域については、7月28日から8月16日まで、県内全域については、8月1日から8月16日までの間、接待を伴う飲食店に休業要請を、それ以外の食事提供施設には営業時間の短縮等を要請する決断をいたしました。

4月の休業要請に続き、事業者や県民の皆様には大変な御苦勞をおかけいたしました。御理解と御協力をいただきました事業者の皆様、市町村をはじめ、関係者の方々に改めてお礼を申し上げます。

おかげをもちまして、2つのクラスターに起因する爆発的な感染拡大や、新たなクラスターの発生を防ぎ、急速に拡大した感染の連鎖を封じ込めることができたものと考えております。

こうした一連の取組により、ある程度状況が落ち着きを見せたことから、当初の予定どおり8月17日に休業要請等を解除するとともに、2つの圏域の住民の方々への行動等に関する要請につきましても、「新規感染者が限定的な圏域」に変更いたしました。

その後も、8月18日、宮崎市において、重症化のリスクが高いとして特に警戒を強めていた高齢者の入所施設においてクラスターが確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続きましたが、西都市・児湯郡地域が「感染未確認地域」になるなど、新規感染者が一定程度に収まっている状況が継続していることから、9月1日をもって、県内全域を対象としたレベル3の「感染拡大緊急警報」を、レベル2の「特別警報」へ引き下げたところであります。

この間、全庁的な支援体制を強化し、機動的に対策を実施するため、郡司副知事をチーム長とする「新型コロナウイルス対策特命チーム」を8月3日に設置し、市町村とタイムリーに情報共有を図るための「ホットライン」の開設など、市町村との連携強化や、県ホームページ特設サイトの充実をはじめ、県民の皆様への分かりやすい情報発信に取り組んでまいりました。

また、休業要請等解除後の8月17日には、安心して飲食店等を利用できる環境づくりのため、飲食関連業の皆様と県・市町村、県民が一体となってガイドラインを遵守し、感染防止対策を強化していくことなどを共同で宣言いたしました。

共同宣言では、毎月1日を「県内一斉ガイド

ライン点検の日」と定め、スタートとなる9月1日には、私も宮崎市の戸敷市長とともにニシタチを巡回するなど、ガイドラインの遵守を直接呼びかけているところであります。

一方、全国の状況を見ますと、大都市圏を中心として一部地域では、新規感染者数や重症者数が減少せず、医療機関への負荷が高い状況が継続しております。このため、県では感染状況に応じて、県外の地域を「感染流行地域」または「感染注意地域」と位置づけ、県民の皆様に対し、これらの地域との往来については、その必要性について十分に判断した上で、慎重な行動を取っていただくことなどをお願いしております。

県内における医療提供体制につきましては、関係する皆様の御理解と御協力をいただき、現時点で入院病床を246床、軽症者等の宿泊療養施設を250室確保しております。また、PCR検査の検査可能件数につきましても、1日当たり300件程度まで増強し、クラスター発生時には民間会社への委託も含め500件近くの検査を実施するなど、体制強化に努めてまいりました。今後とも、県民の命と健康を守るため、これらの充実・強化に努め、県民の皆様様の安心・安全の確保に万全を期してまいります。

新型コロナウイルス感染症に係る対策につきましては、これまで県民生活や地域経済を支える対策を含め、総額518億円余の様々な対策を講じてまいりました。

特に、今般の休業要請等に伴い、市町村と連携して休業要請協力金及び感染防止対策支援金を迅速に給付するため、県議会の皆様様の御理解のもと、7月29日と8月4日の2回にわたり、合計約11億円の専決処分を行ったところであります。

今後とも、県民の命と生活を守り抜くため、徹底的な感染拡大防止策の実施と、本県経済の維持・発展に向け、市町村や関係団体との連携を強化しながら、官民一体となって「オール宮崎」で取り組んでまいります。

次に、県政に関しまして2点御報告を申し上げます。

1点目は、防災庁舎の完成についてであります。

平成29年12月から建設工事を進めてまいりました防災庁舎が、この7月に完成いたしました。

防災庁舎の竣工に当たり、これまで御支援を頂きました県議会の皆様をはじめ、御尽力頂きました皆様方に、心からお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、多くの関係者を御招待しての落成式の開催は見送りましたが、8月1日、丸山議長に御出席いただき、テープカットを実施いたしました。

8月3日には「新型コロナウイルス対策特命チーム」が新庁舎での業務を開始するとともに、本県防災の中心となる危機管理局など関係部局が順次移転し、庁舎の供用を開始したところであります。

今後とも、防災訓練や研修等の充実を図り、本県の災害対応能力をさらに高いレベルに引き上げ、防災庁舎を災害応急対策の司令塔として、災害から県民の生命・財産を守るべく、全力で取り組んでまいります。

なお、台風10号が今後、特別警報級の勢力まで発達し、九州に接近して本県に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

県といたしましては、災害対策本部などの設置を含め、万全の対策を取り、迅速かつ的確に対応してまいります。

県民及び関係機関の皆様には、最新の台風情報を確認し、早めに備えと対策を講じていただきますようお願いいたします。

2点目は、鹿児島国体の延期に係る本県の対応についてであります。

鹿児島国体の2023年の開催に向け、先月、大会主催者の一つである公益財団法人日本スポーツ協会から、本県における国民スポーツ大会の開催を2026年から2027年へ1年延期することについて、協力を要請されました。

今回の開催延期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するものであり、その痛みを、鹿児島県だけではなく日本全体で分かち合うべきものと考え、県内関係団体等の御意見も伺った上で、先般、本県として、協力要請を受け入れる判断をしたところであります。

今後、延期が正式に決定された場合におきましても、引き続き開催準備を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計221億5,275万6,000円、特別会計9,643万円、公営企業会計11億2,604万7,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,930億1,962万9,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金52億3,910万円、財産収入1,590万1,000円、繰入金1,213万6,000円、繰越金76億2,269万5,000円、諸収入92億6,292万4,000円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして

は、これまでの総合的な対策の考え方を基本として、現下の本県における状況を踏まえ、1、感染拡大防止策と医療体制の整備、2、雇用維持と事業継続のための支援（セーフティネット）、3、地域経済の再生・復興に向けた支援、4、みやぎの成長へつなげる取組の4つの柱に基づき、必要な事業を構築したところであり、合計80億円規模の対策を講じたいと考えております。

なお、予算編成に当たりましては、地方創生臨時交付金など、国の補正予算（第2号）で措置された交付金を活用しております。

以下、4つの柱に沿って御説明申し上げます。

1点目は、「感染拡大防止策と医療体制の整備」であります。

今回のクラスター発生への対処に係る経験など、本県での事実上の第2波への対応等における教訓を生かし、感染拡大防止を徹底するとともに、PCR検査体制等をさらに強化していくことが最も重要な課題であります。

このため、保健所や県立学校等において衛生環境改善のための施設改修等を行い、感染拡大防止を徹底するとともに、クラスター発生等に備えたPCR検査体制の強化や、救急医療機関における院内感染防止対策の支援、国の方針が固まったことに伴う医療従事者に対する慰労金の増額など、検査・医療提供体制のさらなる充実に取り組みます。

また、大規模災害に備えたマスクや消毒液の備蓄物資を確保し、今後の危機事象への対応に万全を期してまいります。

2点目は、「雇用維持と事業継続のための支援」であります。

依然として本県の地域経済と雇用状況は厳し

い状況に置かれており、その影響の長期化が懸念されますことから、中小・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、県内の雇用を守り抜く対策を講じる必要があります。

このため、県内の各金融機関と連携し、利子及び保証料の負担軽減等を行う新型コロナウイルス感染症関連の融資枠を、今回さらに、1,000億円から1,800億円へ大幅に拡大し、中小企業・小規模事業者の資金繰りを幅広い業種にわたって支援するとともに、県内中小企業の業績回復や事業継続を図るため、販路回復・拡大やICT活用などの取組を支援いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方等を採用する県内企業に対して、採用者1人当たり10万円を給付するなど、離職された方の早期就労を後押しし、地域の雇用を守り抜く取組を進めてまいります。

3点目は、「地域経済の再生・復興に向けた支援」であります。

4月の全国的な緊急事態宣言による経済活動の停滞から、徐々に回復の兆しが見え始めた矢先、「事実上の第2波」や、これに対処するための休業要請等により、再び厳しい状況に直面している地域経済を維持・再生するため、市町村や関係団体等と連携し、「オール宮崎」で地域における消費喚起・経済活性化を進めることが大変重要であります。

このため、国の「Go To イートキャンペーン」で発行される25%プレミアム付食事券に、県独自に5%上乘せするとともに、市町村が行う最大で総額50億円規模の、第2弾となるプレミアム付商品券の発行等を支援するなど、応援消費の促進を図ることにより、秋以降の県内経済の再生・復興につなげてまいります。

4点目は、「みやぎきの成長へつなげる取組」であります。

「ポストコロナ社会」を見据え、農林水産業やフードビジネスの基盤強化、地域におけるデジタル化・リモート化の推進など、これからの本県の成長へつなげるべく、これまでの取組をさらに強化していくことが重要であります。

このため、農産物の輸出拡大のための設備や、外食産業におけるインバウンド需要の回復のための衛生管理設備の導入等を支援し、農林水産業の基盤強化に取り組んでまいります。

また、地域の商工会、商工会議所などにおける情報機器整備等を支援するとともに、県庁のテレワーク環境整備等を進めるなど、本県におけるデジタル化・リモート化を推し進めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について御説明いたしました。

これらのほか、住宅供給公社の清算に伴う剰余金について、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金に積み立てるとともに、災害時の歯科保健医療提供体制を整備するための機器導入や、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震対策の取組の支援等を行うこととしております。

主な事業に関する説明は以上であります。これらの事業のほか、令和元年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積立てを行うこととしております。

最後に、債務負担行為の設定についてですが、県有スポーツ施設整備事業につきましては、国民スポーツ大会のプール会場整備に係る設計・建設、開業準備及び運営・維持管理費について、債務負担行為を設定するものであり

ます。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設及び法人県民税法人税割の超過課税措置の適用期限の延長等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、漁業法の改正に伴う手数料の新設等を行うほか、家畜伝染病予防法の改正等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法施行令の改正に伴い、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額を変更するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等手当の特例を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を定めるなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第10号「恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例」は、漁業法の改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであり

ます。

議案第11号「宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、国において基金事業の実施期限が延長されたことから、基金の設置期間を延長するための改正を行うものであります。

議案第12号「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」は、自転車の安全で適正な利用を促進する施策の基本的な事項等を定めることにより、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図るための条例を制定するものであります。

議案第13号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、サービスの宣誓について、会計年度任用職員に係る取扱いを別に定めることができるよう、関係規定の改正を行うものであります。

議案第14号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、漁業法の改正に伴い、同法に係る事務については、住民基本台帳ネットワークを通じた本人確認情報の利用を行わなくなることから、関係規定を改正するものであります。

議案第15号は、令和2年2月定例県議会で議決を経た国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収の議決内容の一部を変更することについて、土地改良法の規定により、議会の議決に付すものであります。

議案第16号は、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号尾平工区（仮称）尾平トンネル工事（2工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付すものであります。

議案第17号及び議案第18号につきましては、教育委員会委員2名が令和2年10月8日をもっ

て任期満了となりますので、このうち、議案第17号は、島原俊英氏の後任委員として、同じく島原俊英氏を、議案第18号は、松山郁子氏の後任委員として、同じく松山郁子氏をそれぞれ任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次に、報告第1号及び第2号は、先ほど御説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策に関する令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）の専決報告であり、いずれも早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

7月下旬からの本県における「事実上の第2波」は、多くの県民の皆様にも、新型コロナウイルス感染症の脅威が、私たちの地域にとっても決して例外ではないとの強い実感をもたらしました。それまで、80日以上にわたり県内での感染が確認されていなかった状況の中で、何らかの形でウイルスが県外から持ち込まれ、私たちに身近な会食、家族・親族、職場等の場を通じて感染が広がったものであり、中でも、接待を伴う飲食店等において、クラスターが2か所で発生したことが、感染拡大の大きな要因となったものと考えられます。

本日で、3月4日に本県で初めて感染者が確認されてから半年が経過いたしました。私は、今回の感染拡大の経緯や一連の対応をしっかりと検証し、その教訓をこれからの対策に生かすことが大変重要であると考えております。この間歩んできた道を顧みて、県民の命と健康、暮らしを守るために、現在の課題をよく見極め、その学びをもってこれからも力強く歩みを進め

てまいります。

県民の皆様には、改めてマスクの着用や手洗いの徹底、3密を避ける、体調が優れないときは自宅で休む、そして、県外との往来や、県外から来県された方と接するときの注意など、「うつらない」「うつさない」ための感染防止の徹底をお願い申し上げます。

事業者の皆様には、ガイドライン遵守による感染防止対策を徹底していただき、誰もが安心して店舗や施設等を利用できる環境づくりを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

一方、県民が心を合わせて取組を進める中、感染された方やその関係者、医療従事者の皆さんを傷つけるような言動や、SNS上の心ない書き込みなどにより、当事者の皆さんが傷つき悲しんでおられる状況が見受けられます。不当な偏見や差別といった人権侵害は決して許されるものではありません。お互いを思いやる気持ちを持ちながら、今後とも正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

去る8月27日、29万7,808頭もの牛や豚などの貴い命が犠牲となり、本県の地域社会に大きな打撃をもたらした口蹄疫の終息から10年を迎えました。

これまで、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、県民が力を合わせて、口蹄疫からの再生・復興に全力で取り組み、防疫の徹底や畜産の新生に向け着実に前進してまいりました。

くしくも、この10年の節目の年、私たちは、同じ見えざる脅威である新型コロナウイルスとの闘いに直面し、今、人とウイルスとの共生の道も含めて、社会のあらゆる分野で懸命な模索が続けられております。

平成22年4月20日に発生した口蹄疫は、4か月余りで終息宣言を迎えることができました

が、「コロナ禍」とも言うべき新型コロナウイルスへの対応は、過去の感染症の経験を踏まえると、長きにわたる、全人類的な課題であると考えられます。

私たちは、地域社会の一員として、口蹄疫を乗り越えてきたこれまでの経験を生かすとともに、一人一人が互いに寄り添う気持ちを大切に、コロナの感染防止に対しても県民が一致団結することで、みやぎの「地域力」を結集し、この困難な状況を克服してまいりたいと考えております。

県議会をはじめ県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日5日から8日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

9月9日（水）

令和 2 年 9 月 9 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

さきの台風第10号の大雨等による災害では、多くの方々が被害に遭われました。また、現在でも4名の方々の安否が不明であり、懸命の救助・捜索活動が続けられております。この方々の一刻も早い救助を祈念いたしますとともに、被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。代表質問の前にお時間を頂き、ありがとうございます。

9月6日から7日にかけて本県に接近しました台風第10号に係る対応と現在の状況につきまして、御報告を申し上げます。

今回の台風は、特別警報級の勢力に発達し、記録的な大雨や暴風等のおそれがあるとされておりましたことから、県では、あらかじめ4日、金曜日に災害対策本部を設置し、市町村や関係機関と連携しながら、情報収集や災害対応に努めるとともに、県民の皆さんへ、命を守るための早めの避難の呼びかけを行ったところがあります。ピーク時には2万2,000人以上の方々が避難所に避難されております。

そうした中、椎葉村におきましては、土砂崩れにより1名の方が負傷され、4名の方の安否が不明となっております。現在、警察や消防などにより、懸命の救助・捜索活動が続けられております。不明となられている方が一刻も早く

救助されますことを、心より願うものであります。

また、災害現場の状況を確認し、椎葉村と緊密に連携して応急対応に万全を期すため、昨日、永山副知事を現地に派遣したところであります。引き続き、しっかりとした連携を図りながら、必要な対応を図ってまいります。

このほか、現時点におきまして、県内では軽傷者が7名、住宅の全壊が1棟、一部損壊が3棟などの被害が生じ、広範囲にわたって停電が発生しました。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、行方不明となっておられる方の一刻も早い救助に努めるとともに、現在進めております各種施設や農作物等を含む被害の全容把握を速やかに行い、早期復旧や災害対応の強化に万全を期してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の二見康之です。

質問に先立ちまして、このたびの台風第10号により被害に遭われました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして代表質問を行い

ます。

昨年12月、中国・武漢で初めて患者が報告されてから、世界中へ急速に感染が広まった新型コロナウイルス。感染者と死者が増加していく中、過去に流行したSARSやMARSよりも暫定的な致死率は低いものの、未解明な点も多く、油断できない状況が続いております。

感染症は、当たり前のことながら人から人へと伝染していきます。ゆえに、「外からやってくる」というイメージが、感染症特有のある種の恐怖を付随させます。そして、感染症の原因は、ほとんど目に見えません。インフルエンザウイルスや結核菌なども、肉眼で見えることはできません。目に見えないものが伝播するという不確かさが恐怖に拍車をかけます。そして、感染症は時に、短期的に集団発生します。時に局地的に、場合によっては新型コロナウイルスのように世界中を巻き込んで広がっていきます。

このように、感染症には独特の恐怖感を惹起する特徴があります。その恐怖は、時に真つ当なものであり、時に的を射ていない恐怖であります。なぜ、的を射ていないことがあるのか。それは、感染症に共通すること、もう一つ「パニック」というものがあるからです。パニックは、クールで理性的な対応を難しくし、人々は余計な苦勞に苦しみ、それは感染症の実被害以上の苦しみを人々に与えます。ゆえに、感染症のリスクを扱うときには、パニックに対峙すること、すなわちコミュニケーションが大事であり、行政におきましては、情報発信の在り方が重要になります。この情報発信については後に質問してまいります。

さて、感染症の歴史を振り返ってみますと、人類が唯一根絶したと言われる感染症、天然痘は、紀元前からその痕跡が確認され、また、1

日最大1万人の死者を出したと言われるペストも6世紀に広がるなど、人類の歴史は感染症との闘いでありました。また、ここ20年ほどを顧みても、エボラ出血熱や西ナイル熱、デング熱、炭疽菌によるバイオテロ、同じコロナウイルスであるSARSやMARS、新型インフルエンザなど、日本国内で感染者が出ていないものもありますが、様々な感染症が発生しております。人類はそれぞれの感染症に対し、病原体や感染予防法の研究や治療薬・ワクチンなどの開発に取り組んできました。

今回の新型コロナウイルスについては、未解明なところも多く、その対策は手探りに近いものでありましたが、先日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が出しました今後の取組では、これまでに積み上げられた知見に基づき感染者の対応などの改善が行われ、感染防止と社会経済活動との両立に向けて、その道筋が公表されております。

本県では、3月4日に1例目の感染者が確認され、現在では350名を超える多数の方の感染が確認されています。これまで県では、感染拡大防止対策を講じる一方で、停滞する経済の再起を目指した経済対策などを行ってまいりましたが、まずは、これまで陣頭指揮を執ってこられました知事に、この半年間、どのような思いで新型コロナウイルス対策に取り組んでこられたのか、お伺いいたします。

次に、7月に就任されて2か月が経過しました、永山副知事にお伺いします。

副知事は、九州・沖縄県の出身であり、九州地方整備局での勤務経験もおありになると伺っております。また、さきの新聞では、高校のときに将棋を——全国大会6位だったと思いますが——されていたという……（発言する者あ

り) 3位ですか。失礼いたしました。低く見積もってはいけないところを、大変申し訳ございません。3位ということで。私も息子2人が将棋を習っているところでありまして、その相手をしているところでございます。相手があるもので、大変頭を使いながら、どのように戦略を立てるかとか、大変面白い将棋でありますけれども、ぜひ一度、お手合わせをいただければなと。そのときは、飛車角2枚落ちではなく、4枚か6枚落ちぐらいでお願いいたします。

また、国土交通省本省だけでなく、内閣府地方創生推進事務局や京都府での勤務経験もおありになると伺っております。本県の活性化のために、その知識と経験・見識を生かし、様々な視点からその力を発揮していただけるものと期待をしております。

さて、就任直後から、新型コロナウイルスの影響やその対策に迫られ、県内を見て回られる状態ではなかったかもしれませんが、この2か月間で感じられた本県のポテンシャルと、県政発展のためにどのようなことに取り組まれているかとされているのか、お聞かせください。

壇上での質問はここまでといたしまして、以下は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。新型コロナ対策についての思いについてであります。

新型コロナ対策は、その治療法等が確立されていないウイルスに対処するという困難な課題であり、経済活動や県民生活にも大きな影響を及ぼす、まさに未曾有の事態でありまして、状況が刻々と変化する中での対応をはじめ、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るといふ、大変かじ取りの難しい課題であります。

このため、私はこの半年間、「県民の命と健

康、暮らしを守り抜く」という強い思いで、その時々において最善の判断に努め、感染の封じ込めに全力で取り組んでまいりました。

感染拡大を防止するため、PCR検査体制の強化や入院病床・宿泊施設の確保を図るとともに、県独自の取組としまして、7つの圏域ごとにきめ細かい対応方針をお示しする、早期の段階で、感染者の情報についても市町村ごとの情報提供に努める、さらには状況に応じた休業の要請等、また、効果的かつ円滑に業務を進めていくための県特命チームの創設といった取組も進めてきたところであります。

現在、爆発的な感染拡大にまで至ることなく抑えることができいております。これは、医療従事者や事業者をはじめ、県民の皆様の御協力によるものでありまして、改めて心から感謝を申し上げます。

今後、見えざる脅威であります新型コロナウイルスとの闘いに対し、県民と一致団結して、この困難な状況を克服してまいります。以上であります。[降壇]

○副知事(永山寛理君) [登壇] お答え申し上げます。

最初に、二見議員から過分なお言葉を頂戴いたしました。大変恐縮でございます。

今後の取組についてでございます。

私に期待される大きな役割は、国土交通省出身の副知事として、国とのパイプ役はもちろん、高速道路をはじめとする各種インフラの整備や、南海トラフ巨大地震や度重なる——今般も台風10号の災害がございましたが——風水害に対する防災・減災対策など、まずは着実に前に進めていくことだと考えております。

また、就任直後、本県は新型コロナウイルスの事実上の第2波に襲われ、知事を先頭に、私

も微力ながらその対策に尽力してきたところでございますが、今後も社会経済活動とのバランスを図りながら、引き続き、感染拡大防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、本県は豊かな食、神楽や神話といった歴史・文化、そして温かい県民性など多くの魅力に満ちていると強く感じております。

特に現在、コロナ禍で地方回帰の機運が高まる中、本県の魅力をさらに発信し、移住促進や企業誘致の推進など、ポストコロナに向けた宮崎づくりにも精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、徹底した現場主義の下、できるだけ早く全ての市町村に足を運び、地域の声に耳を傾けるとともに、県議会や県民の皆様、また市町村や関係団体の皆様と対話を重ねながら、知事の補佐役として、郡司副知事ともしっかりと連携し、本県のさらなる成長・発展に向け全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○二見康之議員 次に、「骨太方針2020」に関連して、3点お聞きします。

まず、本県の活性化について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続くさなか、今年7月に「経済財政運営と改革の基本方針2020」、いわゆる骨太方針が閣議決定されました。

今回のコロナ危機によって、我が国が抱えるデジタル化・オンライン化の遅れや東京一極集中のリスクの顕在化、中小・小規模事業者の苦境、サプライチェーンの脆弱性など、様々な課題が浮き彫りになったわけではありますが、この骨太方針では、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題と位置づけ、感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来に向け

て、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すことを大きな柱と掲げております。

特に、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装を行う「デジタルニューディール」を掲げ、東京一極集中の是正に向けて、テレワークの推進やサテライトオフィスの設置、地方での兼業・副業支援の強化などの取組が盛り込まれるなど、地方の活性化を図る上で追い風になるものと考えます。

そこで、知事に、骨太方針に掲げられている東京一極集中の是正を受けて、本県の活性化にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 骨太方針2020におきましては、ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現する施策の一つとして、東京一極集中から多核連携型の国づくりへの方向性が示されております。今後、国の地方創生の実現に向けた取組が、さらに力強く進められるものと期待をしております。

また、都市部の感染リスクの顕在化やテレワークの普及など、コロナを契機とした地方暮らしへの関心の高まりによりまして、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、新たな地方回帰の動きが生まれてくるものと考えております。

このような認識の下、本県におきましては、デジタル化・リモート化などの国の施策と連動し、先ほど永山副知事も答弁をいたしました、豊かな自然や食、スポーツや子育て環境など、県外の方にもしっかりとアピールできる、こうした本県の魅力を最大限に生かして、移住・U I Jターンの促進や企業誘致の取組などを積極的に進めていくことで、本県のさらなる活性化につ

なげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、人材育成について伺います。

新型コロナにより、我々の生活は大きな変容を迫られ、また、ポストコロナの世界に向けても、デジタル化、分散化などニューノーマルの構築が必須とされ、県民生活はもとより、企業・産業活動も、この変容する時代への対応が避けられません。

このような変化の著しい状況の中で、県内の企業が生き残っていくためには、それを支える人の力（スキル）が非常に重要です。

特に、人口減少下にあっては、外からの確保はもとより、県内における人材の育成（能力・スキルのアップ）にも力を入れる必要があります。

骨太方針でも、リカレント教育の推進など人への投資の強化が、柱の一つに掲げられています。

そこで、ポストコロナを見据え、人材育成の取組を充実させる必要があると思っておりますが、知事のお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 社会経済の変化が著しく、不透明さも増していくポストコロナの時代におきまして、産業を持続的に発展させていくためには、イノベーション等の推進とともに、それを担う人材の育成が極めて重要な課題であると認識をしております。

県では、ひなたMBAによる体系的な人材育成プログラムの実施や、個別分野に求められる技術の向上支援などによりまして、地域経済を牽引する産業人財の育成に取り組んできたところであります。今後さらに、戦略性や創造性、デジタル化への対応といった観点も重要になると認識しております。

このため、現在、「宮崎県産業人財育成プラットフォーム」の事務局であります宮崎大学と協力し、県内企業との意見交換を行うなど、人材育成の在り方について、鋭意検討を進めているところであります。

今後とも、企業の人材ニーズをしっかりと踏まえつつ、国や大学、産業界など関係機関との連携の下、これからの時代に活躍できる産業人財の育成に取り組んでまいります。

○二見康之議員 それでは次に、デジタルニューディールについて伺います。

骨太方針では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた我が国経済は、極めて厳しい状況であるとともに、行政分野におけるデジタル化・オンライン化の遅れや、大都市への一極集中による日常活動のリスクといった課題などが、改めて浮き彫りになってきたとされております。

一方で、全国的にテレワークやウェブ会議などリモートサービスの活用や定着が進み始めているなど、働き方を変えるといった前向きな国民意識や行動の変化も見られているとしております。

そのため、この骨太方針においては、未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指し、付加価値生産性の向上や、国民一人一人が生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長を実現していくとしております。

国は、この「新たな日常」を実現するため、「デジタルニューディール」と称して、「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資や実装、例えば、デジタル・ガバメントの早期構築や社会全体のデジタル技術の実装を目指す「デジタルトランスフォーメーションの推進」などを進めていくこととしております。

本県においても、このような取組を進めていくことが重要であり、また、社会全体のデジタル化を進める上では、5Gの全国的な普及が必要不可欠であるとともに、こうした先端技術に県民が触れることのできる機会の提供も欠かすことができないものではないかと考えています。

そこで、5Gの整備促進を含めたデジタルニューディールに対する今後の県の取組や県民への普及啓発について、どのようにお考えでしょうか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けまして、社会全体のデジタル化をこれからのインフラ整備と位置づけて推進していく、いわゆるデジタルニューディールを強力に進めていくこととしております。

本県においても、国のこうした取組としっかり連動していくことが重要であると認識をしております。今年度、このデジタルニューディールを取り込んだ形で、「デジタルガバメントの推進」「暮らしや産業の情報化」「情報環境の整備」を3本柱とする新たな情報化計画を策定することとしております。

特に、情報化を進める上で重要な基盤となります5Gにつきましては、今年度、全国に先駆けて、ローカル5G等を活用した実証実験に取り組んでいるところであります。このような取組を通じて、本県への整備促進を図ってまいりたいと考えております。

また、県民が先端ICTに触れる機会を増やすことも大変重要でありますので、展示会やシンポジウムの開催など、普及啓発も進めていくこととしております。

今後とも、産業や地域社会の活力を維持し、

県民が豊かさを享受することができるよう、新たに策定します情報化計画を踏まえて、県全体のデジタル化にしっかりと取り組んでまいります。

○二見康之議員 次に、新型コロナに伴う経済への影響について伺います。

本県の新型コロナウイルス感染症について、4月から5月の第1波は散発的な発生でありましたが、7月から8月の事実上の第2波では、県内各地でクラスターが発生する事態に直面しました。

感染拡大を抑えるために、これまで緊急警報の発令や休業要請等が行われたところでありますが、これらの手法は本県経済への影響も大きく、それらをどのように実施していくかは、まさに知事の重大な判断によるところであります。

県内においては、一定の収束が見られる状況ではありますが、これからは県境間の移動も多くなることが想定される中、今後も本県での感染は発生するものと考えられ、休業要請や外出自粛の判断に当たっては、感染リスクに関してしっかりした考え方をもち、県民に理解してもらい、そして行動してもらう必要があります。

今回の県内における感染拡大への一連の対応についてしっかりと検証し、その教訓をこれからの対策に生かすことが重要であると考えます。

そこで、知事に、これまでの感染防止対策と経済対策について、どのような考え方により判断し、それをどう捉えているのか、また、今後の対策にどのようにつなげていくのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 「コロナとともに生きていく社会」におきましては、感染リスクをゼ

口にすることは困難でありますことから、感染拡大防止と社会経済活動の維持との最適なバランスをどう取るかということにつきまして、それぞれの局面で状況をよく見極め、迅速かつ確かな判断に努めてきたところであります。

具体的には、感染が拡大している状況においては、医療体制を維持し、県民の命と健康を守ることを最優先に考え、外出の自粛や休業の要請等の措置を講じてきたところであります。

これらの措置によりまして、7月から8月にかけての事実上の第2波に際しましては、宮崎市における感染拡大の端緒を捉え、県内全域にいち早く休業要請等を行うことによりまして、県民の皆様の御協力もいただき、感染のピークを低く抑えることができたものと考えております。

感染拡大防止と社会経済活動の両立は、今後とも困難なかじ取りになるものと考えております。強化してまいりました医療検査体制やこれまでの経験というものを踏まえ、引き続き、医療と経済の双方の関係者や市町村等の意見に耳を傾けながら、県民の命と健康を守り、暮らしや経済の回復・維持を図るため、全力で取り組んでまいります。

○二見康之議員 では次に、県税収入見込みについて伺います。

国におきましては、令和元年度の決算見込みが、昨年度に比べて約2兆円の減収になる見通しであると発表しております。

また、直近の数字を見ますと、昨日、内閣府から公表されました今年4月から6月のGDP（国内総生産）改定値では、年率換算の対前年比がマイナス28.1%となり、3四半期連続のマイナス成長となるなど、本年度以降の税収減が大変懸念されるところであります。

このような状況の中、本年度、そして来年度の県税収入見込みについてどのようにお考えでしょうか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 本年度の県税収入見込みにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞により、税収の減少は避けられないものと考えておりますが、現時点では具体的な影響額を見込むのは困難であり、現在、情報の収集・分析を行っているところであります。

また、来年度の県税収入見込みにつきましても、今後の経済動向や税制改正による増減等が考えられますことから、現時点で税収を見込むことは難しい状況であります。

今後とも、国の施策や経済動向を注視し、精度の高い見込みを行えるよう努めてまいります。

○二見康之議員 本県におきましては、3月の専決以降、感染拡大の防止や地域経済と県民生活の再生・復興に向けた取組など、これまで数次にわたる補正により、598億円規模となる一連のコロナ対策予算を計上しておりますが、コロナがもたらした県民、県内経済への影響は大変大きく、県税収入につきましても、御答弁にありましたように減収が見込まれるとのことであり、コロナの影響が長期化することが見込まれます。

今年度は国の臨時交付金や包括支援交付金を財源として活用しているところですが、長期化が懸念されるコロナの影響に対応するため、令和3年度の予算編成にどのように取り組んでいられるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 現在取り組んでおりますコロナ対策につきましては、主に、国の補正予算で措置されました地方創生臨時交付金や緊

急包括支援交付金などを財源として活用しておりますが、今後、コロナの影響によりまして県税収入の減少が予想されるなど、歳入の確保が大きな課題となっております。

一方で、コロナへの対応につきましては、県の果たしている役割と責任が大変大きいことから、自主財源に乏しい、財政基盤が脆弱な本県においても、来年度も引き続きコロナ対策に万全を期することができるよう、財源確保を図ることが重要でありまして、国に対して、また全国知事会においても強くアピールをしてきたところであります。

感染症対策や経済対策など、必要な財政需要を令和3年度地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額の確保・充実など、必要となる財源を積極的に措置するよう、これからも国へ強く働きかけてまいります。

令和3年度におきましても、県民の命・健康・暮らしを守るため、徹底した感染拡大防止や医療体制の整備、本県経済の再生・発展に向けた取組など、必要な対策を講じるための予算編成にしっかり取り組んでまいります。

○二見康之議員 今回は、さきのリーマンショック以上の影響があるだろうと言われておりますけれども、リーマンショック時の県税収入は1割以上減収していたということですので、これにしっかり対応していただけるように、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、医療提供体制の整備についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、国の方針や運用等が通知という形で示され、県においては、それに従い取り組んでおります。

そういう中で、PCR検査の結果、陽性と判断された患者は、感染症予防法の規定により入

院することとなっております。

3月、4月頃の当初は、PCR検査を2回行って、いずれも陰性が確認できた場合、つまり安全性が確認できたら退院という国の方針であったわけでありまして、この退院の基準が変更となり、発症日から10日を経過し、かつ症状が軽快後72時間経過した場合に退院となると改められました。

当然ながら、この通知は、県や医療機関など関係機関には周知されていると思いますが、一般県民の方々に、この退院基準の変更等について知っている県民はあまりいなかったのではないかと思います。こういう情報というのは、県民にとっても非常に大事なことであり、自分たちが今後感染した場合のこととかを考えるのに十分重要的な情報であります。

こういった、新型コロナウイルスに感染し入院した方々の退院基準の変更など、常時更新されるコロナ情報を、県民にどのように周知を行ってきたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナにつきましては、現在のところ治療法が確立されておらず、ワクチンの開発が見通せない中、県民一人一人が正しい知識を習得し、感染予防対策に努めていくことが重要でございます。

このため、県庁ホームページの新型コロナ対策特設サイトでは、「知っておきたい基礎知識」の中で、患者の退院の取扱いや濃厚接触者の範囲など、県民の皆様が感染予防対策を行う上で必要となる情報について、イラストを用いるなどして分かりやすい周知に努めております。

その他、記者発表でパネルやディスプレイを用いた解説を行っているほか、マスコミからの個別の取材等を活用し、周知を図っておりま

す。

今後とも、状況に応じた適切な発信・周知に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 次に、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした、宮崎市郡医師会病院の旧施設の活用について伺います。

宮崎市郡医師会病院は、今年8月に生目の杜へ移転しましたが、県医師会は、6月に知事に対し「病院移転後の旧施設を新型コロナウイルス感染症専門病院とすることの検討」について要望しています。

また、宮崎市議会感染症対策連絡会議も、同様の内容を盛り込んだ提言書を、8月24日に宮崎市へ提出しております。

国においては、新型コロナの感染症法上の位置づけの見直しの検討に着手するなど、新型コロナをめぐる状況は日々変化しており、旧施設の活用についても、こうした国の動きなども見極めながら検討していく必要があると思います。

そこで、福祉保健部長に、新型コロナ対策における宮崎市郡医師会病院の旧施設の活用について、検討状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎市郡医師会病院の旧施設につきましては、県としても、新型コロナ対策における貴重なハード施設であると認識をしております。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が緊急事態宣言を行った場合に県が開設できる「臨時的医療施設」としての利用を含めまして、その活用に向けて、医療従事者の確保などについて協議を進めているところであります。

引き続き、新型コロナに係る国の動き等も注視しながら、協議が整い次第、活用内容等をお

示ししたいと考えております。

○二見康之議員 今のは分かりました。次は、医療従事者の人材確保についてお伺いいたします。

県では、新型コロナ対策のため、入院病床の確保などに努めており、現在、感染症指定医療機関と協力医療機関合わせて246床の入院病床を確保されていますが、医療体制を支える医師や看護師などの医療従事者の人材確保について、具体的な支援策をお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ患者を受け入れる医療機関の体制を整備することは大変重要ですので、医療機関からの要請に基づきまして、宮崎大学医学部附属病院などと連携して、医師や看護師を派遣するなど、県として医療従事者の確保に取り組んでいるところであります。

また、職場環境の改善やモチベーションの維持を図るため、新型コロナの入院患者に対応した医療従事者に特別手当を支給する医療機関に対しまして、1日1人当たり4,000円を上限として、県独自の財政支援を行っております。

さらに、新型コロナの入院患者を受け入れた医療機関の職員等に対して、最大20万円の慰労金を支給しております。

○二見康之議員 では次に、医療用物資の確保について伺います。

第1波としてコロナ感染の流行が見られた時期に、マスク、消毒薬などの医療用物資が品薄となった状況がありました。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、海外からのマスク等の入手が困難となり、また、国内における需要が急激に高まったことが、品薄となった要因だと思われま

しかしながら、これらの物資は、医療機関に

において感染防止対策を行う上で必需品であり、優先的に供給される必要があると考えます。

今後、新型コロナの第3波の発生が懸念される中、このような状況が起きないように備える必要があると思いますが、今後の医療機関に対する医療用物資の確保についてどのようにお考えなのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） マスク、ガウン等の医療用物資につきましては、国のウェブシステムを活用し優先配布してまいりましたが、物資の種類により差はあるものの、医療機関等の在庫状況は、おおむね改善傾向にあります。

このため国では、定期的な配布を一時休止し、次なる感染拡大に備えるため計画的な備蓄を進めることとしておりますことから、県でも、医療用物資を保管する倉庫を借り上げるなど、備蓄の推進・強化を図っております。

今後、再度、需給が逼迫し、医療機関における必要量の確保が困難となった場合には、直ちに国による優先配布が再開されますが、県としましても、感染拡大時でも安定した医療体制を継続できるよう、国と連携して、医療用物資の確保に努めてまいります。

○二見康之議員 医療機関だけではなくて、例えば医療的ケアを必要とする子供たちなどにとっても、例えば消毒薬なんていうのは必需品であります。こういった民間の方々も、今回、物資がなくなって非常に困っておられたということもありますので、そこのところも、ぜひ検討の中に入れていただければと思います。

次に、新型コロナの感染を警戒した受診控えによる医療機関の経営悪化について伺います。

厚生労働省のまとめでは、今年5月に全国の医療機関を受診した患者数は、前年同月か

ら20.9%減少しており、県内の医療機関においても、新型コロナの影響による受診控えで医療機関の収入が減少し、経営に影響が出ているとの話を聞きますが、その状況と対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の医療機関の経営につきましては、県医師会等から、新型コロナの影響による受診抑制などで患者が減少している状況にあると伺っておりまして、実際、国民健康保険と後期高齢者医療における直近の令和2年6月の診療報酬請求件数につきましては、前年同月比で11.1%減少しております。

国では、新型コロナによる医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援としまして、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充などが実施されておりました。県では、こうした対策について、医療機関等に対し周知をしております。

また、過度な受診控えは健康上のリスクを高める可能性があるといったことなど、適切な医療機関の受診について、県民に対し「県政けいじばん」や市町村広報紙等により周知をしております。

さらに、感染拡大防止等支援金を通じまして、医療機関・薬局等の受診環境の整備を支援するなど、引き続き必要な対応を図ってまいります。

○二見康之議員 全国に比べると、本県はまだ、そういう受診控えというのが出ていないという状況かと思いますが、必要な医療を受けられる環境をしっかりと整えていくことが大事だと思いますし、そういう県民への啓発並びに情報提供が重要だと思いますので、引き続きの対応をよろしく願いいたします。

次に、県立病院における医療提供体制につい

て伺います。

各県立病院では、感染症指定医療機関として患者を受け入れてきたところであり、対応に当たられた医師や看護師をはじめ、各県立病院の職員の方々に対し、改めて敬意と感謝の意を表する次第であります。

一方で、これから秋冬の季節を迎える中、インフルエンザなどほかの感染症の拡大と併せて、第3波による感染の再拡大も危惧される所であり、各県立病院においては、引き続き重要な役割を担っていただくこととなると考えております。

そこで、地域の中核病院としての役割を果たす県立病院において、今後、秋冬の感染再拡大に備えて、病床やスタッフ、医療資機材の確保などにどのように取り組んでいくのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） これまで各県立病院では、感染が広がった7月以降、受入れ病床を拡大しながら、重症患者や小児患者、精神疾患を有する患者など、様々な患者の受入れを行ってきたところであります。

この間、救急医療や高度医療などの本来の診療機能の一部を抑制しながら、必要な病床と看護スタッフの確保を図りますとともに、PCR検査機器など、必要な医療資機材の整備にも取り組んでまいりました。

今後懸念される感染の再拡大に対しましては、これまでの取組を継続しますとともに、福祉保健部や地元医師会、地域の医療機関ともさらに連携を深めながら、適切な役割分担をこれまで以上に確保する必要があると思っております。

その上で、本来の診療機能についても可能な限り維持しながら、県立病院としての使命を果

たしてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひともよろしく願いいたします。

次に、医療機器の整備についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した人は、ほとんどの方が無症状または通常の風邪と同じような軽症であったりしますが、中には症状が悪化し、重症化される方もいらっしゃいます。

特に高齢者や高血圧、糖尿病などの基礎疾患がある方は、より重症化のリスクが高まるとも言われており、新型コロナウイルスによる肺炎で重症化した場合、人工呼吸器やECMOなどを使った集中治療が必要となります。

県内では、超重症者は宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院で、重症者は県立3病院と都城市郡医師会病院で受入れ、治療を行う体制を取っております。

そこで、医療機関が保有する医療機器について、何を基準に、どういう考えの下で整備をされているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナ患者を受け入れる医療機関におきまして、治療や院内感染防止に必要な医療機器を、その役割に応じて整備できるようにしております。

県では、今回、国の第2次補正予算を活用しまして、重症者等を受け入れる重点医療機関に対しましては、ECMOや人工呼吸器などを、それ以外の医療機関に対しては、院内感染防止のための陰圧装置などの整備を支援しております。

○二見康之議員 では次に、PCR検査体制についてお尋ねします。

県では、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、PCR検査を地域で行える

よう地域外来・検査センターの設置を進めるための整備費用を、6月補正予算に計上し予算化されました。

PCR検査体制の整備拡充は、県民からの要望が多く、今後に備えて早急な整備が必要であると思われま。

そこで、この地域外来・検査センターの設置など、今後のPCR検査体制をどのように考えておられるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域外来・検査センターにつきましては、PCR検査の検体採取を集中的に行うため、地域の医師会や市町村の協力を得ながら、二次医療圏ごとの設置を進めております。

現在、都城、延岡、日向及び西都の4つの圏域では、地元医師会等への運営委託を行い、検体の採取を行っているほか、残る圏域においても、設置に向けて協議を進めております。

また、今後のクラスター発生時などに備えまして、より検査体制を強化するために、今回の補正予算案におきまして、民間検査機関への検査委託や、衛生環境研究所における検査試薬の購入についての予算措置をお諮りさせていただいております。

○二見康之議員 検査につきましては、当初は非常に厳格な基準といたしますか、保健所の疫学調査により、感染確率の非常に高い方を中心にされていた状況がありました。あれは、事前確率を高めるということでは非常に重要なことなんだと思いますが、どうしてもそれに漏れてしまっていた部分があるんじゃないかという指摘が、医療界のほうからもされていたと思いま。

今回の第2波を受けて、これだけのPCR検査体制が確保されているということは、今後の

検査体制としては非常に好ましいことだろうと。感染が広がらないことが、まずは何よりなんだと思いますけれども、陽性率が大体5%以下を目指すようにというようなこともありましたので、それに向けて、積極的に検査できるような体制を確保できるように、今後も取組のほうをお願いいたします。

続きまして、季節性インフルエンザの流行時期における新型コロナ対策について伺います。

例年ですと、冬場には多数の発熱患者が発生し、季節性インフルエンザが流行する時期であり、今年度は加えて新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されております。

両者とも発熱やせきなど似たような症状であるため、2つの感染症のどちらにかかっているのかをいち早く検査し対応することが重要と考えております。

このようなことから、秋以降のインフルエンザの流行時期を見据え、インフルエンザと新型コロナの感染防止と、医療機関の診療機能の維持にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 季節性インフルエンザの流行期を見据えた新型コロナ対策につきましては、9月4日に発出された国の通知に基づきまして、各地域において、院内感染を防止しつつ、発熱患者の検査・診療を行う体制を整えていくことにしております。

具体的には、かかりつけ医をまずは電話等で受診・相談していただきまして、必要に応じて検査を受けられる仕組みの構築を検討してまいり予定です。

その上で、基本的な感染予防策である手洗い・マスクの着用など、せきエチケット、新しい生活様式について、引き続き県民の皆様に、そ

の徹底を呼びかけてまいります

また、インフルエンザに関しましては、ワクチンが有効でございますので、特にハイリスクの高齢者や妊婦・乳幼児などに対しては、早めの接種を呼びかけてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について伺います。

県内の学校においては、3月2日から政府の要請による全国一斉の臨時休業が行われました。

また、その後、全都道府県が緊急事態宣言の対象となり、本県においても、市町村によって期間の違いはありますが、4月下旬から1か月程度の臨時休業となりました。

その後も、教職員や児童生徒等が感染する事例もありますが、教育委員会及び学校として、学校から感染が拡大しないように、慎重に対応されてきたのではないかと思います。

そこで、現在の学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策はどのように行っておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、国から示されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、本県で策定いたしました「宮崎県立学校における新しい生活様式」について、県立学校及び市町村教育委員会に周知いたしまして、適切な対応を求めたところであります。

各学校では、これらのマニュアル等に基づきまして、登校前の検温や健康観察の徹底、場面に応じたマスクの着用や手洗いの励行、校内の消毒、室内の換気など、「うつらない」「うつさない」ための感染症対策に取り組んでいると

ころであります。

○二見康之議員 学校というところは、そもそも人が集うところであり、共同生活を行うところでもありますから、もともとが、感染リスクに関しては非常に高い場所だと思います。

しかしながら、各学校での取組によりましてその広がりを抑えられているということは、大変好ましいことでもありますし、また、現場で取り組んでおられる方々の努力に、心から敬意と感謝を申し上げたいところでございます。

しかしながら、学校行事というものもたくさんありまして、これはやっぱり一つ一つが、そのときそのときの大きな節目であり、重要なイベントでもありますので、その実施等についても、可能な限り実施できるような前向きな検討の方向で進めていただければと思います。

また次に、学校における感染拡大防止対策は、国からの衛生管理マニュアルに基づき取り組んでいただいております。これまでの感染状況によりますと、感染リスクは誰にでもあり、感染経路も様々であります。

ニュースや新聞等でも報道されておりますように、感染者やその家族、通学先、通勤先、あるいは、私たちの命を守り、暮らしを支えるために尽力されている医療・介護・福祉関係者やその家族等に対する誹謗中傷やSNS上の心ない書き込みなどの状況が見られ、当事者の方々が深く傷ついておられます。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。

その対応が学校現場でも重要であると思いますが、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒後に、安心して学校に登校できるための取組、どのようなことをされているの

か、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、新型コロナウイルスの感染者等に対する偏見、差別は、いかなる場合においても決して許されるものではないと、私も考えております。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関するいじめ等を防止するため、児童生徒が適切に行動できるよう、発達段階に応じた指導を行うとともに、保護者に対しましても同様の趣旨について周知を図るよう、県内全ての公立学校にお願いしているところであります。

また、罹患した児童生徒が安心して学校生活に戻れるよう、支援に当たりますスクールカウンセラーを増員いたしまして、相談体制を強化するなど、必要な対策を講じているところであります。

今後とも、相談窓口の周知も図りながら、関係機関と連携し、いじめや偏見、差別の防止に向けた取組を的確に行ってまいります。

○二見康之議員 ここで一つ確認したいと思えます。子供の予防接種についてのお尋ねです。

先ほどの受診控えにも関係するのですが、今回の新型コロナウイルスについては、まだワクチンが開発されておりません。

しかし、感染症というものは様々なものがありまして、はしかや、先ほどのインフルエンザもそうですが、ワクチン接種というものが非常に有効であり、それをしているからこそ抑えられている感染症というものもございます。

この新型コロナウイルスの感染を恐れて、予防接種を控えようという動きがあると、一部そういう情報がありましたが、適切な接種時期から遅れば遅れるほど、それだけ子供が病気にかかるリスクも大きくなるなど、小児科医から

懸念の声が上がっております。

また、定期予防接種は、定められた対象期間内に受けると公費負担となりますが、その期間を過ぎてしまいますと、任意接種の扱いとなり、全額自己負担となるそうです。

そこで、この新型コロナウイルス感染症が流行している現在の状況において、子供の定期接種を実施するための取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 定期接種につきましては、ワクチンで予防できる感染症の発生や、蔓延防止の観点から大変重要でありまして、ワクチンの接種時期は、感染症にかかりやすい年齢などを基に、適切な時期が決められております。

接種控えが懸念されたことから、この6月には、県としても、市町村に対して、対象者に接種を促すよう通知するとともに、メディアを通して、直接、県民にも呼びかけをさせていただいたところです。

今回実施した県の調査によりますと、市町村では、計画的な接種を促す個別通知や健診などの様々な機会を通して周知に取り組んでおりまして、多くの市町村からは大きな影響は見られないとの回答を得ております。

今後とも、子供の定期接種が着実に実施されるよう積極的に情報発信するとともに、市町村、医療機関等との連携を進めてまいります。

○二見康之議員 先ほどの受診控えの話もそうでしたけれども、そういう先手先手の対応があったからこそ、そういう結果に終わっているところがあるんじゃないかなと、非常にいいところだと思いますので、そういう対策は、ぜひ今後、続けていただければと思います。

次に、営業自粛と時間短縮要請について伺い

ます。

まず、7月末から8月にかけて、県内で新型コロナウイルス感染症患者が急拡大したことなどから、県では、当初は西都市・児湯地域に、その後は県下全域を対象に休業要請や時間短縮営業の要請を行いました。今回2度目となる休業要請ですが、西都市・児湯地域は感染が拡大している中での休業要請ということで理解はできるのですが、県下全域で要請を行う必要があったのかという疑問の声もございます。

そこで、接待を伴う飲食店の事業者に対する休業要請はどのような認識で行われたのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、7月下旬に感染が増加傾向を示す中で、7月25日、高鍋町の接待を伴う飲食店におきまして、県内初のクラスターが発生したことを重く受け止め、速やかな感染の封じ込めを図るため、翌26日には西都市・児湯郡圏域におきまして、接待を伴う飲食店等への休業要請を決定したところであります。

さらに、人口集中地域における感染の増加傾向が見られたことから、7月30日には、休業要請の対象を県内全域に広げる決定を行ったところであります。その直後、8月1日には延岡市の接待を伴う飲食店において、2つ目のクラスターの発生が明らかとなっております。

こうした一連の決定は、まずは、西都市・児湯郡圏域における早期の感染封じ込めが必要であると判断したこと、さらには、人口の多い宮崎市でも飲食店での感染が続き、人の動きを考慮すると、県内全域に拡大しかねないという強い危機感があったこと、そして、県内外で感染の主な要因として挙げられておりました会食に対する対策というものが急務であると判断され

たことなどから、県内全域での対策に先手を打つ必要があると決断をしたところであります。

事業者をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力によりまして、比較的早期に感染を封じ込めることができたものと考えております。

○二見康之議員 感染症の拡大を抑えるための一番効果的な手法というのが、ロックダウンと言われております。人の動きを止めることによって、感染は確実に封じ込めていくことができると。このロックダウンというのと、外出自粛要請とか、その程度の差はあるかと思いますが、大まかなやり方としては同じ意味だろうというところでは。

例えば、急に休業要請等をされるのではなく、ある程度こういう状況が発生したら行う可能性があるなど、事業者等にとって、ある程度の準備ができる期間といたしますか、対応ができる期間があったならば、また違う反応もあったのではないかなと感じるところです。食材の仕入れやスタッフの配置など、そういったところもありますので、そういう事前に分かるような何らかの目安というものが必要になるんじゃないかなと思うところでは。

それでは次に、それを行った後で、今度は飲食店に対する支援について伺います。

これまでの教訓を生かして、来るべき第3波に備えるとともに、かつてのにぎわいをできるだけ早く取り戻すためには、事業者はもとより、利用する県民も含め、それぞれがそれぞれの立場で感染防止対策を実施し、安心して飲食店を利用できる環境づくりが重要であると考えます。

そのためには、県の果たす役割は大きいと考えますが、飲食店に対する支援策について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 飲食店に対する休業や時間短縮等の要請につきましては、大型連休を前にした休業要請に続く第2回目であります。売上げの減少など深刻な影響を懸念したところではありますが、本県のその時点における感染状況を踏まえ、全県的に行うことで、感染のピークを低く抑え、経済への影響もできる限り短期間にとどめなければならないという強い危機感の下に、判断をしたものであります。

また、要請に基づく取組を促進するために、飲食店の皆様には、市町村と協力をして県内足並みをそろえる形で、協力金や感染防止対策のための支援金を支給することとしたところであります。

今、休業要請のタイミングについて御指摘があったところではありますが、感染を早期に封じ込めるためには、これを早く実施していく必要がある。ただ、協力金等の対象になる期間につきましては、飲食店等の準備期間を考慮して、一定の期間を設けたところであります。

休業要請が解除された後の消費喚起は、大変重要な課題であると考えております。これまでの補正予算において認めていただきました事業についても、これからその効果を発揮するものがありますし、さらに今議会で提案をしております、国のGo To イートキャンペーンを活用した全県的なプレミアム付食事券の発行支援事業でありますとか、第2弾となるプレミアム付商品券の発行などにより、県内飲食店の積極的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、こうした取組と併せまして、利用者の皆様が安心して飲食店を利用できる環境づくりも大変重要であると認識をしております。

○二見康之議員 今の、県民が飲食店を安心し

て利用できるようにするための県の取組について伺います。

県では、4月の全国的な流行、いわゆる第1波を受け、4月下旬から5月上旬にかけ1回目の休業要請を行いました。

このときは、他県、特に九州各県が休業要請を行うという状況もあり、他県から本県へのウイルスの持込みを抑制することが目的であったと認識しております。

幸いにも、本県においてはゴールデンウィーク明けに感染の拡大は見られず、休業要請を含め、県の対策は功を奏したと言えるものであったと思います。

その後、7月から全国的に事実上の第2波と言うべき感染の流行が見られ、本県においても、多くの感染者が確認され、接待を伴う飲食店におけるクラスターも発生し、2回目の休業要請等を行われました。

8月16日をもって、休業ないし時短営業の要請が終了し、今では感染者の発生も落ち着きを見せているものの、利用客はいまだに感染を恐れているのか、飲食店の客足は戻ってきていないという感じです。

私も何度か、街の様子とかを見にいったこともあります。以前の空気とは全然違うというような雰囲気でありまして、やはり一つは、その休業要請が終わっても、感染拡大警報が出ているという時期が8月31日までであったということ踏まえてのことでもあるかもしれません。しかし、9月になってからも、なかなか戻っていない。これは、やはり安心安全に対する県民の不安というものがまだ勝っているという状況にあるんだと思いますし、このコロナ禍において、県民の生活の在り方というものが変わってきているところがあると思います。

この状況を踏まえて、飲食店の方々も、これから先の見通しについて、非常に厳しいものを持っている方が多いです。中には、もう閉めることを決断された方もいますし、この状況が続けば、やはり年内もしくは年明けまでもつかなという方々も結構いらっしゃると思います。頑張ろうというのも、やはりさきの持続化給付金とかありますし、また、借入れ等で事業をつないでいるということもありますが、その思いがいつまで耐えられるかが、非常に危惧されるところでございます。

この第2波の教訓を生かして、来てほしくはないけれども、第3波に備えること、そして、かつての経済をできるだけ早く取り戻すためには、事業者、そして利用者、それぞれの立場で感染防止対策を実施していくことが重要であり、そのために県の果たす役割は大きいと考えております。

県民が安心して飲食店を利用していくために、県はどのような取組を行っていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 安心して飲食店を利用できる環境づくりのためには、業界ごとに定められております感染対策のガイドラインを遵守していくことが大変重要であると考えております。

その項目として、例えば、ウイルスを持ち込ませないために来店時に体温測定をするでありますとか、店内で感染させないための従業員のマスク着用や定期的な換気の実施、また、もし感染者が確認された場合でも、速やかに濃厚接触者を特定するための来店者の名簿作成などが盛り込まれているところであります。

あわせて、感染がどのような状況で発生をしているのか、そういう具体的な事例というもの

を、県民の皆様へ情報提供することで注意喚起をする、そうした広報も大変重要であり、取り組んでいるところであります。

今回、2回目の休業要請等の期間が終了しました8月17日には、県・市町村と飲食業関係団体が連携して、ガイドラインの遵守に向けた対策に取り組んでいくことを共同宣言したところであります。

この宣言では、関係団体が毎月1日を県内一斉ガイドライン点検の日と定め、定期的な点検を実施することや、県民の皆様にも、ガイドライン実践宣言の店の利用や、飲食店が実施する感染防止対策への協力をさせていただくことを掲げているところであります。

県では、引き続き、市町村と連携・協力しまして、関係団体の取組を支援してまいります。

○二見康之議員 全員に一律の分かりやすい教え方といいますか、伝え方というのは難しいかもしれませんが、できるだけ個別具体的に事例を挙げることによって、県民の理解というのは進んでいくんじゃないかなと思います。それぞれのパターンとか、これまでの疫学調査の結果の中で見られる感染傾向に基づいて、いろいろ県のほうでも、県民への情報発信について取り組んでいただきたいと思います。この県民への情報発信の在り方についてお尋ねしたいと思います。

7月26日の定例記者会見の場で知事は、「県外との往来は厳重な警戒が必要だ。お盆などの帰省時期を迎えるが、不要不急の帰省を控えるよう、県人会などを通じて要請していく」ということをおっしゃってございました。

また同時に、「いろいろな情報が巡ったり、患者を責めたりするようなことがあってはならない。大変な思いをされている感染者を支える

宮崎でありたい。ぜひ人権尊重に県民の皆さんの理解をいただきたい」と発言されておりますが、例えば「不要不急の往来自粛」という表現は、仕事とか帰省、お盆の時期とかもありましたので、「県内外へ移動される人」、こういう方々は、よほどの理由がなければ帰省してはならないと一般の方に受け取られ、また、やむを得ず往来した人たちへの偏見につながるのではないかと懸念されます。またそれが、もしその方にコロナの症状があったとして、これが受診控え、要するに分かったら嫌だなど、県外に行って自分がもしコロナにかかったら、周りの人たちに、本当に嫌な思いをさせてしまうんじゃないかと、今後の生活に影響するんじゃないかと、そういった思いで、早期発見につながるような受け取られ方をするのではないかと感じずにはられません。

例えば、私の住む都城市では、位置的に仕事で——鹿児島ですね、具体的には——出かけなくてはならない方もたくさんいらっしゃいますし、県が県民に対し、県外への不要不急の往来自粛を呼びかけていることから、仕事でも県外に行きにくくなるとか、仕事面での影響が生じているという声もあります。

これは内閣ですかね、RESASでの情報とかもあると思います。あれでも今年1月の時点でのことですが、かなりの数の方が、日中、都城市に来られている。その6割、6,000人、7,000人ぐらいが日中、来られているというようなデータが出ています。宮崎市についても、1万6,000人だったと思いますが、それぐらい他県から来ているというような情報もあります。もちろん、コロナが発生して、その状況がそのまま今続いているかといったら、また別の

データが出ると思いますが、そこはまだ公表されておられません。しかし、こういった方々が少なからずいるし、やはりコロナがいつどこで発生するかも分からない。ましてや誰がかかってもおかしくないという表現の仕方と情報発信の仕方、これが本当に県民にすっと入っていきけるような表現になっているのか。こっちでは厳しいことを言って、こっちではまた別な表現になっていると、どう受け止めればいいのか。

みんなが早く検査が受けられる、受診しやすい環境をつくることによって、感染拡大につながるような環境づくりというのが一番大事だと思います。

情報発信の在り方によって、本来の目的である「早期発見、早期対処による感染防止」と異なる結果につながっては意味がありません。そこへの配慮が必要ではないかと思いますが、福祉保健部長の考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 「不要不急の往来自粛」との表現につきましては、他県でも用いられるなど、全国的に一定の認知度があることから、協力要請を行う上で用いていたところであります。

ただし、御指摘のような懸念もあることから、工作上必要な往来や生活圏が県境にまたがる地域での生活上の往来など、やむを得ない往来については差し支えないこと、万が一感染された場合には、誰もその可能性があることを踏まえれば、責めるべきことではなく、感染者への誹謗中傷こそ防ぐべきことについても、県民の皆様にしかりと伝えていくことが重要だと考えております。

こうした留意点について、会見やホームページ、その他の機会を通じて周知に努めてきたところではありますが、今後も、表現の方法を含め

まして、県民の皆様への情報発信には十分配慮していきたいと考えております。

○二見康之議員 新型コロナウイルスという目に見えない未知のウイルスに対し、大きな不安を抱いている県民にとっては、分かりやすい情報、そして明快なメッセージというものが欠かせません。

そのため、迅速な情報発信だけでなく、情報やメッセージが県民にどう理解されるのか、県が求める結果にちゃんと結びつけられるのかを常に意識した戦略的な情報発信が、まさに求められていると思います。

最初にも申し上げましたように、「見えないものに対する人々の不安感というのは、生命体、人間が本来持っている本能的なものであって、自分の生命を守ろうということで、第三者を敵に置き換えることによって、その不安を解消するというものがある」と、心理学の中でも言われておりますが、そういったものにつながるように情報発信していくことが必要なんだろうと思います。

感染確認から一定程度の時間がたち、ウイルスの特性についても、ある程度の知見が高まってきました。これは、さきの国の感染症対策本部の発表でも見られるところでもあります。これまでの感染状況の分析により、感染者の8割が無症状または軽症だということも分かってきたようです。

そういった新たな情報やデータを県としてしっかり分析し、分かりやすく県民に提供していくことも、県民の満足度向上や県の取組に対する信頼につながると考えます。

県内における7月下旬からの事実上の第2波も一定程度落ち着き、9月には感染拡大緊急警報が解除されましたが、「警報解除は安全宣言

ではない」「引き続き持続的な警戒体制の下、「新しい生活様式」を実践する」ということが、県からのメッセージとして発信されました。これから、どう警戒して、どういう行動をしていけばいいのか、どうやってこのコロナウイルスと向き合っていけばいいのか。先ほどの飲食店の利用等についても同じだと思います。こういうことが県民の最大の関心事であり、県の情報発信の最も重要なところだと思います。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症については、県民の安全・安心につながる、生活しやすい、分かりやすい情報発信が必要だと考えますが、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、治療法等も確立されていない未知のウイルスであることによる不安というものがまずある。そのことに加えまして、県民の皆様が日々接している情報というのは、どちらかというところ、東京や大阪など感染が拡大している地域の状況であったり、その対策ということであり、そのことにより、さらに不安が増幅される。そういった課題もあるところでありまして、県民の皆様に対して、正しい情報を迅速に分かりやすく発信することが、極めて重要であると考えております。

このため県では、様々な媒体の特性を生かし、また、適宜工夫や改善を図りながら、分かりやすい情報発信に努めてきたところでありまして、特に県ホームページにおきましては、新たに「データで見る感染状況」のページなどを作成しまして、日々の感染者の発生状況を見える化するとともに、感染症についての基礎知識や、県民にお願いする具体的な行動などの情報発信に取り組んできたところでもあります。

また、私自身も、これまで記者会見や報道番

組への出演、テレビCM、さらには自分自身のSNSの発信など様々な機会を捉えて、県民の皆様に必要な情報がしっかり伝わるよう努めてきたところであります。

また、不安などが差別や偏見を助長しかねないという、日本赤十字社の発信、啓発の動画なども紹介をしてきたところであります。

議員の御指摘は大変重要な視点であると考えておりますので、今後とも県民の目線に立ちながら、分かりやすく、かつ適切な行動につながる情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

○二見康之議員 一連のコロナについて質問してまいりましたが、新型コロナウイルス、新たな感染症というものについては、非常に慎重、かつ重点的に取り組まなければ、感染拡大並びに経済等、私たちの生活に与える影響というのは非常に大きいというふうに感じるところであります。

感染症対応に係る体制強化についてお伺いしたいと思います。ようやく第2波が収束しつつあるところではないかと思いますが、これからの情報発信や疫学調査は、これまでの傾向並びに調査・分析、そういったところもしっかりすることと、PCR検査体制をしっかり維持したり、医療提供体制を確保するなど、今後も対応すべき課題は多いというふうに思います。

日本の中でも、いろいろ感染症というのはあったことがあります。今回の新型コロナは、よくスペイン風邪の話が引き合いに出されます。

日清戦争が終わったときに、各戦地に赴いていた兵士の方たちが日本国に帰ってくる時の話が、ある記事で紹介されておりました。

当時の日清戦争の犠牲者というのは、戦死者

が約1,500人、そして病死者というのが1万2,000人だったとあります。特に、コレラの感染者が非常に多かったと。

このような感染症に罹患している可能性のある兵士らが約24万人。それが687隻の船舶で日本国に帰ってくるということがあったそうです。このときの危機の対処の指揮官となったのが、当時の陸軍次官であった児玉源太郎という方だそうです。

その児玉源太郎氏が、この感染症を、いかに国内に広げさせないために検疫事業を行うべきかというときに、行政的手腕に優れ、かつ専門的知識を持った方が当たるべきだと。そこに、当時、左遷されていた、ロベルト・コッホ研究所に留学経験がある、元内務省衛生局長を務めた後藤新平という方が大抜てきされております。

予算的なものについては、児玉源太郎氏が全てを負う。しかしながら、全ての実施事業については、後藤新平氏に任せると。事態の対処に当たる指揮官に、有力な人材を抜てき・配置する。そういうトップの判断、そして、彼らに現場指揮の全権を任せて事に臨むというような体制というものも、今回の新型コロナには必要だったのではないかなど。通常業務を担いながら、このコロナが感染拡大している状況においては、朝から晩まで寝る間も惜しんで職務に当たられた職員の方々、また、医療関係者の方々など、関係者の方々がたくさんいらっしゃいました。しかし、防疫、感染拡大に対する対策を練るといふところの専門チームといえますか、組織・チームがやはり必要だったのではないかなどと思うところです。

これは、情報発信の在り方も、ぜひそういうところでしっかり検討して、感染防止、そして

県民生活の安心・安全につながるような情報発信の仕方、そういったものを戦略的に進めていくためにも、部局を超えた体制の強化というものが必要だったと、また、これからも必要だと思いますが、知事はどのようにお考えなのでしょうか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス対策につきましては、福祉保健部はもとより、庁内関係部局の連携の下に、外出自粛や休業の要請のほか、積極的な疫学調査や医療提供体制の整備など、様々な感染拡大防止対策を進めてきたところであります。

7月下旬からの感染拡大を受けまして、こうした体制をより強力にサポートする思いからも、新たに新型コロナウイルス対策特命チームを組織しまして、新型コロナウイルスを正しく理解するための知識や感染状況に関する広報の強化のほか、保健所を支援するための市町村保健師のリストアップを図る、また関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣言を行うなど、市町村や関係機関との連携強化も図ってきたところであります。

一方、これからのコロナ対策につきましては、これまでの取組の検証・分析を行いまして、次なる感染の波に備えていく、これも重要であります。新しい生活様式やガイドラインに沿った県民や事業者の皆様の行動について、一層分かりやすく情報発信をし、理解を得ることなどが重要であると考えております。

効果的な情報発信をはじめとする様々なコロナ対策に、迅速かつ確に取り組むため、その推進体制につきましては、今後とも、適宜検討し、実施してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 一定程度の収束を迎えている今だからこそ取れる対策といたしますか、準備が

あると思いますので、しっかり検討をよろしくお願いたします。

では次に、子供の貧困対策について伺います。

県においては、平成28年に宮崎県子どもの貧困対策推進計画を策定し、計画期間の4年間において、市町村や関係機関と連携した対策の推進のみならず、NPOをはじめとする様々な支援団体のネットワーク化を図るなど、民間団体も巻き込み、県民一体となって子供の貧困対策に取り組んでこられたところであります。

このような中、先日、厚生労働省から公表された2018年の子供の貧困率は13.5%、前回の2015年の調査から0.4ポイントの改善が図られているものの、依然として子供の約7人に1人が貧困状態にあり、国際的に高い水準となっており、子供の貧困問題の解消のために包括的、継続的な支援が求められる中、県においては、今年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定されたところであります。

そこで、県では、子供の貧困の現状を踏まえ、今後、第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画に基づきどのような取組を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年3月に策定した第2期計画におきましては、本県の課題を踏まえまして、保護者に対する就労の支援、教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援の4つの柱を設定しまして、必要な対策に取り組むこととしております。

具体的には、保護者へのきめ細かな就労支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や、地域における学習支援に取り組んでおります。また、子ども食堂等による地域の居場所づくりの推進、児童扶養

手当の支給や独り親世帯の医療費の助成など、様々な施策を進めております。

さらに、全市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定を促進し、関係団体とも一層連携しながら、施策の推進に取り組んでまいります。

○二見康之議員 それでは次に、子供の貧困対策の取組への支援について伺います。

県内では、子供の貧困に取り組む民間の動きが広がっており、各地域で子ども食堂の開設が見られるほか、フードバンクや、食材等を直接届ける「宅食」と言われる取組も広がっております。

そのような中、県内での新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、外出自粛等により活動が困難になるなど、子ども食堂を取り巻く環境は厳しさを増しているのではないかと思います。そこで、県では、子ども食堂や宅食などの民間団体の活動に対してどのような支援を行っていくのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、子ども食堂などの貧困対策に取り組む民間団体の広がりに伴いまして、団体のネットワーク化を図るとともに、研修会を開催するなど、人材の育成にも取り組んでまいりました。

子ども食堂は、地域の居場所づくりや家庭が抱える課題等を把握するために重要な取組ではありますが、人が集まりづらいコロナ禍におきましては、援助が必要な世帯に直接食材等を届ける子ども宅食や、フードバンクといった活動のニーズも高まっておりまして、県内でも取組が増加しております。

このようなことから、県では、今後、子ども宅食などにつきましても、運営に必要な情報の提供や団体の活動の周知、食材等の寄附を希望

する企業とのマッチングなど、民間団体の取組が一層広がるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、記紀編さん1300年記念事業について伺います。

本年は、現存する我が国最古の正史である日本書紀が編さんされて1300年に当たり、記紀編さん記念事業の最終年となりました。これまでに、県内外への情報発信がなされたところがあります。宮崎といえば「神話」あるいは「神楽」といったイメージも、県外に浸透してきているのではないかと感じております。

一方で、記紀編さん記念事業の集大成として開催される予定であった国文祭・芸文祭は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、来年に延期となりました。

ぜひ、来年の国文祭・芸文祭を、集大成というよりも、むしろスタートアップ事業として位置づけていただき、神話や神楽などの磨き上げた文化資源の発信に、引き続き取り組んでほしいと思います。

そこで、記紀編さん1300年記念事業のこれまでの成果と今後の展開について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 最終年を迎えました記紀編さん1300年記念事業につきましては、市町村や関係団体等の取組の広がりとも相まって、神話や伝承、ゆかりの地など「みやざきの宝」を多くの県民の皆さんに再認識していただき、ふるさと宮崎に対する愛着や誇りの醸成も図られたものと認識をしております。

また、県外では、「神話の源流みやざき」というイメージが徐々に浸透し、観光誘客にも結びついておりますほか、国立能楽堂などでの神楽公演が好評を得たことで、地域の皆さんにと

りましても、これまで長年にわたり受け継がれてきました伝統文化の価値を自ら見詰め直し、これからはもしっかり継承していこうという機運が高まったものと考えております。

御指摘のとおり、このような記念事業の成果を今後とも引き続き、本県ならではの強みとしてしっかりと生かしていくことが大変重要であるとと考えております。

こうした記紀ゆかりの文化資産というものは、時がたてばたつほど輝きが増し、またその価値も増していくものと考えております。

来年、1年この国文祭・芸文祭が延びたわけではありますが、次なる1400年に向けた新たなスタートの年というような認識も持ちながら、記念事業で磨き上げました「みやぎきの宝」を力強く発信しますとともに、今後も、文化振興はもとより、観光誘客や移住定住の促進など、これからの県づくりにも幅広く活用してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、神話や伝承、神楽などの本県固有の文化資源を生かした人材育成について伺います。

今回のいわゆるコロナショックによって、都市部における感染症拡大のリスクが浮き彫りになり、テレワークの拡大など仕事の仕方の変化とも相まって、働き方や暮らしが見直され、地方移住への関心も高まっていると聞いております。

こうした地方回帰の流れは、本県にとってまたとないチャンスであり、移住施策に力を入れるなど、県は積極的に施策を推進するべきと思います。

記紀編さん記念事業では、神話や伝承、ゆかりの地、神楽などの本県固有の文化資源を磨き上げ、県内外に発信してきたわけですが、多く

の県民の方々にも、ふるさと宮崎を象徴する存在として、神話や神楽などに対する認識が広がったものと評価しております。

今後は、これらの磨き上げた本県固有の文化資源を、もっと子供たちにも伝え、ふるさと宮崎の将来を担う人材育成につなげていくべきと思いますが、見解を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県固有の文化資源を生かして、将来を担う人材の育成につなげることは大変重要であります。そのためには、子供の頃から神話や神楽などに親しむ機会を提供していく必要があるものと考えております。

このため県では、小中高生に神話に触れていただく出前授業を実施するとともに、今年度は、日向神話の漫画本も制作することとしております。さらに、子ども神楽の発表の場を設けますほか、神楽の担い手の方々が後継者の育成について話し合う研修会を開催することとしております。

神話や神楽などの文化資源は、郷土を愛する心を育み、ひいては、若者の地域定着にもつながるものと考えますので、今後も積極的に活用し、本県の将来を担う人材育成につなげてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について伺います。

先日、知事提案理由説明の中でもありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、今年開催が予定されていましたが中止となり、2023年の開催に向け調整がなされる中、大会主催者である日本スポーツ協会から、本県の開催年を2026年から2027年へ1年延期することについての協力要請がなされ、先般、これを受け入れる判断をされたとのことで

あります。

しかしながら、令和8年の国スポ・障スポの開催に向け、競技会場となる施設の整備や選手強化などの準備を進めてきた本県にとっては、開催時期が1年延期されることにより、少なからず影響があるのではないかと懸念するところでもあります。

そこでまず、主要3施設の整備について、現在の進捗状況と国民スポーツ大会が1年延期された場合の影響について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けた県有主要3施設につきましては、平成30年度に策定しました基本計画に基づきまして、現在整備を進めております。

このうち、都城市山之口町の陸上競技場につきましては、現在、造成工事を進めておりました。併せて実施設計を令和3年3月までに完了する予定であります。延岡市の体育館につきましては、建物の実施設計を進めておりました。今年12月までに完了する見込みであります。また、宮崎市のプールにつきましては、PFI手法による整備・運営についての検討を進めてきたところでありまして、来る11月に入札公告を行う予定としております。

なお、国民スポーツ大会の開催が1年延期された場合でも、主要3施設の整備につきましては、当初の予定どおり、令和7年度の供用開始に向けて取り組むこととしておりまして、大会開催までの間は、本県選手の競技力向上に向けた練習拠点として活用したいと考えております。

○二見康之議員 今回整備される主要3施設については、国スポ会場としてはもとより、本県のスポーツランドの中核をなす施設でもありま

すので、予定どおり整備を進めていただきたいと思います。

また次に、宮崎市に整備するプールについては、PFI方式を導入されるということですが、PFIによるスポーツ施設の整備は、本県では初めてであると伺っております。

そこで、プール整備のPFI事業の概要について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会に向けたプールの整備につきましては、設計・建設から[※]10年間の運営・維持管理までを一括して民間事業者が発注するPFI事業として行うこととしております。

PFI手法を導入することによって、民間の技術やノウハウを活用し、設計・建設の段階から、将来の運営・維持管理方法までを見据えた効率的な施設整備を行うことなどで、コスト削減が図られますほか、年間を通じて、一般の方から競技者までの幅広いニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能となり、生涯スポーツの振興やアスリートの育成の新たな拠点として、スポーツランドみやざきのさらなる魅力向上にも寄与するものと考えております。

また、プール運営との相乗効果や、財政負担の軽減を図りますため、余剰地を活用した民間収益事業の提案も、PFI事業と一体で募集することとしております。

○二見康之議員 次に、競技力向上について伺います。

この国民スポーツ大会の延期が本県に及ぼす影響があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

これまで、第81回国民スポーツ大会に向けて長期的に取り組んでいることもあると思います。また、その年度の国体に向けて短期的に取

※ 56ページに訂正発言あり

り組んでいることもあるのではないかと思います。

昨年10月に開催された茨城国体では、天皇杯順位41位と苦戦を強いられたと記憶していますが、その状況を踏まえ、国民スポーツ大会の開催時期が1年延期になった場合の選手強化への影響について、どのようになっているのか、どのようにお考えなのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在、選手強化につきましては、平成30年度に策定しました「宮崎県競技力向上基本計画」に基づき、また、昨年度の茨城国体の結果もよく踏まえまして、各施策等を推進しているところであります。

大会の開催時期が1年延期となった場合、高校生以下の少年競技に参加する対象選手が1学年繰り下がることとなりますが、選手強化を図る観点からは十分対応していけるものと考えております。

いずれにいたしましても、天皇杯獲得という目標は変わりませんので、開催年に各選手がベストな状態で大会に臨めるよう、計画の見直し等も検討しながら、競技力向上にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 考えようによっては、施設が1年早くできることによって、選手育成についてはその1年間、また時間がもらえて取り組むことができるというメリットの部分もあるのかなと感じるところですが、その中でも未普及競技については、昨年度の2月議会において、県が今後、特に力を入れて取り組みたいとの答弁がありました。その状況についてお聞きしたいと思います。

こちらの未普及競技については、サッカーやバスケットボールのような競技人口が多い競技

に比べ、競技力向上に向けた取組がなかなか思うように進まないのではないかと考えております。

また、これまで国体を開催してきた先催県においては、ほとんどの県が、このような未普及競技の育成・強化にも力を入れ、天皇杯獲得につなげてきたと伺っております。

こちらの未普及競技の選手育成の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 未普及競技につきましては、各競技団体等が行います競技体験会や、県の「ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト」を通しまして、選手の発掘に積極的に取り組んでいるところであり、ジュニア選手が全国大会等で上位入賞するなど、成果も出始めているところであります。

また今年度より、中学校に部活動がない競技を対象に、強化練習会やオリンピックの方などの講習会等を始めたところでありまして、各競技において、選手の育成・強化が進んでいくものと考えております。

今後は、未普及競技においても、毎年、国体で入賞する競技が増えていくよう、関係団体等と連携しまして、小中高の継続した選手強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

では次に、防災拠点としての庁舎の機能強化についてお伺いします。

今年7月、本県の災害対策の拠点となる防災庁舎が完成しました。新型コロナウイルス感染防止のため、大々的な落成式や見学会の開催は見送られましたが、建設に当たられた方々や関係者の皆様に対し、この場をお借りして、深く敬意を表したいと思います。

防災庁舎は、検討開始から約9年、総工費約123億円という、宮崎県政史に残る建築物であり、これまで県議会の場でも、幾度も議論を重ねてまいりました。

新たな庁舎は、地上10階・地下1階建てで、屋上にはヘリポートを備え、十分な災害応急対策活動スペースが確保されております。

また、県庁舎として初めてとなる免震構造を採用するなど、耐震性・耐浸水性が確保されるとともに、災害発生時に必要なライフラインが確保されているなど、南海トラフ地震など大規模災害にも対応できる機能と設備を備えており、県民の生命と財産を守る拠点となる庁舎が整備されました。

危機管理局などの関係部局が順次行っていた移転が終了し、先月から、庁舎の本格運用が開始されておりますが、大規模災害時に、県が関係機関と連携しながら円滑に災害対応を行っていくためには、今後、この新たな施設、設備をいかに活用していくかが重要であると思えます。

そこで、新たな防災庁舎が本県の災害対策の拠点として十分に機能するために、県はどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 防災庁舎が災害対策の拠点として十分な機能を果たすためには、新たな施設や設備を有効に活用するとともに、関係機関が連携し、迅速で的確な災害対応ができる体制を整備していく必要があると考えております。

このため県では、防災庁舎の整備に併せまして、災害情報やカメラ映像を大画面で表示する「災害対策用オペレーションシステム」や「防災情報共有システム」を整備し、情報収集・共

有体制の強化を図ったところでございます。

一般の台風第10号に係る災害対策においては、国や警察、自衛隊のほか、電力会社などの関係機関が防災庁舎に一堂に会するとともに、この新たなシステムを活用して情報を共有することで、円滑に災害対応を行うことができていると考えております。

今後とも、防災関連機関と連携しまして実践的な訓練を実施するなど、訓練や研修等の充実を図り、本県の災害対応力のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策関連について伺います。

このことは、6月定例会においても多くの質問が行われたところであり、執行部からは、市町村向けにガイドラインを作成し、出水期に備えた対策を行っているとの回答があったところでもあります。

その後、7月豪雨では、熊本県球磨川流域で大規模な災害に見舞われ、ソーシャルディスタンスに配慮した避難所運営の様子を、度々メディアで拝見しましたが、この7月豪雨では、本県でも多くの市町村で避難所が開設されたと聞いております。

また、先日、6日から7日にかけて本県に接近した台風第10号では、避難者の受入れができなくなった避難所が発生したところであり、改めて、コロナ禍における避難所の受入れ体制などについても検討する必要があると感じております。

そこで、県内の避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策についての現在の状況を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 避難所にお

ける新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、市町村において対策が進められ、先般の7月豪雨の際は、避難者の健康チェックやスペースの確保が適切になされたものと認識をしております。

一方、今回の台風第10号では、通常より多くの避難所が開設されたものの、多数の避難者のために、一部で定員オーバーが発生したところであり、今後の検証が必要と考えております。

現在、県では、「災害と感染の2つのリスクから命を守るための避難行動」といたしまして、多様な避難や避難所での感染症対策等について、様々な媒体を活用し、啓発を行っているところでございます。

また、市町村において、マスクなどの感染症予防対策品の備蓄が進められておりますけれども、県といたしましても、大規模災害を想定し、新たにマスク及び消毒液を備蓄することとし、今議会に必要な予算措置をお願いしているところでございます。

○二見康之議員 それでは次に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITを活用した発電所の大規模改良事業について伺います。

企業局の電気事業においては、昭和50年度以降、連続して黒字を計上するなど、安定的な経営を行っており、また、一般会計に利益の一部を繰り出すなど、県政にも貢献していただいております。

一方、施設、設備の老朽化が大きな課題となっており、今年3月に策定された「宮崎県企業局経営ビジョン」では、今後、発電所の大規模改良工事等を的確に実施していくこととされております。

こうした中、企業局の発電所で最大規模であ

る綾第二発電所においては、FITを活用して、大規模改良事業に取り組まれると伺っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、FIT認定に向けたスケジュールに遅れが生じるなど、課題もあるようです。

そこで、綾第二発電所のFIT認定に向けた進捗状況とその効果について、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 綾第二発電所大規模改良事業につきましては、当初、本年7月に契約の予定で入札手続を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、手続に支障が生じたため、5月に入札を一旦中止いたしました。

その後、6月に再度入札公告を行ったところであり、11月の契約締結、さらに令和3年度中のFIT認定に向けて、現在、手続を進めているところであります。

次に、FIT認定の効果であります。FITは、20年間にわたり一定価格での電力買取りが保証される制度でありまして、事業の長期的な見通しが立てやすくなるメリットがございます。

特に、綾第二発電所の場合は、20年間で約220億円の収益増が見込まれておりまして、この収益を有効活用することなどにより、老朽化した設備の計画的な更新を行い、長期的に持続可能な、安定した経営基盤を築いてまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、ダムの前放流について伺います。

今年の7月豪雨では、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で甚大な被害が発生しました。

このような異常気象、異常豪雨の頻発する

中、昨年の台風19号を契機に、洪水被害を防止・軽減する対策の一つとして、本県でもダムの事前放流実施に向けての取組が進められております。

ダムの事前放流は、洪水の発生が予測された際、発電やかんがい用水等のためにダムにためている利水容量の一部を事前に放流して、治水容量として一時的に活用するものであり、洪水時の治水容量がさらに増えることで、大規模な洪水に対して、ダム下流の洪水被害の軽減が期待できるものであります。

しかし一方で、事前放流の実施に当たっては、放流後に貯水位が回復しなかった場合の利水上の課題もあると聞いております。

そこで、企業局における事前放流への対応と電気事業への影響について、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局では、12の水力発電所におきまして、ダムを活用した発電を行っております。

そのうち、県が管理する多目的ダム9か所におきましては利水者として、また、局が管理しております利水ダム3か所につきましてはダム管理者として、事前放流に対応することとなります。

具体的には、大規模な洪水が予測される場合には、事前に発電等のための利水容量の一部を放流し、ダムの水位を低下させることにより、治水対策に最大限の協力を行うこととしておきまして、今回の台風10号におきましても、事前放流を行ったところであります。

電気事業への影響につきましては、実際の降雨量が予測された量に達せず、ダムの水位が事前放流以前の水位まで回復しなかった場合は減収となりますが、治水対策を第一と考え、関係

機関と連携を図りながら、適切な事前放流に努めてまいります。

○二見康之議員 では次に、学校におけるICT環境の整備状況について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、本県でも学校の一斉臨時休業が行われ、学校教育にも大きな影響が出ました。

その中で、休業中の子供たちの学習保障として、オンライン教育などICTを活用した新しい教育の取組が、全国的にクローズアップされたところであります。

そのような状況を受けて、国は、コロナ以前から打ち出していたGIGAスクール構想の推進を急ぎ、前倒しする意向であると伺っております。

また、県教育委員会でも、今年の補正予算等において、通信ネットワークの高速大容量化の整備を含め、各種のICT関連事業を行うと聞いており、本県の学校のICT環境は、近々、大きく整備が進む見通しであると認識しております。

そこで、県内の市町村立小中学校と県立学校におけるICT環境の整備は、今年度どこまで進むのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） まず、端末整備につきましては、令和4年度までに整備を図るとされておりました、お話にありましたGIGAスクール構想のスケジュールが前倒しされ、現時点で、24市町村の小中学校と全ての県立学校が、今年度末までに完了する予定となっております、残りの2つの自治体も、令和3年度末までに整備が完了する予定となっております。

また、校内通信ネットワークの高速大容量化につきましては、24市町村の小中学校と全ての県立学校が、今年度中に整備を終える予定であ

ります。

なお、県立高校におきましては、今回の端末や通信環境の整備に加えまして、全ての普通教室に壁かけプロジェクター等を導入するなど、教室内のICT環境の整備について、積極的に進めることとさせていただいたところでありませ

○二見康之議員 では次に、ICT環境を活用した学力向上の取組について伺います。

学校のICT環境は、Society 5.0時代などを見据えたとき、必須のインフラであり、しっかり整備を進めてほしいと考えているところではありますが、今年度中に、本県の学校のICT環境は大きく前進すると、今伺ったところであり、大変喜ばしいことだと思います。

県教育委員会では、今後、ICTを活用した教育の推進に力を入ると伺っておりますが、その際、ICT活用は、あくまでも手段であり、本来の目的は、ICTを活用して、いかに子供たちの学力を高めていくのかが一番大事な視点であると考えています。

そこで、ICTを活用した教育を推進されるということですが、これを学力向上にどのようにつなげていくのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校教育においてICTを効果的に活用することは、児童生徒一人一人の能力や適性に応じた学びを実現し、学力向上につながるものと考えております。

ICTを授業に取り入れることによりまして、個人の能力に応じて、基本的な知識や技能を、これまで以上に効果的に身につけさせるとともに、協働の学びにおいて、外部とオンラインでつながったり、多様なメディアを活用することで、思考力・判断力・表現力等の育成にもつなげていきたいと考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、教師がICTを活用した質の高い授業が実践できるように、ICT機器の操作の習熟はもとより、それらを実際の授業で効果的に活用するための授業研究や研修に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見康之議員 では次に、市町村立小中学校及び県立高校における修学旅行について伺います。

小中学校の修学旅行は、例年5月から7月、あるいは9月から11月にかけて実施している学校が多いと聞いています。行き先は、小学校は鹿児島県が多く、中学校は関西方面が多いと聞いています。さらに、高校については、例年12月から1月にかけて、関東方面を中心に、中には海外を修学旅行先としている学校もあると聞いています。

しかしながら、コロナの影響で、今年度は、5月から7月に予定していた学校が9月以降に延期するなど、例年どおりの実施が難しいといった話を聞きます。

そこで、今年度の市町村立小中学校及び県立高校における修学旅行の検討状況について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、各学校におきましては、行き先の選定に当たりまして、現地の感染状況や感染防止対策を十分に考慮しながら、慎重に選定・検討を行っている状況であります。

このような中、8月末現在の調査によりまして、まず小学校におきましては、本年度修学旅行を予定しております215校のうち、148校が県内で決定しており、65校が県内を含めて行き先を検討している状況であります。また、中学校

におきましては、本年度修学旅行を予定しております100校のうち、9校が県内で決定しており、37校が、県内を含めて行き先を検討している状況でございます。

県立高等学校につきましては、海外を予定していた全ての学校が、行き先を国内に変更しており、現在、行き先や実施方法等を検討している状況でございます。

○二見康之議員 高校については、行き先や実施方法等を今検討中とのことでありますが、小学校は、多くの学校が県内で決定、あるいは県内も含めて検討している状況にあり、中学校も、県内での実施を検討している学校が増えてきている状況にあるとのことでした。

それでは、この県内修学旅行の実施に当たって、県教育委員会としてどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、本年度の修学旅行の実施に当たりまして、例年どおりの実施が難しいことから、県内修学旅行も検討材料の一つとするよう、5月に、全市町村教育委員会及び小中学校に文書で呼びかけたところであります。

また、県内修学旅行を後押しする事業について、商工観光労働部と連携して構築するとともに、新たなプログラムの開拓に向け、例えば、航空大学校や風力発電所、細島港の港湾施設など、県内各地を訪問いたしまして、修学旅行の受入れをお願いしてきたところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も引き続き、見学先や体験先等の情報を取りまとめまして、市町村や学校に随時提供してまいりたいと考えております。

○二見康之議員 これまで県外で実施されてきました修学旅行を県内で実施することによっ

て、子供たちが改めて宮崎のよさを見直す機会につながるものと考えますので、引き続き対応をお願いいたします。

また一方で、県外での修学旅行を検討している学校もありますが、状況によっては、旅行先での感染リスクはゼロではありません。これは、どこに行っても同じだと思いますけれども。

そこで、県外で修学旅行を実施した場合、実施後、県内での新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ必要があると思います。みんながかかる可能性があるという認識の下に立つのであれば、感染が広がる前に、早くその状況を見つけるような、そういった対応をするべきだと思いますが、教育長に、どのようにお考えなのか伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 修学旅行につきましては、日本旅行業協会が示しております「国内修学旅行の手引き」を参考にするよう、文部科学省から求められておりまして、修学旅行を実施する場合、この手引きを踏まえて、旅行中の感染防止対策を徹底するとともに、旅行関係業者に対しても、遵守することを求める必要があると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、感染リスクはゼロにはならないことから、旅行実施後は、参加した児童生徒や引率教員、さらにはその同居家族等も含めた健康状態の経過観察を一定期間行うなど、感染拡大を防ぐ観点から、適切な対応を行う必要があるものと考えております。

○二見康之議員 以上で、用意しました質問は終わりますが、新たな未知のものに対応するコロナ感染症対策、県民がどういった情報を求めているのか、どういう思いで今、生活している

のか、そこに寄り添った対策、そして情報発信が必要なんだと、改めて感じたところでありませう。

私にも子供がいますが、学校現場でも、先生方が対応を非常に丁寧にされております。こういった一つ一つが、県民の生活の安心安全につながって、よりよい県勢の発展につながるよう祈念申し上げまして、私の代表質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕 (拍手) 午前の二見議員に続いて、自民党会派を代表してお伺いしてまいります。

まず、今回の台風10号において被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

早速、お伺いしてまいります。

新型コロナウイルスは、2019年11月に中国武漢で発生が確認されて以降、アジア、ヨーロッパ、オセアニア、さらには北米にも拡散し、2020年1月30日に、WHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。その後も感染拡大が止まらず、3月11日、WHOはパンデミック(世界的流行)相当との認識を初めて示しました。現在、コロナウイル

スの感染者は、世界各国で確認され、その数も2,700万人を超えております。まさに地球規模での感染症であり、1918年にパンデミックが起こり、1920年までに世界人口の4分の1に当たる約5億人が感染したスペイン風邪や、アルベール・カミュの著書でも有名になりましたペストなどに匹敵する病気になりました。

今回のコロナウイルスは、スペイン風邪やペストなどと同様、多くの方が感染し、薬効及ばずお亡くなりになった方も多数いらっしゃいます。当時と大きく異なるのは、人はもとより、物の移動が国や地域間で活発に行われており、まさに人と物のグローバル化が進んだ中でのパンデミックとなったことでもあります。

また、経済への影響を見ると、グローバル化の進展により、東南アジアに大きく供給を委ねていたマスクや消毒液、さらには自動車の部品といった、我が国の生活物資や産業部品など、ほぼ全ての分野で原材料が不足するという状況に陥りました。

我が国において初めて確認されたのは1月16日でありまして、皆様御存じのとおり、その後、各地に拡大し、4月7日には、東京都など7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、さらに4月17日には、緊急事態宣言を全国に拡大しました。日本モデルと言われる、「厳しい移動制限等」を伴わず国民に自粛を求める取組が始まりました。県間の移動、飲食店・公共施設等も自粛。本県でも3月上旬の小中学校や高校の休校措置に始まり、様々な対策を打ってまいりました。特に企業や事業所に対しましては、大型連休直前の4月25日から16日間、また、8月1日から16日までの16日間と、書き入れどきの2回にわたり、休業要請が行われたところです。その間、自粛要請に御協力いただいた企業

や事業所、また、同時に多くの活動の自粛を余儀なくされ、御協力いただいた県民の皆さんに対して、心から敬意を表します。

コロナの影響は長期化することが見込まれており、今年度だけでなく、来年度以降の取組も必要となりますが、コロナ対策以外にも、社会保障関係費の増加や国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組、さらには、激甚化・頻発化する災害へ対応するための防災・減災、国土強靱化など、引き続き取り組まなければならない課題があります。

このような厳しい状況の中、防災・減災対策をはじめとする来年度以降の予算編成にどのように取り組まれるのか、知事の考えをお伺いいたします。

以下については、質問者席より行ってまいります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

来年度以降も、新型コロナウイルス感染症に係る対策はもとより、地方創生・人口減少対策や県民の命を守るための防災・減災対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた取組など、本県が直面する諸課題に的確に対応していく必要があります。

このような中、国の骨太方針におきましては、防災・減災対策について、国土強靱化基本計画に基づき「必要・十分な予算を確保」するとの方向性が示されたところであります。

来年度以降の予算編成につきまして、まずは、骨太の方針を踏まえた令和3年度以降の公共事業における防災・減災対策の考え方や、令和3年度の地方財政対策に係る議論など、国の動向を注視してまいります。

また、本県の実情を踏まえた必要な対策等に

ついて国へ強く要望するなど、必要な財源の確保を図ってまいります。

さらに、将来を見据えた計画的な予算計上や、公共事業等において地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなど、引き続き、健全な財政運営に努め、県政を発展させるべく、本県が直面する諸課題にしっかり対応してまいります。以上であります。 [降壇]

○山下博三議員 次に、国土強靱化対策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の事実上の第2波が到来した7月に発生した集中豪雨は、熊本県をはじめとする九州各県、そして日本各地に甚大な被害をもたらしました。

改めまして、犠牲になられた方々への御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

また、九州全域を暴風域に巻き込んだ台風10号では、本県の椎葉村において、大規模な土砂災害が発生し、現在も行方不明者の懸命な捜索が行われており、その安否が大変心配されるところであります。

今回の台風被害をはじめ、本県におきましては、近年、豪雨や火山噴火などにより、様々な災害が相次いで発生しており、また、南海トラフ地震への備えも必要なことから、平成28年度に、国土強靱化基本法に基づき、宮崎県国土強靱化地域計画を策定しております。

また、国は、平成30年度に、特に緊急に取り組むべき対策を3年間で集中的に実施するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、7兆円規模と言われる事業を実施しており、これを踏まえ、本県でも、3年間で500億円を超える予算が、通常の公共事業費とは別枠で措置されております。

まずは、これらを踏まえ、これまで県土整備部が取り組んできた国土強靱化対策の内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、国土強靱地域計画に基づき、ハード・ソフト両面から、県土の強靱化に向けた取組を推進しております。

具体的には、都城志布志道路をはじめとする緊急輸送道路の整備や、宮崎港などの津波避難施設の整備、河川堤防等におけるかさ上げや液状化対策の推進、雨量や河川水位をはじめとする防災情報の充実など、幅広い取組を進めているところです。

さらに、平成30年度からの3か年緊急対策により、一ツ瀬川をはじめ、県内の158河川における、約200万立方メートルに及ぶ河道掘削や、国道218号干支大橋などの特殊橋梁の耐震化など、特に緊急に実施すべき対策について、補助・交付金事業と県単独事業を、一体的かつ集中的に進めているところです。

県土整備部といたしましては、引き続き、県民の命と暮らしを守る防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 私ども県議会におきましては、これまで複数回にわたり、国土強靱化の推進に関する意見書を提出するなど、その必要性を強く訴えてきたところであります。

このような中、7月豪雨による球磨川や最上川の氾濫等や、今回の台風10号による甚大な被害を目の当たりにし、県民の命と安全・安心な生活を守るために、国土強靱化対策を継続して実施する必要性を改めて痛感したところであります。

7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」を見

ますと、「今年度までの3か年緊急対策後も、中長期的視点に立って、（中略）必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進める。」とあります。

一方、現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機とも言うべき状況にあり、国は、2度にわたり計50兆円を超える補正予算を計上しておりますが、現状を見ますと、今後も対策に相当程度の財源確保が必要となると思われる上、経済活動の自粛等に伴い、税収の大幅な減収が見込まれることから、令和3年度の予算編成は大変厳しくなるものと考えられます。

しかしながら、自主財源に乏しく、社会資本整備が大きく遅れている本県にとりまして、国土強靱化対策を継続して進めるためには、引き続き、国の予算を十分に確保することが重要になります。知事の意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県が直面する南海トラフ地震や、頻発化、激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、国土強靱化の実現は、現在のようなコロナ禍の状況にありましても、着実に実施しなければならない重要な課題であると認識しております。

私としましても、全国知事会の場で、国土強靱化の必要性を強く訴えてきたところでありまして、6月末には、丸山議長とともに上京し、財務省や国土交通省、県選出国會議員に対し、3か年緊急対策後も、中長期的な見通しの下、別枠による予算を確保するよう強く要望し、前向きな回答もいただいたところであります。

また、県議会におかれましても、国への意見書を重ねて提出されるなど、強力な後押しもい

ただき、「骨太の方針」には、来年度以降の予算確保について、期待できる内容も示されているところであります。

しかしながら、今、御指摘がありましたように、コロナ対策に伴う財政需要の高まり、さらには税収見通しの厳しさも踏まえながら、予算編成はこれから本格化いたしますので、引き続き、県議会や市町村、関係団体等と連携をしながら、私が先頭に立って、予算確保に全力で取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくお願いたします。

コロナの影響により税収が減る中ではありますが、私は、国土強靱化など、将来に向けた必要な投資は確保していく必要があると考えております。

コロナなどの感染症への対応はもちろん重要ですし、今後はますます進行するであろう少子高齢化社会、人口減少社会の到来に向けた備えも必要であります。

年金、医療や介護といった社会保障は、今も、そしてこれからも、我々の生活をお互いに支え合う大事な制度であり、必要な財源も多額なものになってまいります。

社会保障制度の維持・安定的な運営について、国にしっかりと財源確保を求めるとともに、県においても、引き続き、市町村等の関係機関と連携して、必要な対策を実施することをお願いしておきたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症禍にあっても、国土強靱化対策は、県民の安全・安心を守るために、継続して取り組むべきものとの強い思いから、知事と県土整備部長にお伺いいたしました。関連して、このたび、内田元副知事、鎌原前副知事に続き、国土交通省から就任いただきました永山副知事にお尋ねしたいと思

います。

副知事は、同じ九州の、しかも、戦時中から本県とも深いつながりを持つ沖縄県の御出身でもありますので、非常に親近感を覚えますとともに、本省で道路局や住宅局の主要ポストを歴任され、また、九州地方整備局と京都府での地方勤務も経験されておりますので、これまでの経験と高い見識を本県で遺憾なく発揮されることを期待しております。

また、現在、高校生の藤井聡太さんが、人工知能に負けない洞察力と詰めの強さで将棋界を席卷し、歴史を塗り替える活躍ぶりですが、永山副知事も将棋が御趣味で、高校時代に全国大会で3位になった経験がおありと伺っており、その先を読む力で、本県の抱える課題の解決策を御提示いただけるものと御期待申し上げます。

午前中に、二見議員の質問で、宮崎県副知事としての決意を述べていただきましたが、私からは、副知事に就任されて2か月がたち、国土強靱化をはじめ、県土整備行政の課題をどのように捉え、また、その解決に向けてどのように取り組んでいかれるお考えか、お聞かせください。

○副知事（永山寛理君） 山下議員におかれましては、私を温かくお迎えいただきまして、ありがとうございます。

本県の県土整備行政の課題とその取組についてでございますが、まずは、議員御指摘のとおり、国土強靱化対策をはじめとする社会資本整備を強力に推進していく必要がございます。そのために、就任後、県内各地の現場を訪問させていただいているところでございます。

その中で、昨日、椎葉村の災害現場の状況を確認させていただきまして、改めて実感したこ

とが、本県は、中山間地域が広範囲にわたって広がっており、土砂災害や水害も依然多く、これらの地域で暮らす方々の生活を守り、安心して暮らしていただけるよう、知事からも答弁申し上げたとおり、南海トラフ巨大地震への対応も含め、防災・減災、国土強靱化対策の推進に、引き続き鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また、本県は南北に長く、東西にも広い上、県土の多くは山間部が占め、交通アクセスをはじめとした生活基盤の充実が極めて重要でございますので、住民生活の快適さや様々な地域産業を支えるために、高速道路を含む交通網や住環境の整備など、インフラ整備やまちづくりの充実を推進してまいります。

さらには、それらを支える建設産業の振興や担い手の育成・確保も重要でございますので、「新・担い手3法」の趣旨も踏まえ、多様な入札契約制度の構築や、週休2日制等労働環境の改善なども進めてまいりたいと考えております。

これらの実現のため、徹底した現場主義の下、これまでの経験や人脈をフルに生かして、必要な予算の確保や様々な課題解決に向けた取組に、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ頑張っていていただきたいと思えます。

今回は代表質問でありますので、あまり地元のことを言う立場にはないと思えますが、1点だけお許しをいただきたいと思えます。

農産物輸送の安定・迅速化と広域連携に資する「都城盆地・朝霧ロード」の未開通区間約3キロの早期整備について、お伺いいたします。

つい先日、私の地元、都城盆地・朝霧ロード

整備促進協議会の皆さんが、県土整備部長、知事に整備促進の要望について陳情されたところであり、本日、協議会の皆さんも傍聴にお見えになっております。

都城盆地・朝霧ロードは、国・県・市町が事業費を負担し、農産物輸送の安定と迅速化を目的に、緑資源機構九州整備局により平成8年に事業着手し、平成15年度に事業完了しております。

この道路は、三股町を起点に、一部既存道路を活用した都城盆地の外側を回る環状道路であるとともに、九州自動車道をはじめ、国道10号・221号・269号線などと接続する重要な幹線道路であります。

しかしながら、この整備事業計画の総延長約55キロの中で、都城市梅北町払川地区、斧研地区の約3キロ区間が未整備となっております。

整備することにより、次の3点が大きなメリットとなります。

1つ目として、都城盆地・朝霧ロードは、「経済の道」である都城志布志道路と接続しており、より高度な高速体系を活用した農産物流通の迅速化が図られること。2つ目に、都城志布志道路に接続する県道都城東環状線は、小中学生の通学路であるとともに地域の生活道路でもあります。都城志布志道路の全線開通後は、今以上の流入車両増加が見込まれることから、整備を行い、流入車両の分散を図ることで、通学生及び地域住民の交通安全対策として大きな期待ができること。そして3つ目は、都城市は、大規模災害時の「後方支援都市」であります。「防災の道・医療の道」である都城志布志道路と接続することにより、迅速・効果的な支援活動ができるとともに、市の外側を回る環状

道路の強みを生かし、災害派遣活動の利便性をより高めることにつながる。

以上3点の必要性から、都城盆地・朝霧ロードの未開通区間約3キロの整備についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 都城盆地・朝霧ロードの未開通区間の整備につきましては、農畜産物輸送の迅速化や通学路の安全性確保など、議員御指摘のような効果も期待されるため、その必要性については十分認識をしております。先日、地元の皆様からも直接、切実な思いをお聞きしたところでございます。

現在、この道路は都城市が管理しており、県で整備をするには様々な課題がありますことから、昨年度より、整備の在り方について、都城市と協議を進めているところであります。

都城圏域では、道路ネットワークの骨格となる都城志布志道路や県道都城東環状線等の整備を現在進めているところでありますので、その整備効果や圏域内の交通の変化も踏まえながら、引き続き協議を行ってまいります。

○山下博三議員 都城市とも協議を進めておりますので、ぜひ、早急な事業化のほどよろしくお願ひいたします。

次に、商工観光分野における新型コロナウイルス感染症の影響と対策について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化しております。一時期は感染状況が落ち着き、飲食店なども、徐々にではありますが、回復の兆しが見えつつあったものの、7月には本県初となるクラスターが発生し、事実上の第2波が発生しました。

県では、感染拡大緊急警報を発令し、また飲

食店への休業等の要請も行うこととなり、経済活動にブレーキをかけざるを得ない状況になったところでもあります。

感染拡大防止対策と社会経済活動の維持のバランスを取ることは非常に難しいことと、改めて痛感しております。

新型コロナウイルス感染症が長期化していることにより、様々な分野において影響が及んでいると思っておりますが、影響を受けた県内商工観光分野の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県とみやぎん経済研究所が実施いたしました直近の企業アンケートによりますと、4月から6月期の一般的な業況につきまして、好転・増加と回答した企業の割合から、悪化・減少と回答した企業の割合を差し引いた、いわゆるD Iの数値が、マイナス52ポイントと非常に厳しい結果となっております。

感染症の収束が見えない中、売上げ等への影響は業種によってばらつきが出ておりますけれども、例えば、今年7月の主要ホテル・旅館宿泊客数が前年同月比で約6割の減、それから宮崎空港の乗降客数が同じく前年同月比で約7割減となるなど、飲食、宿泊、交通といった分野を中心に、厳しい状況が続いていると認識しております。

○山下博三議員 次に、新型コロナウイルス感染症関連の融資の状況についてお伺いします。

これまで商工観光労働部では、160億円を超える補正予算を組み、県内事業者の事業継続、雇用維持や経済活性化を図るための事業に取り組んでおられます。

本県の経済活動を回復させていくためには、これらの事業に適時に取り組み、しっかりと県

内経済に浸透させていかなければなりません。

そのためには、まずは、県内事業者の事業継続を図っていくことが必要であり、売上げが減少し、資金繰りに逼迫した事業者に対して、県では、実質無利子・無担保融資の貸付け等を設けて、資金繰り支援を行っております。

そこで、県中小企業融資制度における新型コロナウイルス感染症関連の融資の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症関連の融資実績は、4月から7月までの累計で、6,379件の約975億円、1件当たりの融資額は約1,530万円となっており、その大半は運転資金であります。

月別の推移を見ますと、4月が約85億円、5月が約272億円、6月が約380億円と右肩上がり急増し、7月は約238億円と、6月に比べますと若干ではありますが、減少しております。

また、業種別に見ますと、幅広い業種にわたって申込みがありまして、その中でもサービス業が最も多く、次いで建設業、小売業からの申込みが多い状況にあります。

今後も、高い水準での資金需要があるものと見込んでおりまして、現行1,000億円の融資枠を1,800億円まで拡充することにつきまして、今議会での補正予算をお願いしているところでございます。

○山下博三議員 ただいま御答弁をいただきましたが、4月から7月で6,379件の975億円、1件当たり1,530万円ということで、かなりの融資実績であります。

資金繰りに困窮した多くの事業者が助かっておられ、適正な融資の実行は有効な取組であると言えます。

一方で、今後の感染状況が分からず、経営の

先行きが見通せない中で、安易な借入れを行っている事業者もあるのではないかと懸念しております。今回、800億円の追加であり、合計1,800億円の融資であります。

そこで、融資に当たり、金融機関や信用保証協会において、どのような審査がなされているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナウイルス感染症関連の融資に当たりましては、金融機関や信用保証協会におきまして、事業者から提出されました決算書等の書類を基に、借入金の使途、返済能力などの審査が行われております。

また、金融庁から、事業者への資金繰り支援を徹底するよう特段の配慮を要請されていることもありまして、提出書類の簡素化や審査の効率化を図ることで、迅速かつ積極的な対応を行っていただいているところであります。

そうした中、案件によりましては、金融機関と信用保証協会の協議により、事業者の財務状況や返済能力を勘案した上で、減額して融資額を決定する場合もあると伺っております。

○山下博三議員 借りた金は、いずれ返済していかなければなりませんので、安易な借入れは避けなければならないと思っております。利子補給の期間が終了した後や、元金の返済が始まったときに、返済できずに破綻に結びつくことも懸念されることから、金融機関や信用保証協会においては、慎重な審査をしていただき、県においても、随時注視していただきたいと思っております。

次に、観光についてお伺いいたします。

外出自粛等で人の往来を制限していく中で、観光分野も特に甚大な影響を受け、深刻な状況にあると考えております。

7月には、国においてG o T o トラベルキャンペーンを開始したところではありますが、その実施時期などについては、様々な批判があったところです。改めて、どの時点で開始することが正しいのか、事業の進め方の難しさを感じたところでもあります。

本県では、ECMOの整備や、ひまわり荘などの軽症者受入れ体制が整備されるなど、一定の医療体制が整いつつあり、このことを踏まえて、新型コロナウイルスの収束が見えない中ではありますが、そろそろアクセルを踏むべきではないかと考えております。

本県でも、補正予算で様々な観光の事業が講じられておりますが、その取組状況や今後の進め方について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、観光分野におきましては、感染症拡大に伴う往来自粛などによりまして、宿泊業や旅行業を中心に、大きな影響が出ております。

このため、県といたしましては、宿泊先における衛生対策等の取組を支援してまいりましたほか、感染拡大の状況を踏まえながら、まずは、県内、隣県を対象に、宿泊割引等のキャンペーンに取り組んでいるところであります。

これらの取組の前提となるのは安心安全でありますので、引き続き、その確保や情報発信に努めるとともに、今後、県内での教育旅行やスポーツ合宿の受入れ、さらには、感染症の収束状況も見極めつつではありますけれども、誘客対象地域の拡大についても図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 アクセルとブレーキを同時に踏まないといけないということで、先頭に立た

れる知事も大変な判断をしなければならないということではありますが、経済に力を与えず、このまま続いていくと瀕死の状態になります。ECMO、患者の受入れ体制が十分であれば、思い切ったアクセルを踏むことも大事だと思います。

次に、雇用への影響についてお伺いいたします。

まず、本県の有効求人倍率の状況、また、来年3月に卒業を予定している高校生の求人の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本年7月の県内の有効求人倍率は、6月と同じ1.10倍となっております。大幅に倍率が低下した4月及び5月と比べまして、低下傾向は、一旦落ち着いておりますものの、全国の状況を踏まえると、今後の推移を注意深く見守っていく必要があると考えております。

次に、来年3月卒業予定の高校生に対する県内企業の求人数につきましては、本年7月末現在で、就職希望者2,438人に対しまして、これを上回る3,161件となっております。

しかしながら、昨年同時期と比べると、求人数は2割程度減少しておりますので、県といたしましては、引き続き経済団体等と連携し、7月に予算化された「新卒採用企業応援事業」の活用を広く促しながら、県内企業に対しまして、新規卒業者の採用を働きかけてまいります。

○山下博三議員 過去、最も有効求人倍率が高かったのは2018年、2年前ですが、1.53倍であったようであります。労働力の売手市場から買手市場へと、徐々に変わってきているのかなと思っております。

全国的な感染拡大や、7月末の本県独自の感染拡大緊急警報の発令を受け、飲食業や宿泊業を中心に、8月以降の影響が懸念されるところでありますので、今後の有効求人倍率の動向を注視していただくよう、お願いいたします。

また、高校生の県内就職を促進するためには、様々な職種や恵まれた勤務条件など、多様な選択肢を提供する必要があると考えております。

県内企業にとっては厳しい経営環境ではありますが、一方では人材確保のチャンスであり、関係機関と連携しながら、求人確保に努めていただきたいと思います。

次に、解雇や雇い止めにあつた方の状況についてお伺いいたします。

新聞報道等によりますと、新型コロナウイルス感染症に起因して解雇等をされた労働者の数は、全国で、見込みを含めて5万人を超えたこととありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内で解雇や雇い止めにあつた方の状況と対策について、同じく商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めを受けた県内の労働者数は、本年8月28日現在、見込みを含めてでありますけれども、481人となっております。

この数値は、6月に400人台に達してからは、全国と比べると緩やかな増加にとどまっておりますけれども、いまだに感染の収束が見通せないということとありますので、予断を許さない状況にあると考えております。

県としましては、今後とも宮崎労働局を通じて、県内の雇用・失業情勢を的確に把握するとともに、今議会に提案をしております「離職者

採用企業支援事業」を活用しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方が出た場合には、早期就労が図られるよう取り組んでまいります。

○山下博三議員 本県で、コロナに関連して解雇等された方の数は、全国と比べると、増加の割合が小さいようであります。

これまで、補正予算で措置した融資や給付金等の事業継続のための対策によって、雇用の維持にも一定の効果が現れているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、V字回復が難しい中、補正予算で組んだ事業について、県内隅々まで事業の効果が浸透されるよう配慮していただくとともに、今後の感染状況等を踏まえながら、引き続き、必要な支援策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、シトラスリボン運動についてお伺いします。

本県では、3月4日にコロナの初感染者が出てから今日まで、360件の感染者が出ております。感染された方は、急な出来事の中で、本人はもちろん、その家族、友人、知人、職場の方など、皆さんに迷惑をかける思いと不安にさいなまれておられます。特に、感染された方に対する差別、偏見、いじめ、ネットでの攻撃等、かなり追い詰められたと聞いております。幾ら自分が気をつけていても、この世の中、人と人とのつながりで暮らしが成り立っております。

そのような中、本県でもトラック協会の方々を中心に、不当な差別をなくす運動として、シトラスリボン運動の取組が始まっております。新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない社会をつくるシトラスリボン運動の周知をどう考えるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御紹介のありました「シトラスリボン運動」は、愛媛県の大学で始められた取組というふうに伺っております。このシンボルとなっております3つの輪をかたどったシトラスのカラーリボンは、「地域」「家庭」「職場または学校」を象徴しているということでありまして、思いやりの輪を広げ、新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者への差別をなくするという運動であります。

県のトラック協会では、口蹄疫のときに大変な思いをした自分たちが先頭に立って進めたいと、この運動に賛同されまして、協会の会員企業がシトラスリボンのラッピングトレーラーを全国に向けて走らせておられるところであります。

先日、私もトラック協会を訪問し、実際に陳列してありましたラッピングトレーラーを視察し、協会関係者からその思いを伺ったところでありまして、改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

また、物流や医療等、県民の日常生活を支えていただいている方々——エッセンシャルワーカーという表現もされるようではありますが——の御尽力に対する感謝の思いも新たにしているところであります。

県としましても、「シトラスリボン運動」のポスターを掲示するなどの取組を行っているところでありますが、今後とも、県のホームページや人権啓発・情報誌等で積極的に紹介し、この運動ですとか、この運動で届けるべきメッセージについて県内に広めていくなど、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない社会に向けて、県民の皆様と一丸となって取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、宮崎カーフェリーにつ

いてお伺いしてまいります。

私ども県議会は昨年11月議会で、新船の建造経費として、総額170億円余のうち、県から40億円の融資に係る債務負担を議決しました。

その過程では、総務政策、商工建設常任委員会との合同審査を重ね、金融団からの借入金利の問題や、今後の事業計画の妥当性など、様々な課題が明確になりました。中でも一番の議論となったのは、今後の事業計画の妥当性についてであります。

提示された計画では、これまでの貨物取扱状況を踏まえ、年間7万台は堅いということでありました。特に上り便では、冷蔵の必要な貨物を中心に、乗船できない貨物、すなわちあふれ荷が年間6,000台以上あり、それを取り込むことにより、新船での乗船台数は十分に確保できるということでありました。また、帰り荷についても、新たな取組を進めることにより、乗船台数の確保に努めるということでありました。

そのような中、先日、宮崎カーフェリーの輸送実績について、県に確認をいたしましたところ、大変危惧すべき輸送実績が出されました。

県の説明によりますと、大分、別府と阪神間の輸送実績は、平成30年度に12万6,303台であったものが、令和元年度は12万9,824台と2.8%増えておりますが、南九州と阪神間は、14万2,933台から13万7,110台と、4.1%の減少となっております。

南九州を詳しく見てみますと、志布志発の「さんふらわぁ」は、7万1,962台が7万757台と、1,205台の減少であります。宮崎カーフェリーは、7万971台が6万6,353台となっており、4,618台の減少であります。「さんふらわぁ」に比べ、約4倍もの減少であります。

さらに、本年4月からの第1四半期の実績を

見てみますと、新型コロナの影響も大きく受け、南九州で前年同期比90.9%となっております。

同様に詳しく見てみますと、「さんふらわあ」が1万8,537台から1万7,700台と、837台の減少で、前年同期比95.5%であるのに対し、宮崎カーフェリーは1万7,449台が1万5,021台と、2,428台の減少となっており、前年同期比86.1%であります。

議会においては、本県農畜水産物の最大の流通手段である海上航路を守るべきであるとの観点から、昨年11月議会に県の提案した債務負担に対して、議会として極めて厳しい附帯決議をつけた上で賛同いたしました。

このように、宮崎カーフェリーにおいて、昨年度の貨物取扱いが減少し、今年度も志布志発「さんふらわあ」に比べ極めて厳しい現状にあるが、要因と対策について、県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 貨物輸送の昨年度実績につきましては、ゴールデンウィークの10連休による貨物の減や、輸送ルートの変更による下り荷の減、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、対前年比約94%となっております。また、今年度の4月から6月までの実績は、新型コロナウイルス感染症の影響による自動車関連部品の減少等によって、前年同期比約86%となっております。

このほか、貨物の減少要因としては、他航路との競合や、軽油価格の低下による陸送化といったことも考えられるところであります。

新船就航に向けて安定した経営を図るためには、長期事業計画において見込んだ貨物の確保が大変重要でありますことから、フェリー会社

におきましては、特別料金の設定など、営業活動の強化に努めているところであります。

また、県におきましても、下り荷確保のための可能性調査や共同輸送の実証事業を行うこととしておりまして、会社と連携して、貨物の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございますが、午前中の二見議員に対する私の答弁の中で、プール整備につきまして、設計・建設から10年間の運営・維持管理と発言いたしました。正しくは15年間でございます。訂正しておわびいたします。申し訳ございません。

○山下博三議員 確認であります。昨年11月議会後に新船建造契約を結ばれましたが、新船建造に係る金融機関からの融資に係る金利は、我々が11月議会で議論したときには2.5%と提示がありました。その金利はどの程度になったのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 昨年11月議会における附帯決議を受けまして、知事、副知事が直接、金融機関に対し、金利の低減を求めたところであります。

金利につきましては、民間企業と金融機関との契約に関する事項であり、関係者間の協定もございまして、詳細につきましては控えさせていただきたいと存じますが、年利2%程度になったものと伺っております。

○山下博三議員 私どもは納得いたしておりません。県の貸付けの始まる、令和4年の新船就航のとき始まる利息であります。まだ時間がありますので、可能な限り努力をしていただくとありがたいと思っています。

それから、今回の質問の聞き取りの中で、いろいろと確認をさせていただきました。

宮崎カーフェリーは、新会社移行時に30億円

の借入れがなされております。2年間で約10億円が償還されており、現在約20億円の借入れ残であります。

私が驚いたのは、順調に償還されているのに——それも短期資金であります——2.5%の金利が支払われているということであります。ゼロ金利のこの時代に、妥当な利息でしょうか。民間企業では、今日、このコロナの影響を受け、経営に努力しておられます。なぜ金融団との交渉もなされていないのか、残念でなりません。赤字決算を出されて、我々は、「はい、そうですか」とはなりません。何を努力したか、全て結果が求められます。厳しく経営を見守っていきたいと思います。

次に、県トラック協会の役職員の皆さんや地域の関係者の皆さんに、直接、意見を伺う機会を持ちました。その中から3つの課題が浮かび上がってまいりました。

1つは、そもそも県内からの製造品出荷や移入が減少しつつある。すなわち、運ぶ荷物が少なくなってきたということでもあります。

2つ目は、宮崎カーフェリーを利用する一番の動機は、港が近くて出航時間が遅いということですが、新会社となって以降、相次いで運賃が値上げされ、志布志や大分府などと比べて実勢運賃が高くなり、利用するには大変厳しいということでもありました。

3つ目は、新型コロナウイルスの影響により、世界的に原油需要が緩和し、燃油価格も低下しているにもかかわらず、燃油調整金を徴収され、運ぶ荷物が減っているトラック会社にとっては、カーフェリーを利用したくてもできないということでもあります。

失礼を承知で申し上げます、「経営陣に金融団が入ったから、地元経済全体の振興を真剣に

考えていないのではないか」、ひいては「金融団は、本県農業者をはじめとする本県経済の生命線であるカーフェリーを、自らの利益を上げるための道具としか見ていないのではないか」という、痛烈な批判すら聞こえております。

トラック業界からは、感染症の影響等により貨物量が減少していることや、他航路の運賃が宮崎カーフェリーと比べ安いことなど、宮崎カーフェリーを取り巻く厳しい現状を耳にします。このような声を酌み取り、経営に反映させていくことが必要と考えますが、県はどのように認識されているのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 宮崎カーフェリーは、オール宮崎の体制で支える会社であり、社外取締役として、財務の観点から金融機関から2名が、また、物流や観光振興を含めた県全体の産業振興の観点から私が就任しており、それぞれの立場・知見から、経営に関する意見・助言を行っているところであります。

御指摘のありました、昨年来の貨物の減少や、他航路と比べ、その減少幅が大きいといった現状につきましては、関係者の方々から様々な声を伺っているところであり、私としても、新船建造に向けた経営安定化の観点から、大変大きな課題であると認識しているところであります。

現在、会社におきましては、特別料金の設定などを行っておりますが、さらに、航路の強みを生かした営業力の強化や、競争力のある運賃の検討などを求めるとともに、県事業においても、これらと連携した貨物確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 新会社設立3年目を迎えておりますが、株主の間で意見の相違があり、金融

団の株主と、金融団以外の株主とで大きく2つに分かれているようであります。

宮崎カーフェリーは、旧会社の抱えていた多額の債務を整理し、新会社となった第1ステージ、次に、老朽化した船に替えて、新船を建造するための資金を調達する、まさに昨年暮れまでの第2ステージを乗り越えてこられました。そして次は、将来に向けた経営安定の基盤を確実なものとする第3ステージに移ろうとしているところであります。

運送業界の皆さんは、本当に今のカーフェリー会社の役員体制で、将来にわたって経営の安定が図られるのか、今の体制では、新船が就航するまでにトラック業界が離れていくのではないかという危惧が増嵩してまいりました。

昨年の合同審査会の終盤、郡司副知事は、「経営に参画する人材として、OBの派遣を検討する」と言われました。また、坂口委員からは、「単なる県職員の派遣でなく、しっかりと経営に参画・判断できる人材の派遣が必要」という御発言がありました。

昨年12月の議会において、しっかりとした経営体制構築に向け、県OB派遣等を検討するとし、今年4月から勤務していると伺っておりますが、会社の経営強化について、県はどのように考えておられるのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 長距離フェリー航路の維持に際し、最大の課題でありました新船建造につきましては、昨年12月に建造契約が締結されたことにより、大きな一歩を踏み出したところであります。

県といたしましては、新船の建造・就航に向けて、より一層、経営体制の強化を図る必要があるとの考えから、会社の要請に応じ、本年1

月から、経営企画部門に県職員1名を派遣し、また4月からは、貨物部門に県OB職員1名をあっせんすることにより、人的支援を行ったところであります。

現在、会社におきましては、これらの人材が、会社の経営陣を支えながら、課題解決や経営の安定化に向けて取り組んでいるところでありますので、引き続き、株主・関係者の皆様から様々な御意見を伺いながら、よりよい経営体制づくりを支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 早急な社内改善をしていかないと、何も前に進めないような状況でありますので、よろしくお願いたします。

引き続きお伺いしますが、株主や取締役の間での話合いの状況も踏まえ、今後、宮崎カーフェリーの運営を担っていく望ましい人材像をどう考えるのか。また、株主の全員が納得できる次のリーダーを、県内の経済界から確保できると考えているのか、郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 長距離フェリー航路は、就航以来、農畜産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの誘客に多大な貢献をしてきた本県経済の生命線であります。

運航会社の経営に当たりましては、本県経済を担う当該航路の重要性を認識した上で、生産者等の荷主、利用する運送業者、そして運航に関わる従業員など、関係者の期待や思いをしっかりと酌み取り、地域経済の発展に尽力していただくことが求められているものと考えております。

そのリーダーにつきましては、オール宮崎体制の下、関係者の皆様が納得できる方が担うべ

きものと考えておりますが、県といたしましては、今後とも、全体の調整役として、しっかりとした経営体制が確立できるよう支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私は、昭和43年に農業高校を卒業後、即、就農し、以来40年にわたって酪農経営に専念してまいりました。

その間、黒木博知事の防災営農計画から松形知事の国土保全奨励制度と、様々な農業政策の変遷をじかに見てまいりました。郡司副知事も同じだったと思います。

中でも黒木知事は、さきの防災営農計画の推進により、農業県宮崎の基盤確立を進める一方、目覚ましい発展を遂げている東京や大阪などの大消費地から遠隔の地にある本県にとって、一番のネックとなるのは輸送網であることを敏感に感じておられました。

その思いから、幾度となく、直接、日本カーフェリー本社に航路開設の要請を行われた結果、昭和46年には、日本カーフェリーが京浜航路を開設しました。

また、同年、子会社として設立された当時の宮崎カーフェリーが、日向－神戸間に就航し、一気に物流体制が改善され、当時、先端技術であったコールドチェーンという低温輸送技術の必要性もしっかりと認識され、その実現に尽力されたのであります。

その過程で知事は、汗を流して働いている県民とじかに接し、その意見に耳を傾け、県民・農家の発展のために何をしなければいけないかを真剣に考えられながら、県政をリードしてこられました。

県勢の発展のためには、何をしたいかではなく、何をしなければならないかであります。

これまで、郡司副知事から、るる答弁があり

ましたが、宮崎カーフェリーが将来に向けて、本県経済を支える大きな物流手段として発展するためには、まさにこれからの第3ステージで、県が強く責任を果たしていくことが重要であり、農業者はもとより、本県産業のために航路を残すのは、株主たる県の責務であります。決して、第3セクターだから、社外取締役だから、うまくいかなかったということになってはいけないと思います。

そのためには、県が扇の要として、責任を持って執行体制の強化を図り、経営の安定化にしっかりと取り組むべきであります。そうすることで、本県経済界を代表する株主の方や、巨額の貸付けを負担する県民の皆さん、私たち県議会が安心して宮崎カーフェリーを応援できるものと考えております。

これまで御紹介した地域の意見や課題を踏まえ、経営安定化に向けた取組を確実に行っていく段階を迎える、宮崎カーフェリーに対する県の姿勢について、知事の決意のほどをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠い本県にとりまして、この長距離フェリー航路は、農産物等の県産品を大消費地に安定輸送するとともに、県外からの観光客の誘客に貢献する、本県経済のまさに生命線であります。

また、トラックドライバー不足や長時間労働の是正など、本県の物流を取り巻く課題にも対応しながら、長距離輸送を可能とする、極めて重要な役割を担っております。

県といたしましては、このような航路の重要性を踏まえ、その長期的かつ安定的な維持に向けまして、事業再生や、新船建造の推進に取り組んできたところであります。

今後、令和4年の就航に向けまして、新船建

造を着実に進めるとともに、コロナ禍からの回復を図り、新船就航後の安定経営を目指す重要な段階となってくると考えております。

議員からも、るる御指摘があったところであります。しっかり受け止めながら、引き続き、県内経済界をはじめとする関係者との緊密な連携の下、オール宮崎体制全体の調整役として、県が必要な役割を果たしながら、経営安定化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 本県物流の要である宮崎カーフェリーにおける一連の心配される課題についてお伺いしてきましたが、新会社3年目を迎えている中で、安心して新船のスタートを迎えたい。そのためには、しっかりと会社運営がなされなければなりません。

私も議会が、県の1億円の出資金、そして40億円の債務負担の同意を決定するには、少なからず、黒木政典前社長のカーフェリーに対する熱き思いと、今日まで積み上げてこられた知的財産をしっかりと生かしてほしい、そのことも判断の一つになりましたことを申し添えておきたいと思っております。全県民が株主であり、債務を負担しているのも県民であります。そのこともしっかりと心に留めて、頑張ってくださいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症による林業・木材産業への影響について、お伺いいたします。

県内の原木価格については、昨年の消費税引上げや、米中貿易摩擦の影響などにより、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、5月の県森連の原木市場の平均価格は、1立方メートル当たり8,700円まで下落しております。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、

その後の県内における原木価格の動向について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 原木価格の動向につきましては、県森連の原木市場平均価格によりますと、本年6月に、1立方メートル当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値になったところであります。

その後、県内の原木市場では、長雨等の影響により、例年に比べ出材量が減少している一方で、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどから、7月の価格は約9,200円となり、8月の価格は約1万200円まで回復いたしました。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数など木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、新型コロナウイルス感染症に係る県の緊急経済対策の取組について、お伺いいたします。

森林・林業・木材産業は、住宅着工の動向に大きく左右されることから、他産業に比べて経済停滞の影響が遅れて生じ、長期化することが懸念されます。

この対策としては、木材の需給バランスを踏まえ、伐採を行う森林所有者や林業事業者などの川上側から、製材加工や木材利用などの川下側までの関係者が一体となって取組を行うことが効果的と考えます。

県ではこれまで、補正予算により様々な対策を講じておりますが、川上側の対策として、原木価格の下支えと雇用の維持・確保に向けた森林整備の支援について、現在の取組状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、川上

側への緊急対策として、森林組合、素材生産事業体、国、県、市町村などが参加して、自主的な生産調整などを話し合う協議会の設置や、木材生産を伴わない森林整備への切替えなどの支援に取り組んでいるところでもあります。

その状況であります。協議会につきましては、森林組合が事務局となり、県内全8地区において、7月末までに設立されております。

また、木材生産を伴わない森林整備につきましては、協議会などからの事業要望を踏まえまして、補正予算の8割以上に当たる約1,800ヘクタールの造林、下刈り、除伐などの予算を実施主体に内示しており、一部の事業体では、県に事前着手の届出を提出し、既に事業を開始しているところでもあります。

○山下博三議員 ただいまの答弁で、川上側では、各地区の森林組合を中心に、木材生産を伴わない森林整備への切替えなどを支援する取組が進んでいるとのことでした。

川下側におきましても、県内の木材需要を維持・確保するための各種事業が、補正予算により広く打ち出されており、それぞれ効果が期待される場所でもあります。

そこで、川下側の対策として取り組む、木材需要の喚起などについて、現在の状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 川下側への対策といたしましては、県産材を活用した住宅建設等への支援や、木材利用の普及啓発、また、製材工場が原木を買い支えるために、製材品をストックできる天然乾燥土場の整備支援に取り組んでおります。

その状況であります。住宅等への支援につきましては、新築住宅1棟分の柱の提供や、新しい生活様式に対応した改装等を行う商業施設

等への支援事業の募集を既に開始し、問合せや応募に対応しております。

また、木材利用の普及啓発につきましては、今月末からのテレビやSNSでのCM発信に向け、撮影等を進めております。

そして、天然乾燥土場の整備支援につきましては、応募企業に対しまして、採択に向けた事業計画の聞き取りなどを行っているところでもあります。

○山下博三議員 次に、宮崎県森林環境税についてお伺いします。

県では、平成18年4月に、県、県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に、「宮崎県森林環境税」を導入し、平成23年、平成28年に、それぞれ5年間延長してきました。

これまで、この税を財源に施策を展開してこられたわけですが、宮崎県森林環境税を導入してどのような成果があったのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、宮崎県森林環境税を活用し、「県民の理解と参画」「公益的機能の重視」「資源の循環利用」などの視点から、各種の施策に取り組んできたところでもあります。

その成果といたしましては、森林ボランティア団体や企業に対する森林（もり）づくり活動の支援等により、ボランティア団体数が70から206へと約3倍になるなど、県民参加の意識醸成が図られております。

また、広葉樹の植栽や速やかな再生林、花粉の少ない苗木生産等を支援することで、約1万ヘクタールの森林の整備・保全が行われるなど、豊かな森林（もり）づくりが推進されております。

さらに、地域や学校等を対象にした森林環境教育の研修会の開催や、みどりの少年団の活動支援などにより、森林を守り育て人材の育成が図られたものと考えております。

○山下博三議員 宮崎県は、杉の素材生産量が29年連続日本一になるなど、全国有数の森林・林業県であります。木材価格の長期低迷や担い手の減少など、林業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、宮崎県森林環境税は、森林（もり）づくりを進める上で必要な制度ではないかと思っております。

また、昨年実施したアンケート調査においても、税の継続について、県民や企業の7割以上から肯定的な回答が得られていると聞いております。

一方、国におきましては、平成31年4月に「森林経営管理制度」が導入され、既存の森林整備事業では実施できない、手入れの行き届かない森林の整備等に必要な財源を確保するため、国においても「森林環境税」が創設され、令和6年度からの課税に先立ち、昨年度から県及び市町村に「森林環境譲与税」として譲与が開始されているところであります。

これまでの成果や国の森林環境税の創設などを踏まえて、宮崎県森林環境税の継続について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎県森林環境税は、森林を県民共有の財産として捉えまして、県民の皆様と共に守り育て、後世に引き継いでいく仕組みとして大変重要であると考えております。

今、部長が答弁申し上げましたような様々な成果も上げているところでありますし、県民等を対象としました地域意見交換会やアンケート調査、有識者から成る検討委員会においても、

今後も継続すべきであるとの意見を多く頂いているところであります。

国の森林環境税との関係につきましても、国の税では対象とならない県民参加の森林（もり）づくりや、公益的機能の維持増進のための再造林対策等は、県の森林環境税により、引き続き取り組んでいく必要があります。

本県は今回、台風10号の災害もあったところではありますが、山を守ることによる防災・減災の機能というものも、非常に注目をされているところであります。

こうしたことや、税の成果というものを踏まえて、宮崎県森林環境税につきましては、令和3年度以降も継続し、みやぎきの豊かな森林（もり）づくりを、県民の皆様の理解と協力を得ながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農政水産分野における新型コロナウイルス感染症対策等について、農政水産部長に7問お伺いしてまいります。

まず確認であります。新型コロナウイルス感染症に伴う、県内における農業・水産業への影響について、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本年3月から7月までの間、価格低下や出荷量減少等が見られた主な品目について、県独自で試算しましたところ、約120億円の影響が生じております。

最も影響の大きい牛肉では、4月にはA4等級の枝肉単価が前年比7割程度となり、連動して子牛価格も低下いたしました。緊急事態宣言解除以降は、牛マルキン事業の発動や、オール宮崎で取り組んでいただいている応援消費等の効果もあり、現在は緩やかな回復傾向にございます。

また、水産分野では、ブリ類等の養殖魚の国

内外における出荷が滞留し、価格は前年比7～8割程度となるなど、外食やインバウンド需要の依存度の高い品目を中心に、影響が継続している状況でございます。

一方で、巣籠もり需要等によります家庭消費の増加により、豚肉、ブロイラー、生鮮野菜等の価格は堅調に推移しているところでございます。

○山下博三議員 次に、県では令和元年度3月補正から5次にわたって、総額507億円余の補正予算を編成してられました。

農政水産分野では、生産者を守る、消費・販売を活性化する、ピンチを発展につなげるという3つの視点で、30事業、41億1,200万円余の補正となっております。

そこで、今年の感染症対策に関する補正予算において、農業者・水産業者への効果が見込まれる事業はどのようなものか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） コロナ対策につきましては、生産現場の生の声を直接伺い、国の対策等も活用しながら、議員御指摘の3つの視点で支援策を構築し、関係機関等と連携して推進を図っているところでございます。

具体的には、まず、生産者を守る視点では、安心して経営を継続してもらうための資金融資に加え、影響の大きい肉用牛や養殖魚の経営安定対策に取り組んでおります。

次に、消費・販売を活性化する視点では、オール宮崎で取り組んでいる地産地消や、食育と併せた学校給食での県産食材の提供、さらに、大消費地における県産農畜水産物のフェア等の支援などの取組を進めているところでございます。

最後に、ピンチを発展につなげる視点では、

本格的な輸出再開を見据え、H A C C P等に対応した施設整備の支援や、コロナ禍で改めて顕在化してまいりました物流対策につきましても、今回を機に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 疲弊した産地の再生・復活のためにも、効率のかつ農業者に寄り添って取組を進めていただくことが重要であります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大すると、事業の推進が難しくなることが懸念されますが、補正予算事業について、現在の進捗状況と、どのようにして効果を上げていくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県の事業に加えまして、国の支援対策等につきましても、農畜水産業者ごとに分かりやすくまとめたチラシ等を随時作成いたしまして、SNSや関係機関の広報誌などを活用して、情報発信と周知に努めているところでございます。

また、事業が多岐にわたることから、市町村やJA等と連携し、生産者の申請手続に係る支援体制を整備するなど、事業の計画的な執行に取り組んでおります。

一方で、県内での消費拡大対策につきましては、一定程度成果が見られるものの、大消費地での業務需要等の回復が厳しい中、食と観光をセットにした県内外対策の充実や、巣籠もり需要をターゲットにした配食事業者と連携した商品開発など、新しい生活様式に対応した取組を検討しているところでございます。

県といたしましては、総合的に講じました補正予算の効果を最大限に発揮すべく、農畜水産業者の経営安定に努めてまいりたいと思っております。

○山下博三議員 次に、コロナ関連補正予算30

事業のうち、特に消費低迷の影響を大きく受けている畜産分野、中でも和牛について伺います。

冒頭に申し上げましたが、2回の営業自粛は、飲食業界に大きな影響を与えました。食肉卸大手のスターゼンによりますと、「外出自粛により、外食需要、インバウンド需要が減少し、国産牛肉の販売価格が大きく低下した。8月以降も厳しい状況になっている」ということであります。

これまで、高品質でおいしい牛肉を目指して改良に取り組んできた本県肉用牛については、先ほどの部長答弁にもありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、外食需要の大きい畜産業においても、より甚大な影響を与えております。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている和牛の肥育経営について、今後の回復に向けた対策等をお伺いいたします。

また、水産業においても、外食事業者の休業などによる需要の低下により、養殖魚の滞留が生じていると聞いております。

そこで、同じく影響の大きい養殖業について、今後の対策等をお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 和牛の枝肉価格につきましては、回復傾向にある中で、大消費地での業務需要が回復しておらず、国の対策であります、いわゆる牛マルキンが、4月から毎月発動しており、肥育経営は厳しい状況が続いております。

このため、県といたしましては、県内外での応援消費や、ネット販売の促進に関係団体と一体となって取り組みますとともに、コロナ禍で影響を受けた輸出国や、今後、輸出再開が見込まれる中国など、新たな需要に対応できるよう

準備を進めてまいります。

そのためにも、本県独自の生産対策といたしまして、肥育経営の体質強化に向けた国の緊急対策に確実に取り組むための体制を整えますとともに、出荷頭数に応じた奨励金を交付するなど、このピンチをチャンスと捉え、積極的に経営に意欲を持って取り組んでいただく生産者の皆様に対し、販売・生産の両面から支援してまいりますと考えております。

続きまして、水産業についてでございます。

ブリ類やマダイ、ウナギ、アユ等の養殖業は、出荷量や魚価の低迷により、厳しい経営環境にあると認識しております。

こうした需要の落ち込みに対しまして、水産物販売に対する送料助成や、学校給食への食材提供などの取組に加えまして、今後は、国の事業を活用した、県内外での量販店やホテル等でのフェア等における販売促進も実施していく予定でございます。

また、経営改善を図るための金融支援のほか、県北地域の中小規模の経営体の協業化や加工の高度化等の新たな取組につきましても、地域計画を策定し、推進することとしております。

県といたしましては、今後とも市町村や関係団体等と連携いたしまして、コロナ感染症による影響の緩和と、養殖経営の経営安定に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○山下博三議員 次に、宮崎牛の精液の流出についてであります。

今年は、あの口蹄疫が終息して10年でありませぬ。二度と経験したくない悲しい記憶であります。その記憶は風化させてはなりません。

口蹄疫では、本県が所有していた種雄牛の大半が殺処分され、肉用牛産地宮崎の将来に暗雲

が垂れ込めました。

緊急避難を乗り越えた5頭と、その後の関係者の皆さんの、文字どおりの血のにじむ御尽力の結果、現在では「耕富士」や「満天白清」など、次の時代を担うエースが誕生してまいりました。

鳥取、長崎、宮城の全共に続き、2年後の鹿児島全共に向け、本県の体制は、これまでも増して盤石となり、関係者の期待はますます高まっております。

そのような中で、本年7月、エース級を含む本県種雄牛の精液ストローが、北海道をはじめとする7道県に渡っていたということが明らかになりました。

そもそも、エース級の種雄牛の精液ストローは、県の譲渡要領に基づき、家畜改良協会に所属する授精師に譲渡され、県内の農場で使用されるものですが、今回のストロー流出事件は、この改良協会の授精師と改良協会に所属していない授精師が関与していると聞いております。

また、法律では、精液ストローに証明書を添付して譲渡することが義務づけられておりますが、今回は精液ストローのみの譲渡であったり、農場で不要となった証明書を添付したりしていたと聞いております。

より品質が高く、おいしい牛肉を生産するためには、ブランドの確立された種雄牛のストローが不可欠でありまして、まさに本県種雄牛のストローは、全国の肉用牛産地が喉から手が出るほど欲しい遺伝資源であります。

さらにストローの流出は、平成28年から行われていたということではありますが、今回の違反の概要と行政処分の内容について、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の事案

につきましては、県内の4名の家畜人工授精師が関与しており、まず、家畜改良協会に属するA授精師が、農場を経営するB授精師から凍結精液を求められ、3年間にわたりまして約120本を譲渡しております。

そのB授精師は、エース級を含む約40本を別の授精師2名に譲渡いたしまして、その2名が、その後、県外の授精師等に譲渡しておりました。

議員御指摘のとおり、4名が精液証明書を添付しないで凍結精液を譲渡した行為につきましては、家畜改良増殖法に違反することから、授精業務を、それぞれ3か月から1年間停止させる処分を科したところでございます。

また、県外へ譲渡した2名につきましては、その際、使用済みの精液証明書を添付するという悪質性の高い行為もあったことから、自ら開設する人工授精所につきましても、1年間の使用停止といたしまして、精液の流通や保管を制限したところでございます。

○山下博三議員 平成21年11月議会において、我が会派の丸山裕次郎現議長が、和牛精液の管理体制についての質問をされております。

県は、精液ストローの管理を強化するため、人工授精師のモラルと法令遵守意識の向上に加え、人工授精所の立入検査の強化、インターネットを活用した需給管理システムの導入により、体制整備を図っていききたいと答えられております。

3年間にわたって凍結精液の不適正利用が行われていたが、県の管理体制は機能していたのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、法令等に基づく定期的な立入検査によりまして、授精師に対する指導を行っております。

す。また、県の家畜改良事業団や関係団体と一体となりまして、県有種雄牛の凍結精液について、製造から利用までを一元管理できる本県独自のシステムを整備いたしまして、凍結精液の譲渡に関する要領等に基づき、適正管理に努めてまいりました。

しかしながら、今回の凍結精液の3年間にわたる不適正利用につきましては、モラルや法令遵守の意識が低いといった当該授精師の問題に加えまして、管理システムと凍結精液の在庫との突合が十分でなかったことなど、授精業務の監視体制や凍結精液の管理体制に課題があったと考えております。

県といたしましては、今回の事案を防げなかったことを深く反省いたしまして、現在、関係団体と連携しながら、再発防止に向けた検討を進めておりまして、これまで以上の対策を講じ、徹底してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 肉用牛生産において、高品質でおいしい牛肉を安定的に生産することは、全ての産地の目標でありまして、家畜改良の基本は、優秀な種雄牛の作出と適正な管理であります。

本県では、種雄牛の造成に毎年約1億7,000万円もの県予算を投入し、県内の生産者や県関係が一体となって取り組んできたことにより、「安平」や「忠富士」といったスーパー種雄牛をつくり出し、宮崎牛ブランドを築き上げてまいりました。

これまで、ストローの不正流通や不適正な管理が明らかになるたびに、管理体制が見直されてきたところではありますが、他の道府県は、何としても、全共で3大会連続、内閣総理大臣賞を受賞した、本県の優秀な肉用牛の遺伝資源が欲しいのであります。

国内のみならず海外でも、黒毛和種をはじめとする肉用牛の生産が加速する中で、国は本年4月に、「家畜改良増殖法」の改正と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の制定を行い、家畜遺伝資源に関する規制の強化と不正な取得や使用・譲渡に対しては刑事罰を科すことといたしました。

国が不退転の決意で精液ストロー等の遺伝資源を守ろうとしている中で、全国トップの肉用牛産地である本県として、これまでの取組の課題等を踏まえて、凍結精液の不適正利用をどう防止していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 宮崎牛のブランドは、長年にわたる関係者のたゆまぬ努力により築き上げられてきた、本県の宝であります。その優秀な種雄牛の凍結精液が、一部の授精師により不適正に利用されたことは、このブランド力に大きな影響を与えるものであり、大変遺憾に思っております。

このため、まずは授精師に対し、宮崎牛の歴史や背景、そして本県独自の精液管理の意義を再認識させるとともに、県家畜改良事業団など関係団体と連携をしながら、精液管理システムと連動したチェック体制をより強化してまいります。

さらに、議員御指摘のとおり、「和牛遺伝資源の適正管理と不正な取引防止を厳格化する法律」が、本年10月に施行予定となっております。

県としましては、この法律により、精液流通を厳しく管理するため、県職員はもとより、授精師をはじめ和牛関係者へ周知、啓発するとともに、法令遵守の徹底を機会あるごとに指導するなど、県全体で不正をさせない環境をつくり、県民の財産であります県有種雄牛の凍結精

液が適正に活用され、さらなる宮崎牛の発展に寄与できるよう、不転の決意で取り組んでまいります。

○山下博三議員 私も以前、酪農組合の組合長をしておりました。精液を扱うものですから、そのストローの管理については、年に2回、監査の中で厳しい本数調整をしてまいりました。

そのことも踏まえて、二度とこのような出来事が起きないように、授精師協会の皆様方には、厳しい御指導方をよろしくお願いいたします。

次に、農業・農村振興長期計画についてお伺いいたします。

本県農政は、今から60年前に策定された宮崎県防災営農計画の思想・哲学が基本となって施策が推進されてきたと言っても過言ではありません。

当時の米・麦・大豆・カンショなど穀物に頼っていた農業生産を、台風が襲来する前に収穫できる早期水稻や、秋冬の施設野菜、さらには、経営の幅を広げるための畜産を導入し、農業所得の向上を図ろうというものでありました。

計画の策定に当たっては、それまでの営農の発想を大きく転換し、真に何が農業者のメリットなのかを考え、JAグループや市町村、共済組合の皆さんと認識が一つになるまで議論したということでもあります。

また、計画の実践段階では、現場の普及員から県のトップであった当時の黒木知事まで、それぞれの役割をしっかりと意識しながら、まさに一つとなって、農業者の目線で取組が進められました。

この防災営農の取組から20年がたった昭和50年代には、早期水稻や施設園芸、畜産は定着し、現在の生産構造の基礎が出来上がってまい

りました。

また、松形知事の時代、昭和60年には、「立体園芸」という、本県のゼロメートルの地帯から標高1,000メートルの標高差を生かして、野菜の周年出荷体制を築こうとした構想もありました。

さらには、県内全地域で特徴のある果実をリレー出荷しようという「フルーツランド構想」という、県民に夢と希望を与える構想もありました。

私の県議初当選は、東国原知事誕生の年であります。以来、今日の河野県政に引き継がれておりますが、振り返ってみますと、口蹄疫の発生、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火など大災害が多く発生し、大変な苦難の道であったことは間違いありません。

しかし、宮崎県として、災害を乗り越え、力強い農家の団結力、JAなどの御協力もいただきながら、宮崎牛、マンゴー、完熟キンカン「たまたま」、メロメロメロンなど、数多くのブランドを創り上げられたのも、この10年の実績として評価したいと思います。

そのような中で、今年度は、口蹄疫発生の後に策定された第七次宮崎県農業・農村振興計画の最終年であります。

そこで、第七次農業・農村振興長期計画における本県農業の思想・哲学とは何だったのか。また、その実現に向けた重点的な取組とその成果として産地がどう変化したのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 現行の第七次計画におきましては、人口減少や国際化など、時代の変化を構造改革のチャンスと捉えまして、世界的な視野と長期的展望を持ちながら、既成概念にとらわれない大胆な改革と積極的なチャレンジ

によりまして、口蹄疫からの再生・復興と農業の新たな成長産業化を推進してまいりました。

具体的には、次の世代を担う多様な経営体の育成をはじめ、産業間、地域間などの垣根を越えたフードビジネスの取組を展開し、マーケットインに対応した生産構造への転換など、攻めの産地づくりを進めてきたところであります。

これらの取組を通じて、全国和牛能力共進会において、3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞した宮崎牛に代表されるブランドづくりが着実に進展する中、農畜産物の輸出額は、毎年、過去最高を更新するとともに、加工・業務需要に対応した全国トップの冷凍ハウレンソウ産地が形成されるなど、多くの成果が実を結んできておりまして、農業産出額も、口蹄疫発生前の水準を上回るまで回復しております。

この築いてまいりました成長の流れをしっかりと軌道に乗せるとともに、残された課題、また、新たな時代の潮流を踏まえまして、次期計画を策定してまいります。

○山下博三議員 私は、これまでの質問を通して、地域に根差した担い手の確保・育成の必要性について、幾度となく当局に質問してまいりました。

農業者の減少が加速化する中で、地域農業を守りながら、農業生産の担い手をいかに確保するかが、これからの農業政策はもとより、地域政策を進めていく上でも大変重要となってまいります。

そこで、第八次計画において、どのような人たちを担い手として捉えているのか。また、産地の大部分を担う親元就農した青年農業者の位置づけについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 第八次計画

におきましては、家族経営か、農業法人かにかかわらず、経営発展を目指す農業者を担い手の中核として、さらに地域活動なども担う定年帰農者など、多様な経営体につきましても担い手として位置づけることとしております。

また、親元就農の青年農業者につきましては、後継者として経営基盤を継承するだけでなく、農業系以外の学校や他産業を経験後にUターンして就農、そして、その知識や経験を生かして、これまでにない新たな経営の展開や地域農業活性化の中心になって活躍される新たな事例も増えてきているところでございます。

県といたしましては、このような多様な青年農業者を対象にいたしまして、農業大学校や普及センター、さらにはリーダー養成塾等におきまして、先進的な知識や技術の習得を図るとともに、ネットワークづくりの下、新たなチャレンジに向けた取組につきましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、本県農地の集積と基盤整備について、お伺いいたします。

このテーマも、これまで議会質問のたびに取り上げてきたテーマであります。法人の集約する面積はどれくらい増加したのでしょうか。

本県の水田の基盤整備率は、平均で41%であります。これは、県内の水田面積3万5,700ヘクタールのうち、30アール程度以上の区画整備が済んでいる面積の割合であります。

一方、東北地方の水田地帯においては、基盤整備率67.5%となっております。ちなみに、50アール以上の基盤整備率は14.3%でありまして、担い手の平均耕地面積も基盤整備前と比べて拡大し、大規模経営が先進的に取り組まれております。

第七次農業・農村振興長期計画では、農地中

間管理事業等を活用しながら農地を集約し、より大規模で企業的な農業経営の展開を進めてこられました。県の今後の農業経営における農地集約の必要性及び農地を集約する上での阻害要因について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農地の集約化につきましては、農業経営の規模拡大や農業生産のスマート化・効率化を図る上で大変重要な取組と考えております。

しかしながら、土地持ち非農家や高齢農家の増加等によりまして、将来の集落の農業について、しっかりと話合いができないため、担い手への農地の集約化が進まない地域の実態が顕著になってきております。

このため、県といたしましては、市町村等と連携しながら、後継者の有無などを見える化した農地地図の作成支援や、集落単位で担い手に集約する新たな手法の提案などを行うとともに、コーディネーターの派遣によりまして、将来の営農ビジョンである「人・農地プラン」の策定に向けた話合い活動の活性化を図りながら、農地の集約化を積極的に推進してまいります。

○山下博三議員 私も、今日まで幾度となく訴えてきたことですが、今後、農業経営はAI、IoT、ドローン、ロボットの時代に突入してまいります。

今後の営農を展開する上で、農地を集約することは最重要課題であります。農地の一筆一筆が狭く分散していることから、基盤整備の推進が必要であります。

では、現在策定中の第八次計画において、農地の集約が図られる基盤整備をどのように推進していくのか、農政水産部長にお伺いいたしま

す。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農地の担い手が減少する中、規模拡大を目指す農家等への農地の集積・集約や、生産性の向上、さらには農作業の効率化、そして安全性を確保するため、スマート農業に対応した基盤整備を進めることが大変重要であると考えております。

このため、区画が不整形で抜本的な整備が必要な地域におきましては、計画的な圃場整備に加え、簡易な畦畔除去による区画拡大などとともに、地図情報システムの活用により、農地の利用権や地形条件などのデータを組み合わせ、最適な整備手法を提案するなど、スピード感を持って整備を進めております。

県といたしましては、第八次計画におきましても、整備面積などの明確な数値目標を掲げることとしており、市町村や土地改良区等とも連携を図りながら、目標達成に向けまして、積極的に農地の基盤整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今、部長の答弁で、スピード感を持ってやるというありがたい言葉を頂きましたが、今の部長の言葉を職員一人一人がしっかりと胸に刻み、地元の盛り上がりを待つのではなく、農村社会は大変高齢化しておりますから、自分たちの力と努力、そして自ら汗を流して長期計画を実現するんだという、主体的な意識を持って進めていただきたいと、切にお願いしておきます。

次に、本県農業の目指すべき姿についてお伺いいたします。

私は、平成31年2月の代表質問の中で、JAグループ宮崎が、本県農業生産基盤の縮小、脆弱化について本県農業・農村の危機として位置づけ、地域農業を守る取組を進めるべきである

と考えていること、また、平成31年から令和10年までの国連「家族農業の10年」において、小規模で農業労働力の過半を家族労働力が占めている農業を「家族農業」と定義した上で、家族農業に係る施策を推進していくとされたことを紹介いたしました。

平成27年度において、国内では138万の農業経営体が営農活動を行っておりますが、その中で、家族経営と言われるものは134万経営体余りで、実に97.6%であります。

一方、大規模経営が多いと言われるアメリカにおいては、98.7%が家族経営であり、EUにおいても、1,080万経営体のうち、実に96.2%の1,043万経営体が家族経営となっております。

当然、国によって農地の規模が異なることから、1経営体の耕地面積は日本に比べて桁違いに大きくなってはおりますが、いずれも家族経営が担い手の基本であります。

本県でも、平成27年度の農業経営体2万6,361戸のうち、組織経営体経営は692経営体でありまして、農業経営体の97.4%は家族経営であります。

一方では、私の地元都城地域をはじめ県内全域で、露地野菜や加工米などを中心とした大規模な農業法人が積極的に農業生産を担っているのも事実であります。

これまで、地域農業の担い手の皆さんと意見交換を重ねてきた中で、主業農家も農業生産法人のいずれも、本県農業の重要な担い手であり、いずれも経営を発展していただくことが本県農業の振興につながるものと、確信してまいりました。

そこで、本県の農業・農村が目指すべき姿とはどのようなものと考えているのか。また、その実現のために、県はどのような施策を行うの

か、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県農業は、担い手や労働力の減少に加えまして、激甚化する自然災害や地球温暖化、家畜や植物の伝染病、さらには新型コロナウイルス感染症への対応等、様々な課題に直面しております。

このような中で、農業が持続的に発展し続けるためには、これらの危機事象にも負けない「新たな防災営農」といった視点を持ちながら、生産・流通・販売まで一貫したスマート化の取組を進めることで、稼げる農業を目指していく必要があると考えております。

また、産地の生産力をさらに高めていくためには、規模拡大を目指す法人等の経営力強化を図るとともに、集落機能や生産基盤の維持に大きな役割を果たしている家族経営体の活躍が不可欠であると認識をしております。

そのため、第八次計画におきましては、経営規模の大小や個人・法人を問わず、家族を中心とした経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけ、しっかり支援するとともに、次代を担う若い力を呼び込むことで、中山間をはじめとした地域農業の活性化を図り、魅力あふれる食や、美しい農村を支える農業の重要性を、県民の皆様とも共有しながら、「持続可能な魅力あるみやざき農業」を目指してまいります。

○山下博三議員 来年から向こう10か年の第八次が、さらなる宮崎農業の発展に大いにつながるように期待をしておきたいと思っております。

次に、警察官の人財確保についてお伺いいたします。

昨今の人口減少や民間企業の採用意欲の高まりを受け、警察官の受験者数が年々減少の傾向にあると伺っております。

宮崎県警察の運営重点である重要犯罪の徹底

検挙と組織犯罪対策の推進や、交通事故の防止などに的確に対応するためには、より優秀で多様な人財の確保が必要不可欠であると思われま

す。
そこで、宮崎県警察における警察官の採用試験の現状と人財確保方策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警の警察官採用試験の受験者は年々減少しております。5年前の平成27年度の受験者483名と比較すると、令和元年度の受験者は354名と3割近く落ち込み、競争倍率は約2.8倍でありました。

このため、受験年齢層に身近なツイッターなどSNSを活用した採用情報の発信を行ったほか、オンラインによる採用説明会やオープンキャンパスを開催いたしました。

また、語学などの資格保有者や全国規模のスポーツ大会の出場者に対する加点制度を新たに設け、優秀な人財の確保に取り組んでいるところでもあります。

このほか、県警では、警察官の居住地規制の緩和、男性の育児休業取得など、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進した職場環境の整備に取り組んでおり、これらの施策を、採用募集活動を通じて広く周知しているところであります。

○山下博三議員 次に、県内の大麻事件についてお伺いします。

先般、宮崎市内の住宅で大麻草数十本を栽培したとして男2人が逮捕されたという新聞記事を見ました。全国版のニュース等でも、芸能人の逮捕が多数取り上げられております。昨日も逮捕事案が報道されておりました。

大麻に関する犯罪といえば、東京など大都市圏を中心とした犯罪をイメージして

が、実際には当県でも逮捕報道があることから、全国的に蔓延しているのではないかと考えられます。

そこで、県内における大麻事件の現況等について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 全国の大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加し、昨年中の検挙人員は4,321人で過去最高となりましたが、本年も前年を上回るペースで増加しております。

当県におきましても、全国同様、増加傾向が見られ、過去最高となった平成30年の年間検挙人員40人に迫る34人を、今年上半期で検挙しております。

大麻事犯の増加要因といたしましては、特に、未成年者を含め若年層を中心とした乱用の拡大が挙げられます。

また、近年、インターネット上で大麻の有害性を否定する記述等が散見され、大麻に対する警戒心が低下していることが懸念されます。

県警といたしましては、引き続き、乱用者や密売組織に対する取締りを推進するとともに、若年層を対象とした薬物乱用防止の講話など啓発活動を行いながら、違法薬物事犯の撲滅に努めてまいります。

○山下博三議員 次に、横断歩道における交通事故についてお伺いします。

全国的に安全なはずの横断歩道で、歩行者が被害に遭う交通事故が発生しています。

例年、JAF（日本自動車連盟）が「信号のない横断歩道における一時停止状況の全国調査」の結果を発表していますが、この調査では、全国の都道府県ごとに、信号のない横断歩道における一時停止率が発表されており、昨年も、全国1位は長野県で、60%を超える一時停止率でありました。

私自身も運転する中で、信号のない横断歩道できちんと一時停止する車が増えてきたと感じることがあります。

そこで、本県の信号のない横断歩道における一時停止率の推移と、横断歩道で発生した歩行者被害の交通事故発生状況とその対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 御指摘の、J A Fが昨年発表いたしました「信号のない横断歩道における車の一時停止状況全国調査」によりますと、本県の一時停止率は、23.4%で全国14位であり、前年から7位順位を上げました。

また、昨年、本県で発生した横断歩行者妨害等違反が原因となった交通事故は92件であり、平成28年の138件と比較して約3割減少しております。広報啓発や交通指導取締りの成果が、一定程度出ているものと考えているところであります。

県警では、引き続き、交通指導取締りを推進するとともに、横断歩道における歩行者優先を徹底させるため、SNSやテレビCMによる広報啓発活動、運転免許の更新時講習における交通安全教育の徹底など、あらゆる機会を通じて、交通ルールの周知を図ってまいります。

○山下博三議員 最後になりましたが、教育長に大変申し訳ない一問になりました。よろしくお願ひしたいと思います。先ほど、J A Fが実施しております「信号のない横断歩道における車の一時停止状況全国調査」の結果等について、警察本部長より御答弁いただきました。

令和元年の全国平均の一時停止率は17.1%である中、本県は23.4%で、全国14位ということですが、2016年に調査が始まって以来、断トツとなっているのが長野県であります。

その理由について、いろいろと調べてみまし

たら、児童が学校の登下校の際に、横断歩道で止まってくれる車両に対し、「ありがとう」と感謝の気持ちを込めて必ずおじぎをしているそうです。やがて、その子供たちが大人になり車の運転をするときには、横断歩道で止まることが当たり前のようになっているとのことでありました。このような取組は、交通事故を減らすことにつながっていくのだらうと思います。

そこで、交通事故を減らすためには、幼少期からの啓発が必要だと思っておりますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、横断歩道の手前で止まっていただく運転者に対して感謝の気持ちを表す、この子供たちの行動は大変素晴らしいものだと思います。同時に、交通事故を減らすためには、幼少期から社会的スキルと安全に関する能力を身につける、継続的な安全教育に取り組むことが重要であると考えております。

現在、県内各学校におきましては、小学校入学時に行う登下校の指導をはじめ、交通安全協会などに依頼して実施しております交通安全教室などにより、交通ルールを身につけさせるとともに、危険を予測・回避する能力の育成に取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会や県警などの関係機関としっかり連携を図りながら、児童生徒の交通安全の意識を高めるための取組を行ってまいります。

○山下博三議員 以上で代表質問を終わりますが、私が今回の質問で一番気になりますのが、コロナ禍における経済状況であります。

現在のような状況が長引けば長引くほど、経済に及ぼす影響は甚大なものになってまいります。

多くの経済界の皆様が、コロナ対策でのつなぎ資金を利用しておられますが、借りたお金はいつか返済しなければなりません。後々、返済の見通しが立たず、倒産に追い込まれる企業が出てくるような気がしてなりません。

そのようなことにならないよう、県においても、課題と精いっぱい向き合い、対策を講じていただきますようお願い申し上げます、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

9月10日（木）

令和 2 年 9 月 10 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員 長	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 代表質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。会派を代表して、持ち時間を十分に活用して質問してまいります。知事をはじめ執行部の皆様と、宮崎県の現状と未来を見詰め、有意義な議論ができることを期待しておりますので、御答弁よろしくお願いいたします。

さて、「経験のない規模の台風」という触れ込みだった台風10号は、県民に強い緊張感を与えながら九州西方の海上を通り抜けました。椎葉では、土砂災害により4名の方の行方が分からない状態が続いています。故郷から遠く離れた宮崎で罹災したベトナム人技能実習生に思いをはせると、胸が痛みます。一刻も早い救出を祈ります。

さて、台風災害に加え、2月以降、新型コロナウイルスの影響が県民生活を追い詰めています。特に、7月22日以降感染確認が続いた第2波は、宮崎に第1波とは質の異なる緊張感を与え、県内環境は一変しました。感染者を低位に抑え、いち早く経済再開に向けた動きを強めようとした「宮崎モデル」という言葉は、行政からも消え去り、一時は人口比での感染者数が東京や大阪、福岡などに続く全国上位との状況にも陥りました。

まずは、急増する感染者への対応に追われた医療機関や、行政をはじめ多くの方々の御努

力、御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げます。感染者数は全国的にも再び落ち着きを取り戻し、県内でも感染確認の一報が途切れる状況になりました。今後は、この第2波の経験を生かし、いかにして秋冬にも予想される次の波に備えるかが、県民生活を守ることに直結します。

国の新型コロナウイルスに対する構えに変化が見られます。本当に知見は積み上げられているのか。これまでの根本が揺らぐ気配も見え隠れする状況に不安も募りますが、知事は県内の新型コロナをめぐる状況をどのように認識しているのか。第2波の経験を踏まえ、御認識をお伺いします。

壇上からもう一問。国は、コロナ禍で厳しい環境に追い込まれている中小事業者や個人事業者の生活を守り、事業の維持・継続へ力を振り絞ってもらおうと、持続化給付金制度をつくりました。細かい説明は省略しますが、収入がおおむね50%以上下がった事業者に、中小企業200万円、個人事業者100万円を上限に給付金を出す事業です。

国はさらに6月末から、いわゆるフリーランス、主たる収入を雑所得、給与所得で確定申告した個人事業者にも対象を拡大しました。今回は、そのフリーランスをめぐる給付金の制度欠陥を指摘します。

県央部の60代女性で、フリーランスのバスガイドをしている方のケースです。既に配偶者を亡くしておられますが、今も成人した息子さんや娘さんの子育てを応援しながら、フリーで仕事を続けています。昨年の確定申告によると、この方の昨年の収入は88万4,600円。いずれもバスガイドとしての乗務で、9社から支払いを受けており、そのうち8社分、85万7,000円は給与

所得になっていますが、1社分、2万7,600円だけが事業所得になっていました。仕事は、3月から少なくとも今月中までは全くオーダーがない厳しい状況で、フリーランスが持続化給付金の対象となり、生活が維持できると安堵したところでした。

ところが、この方の申請は受け付けてもらえませんでした。理由は、収入に事業所得が2万7,600円あったためです。国は、フリーランスの持続化給付金の場合、事業所得が1円でもあると、問答無用で申請を受け付けていません。事業所得が僅かでもあれば、個人事業者としての申請を指示しているからです。この方の場合、事業所得は僅か2万7,600円のみですから、国の指示どおり個人事業者として申請しても、対象額は僅か2万7,600円で、ほとんど救いになりません。そこで、事業所得分を外して給与所得分だけの申請を試みても、フリーランスとしての申請は不可というのが国の姿勢です。

この全ての足かせになっている2万7,600円の事業所得、国税庁や宮崎税務署に問い合わせると、法律上は、雑所得の形状であったとしても何の問題もありませんでした。しかし、実際は、確定申告の窓口で係員の指導に従って事業所得に計上したというのが事の真相です。ここでもし雑所得にしていれば、こんな理不尽な目に遭うこともありませんでした。御本人にしてみれば、恨み節の一つもという気分でしょうが、持続化給付金の制度が始まったのは、確定申告より後でありますし、そもそも、確定申告書類がこのような形で利用されるということは、税務署の方も想定していませんでしたので、税務署のせいというわけにもいきません。

たった2万7,600円、収入全体の3%が理由で、何の支援も受けられずにいる県民がいま

す。こんな不条理はありません。国会議員を通して国にも掛け合いましたが、中小企業庁は、同様のケースが幾つもあることを把握しながらも、制度の見直しや修正を図ろうという姿勢を一切示していません。置かれている状況が多様で、一律の扱いでは済まないフリーランスを救済するための制度であるにもかかわらず、こんなにも画一的で弾力性のない仕組みでいいのか。私は大きな疑問を禁じ得ません。

説明は十分に意を尽くせませんが、詳細は私のユーチューブチャンネルでも報告していますので、ぜひそちらで御確認いただければと思います。

さて知事、これもコロナの現実です。まず、このような状態に置かれている県民がいることをどのように感じられるか。その上で、国がフォローしないのであれば、県独自で、制度の谷間から救い上げる救済策を施すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いします。

残余の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

新型コロナウイルスをめぐる県内の状況についてであります。

事実上の第2波であります7月22日からの感染につきましては、県外への往来等により何らかの形で入り込んできた新型コロナウイルスが、会食や家庭、職場等を通じて県内で感染が急拡大し、接待を伴う飲食店や高齢者施設でのクラスターも発生しております。

また、都道府県別の人口10万人当たりの直近1週間の感染者数が、一時、全国6位にまでなるなど、7月22日から昨日までの感染者は約340人と多数に及んだところであります。また、そ

のうちお一人が亡くられております。お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げます。

このコロナの深刻な影響は、医療・福祉分野はもとより、飲食・観光をはじめとする経済分野など、様々な分野に及んでいるところであり、しっかりと社会経済活動の回復・再始動に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

他方、これは全国的な傾向と同様であります。感染者は無症状・軽症の方が多数であったということもあります。また、本県においては、感染者数の割には死者や重症者数が比較的少なかったということも重要な点であろうかと思えますし、他県で見られるような、医療機関におけるクラスターの発生もないところであります。

これは、積極的な疫学調査、徹底した検査、医療体制の整備・提供、休業要請や外出自粛など、様々な取組につきまして、まさにオール宮崎として、全ての関係の皆様のご協力、そして御尽力があったからこそだと認識しております。深く感謝の思いを抱いているところであります。

次に、持続化給付金についてであります。

国の持続化給付金は、感染症拡大により、特に大きな影響を受けた事業者の下支えを目的に創設され、その後の見直しにより、事業所得だけではなく、雑所得等で申告した個人事業者も対象に加えられたものであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、給付の可否について、確定申告書の形式的な判断により、給付の対象とならない事業者も出ていますと認識しております。国においても地方において

も同様であります。一定の制度を設けると、どうしてもどこかに線引きが生じるわけであり、ますけれども、私としましては、この給付金の趣旨に基づき、事業者の様々な事情を酌み取った弾力的な運用がなされる必要があると考えておりますので、こうした実情については、国にしっかりと要望してまいりたいと考えております。

私たちは、新型コロナウイルス感染症という、今まで経験したことのない事象に直面しているところであります。経済対策についても、手探りの状況にあります。今後の推移を見ながら、どのような対策が必要なのか、しっかりと検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○渡辺 創議員 知事から、様々な事情を酌み取った弾力的な運用が必要だという御見解、国にも話をしていくということでありましたけれども、そういう気持ちを示していただいたこと自体が、困っている状況にある県民の方にとっては、共感といいますか、知事がその状況に理解を示してくださったこと自体、少しの救いになると感じていますので、コメントありがとうございました。

ここからしばらくの間、新型コロナの現状と今後ということで、幅広くお伺いしてまいります。

まず、新型コロナ対策には、国と自治体の連携が極めて重要だと思っています。特に役割分担、権限、対策の財源についてが顕著であったかと思いますが、この間、地方としては、国にかなり振り回されてきたという面を否定できないと思っています。今日に至るまでの間、県としては、国に何を求め、どのような要望活動を行ってきたのか。そしてまた、現時点で国に最

も強く求めていることは何か、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） このコロナ対策に係る国への要望につきましては、4月の第1波の際には、全国知事会を通じて、また5月には県議会や市町村など地方6団体で連携いたしましたし、また6月には「みやぎきの提案・要望」といった形で、それぞれ時々の状況に応じて要望を行ってまいりました。

具体的には、感染拡大防止に必要な医療・検査体制の整備や、地方創生臨時交付金などの新たな財源の確保・充実、また、持続化給付金や雇用調整助成金等の要件緩和、地域経済の活性化に向けた支援措置等を要望しているところであり、特に、交付金の大幅な増額などにも結びついているところであります。

その後も、全国知事会の緊急提言などにおきまして、感染者や医療従事者、その御家族の人権への配慮などについても訴えてきたところであります。

今後とも、感染症対策に万全を期するため必要となる地方創生臨時交付金等のさらなる増額・充実や、来年度以降必要となります地方一般財源総額の確保・充実等につきまして、国に強く要望してまいります。

○渡辺 創議員 新型コロナの影響は、県内の各方面、また幅広い業種に及んでいます。人の動きが停滞したことが直結している産業という意味では、飲食業も代表的なものの一つだろうと思っています。その影響は、多分、議場にいる多くの議員の皆さんもいろんな形で聞いていると思いますが、実に甚大であります。

実は先日、私の友人である、料理店を営んでいる40代の男性が、脳梗塞で倒れました。幸い命は取り留め、復帰に向けて今努力をしています。

ますけれども、店を守り、従業員の雇用を守りということがいかに大変かという苦勞をずっと聞いてきた状況がありましたので、この間の心勞が体に負担を与えたのではないかなど、気が気でならないという気持ちでいます。

県は、飲食店の実態等をどのような形で把握し、どう現状認識しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内で新型コロナの感染者が確認されて以降、飲食業関係団体との意見交換会等を通じまして、飲食店経営者から現状について話を聞いてまいりました。

感染拡大防止のための不要不急の外出自粛や、飲食店への休業要請等による影響のほか、休業要請等の期間が終了した現在でも客足の戻りが遅く、昨年と比べ売上げが大幅に減少していると伺っております。

飲食業界では大変厳しい状況が続いていると認識しておりまして、ガイドラインの遵守による感染拡大防止対策の徹底とともに、消費喚起のための施策が必要であると考えております。

○渡辺 創議員 今回の第2波においても、県は、接待を伴う飲食店に2度目の休業要請を、そして、その他の飲食店についても時間短縮営業の要請をしたところであります。協力金を出すということになっていますが、協力金額を算出した根拠と、その額を事後的にどのように評価しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 協力金につきましては、接待を伴う飲食店が休業を行った場合は10万円、その他の飲食店が時間短縮営業を行った場合などは5万円としております。

休業につきましては、他県の状況や他の給付

金等を勘案して10万円といたしました。時間短縮営業の5万円につきましては、対象の飲食店が、法令上、生活に必要な施設として休業が想定されていないなど、接待を伴う飲食店と位置づけ等が異なりますので、他県の例を参考に、10万円の2分の1といたしました。

この協力金は、補償ではなく、休業要請への協力を奨励するものでありまして、2度の休業要請に対して、多数の事業者にも協力していただいたところであり、奨励の効果が一定程度あったものと考えております。

○渡辺 創議員 額の評価について、やっぱり実態から言えば相当苦しい額だと、そのことは言わずもがなで皆さんもお分かりになっていることだと思いますので、あえて議論は避けませうけれども……。

質問を続けます。ここから3問、知事にお伺いしたいと思います。

まず、今回の第2波は、本当に多くの方々の御尽力、そして、たくさんの県民の我慢と犠牲の上で収束傾向に入っています。県内でも感染確認などが無いという日が出てくるようになって、我々もその報がないということに安堵しながら今過ごしているわけです。ただ、決して心から安心できる状況ではないというのはお分かりのとおりであります。そろりそろりと社会経済活動も動き出すべきでありましょうし、秋冬に向けて、第3波が来るものだと考えて過ごすべきだと思います。

そこで、基本的な考え方を整理しますが、秋冬に再度、第3波が襲来した場合、感染症対策としての対処の在り方は、第1波、第2波と同じであるというふうに考えればよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 治療法等が確立されて

いない未知のウイルスである新型コロナウイルスへの対応ということで、常に感染防止と社会経済活動のバランスをどう図っていくか、これが課題となっているところであります。

今、御指摘がありました新型コロナの対策としては、やはり「感染しない、うつさない、持ち込ませない、感染の連鎖をつくらない」という基本を徹底しながら、いかに県民の皆様にもきめ細かく情報を提供していくか、圏域ごとの感染状況に応じた3段階の協力要請や、県全体の5段階の警報レベル、県民の皆様にも早めの行動を促すということで取り組んでまいりました。

その基本的な枠組みというものは、今後とも変わることはないわけではありますが、例えば、災害は常に新しい顔、違う顔でやってくると言われておりますし、過去の歴史を振り返ってみましても、スペイン風邪など第2波では強毒化したという状況もあるところでありまして、その状況を見ながら、感染防止と社会経済活動のバランスをいかに取っていくかということで、ちゅうちょなく対策を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 では、仮に第3波が一定の水準を超えて、社会としてのリスクが高い状況になったということになれば、これまでと同じように、一般論として、感染拡大の舞台となる可能性が高い飲食業に対して、再度、休業や時短営業を要請することもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） コロナ対応の基本的な枠組み、考え方というところは変わらないということをお願いいたします。コロナの発生状況、また経済への影響というのもしっかりと勘案しながら、必要に応じて、ちゅうちょなく対応していくというのが基本的な考

え方であります。

まずは、ガイドラインの徹底等により、感染拡大を発生させない、そのところに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 状況によってはあり得ると。極力やりたいことではないと思っておりますが、あり得るといふことだと理解しましたけれども、飲食業の皆さんは、ただでさえ人手が少ない、商売を取り巻く環境が厳しいということに加えて、先ほど福祉保健部長からも御答弁頂きましたが、行政から出される要請の位置づけが非常に不明確ということもあって、そこに苦心しているという印象を受けるところです。

要請に従うこと、それは、つまり社会からの要請に応えるために店を閉めるということになるわけです。その対価という言い方が正しいか分かりませんが、それは、やはり協力への謝意とか報奨的な性格のものではなくて、明確に補償と位置づけるべきではないかと私は思うところです。

まして、今度仮に3回目ということになれば、1回目や2度目は急な判断であったということも言えるかもしれませんが、今御答弁頂いたように、3回目ということになれば、ある種、想定の中に入れながら、県として対策を取っているということになるだろうと思えます。金額の設定の難しさであるとか、国の制度的な縛りがあることは十分理解をしていますが、できれば、やはり基本姿勢を明確にすべきだと。補償的な意味合いをはっきりさせるという意味で、姿勢を明確にすべきではないかと思っておりますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 新型インフルエンザ等特別措置法では、感染拡大を防ぐため、知事の権限で休業要請を行うことはできるわけであり

ますが、休業した事業者に対する補償は、法的に整備されていないところであります。先ほど御指摘もありましたが、感染により奪われる健康や命があつてはいけない、ただ、社会経済活動の停滞により様々な問題が生じていけない、いかにそのバランスを取っていくかというところは、これからも腐心すべきところであります。

御指摘のとおり、深刻な影響を受けている事業者の経営面に対して、しっかり事業継続のサポートをしていく、これも重要なことでありますし、感染拡大防止のために必要な措置に協力をさせていただき、そのことを促していくことも重要でありまして、補償という観点からも、制度的な支援を設けることは重要であると考えております。

このため、国の責任においてしっかりと検討がなされるよう、私としましても、引き続きあらゆる機会を捉えて訴えてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 知事のお考えがよく分かりました。私もそのとおりでございますので、ぜひ、国への働きかけを含めて、引き続きお願いしたいと思います。

さて、話の方向性を少し変えます。安倍総理が8月28日に辞意を表明されたことは、大変大きな驚きをもって受け止めましたが、ここで話題にしたいのは、同じ日に示された、新型コロナの「新しい政策パッケージ」のほうの話であります。

国は指定感染症レベルの引下げの検討をしているようであります。その是非は今日は話題にしませんけれども、新型コロナに対する対処を根本から変える可能性もあることではないかなと感じています。それが現実のものとなったと

きに、果たして県内の状況はどう変わるのか、また、自治体の立場から見て懸念はないのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在の位置づけでは、例えば、感染者には原則、入院勧告措置が取られますが、仮に見直される場合、軽症者や無症状者は、宿泊施設や自宅での療養が広く認められるということも想定されます。

この点、感染防止対策が弱まるおそれがあるという指摘がある一方で、新型コロナは軽症・無症状の割合が相当高いことや、医療や関係機関への負担、社会経済の影響を考慮して、見直しを行うべきという指摘もございます。

新型コロナにつきましては、知見の積み重ねが道半ばではありますが、全国様々な地域の状況を踏まえた上で、適切に検討を進めていただきたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の第2波対応の中で、最初に感染確認が集中したのは、保健所単位で言えば高鍋保健所であったと思います。職員録を見ても、27人の職員体制ということでありませけれども、感染者への対応、それから疫学的な追跡調査、自治体への対応など、恐らく想像を絶するようなハードな環境だったんだろうと思います。改めて、現場で奮闘された皆さんに心から敬意を表したいと思います。

全国的にも、この25年ぐらいの間に保健所行政を圧縮し過ぎたのではないかという声が上がっています。実際、県内でも、平成8年時点では10か所だった保健所の体制が、串間・西都がなくなり、職員数も平成8年時点で295名だったものが、今は215名ということになっています。もちろん、宮崎市が保健所を開設といいますか、つくる権限が移ったということもありますので、その影響を差し引いてみても、やは

り50人ぐらい減っているという状況ではないかと思えます。

現状を踏まえた上で、今後の在り方を見直すきっかけにすべきではないだろうかと思えますが、福祉保健部長のお考えをお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナに関して、県民からの相談対応や衛生環境研究所への検体搬送、患者の行動履歴や濃厚接触者の調査など、業務負担が増加したところであります。

これらの増加した業務につきましては、例えば検体搬送については、農林振興局等他の出先機関での実施や外部委託の活用を図るとともに、7月末からの感染拡大時においては、管内でクラスターが発生した高鍋保健所に対して、1日当たり30名程度の職員を派遣するなど、全庁的な応援体制により、一定の対応ができたものと考えております。

今後の保健所の在り方につきましては、今回の経験を踏まえ、平時におきましても、有事の際を常に想定しながら、その機能が十分果たせるよう、適宜見直しを検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

続いて、病院局長に3問ほどお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染者について、県立3病院ではどのように対応をしているのか。また、各病院現場の実態をどのように把握されているのでしょうか。

○病院局長（桑山秀彦君） 各県立病院では、重症患者や小児患者、精神疾患を有する患者など様々な患者を受け入れてまいりましたが、累計の患者数は、宮崎病院46名、延岡病院30名、日南病院8名の合計84名、現在も3名の方が入

院されております。

また、県内では最初に患者を受け入れたノウハウを他の医療機関に積極的に情報提供するなどの役割も担ってまいりました。

病院現場では、未知のウイルスにどう対応すべきか、手探りの状況の中で、高い緊張感を持って治療や看護に当たっております。

また、コロナ対応病床に限らず、病院全体において、院内感染を起こさないよう万全を期しておりますが、対策が長期に及んでおりますので、スタッフの心身の負担は相当大きくなっていくものと考えております。

○渡辺 創議員 新型コロナは、終わりが見えないという状況でありますので、対応が長期化すると、一部の職員に負担が偏ることが懸念されると思います。職員の方々の肉体的、精神的な両方とも健康を維持して、一人の生活者として、仕事外の時間にも私生活に支障を来さないという配慮も大事だろうと思いますけれども、そのあたりの配慮についてどのようにお考えか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、感染症や呼吸器の専門医や、感染管理の認定看護師が中心となりまして、患者対応に当たってきているところでございます。

また、その他のスタッフ、職員につきましても、防護服の脱着をはじめ、感染管理に必要な知識の習得や訓練などの準備も行ってきておりまして、病院内での感染管理を徹底する観点からも、特定の職員が中心となって対応せざるを得ないと考えております。

そうした中で、職員への心身の負担が大きいことを踏まえまして、職員の体調面にも十分留意しながら、支障がある場合には他の病棟からの応援を受けるなど、無理のない業務分担に努

めているところでございます。

また、これまでの患者受入れを通じて、治療や看護に関するノウハウも蓄積されてまいりましたので、業務の効率化などを図りながら、さらなる職員の負担軽減につなげてまいります。

○渡辺 創議員 次は、県病院の収益について伺いたいと思います。新型コロナ対応によって、病床確保の負担であるとか、医療点数の高い手術とか医療行為が計画どおりに行えなかったり、さらには、患者さんの数がトータルで減っているという状況もあると思います。当然、これは収益の悪化が予測される状況だろうと思いますが、そのあたりはどのように対応するお考えですか。

○病院局長（桑山秀彦君） 各県立病院では、コロナ患者に対応する病床や看護スタッフを確保するために、一部病棟を閉鎖したり、可能な手術や入院、通院は延期するなど、患者の受入れ制限を行ってまいりました。

その結果、今年4月から6月までの入院外来患者数は、前年同期と比較しまして約17%減少し、これに応じた収入も約5億6,000万円減少するなど、病院経営に深刻な影響を与えております。

こうした中、国において、空床確保のための交付金が創設されましたことから、15億円余を今議会の補正予算として計上させていただいております。また、救急医療や高度医療など本来の診療機能をしっかり維持することで、収益の確保を図っていく必要があると考えております。

今後とも、国による支援なども活用しながら、経営の維持に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。恐

らく、県立病院は公立病院としての社会的使命を大変強く意識しながら、先ほどもありましたが、最初の患者さんに対応した経験等も広くみんなで共有できるようにということで、そういう強い使命感で積極的な対応に当たっていただいているんだろうと思います。そのことを本当に高く評価するところです。

また一方で、宮崎病院が新しくなることを控えており、収益的な収支状況を整えるというのも大事な取組だろうと思います。国の緊急包括支援交付金等が十分な規模なのかということにも若干疑問が残りますので、今後とも、必要な分はきちんと国に措置をしてもらえるように、執行部と力を合わせて求めていくということも対応していただきたいと思います。

あと、実は8月に、病院名は伏せますが、関係者の方の御配慮があつて、新型コロナウイルス感染者をケアする医療従事者の方々から直接お話を聞く機会を得ました。分かっているようなつもりで、いろんなことを報道で見たり、県議会の説明を聞いたりしていましたが、驚くようなことが本当にたくさんありました。感染者と接触機会を極力減らしていくために、いろんな工夫が施されていることであつたり、また、対応をしなければならないときには防護服を着たり、N95と言われるマスクをつける。これは、医療行為を行うにしても、物すごく身体的な負担が重いということもよく分かりましたし、仕事を離れた時間においても、極めて自律的にいたしますか、自己犠牲的に行動を抑制して、普通の市民生活に著しい影響があるような形で努力をしていただいているということが、本当によく分かったところでもあります。

県病院にとって、またほかの医療機関にとっても、医療従事者の皆さんは財産だと思えます

ので、その方々の負担があまりにも重くなり過ぎないようにというところを、ぜひ引き続き——局長も十分御配慮いただいていると思っておりますけれども——またさらに御対応をよろしくお願ひしたいと思います。

続けてお伺いしますが、県は第2波の中で新型コロナウイルス対策の特命チームを設置しましたが、その役割や効果を、特命チームのトップである郡司副知事にお伺いします。

○副知事(郡司行敏君) 新型コロナウイルス対策特命チームは、7月末の感染拡大緊急警報の発令やクラスターの発生等を受けて、感染拡大の抑え込みを図るため、福祉保健部を中心とした感染症対策に加えて、全庁的な支援体制の強化と機動的な対応を目的として、8月に私のほか、職員10名で組織したものであります。

危機に際して最も重要なものは情報であるとの認識の下、これまでに、まずは市町村との連携強化を図るために、市町村と双方向で情報共有を図るホットラインを構築したほか、県ホームページでの新型コロナウイルスの基礎知識や感染状況データの見える化など、正確でタイムリーな情報発信、今後の感染拡大に備えた市町村保健師との連携体制づくり、さらには、市町村・飲食業団体と共同したガイドラインの遵守対策にも取り組んできたところでもあります。

この新型コロナウイルス対策では、力を結集することが何よりも重要であります。今後とも、市町村や関係団体などとの緊密な連携の下、感染拡大防止に向け、機動的かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今の答弁の中にも、市町村との連携というお言葉がありました。今回、一連の中で、市町村からは県に積極的な情報開示を求める声が上がりました。ただ一方で、ある市

町村では——僕らもホームページで確認しましたが——その得た感染者の情報を、性別であったり、年齢、それにとどまらず現住所とは違う出身市町村名、さらには一人暮らしであるとか、そういう家族構成、そして、当該企業が公表しているわけではないのに、勤務先等々までホームページで公開をするというような、疑問を感じざるを得ないケースがあったというのも事実です。

県の情報の公表に関する基本的な考え方を、福祉保健部長に確認します。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 感染症法では、感染症につきまして、発生の状況・動向・原因や、予防・治療に必要な情報を積極的に公表すること、あわせて、公表に当たっては、個人情報保護に留意すること、その両方を規定しておりまして、国が基本方針でその具体的内容を示しております。

情報の公表につきましては、兼ね合いが非常に難しい問題ではありますが、県では、この基本方針に基づきまして、個人情報保護に留意しつつ、感染拡大防止のために必要な範囲で情報の公表を行っております。例えば、施設や職場の名称などについては、接触者が特定されている場合には非公表を、不特定多数の接触者がいる場合には公表を基本としております。

情報の公表につきましては、こうした取扱いに御理解をいただきたいと考えておりますが、市町村との情報の共有につきましては、早速、要請に応じて工夫させていただいたところでです。

○渡辺 創議員 市町村との関係でもう一つ。延岡市が8月7日に、県に新型コロナに関する要望書を提出したはずですが、その中では県に対して何を求めているのでしょうか。福祉保健

部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 延岡市からは2点要請がございました。

1点目は、感染拡大の予防及び市民の不安軽減を図るためにも、感染者情報の一層の開示をお願いしたいというものであります。

2点目は、感染者や濃厚接触者の行動履歴の調査や公表などの業務を市民に身近な行政主体である延岡市が可能な限り行うことができるように、県から市への必要な財源や人材の提供を前提としまして、保健所業務及びその権限の市への移譲を検討してもらいたいというものでございます。

○渡辺 創議員 その要請に対して、県はどのように対処、回答したのか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 1点目の、感染者情報の一層の開示についてであります。県では、先ほど御説明させていただいたとおり、国の基本方針を踏まえ、個人情報保護との兼ね合いから、現在の取扱いを維持することとし、他方で、市町村との情報共有については工夫するというのを御説明いたしました。

2点目の、保健所業務及びその権限の市への移譲についてでございますが、要請に応えることは難しいと御説明をいたしました。その理由としまして、保健所は、県や中核市のほか、政令で定める市でも設置は可能であります。ただ、国の基本的な指針によりますと、地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、運営等を円滑に遂行できる規模を備えた市として、一つの目安として、人口20万人以上の市が設置を検討することとされていることや、陽性者の行動歴や濃厚接触者の調査及びその公表などについては、保健所における感染症予防の主要な業務であるこ

と、こうしたことが理由であるという説明でございませう。

○渡辺 創議員 よく分かりました。延岡市さんにはお考えがあったんでしょうが、事実確認にとどめたいと思います。

さて、開会日の提案理由説明の中で知事は、「SNS上の書き込みなどで感染者や関係者、医療従事者などを傷つける言動が見られる、こういう人権侵害は決して許されるものではない」と言及されましたが、県としては、新型コロナをめぐって人権侵害が疑われるような事案を確認しているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、宮崎県人権啓発センターに人権に関する相談窓口を設置しているところでありますが、ここに寄せられた、新型コロナウイルス感染症に関する主な相談内容としましては、「県外との往来がある事業者のお子さんが、保育所から通園を断られた」「勤務先で感染者が出て、本人はPCR検査で陰性であったにもかかわらず、その家族が勤務先から出勤を拒まれた」などがございませう。

県といたしましては、相談者の抱える問題解決のため、最善の方法を共に考えているところでありますが、御相談の中で、人権侵害が疑われ、調査や救済が必要と思われる事案につきまして、法務省の人権擁護機関を御案内した事例がございませう。

今後とも、関係機関とも連携しながら、相談者の思いに寄り添った対応に努めてまいりますとともに、いかなる場合であっても、不当な差別や偏見などの人権侵害は決して許さないという強い思いの下、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 会派で知事に申入れを行った際にも強調しましたが、差別を許さない、また人権上の配慮をしっかりと施すというのは、県がしっかりと姿勢を示すことが大事だと思っておりますので、引き続きの対応をよろしく願います。

新型コロナウイルスは、県に関わる業務にも様々な影響を及ぼしていると思っております。まず、代表監査委員に伺いますが、今年度の監査業務への影響がありますでしょうか。

○代表監査委員（緒方文彦君） 今年度前期の定期監査につきましては、当初計画していた97所属で実施いたしました。このうち、国の緊急事態宣言中に予定していた5所属に加えまして、感染拡大防止対策や経済対策により対応が困難となった12所属については、事務局による実地監査を、書面での監査に変更したところであります。

この事務局の実地監査では、感染防止に配慮して、必要最小限の人数で実施いたしますとともに、私どもの委員監査につきましては、極力、十分な広さと換気が確保できる会場で行ったところであります。

今後とも、十分な感染防止対策を取りながら、しっかりと監査を実施してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

もう一点、人事委員会委員長に伺います。コロナ禍によって、国の人事院勧告が遅れています。それに伴い、県の人事委員会勧告も遅れるのではないかと考えられるところですが、その影響をお伺いします。

○人事委員長（濱砂公一君） 人事院勧告は、職種別民間給与実態調査を踏まえまして、例年8月上旬に実施されているところであります。

この調査は、人事院と各県等の人事委員会が共同で行っておりますけれども、本年は、御指摘のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により作業が遅れておまして、賞与、いわゆるボーナスの調査については終了しておりますが、月例給については、9月末までの予定で現在調査を行っているところであり、人事院勧告はいまだ実施されておられません。

各県等の人事委員会の勧告は、職員の給与等に関しましては、国や他県等との均衡を図る必要がありますことから、人事院の勧告を待っているところでございまして、以上のような状況から、本県の勧告も相応に遅れる見込みであります。

このため、本県を含む全国の人事委員会が連携いたしまして、人事院に対し、早期に勧告を実施されるよう要請を行っているところでございまして、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

20問ほどお伺いしましたが、やはり新型コロナウイルスの影響が実に多岐にわたっているということが分かりました。ポストコロナ、アフターコロナという時代を見詰めるためにも、そこにつながる今の取組をしっかりと考えることが大事だろうと思っています。県執行部の皆様も、本当に大変な御苦勞があると思いますが、ぜひ的確な対応をお願いしたいと思います。

次のテーマに移ります。知事の政治姿勢について、幾つかお伺いいたします。知事職としてというよりも、ぜひ、宮崎県のかじ取りをしている一人の政治家として、基本的な考え方を伺えればと思っておりますので、そういう認識で御答弁いただければ幸いです。

さて、国会では、自民党の総裁選が多くの国

民の関心を集めながら行われている最中であり、野党側も、合流新党の代表・党名を決める選挙が今日の午後1時から行われる予定です。どちらも、今後の国政の方向性を定める極めて重要な時期を迎えているわけですが、一方で、どちらのリーダー選びも、中心的に議論されるべきテーマについてはやや定まらないという印象を、個人的には感じているところです。

私自身は、今避けて通れないのは、社会保障をめぐる腰を据えた議論ではないかなと感じています。一連のコロナ禍において、国民が政治に問うたことは何であったでしょうか。それは、感染予防も経済対策も生活保障も、行き着くところは、どんな環境にあっても安心して生き続けられる、暮らし続けられる仕組みを享受したいというのが、政治に対する根源的な欲求であったのではないかと改めて感じるところです。

裏返せば、その欲求をしっかりと満たすことができる社会を築くのが、政治の本質的な役割ということにもなるんだろうと感じています。例えば、この9月議会で、昨日、今日、そしてこれからも続く、私ども議員の取り組んでいることも、言ってみれば、この本質的な役割を忠実に果たそうという思いでの質問であったりするんだろうと思っています。

ちょっと話は脱線しましたが、どんな環境であらうとも、誰もが安心して生き続けられる社会を築くためには、社会保障、そして、その裏づけとしての財源の問題から目をそらすことはできないと思っています。

そこで、知事にお伺いしたいと思います。知事は、これからのこの国の在り方を考えるときに、社会保障の未来像についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 社会保障制度につきましては、国民が健やかで安心できる生活を営むために、公的責任において、年金や医療、介護などの分野を支える大変重要な仕組みであります。

少子高齢化の進行、また働き方の多様化など、社会情勢が大きく変化しております。そういう中で、今後とも社会保障を持続可能なものとしていくためには、多様な就労・社会参加の促進や健康寿命の延伸のほか、医療・福祉サービスにおける生産性の向上、さらには、給付と負担の在り方の検討も必要であると考えております。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、例えば、医療従事者や病床の確保などの医療提供体制や、経済情勢の悪化に伴うセーフティーネットなど、今後の社会保障制度における課題や工夫が求められる点も明らかになったものと考えております。

今後の社会保障制度につきましては、そういった点を十分に踏まえて、国民一人一人の暮らしの安心や社会への信頼につながるよう、国において、その在り方をしっかり議論されるべきものと考えております。

○渡辺 創議員 続けて、社会保障を支えるための主要財源、安定財源として議論されることも多い消費税の在り方についてお伺いします。

消費税については、強い逆進性の問題、さらには、あまりにも制度が複雑、仕組みが複雑だということに加えて、輸出産業に対する優遇等もありまして、様々な課題も議論されているところでもあります。

そのような中で、国政では景気状況を踏まえながら、引下げ論が、一部かもしれませんが、与野党共に出てくるというような状況になって

います。個人的には、昨年10月の消費税引上げによる景気の冷え込みであったり、そこに追い打ちをかける今の新型コロナの状況を考えれば、不況下における減税というのは、長く景気対策の基本形の一つみたいなどころではあるわけですので、まずは、期限を区切った上での消費税の減税というのは、選択肢の一つとしてはあり得るのかなと感じているところです。知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） まず、消費税は、税収の規模が大きく比較的安定しておりますから、財政健全化を図りつつ、全世代型の社会保障制度を維持していく上からも、非常に重要な税であると認識しております。

この新型コロナウイルス感染症の影響により、まず経済の落ち込みに対応するため、各国においても様々な対応を講じられている中、一部の国で付加価値税の減税が行われているということは承知しておりまして、一般論としましては、経済対策における選択肢の一つであると考えております。

ただ、これから様々な行政ニーズが発生して、財政状況がますます厳しいものになっていくという状況の中で、先ほど申しましたような消費税というものが、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持していくための極めて重要な財源でありますことから、仮に税率引下げの議論が行われる場合には、国において、社会経済情勢を見据えつつ、国においても地方においても財源確保がしっかり図られるよう、慎重な検討が必要であると考えております。

○渡辺 創議員 知事のお考えがよく分かりました。ありがとうございました。

もう一点、政治姿勢としてお伺いします。最近、MMT（現代貨幣理論）というのが時折話

題になります。元々はEU政府の緊縮財政政策に対抗するような形で出てきた経済理論だと思われていますが、簡単に言えば、自国通貨建てで政府が借金して財源を調達しても、インフレにならない限りは、財政赤字は問題がないという主張だと思えます。

これも与野党双方に熱心な信奉者がいらっしゃるとい状況かと思えますが、せっきくの機会ですので、後学のためにも知事の御評価をお伺いしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） MMT（現代貨幣理論）であります。政府が財政赤字を悪化させても、自国通貨建ての債務であれば債務不履行には陥らないということで、財政支出は税収によるのではなく、インフレ率に基づいて調整すべき理論とされております。

そのため、「収支均衡を財政運営の目標に置くのではなく、インフレ率が高くなったら増税し、デフレが問題になったら減税するという手法で財政運営を行うべきだ」というような主張もなされているところであります。

直感的には、甘い話にはわながあると、そういう課題かなと考えておりますが、様々な前提条件を置いた上で、理論的に成立するとしても、例えば理論の上でも、今後とも最適な資源配分がなされるのかという課題もあろうかと考えております。また、現実問題としましても、税制制度を担当したことがある経験としましては、やはり増税をしていく、そのエネルギー、コストは大変なものがありますし、インフレ制御というものも簡単ではないだろうと考えておるところであります。

いずれにしましても、現時点ではその実現可能性も含め、国内外において、様々な批判もなされていると認識しているところであります。

○渡辺 創議員 知事のお考えがよく分かりました。いい機会になりました。ありがとうございました。

テーマを移りたいと思えます。教育に関して幾つかお伺いしてまいりたいと思えます。

まず、6月議会の一般質問で、「秋に」という答弁を頂いてはいますが、新型コロナで学習状況に影響が出た子供たちの状況を踏まえて、県は、今年度実施する県立高校の入試の出題範囲を検討して、変更が必要な場合には秋に公表するという事になってはいます。秋の入り口になったかと思えますので、検討状況を教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今年度実施します県立高校入試の出題範囲につきましては、各中学校の学校休業による学習進度への影響について、7月末までに調査を実施しまして、科目ごとに集約・分析を行い、現在検討を進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、今月下旬をめどに出題範囲をお示ししてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 中学3年生、保護者も含めて大変気にしているところかと思えますので、十分な検討をして答えを出していただければと思っております。

次に、聴覚障がいに対応する特別支援学校の設置についてお伺いします。

現在、聴覚障がいに対応するのは、都城さくらと延岡しろやまの2校となっております。県央部には、空白状態というか、学校がない状態が続いています。

まず福祉保健部長に、県央部における聴覚障がいのある方の状況を確認したいと思えます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎東諸県及

び西都児湯地域の聴覚障がい者の人数につきましては、身体障害者手帳交付状況によりますと、令和元年度末で2,117人で、このうち18歳未満が47人であります。

○渡辺 創議員 教育長にお伺いします。県央部から、聴覚障がいを理由に都城・延岡の2校に通学する子供たちは何人いますでしょうか。

また、通学することができない子供たちに対しては、どのような支援や対応を行っているのでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の聴覚障がい特別支援学校は、都城さくら聴覚支援学校と延岡しろやま支援学校の2校であります。

県央部から通学している子供の人数は、都城さくら聴覚支援学校が9名、延岡しろやま支援学校は在籍しておりません。

聴覚障がい教育の必要があり、県央部から聴覚障がい特別支援学校に通学することが難しい児童生徒は、各小中学校に在籍し、地域で学びながら、聴覚障がい特別支援学校における通級による指導を受けております。

また、聴覚障がいに関わる教育上の課題がある場合には、聴覚障がい特別支援学校の教育相談を随時受けられるようにしております。

○渡辺 創議員 もし通学が可能ということになれば、潜在的な需要という言い方が正しいか分かりませんが、特別支援学校での教育を求めるといった可能性もあるのかなと思ったりもしています。

県央部における聴覚障がいに対応する特別支援学校の必要性をどのように考えていらっしゃるか。また、実現に向けての課題ということがあれば、その認識をお伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、県央部における聴覚障がい教育の充実を図る観

点から、ゼロ歳児から5歳児までを対象とした聴覚障がいの乳幼児教育相談室を、平成31年4月に明星視覚支援学校内に開設したところであります。

仮に、県央部にも聴覚障がい特別支援学校を設置する場合、通学や送迎にかかる負担の軽減は図られますが、一方、各聴覚障がい特別支援学校に在籍する子供が少人数になりますので、集団学習や手話による自発的なコミュニケーション学習が難しくなるという課題もあるものと考えております。

○渡辺 創議員 メリットもあれば懸念点もあるということだろうと思います。その辺を十分に検討いただいて、ぜひ子供たちの利益になることを最優先にということで、引き続き御検討いただきたいと、お願い申し上げます。

次に、定時制・通信制高校についてお伺いたします。

宮崎県には、宮崎県高等学校定時制通信制教育振興会という組織があります。県議会でも、会長を務めていらっしゃる坂口議員をはじめ、井上議員、田口議員、二見議員が役員を務めておられまして、私もその末席に名を連ねているところであります。10年間役員を務めさせていただいておりますが、もっと力を尽くすことはできないのだろうかという反省をしながら、年数を重ねてきたところです。

定時制・通信制は、学ぶという意欲を大切に守るという意味で、重要なとりでだと思っています。かつての勤労学生、勤労生徒というか、働きながら学ぶというイメージから、学校全体の印象は少しずつ変わりつつあるかもしれませんが、時代の変化に応じて、生徒たちも多様化し、オーソドックスな高校生の歩みとは違っているかもしれませんけれども、自ら学ぶ意欲を

維持しようとする生徒たちにとっては、極めて貴い学びの場だという位置づけは変わらないと思っています。

以前、この議場で県内の定通制の生徒が一堂に会して、各校各課程の代表者が、自らの経験であったり、将来への夢を語ったりする生活体験発表会の御紹介をいたしました。その紹介を受けてだと思いますが、知事も平成24年、25年と御出席いただき、その後も御出席の意思を示していただいておりますが、都合がつかないときには副知事にずっと御出席いただいております。高校生にとっても大変励みになると思いますし、ありがたいことだと思っています。

今年は新型コロナの影響で、生活体験発表会は書面審査という形になってはいますが、教育委員会も執行部も、どうか今後とも定時制・通信制で学ぶ生徒たちに応援のまなざしを向け続けていただきたいと思いますところでは。

さて、質問に入りますが、新型コロナの影響で、働きながら学ぶ生徒たちの就労環境というのが不安定化してきているのではないかと心配しています。今回は、毎日登校するという形の定時制に限ってお伺いしますが、その状況を教育長はどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 9月1日現在の状況でございますけれども、定時制高校に在籍する512名の生徒のうち、アルバイトを含め就労している生徒は、全体の43%に当たります220名となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等について、各学校で調査を実施しましたところ、重複回答となっておりますけれども、企業から雇い止めにあった生徒が2名、休業を余儀なくされた生徒が20名、収入が減少

した生徒が25名でありました。

なお、就労環境の悪化等、経済的理由で退学・休学した生徒がいるとの報告は受けておりません。

○渡辺 創議員 目に見えていない影響とか、発露できていない影響というのも、もしかしたらあるかもしれませんし、影響が長期化すると、アルバイトをしていること自体が学校に通うことの維持につながっている子供たちにとっては先の長い話になるかもしれませんので、ぜひ引き続き、注意深く見ていただきたいと思います。

熊本県では、働きながら学ぶ定時制・通信制の生徒に、支援として1人5万円を給付するという独自施策に取り組まれているようであります。もちろん、これは大学生とかいろんなことも含めた対策の一環のようではありますけれども、本県における支援の必要性について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活面に悩みを抱える就労生徒に対しましては、いろいろな支援が必要であろうと考えております。

各学校におきましては、担任と教育相談部を中心に、各生徒の生活状況に十分配慮しながら、生活面の相談に対応しているところであります。

また、今年度からは、生徒相談支援業務の一部を民間業者に委託しまして、各学校に対しまして、幅広い、有効になるような情報を迅速に提供できるようにしたところであります。

今後とも、各学校や関係機関との連携を図り、生徒に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

教育に関することとして伺いますが、答弁は福祉保健部長になると思います。

県が発行する「桜さく成長応援ガイド」という冊子があります。各部門にまたがる、子供たちの生活や通学、進学に関する支援策を大変分かりやすくまとめたものでありまして、最初の取組が始まったときから、大変高く評価をしているところです。近年では、子ども食堂に関する記載なんかも出ていますので、子供たちが見ても、どこに行けばいいかということが分かるような内容になっています。本当に有意義な取組であると思います。

当初、多分、配布は中学・高校の2年生を対象に始まったのだと記憶していましたが、今は全ての中学生、高校生に配布されていると聞いています。

新型コロナの影響が、各家庭にこれから長期にわたって影を落としかねない状況でありますので、この機会に、単年度の取組だけでも結構ですので、保護者に届くことを意識するような形で、全ての小学生にも対象を拡大して配布してはいかかかと提案したいと思います。

思い切った配布策を取ることによって、それが手元に届けば、書いてあることに気づく可能性がある保護者・子供が増えるということになりますので、これで1人でも2人でも10人でも認識ができて、そこから救いが求められるという家庭が生まれれば、本当に意味のあることだと思います。そこをぜひ検討していただきたいと思いますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の「桜さく成長応援ガイド」につきましては、現在、

県内全ての中学校、高校並びにその生徒及び行政機関、支援団体等に配布しているところであります。

また、冊子の内容を県庁ホームページで公表するとともに、スマートフォン等を用いて、誰もが、いつでも必要な情報を素早く閲覧できるよう、電子ブックとして整備を図るなど、利便性の向上にも努めております。

特にコロナ禍におきましては、小学生の保護者など、今後の進学に不安を抱く方々への配布についても検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 検討したいということでしたので、ぜひ期待したいと思いますが、この事業を予算額で見ると、今年度で言えば400万4,000円の事業です。小学生全部に配っても、配布数が倍になるという話ですから、予算額は倍まではかからない話だろうと思いますので、決して難しい取組ではないだろうと思うところであります。11月でも2月でも、来年度でも結構ですから、ぜひ真剣に検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次のテーマに移りますが、県が検討している新しい県立プールについて、お伺いします。

この事業は、宮崎開催の国スポ・障スポに向けた施設整備の一環で、宮崎市の北警察署の裏にある、現在は野球練習場やグラウンドとして使用されている県有地に、PFI方式で検討が進んでいるものと思っています。

今議会で計画を具体的に進めるに当たって、債務負担行為として設計・建設、15年間の運営・維持管理費を見越したものとして、167億円余りが設定されているところであります。

まず最初に、PFI手法を導入する目的を改

めて確認した上で、従来手法と比較した際に、予算の縮減効果としては6億円ということになっていますが、この縮減効果が、当初から県が想定していた規模であるのかどうか。その範疇であるのかどうかというところの受け止めに、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 一般的にPFI手法は、効率的・効果的に公共施設の整備を行い、低廉かつ良好なサービスの提供を行うことを目的として導入されております。

今回のプール整備につきましても、民間の技術やノウハウを活用することで、設計・建設の段階から将来の運営・維持管理方法までを見据えた施設整備を行うことなどで、コスト削減が図られますほか、年間を通じて、一般の方から競技者までの幅広いニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能になるものと考えております。

また、財政負担の軽減効果につきましては、昨年9月のPFI導入可能性調査の時点におきまして、約5億円と試算しておりましたので、おおむね想定範囲内であると考えております。

○渡辺 創議員 この事業では、PFI事業の敷地の南側に隣接する2万1,300平米を民間収益事業敷地と設定して——契約行為等はPFI事業とは別になると理解していますが——一体的に事業提案をさせるという仕組みになっています。その目的を総合政策部長に確認します。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 今回、錦本町県有地にプールを整備するに当たり、隣接する余剰地に民間収益施設を一体的に整備することによって、相乗効果が発揮されるとともに、にぎわいの創出を期待しているところであります。

また、民間収益事業の実施によって、必要な財政負担を可能な限り軽減したいと考えております。

このようなことから、PFI事業者に対しまして、余剰地を活用した民間収益事業の提案を併せて募集することとしたところであります。

○渡辺 創議員 今回、議会としては、債務負担行為へのオーケーを求められているということになるわけですが、まず、国がPFIの推進をしているという状況があつて、県としても、今回の一体的な整備によってメリットが得られると考えているところはかなりあるんだというのは、それはそれで理解ができたところであります。

ただ一方で、従来手法と比べて、——こちらがまだ不勉強、慣れていないという面もあるかもしれませんが——PFIを進めるときに、事業の中身がいまいちはっきりしないという印象が拭えないというのは正直なところであります。もちろん、それが民間から事業提案を受けるPFIだと言ってしまうと、そういうことなのかもしれません。特に今回のように、最後まで形式的には別の扱いということになるんでしょうが、先ほど申した、事実上の隣接地の開発と一体に進めるということになっています。

現時点では、隣接地の民間収益事業敷地については、例えば、今出ている実施方針やPFIの要求水準書の案を見ても、幾つかの禁止行為というか、こういうのは駄目ですよというのがあることと、商業施設は不可で、にぎわいを創出するものという県の考え方、あわせて、長期の定期借地で貸すんだらうということぐらいはうかがい知ることができるんですけども、それ以外のことは、正直言ってよく分からないというのが実態です。

一方で、今回のPFIの債務負担行為を認めるということは、事実上——隣接地の内容についてもイメージができないままであります——事業振興にゴーサインを出すということになるわけです。正直なところ、まだ慣れていないというのがあるかもしれませんが、戸惑いがあるというのが正直なところだと思っています。

今回のケースが、PFIの特徴と言えるのかどうかは別にしても、県には、今回の事業が隣接地と事実上一体開発である結果、事業イメージが、我々が抱きづらい形で議会に提案されているという認識がおりかどうか。知事部局にとっては最初のPFIということになりますので、今後の議会の捉え方にも大きな影響があるのではないかという気がしてなりません。その点について、総合政策部長の見解をお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） PFI手法を導入するプール整備につきましては、設計・建設から運営・維持管理までを一括して発注するため、あらかじめ準備する図面や設計図書に代わり、当該施設に求める性能や満たすべき基準、さらには運営・維持管理手法などを、実施方針や要求水準書の中で詳細に示しているところであります。

PFI手法における債務負担行為の議案につきましても、従来手法による整備を行う際と同様に、整備する施設の概要や規模、求められる機能、整備期間などをお示しすることとしております。

一方、余剰地につきましては、プールとの相乗効果やにぎわいの創出を図る観点から、民間の自由な発想による提案を求めることとしております。議員が御指摘の点もあろうかと理解し

ておりますので、今後、適切な時期にその具体的な内容を、議会の皆様に御説明申し上げたいと考えているところでございます。

○渡辺 創議員 分かりました。

この一体的な予定地——今、部長の言葉だと余剰地という言い方もされましたけれども——の開発について、これまでに県に対して何らかの活用法などについての要望等が寄せられたことがあるのか否かを、総合政策部長に確認したいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 錦本町県有地におけるプールと民間収益施設の一体的な整備につきまして、これまでに要望等を受けたことはございません。

県では、宮崎市の中心部にある当県有地を最大限に活用すべきものと判断し、PFI手法によるプール整備と併せて、余剰地の活用にも取り組むこととしたところであります。

○渡辺 創議員 一連の答弁で、県の考え方については一定の理解ができました。

最後に、知事にお伺いします。この地域一帯の開発については、PFIでのプール整備と、商業施設ではない形でのにぎわいの創出という命題を、2つ課しているんだと思いますが、知事は、この地域の開発にどのような期待を込めているのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今回、国民スポーツ大会等に向けまして、県有の3つのスポーツ施設を整備するところではありますが、これまで宮崎市に一極集中していた施設を、高速道路の整備等を背景に分散整備することによって、地域のスポーツの拠点、さらにはにぎわいの拠点をつくっていく、そこは大変重要なポイントであろうと考えております。

そして、特にプールの整備事業につきまして

は、これまでもスポーツ施設が多数立地している宮崎市に新たなスポーツ施設が一つ加わったということのみならず、この立地を考えたときにぎわいづくりというのが大変重要な視点でありまして、本県初のPFI手法によりまして、民間事業者の専門知識・ノウハウを活用する。そして、プールと民間収益施設を一体的に整備することによる相乗効果が発揮されて、県都宮崎にふさわしい、新しい魅力やにぎわいの創出につながるものと期待しておりますし、そのような実現を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

今回のやりとりを踏まえて、一般質問、委員会審議など議論を見守りたいと思っておりますが、コロナ後の経済情勢や宮崎県の置かれる環境がどうなるか分からないという面もあります。重要な施策を進めるときには、大方針は変わらないにしても、時折、深呼吸を一つ入れながら、点検しながらいくということも大事なのかなという気がしましたので、またしっかり議論ができればと思っております。

次に、テーマを移します。木材関係についてお伺いいたします。

消費増税による建設需要の冷え込みに加えて、新型コロナの影響もあり、木材価格が、長期的な傾向でいうと低迷状況にあるのかなと理解していますが、県内の状況について、環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内の原木価格の状況につきましては、県森連の原木市場の平均価格によると、議員もおっしゃいましたが、去年の消費税引上げや、米中貿易摩擦の影響などにより、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が

加わりまして、1立方当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値となったところであります。

その後、長雨等により、例年に比べ出材量が減少した一方で、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどから、7月以降、価格が反発しまして、8月の価格は約1万200円まで回復いたしております。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数が回復しないなど、木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 昨日、山下議員の質問にもありましたけれども、コロナ禍において、林業関連の事業者の方々も苦しい立場に立たれているというふうに感じています。

環境森林部としては、川上から消費者に近いところまで全体を見渡した支援策を、パッケージで構築していくことが必要なんだろうと考えますがけれども、現在の取組状況を確認します。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業・木材産業の対策につきましては、まず、セーフティネット機能を強化するために、業界と連携した緊急連絡会議によりまして、情勢把握を行い、必要な施策の検討につなげますとともに、相談窓口を設置し、支援メニューの活用方法や資金繰り不安などに対応いたしております。

また、原木価格の下支えと事業者の雇用を維持・確保するために、木材生産を伴わない森林整備や、製材品をストックする天然乾燥土場の整備支援に取り組んでおります。

さらに、木材の需要を喚起するために、県産材を活用した住宅等への支援や、CM等による普及啓発などにも取り組むことといたしております。

今後とも、情勢を的確に把握しながら、しっかりと対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 なかなかすぐに結果に直結するというわけにはいかないかもしれませんが、底堅い対策が大事なんだろうと思いますので、ぜひ引き続きの御奮闘をお願いします。

次に、性的少数者を取り巻く環境についてお伺いします。

まず、県は8月の人権週間の際に、県庁本館をレインボーカラーでライトアップし、性的少数者への理解促進の啓発活動を行ってきましたが、今回は急遽実施されませんでした。新型コロナウイルス感染症の急増が背景にあったんだろうと想像しますが、経緯と今後の対応を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県庁本館を、性的マイノリティーの方々の尊厳と社会活動を象徴する6色のレインボーカラーにライトアップする取組につきましては、今年度も、人権啓発強調月間であり8月の最初の1週間に実施を予定し、初日には県庁本館前庭で、民間団体によるイベントも計画しておりました。

しかしながら、7月下旬に新型コロナウイルスの感染拡大傾向が見られたため、この取組につきましては延期することとし、4月末から実施しておりました、医療関係者等への感謝と応援の意を表すブルーライトアップを継続することとしたところであります。

延期いたしましたレインボーライトアップにつきましては、全国一斉に行われます人権週間に合わせ、12月7日から12月14日まで実施する予定としております。

県といたしましては、今後とも様々な機会を捉えて啓発を行うことで、性の多様性について

の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 主催団体の取組自体は、市民プラザに移ってしばらくやっていたらっしゃいました。私もアライという立場で見に行き、1日参加したところであります。

コロナ禍ではありますが、それぞれの課題の啓発自体は必要なことだろうと思います。その思いは職員さんも十分にお持ちだということなので、12月に延期ということになったんだと理解していますので、よろしく願いいたします。

次に、同性パートナーシップ宣誓制度についてお伺いします。

県内でも、全国各地の動きと連動するように、宮崎市や木城町で宣誓制度の導入が進んでいます。日南市でも検討中と聞いているところですが、県としては、このような市町村の動きをどのように受け止めているのか、また加えて、このような環境の中で、県はどのような対応を求められていると認識しているのでしょうか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） パートナーシップ宣誓制度は、現在、法律上の婚姻関係が認められていない同性のカップルを対象として、婚姻に準ずる取扱いを地方自治体独自に行う制度であり、同性カップルの方の生きづらさを解消し、自分らしく生きることができる社会の実現につなげようとする取組であると考えております。

この制度は現在、県内では、お話にありましたとおり、宮崎市と木城町で導入されておりますが、県では、これらの自治体の取組を先進的な事例の一つとして紹介を行うなど、制度の趣旨等について理解を深めていただきますよう、毎年、全市町村と情報共有の場を持っていると

ころでございます。そして、庁内の各部局にも情報提供を行っているところでもあります。

今後とも、同性カップルの方など、性的マイノリティーの方々への差別や偏見を解消し、その人権を守るための取組を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 少し踏み込んだ話になりますが、県営住宅の入居に関しては、現在、世帯入居を条件としているはずですが、パートナーシップ宣誓制度は、同性カップルについても婚姻に準ずる取扱いを求めているわけですので、そのあたりにそごがある状態になっているかなと認識していますが、今後どのように対応するお考えでしょうか。県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(明利浩久君) 県営住宅の入居資格につきましては、同居親族があること、もしくは事実婚であることを要件の一つとしており、そのことを住民票等により確認しております。

同性パートナーにつきましては、パートナーシップ制度による宣誓をされたカップルであっても、住民票等でその確認が行えないため、現行制度上は入居を認めることができないところでもあります。

さらに、入居を認めるに当たりましては、パートナー間における家賃の連帯債務や使用権の承継など、法的な課題の整理が必要となります。

県といたしましては、パートナーシップ制度の趣旨も踏まえ、同性パートナーの公営住宅への入居を認めている他県の運用状況も参考に、検討を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 制度の趣旨を踏まえて検討していくということでありました。このような課題は、今の時点でオーダーがあるなしというところ

が問題なのではなくて、同じような環境が担保されているかどうかというところが重要な点だろーと思っております。

前向きな検討の姿勢を示していただいたことを評価したいと思いますので、ぜひ、市町村の取組の趣旨を、県においても全庁的に尊重していただきたいという感想を述べまして、次のテーマに移りたいと思います。

農政についてお伺いしてまいります。宮崎の代表的ブランドである「みやざき地頭鶏」ですが、飲食業界の厳しい環境等もあり、最盛期に比べ、大変厳しい状況が伝えられておりますけれども、現状について、農政水産部長はどのように御認識されておりますでしょうか。

○農政水産部長(大久津 浩君) みやざき地頭鶏の生産状況につきましては、生産者の高齢化が進むとともに、近年の飲食業界における厳しい競争の中で、国内で約450万羽の地鶏が流通・消費されておりますが、中でも飼育期間の短い他県の価格の安い地鶏がシェアを伸ばし、本県も含めた飼育期間の長い地鶏につきましては、苦戦を強いられている状況でございます。

このため、生産農場数は、ピーク時の52農場から38農場となっていることから、素びな供給羽数につきましても、72万4,000羽をピークに、現在50万羽まで減少しております。

○渡辺 創議員 新型コロナ禍にあつて、さらに消費が伸び悩んでいるという状況かと思えます。学校給食で提供がなされたというようなニュース等々を耳にするところですが、このコロナの状況をどのように捉えて、県としてはどう支援をしていく考えでしょうか。引き続き部長にお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) みやざき地頭鶏の販売は、これまで外食向けが主力でござ

いまして、店舗の休業や営業時間の短縮などが長期化し、在庫量が増加しております。

また、この厳しい販売環境は、コロナ禍の影響の収束が今後見通せないことから、生産面におきましても、農場間の差はあるものの、素びなの導入を一時的に1割から5割程度縮小せざるを得ない状況となっております。

このため、県におきましては、影響緩和対策といたしまして、県独自に、在庫保管経費の負担軽減や、学校給食での利用拡大、県内での応援消費により、在庫解消に現在努めておりますが、9月からは、県外に向けての応援消費キャンペーンや送料助成などを支援することとしており、コロナ収束を見据えながら、生産基盤の維持・強化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 生産者によっては、5割の生産調整というか縮小というのは、なかなか厳しい数字だろうなという印象を持ちます。構造的に厳しい環境が続いていたとはいえ、宮崎を代表するブランドでありますので、今後の鍵は新たな販路拡大ということになるかと思えます。今後の取組と展望をお伺いしたいと思えます。

○農政水産部長（大久津 浩君） みやざき地頭鶏の販路拡大につきましては、これまで、みやざき地頭鶏事業協同組合を中心に、県の食肉コーディネーターの活用や、生産者自らが県内外の各種イベントや商談会へ参加することによりまして、関東・関西を中心に、焼き鳥専門店等の開拓に取り組ましまして、指定店は現在210店舗にまでなっております。

しかしながら、コロナの影響を受けまして、これまでの外食中心の販売方式では厳しい状況が続くと予想されますことから、新たな内食需要に対応するための加工品等のネット販売、さ

らには、量販店等で精肉等の取扱いを強化することで、今進めているところでございます。

さらに、農場GAPや処理場HACCP等の取得によりまして、有利販売につながますとともに、今後は輸出に向けた産地づくりを進めることとしておりまして、新たな取引先の開拓に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に、青果物の市場外流通についてお伺いします。農水省の統計によると、2017年度のデータで、卸売市場を経た青果物は全国で55.1%にとどまっていると。これは、20年でほぼ20ポイント下がってきているという傾向にあるそうです。

そのような中で、コロナ禍によって、青果物の流通ルートはさらに多様化し、この流れにはなかなか歯止めがかからないという状況が生み出されていると考えています。

最も大事なことは、生産者の利益がしっかりと担保されることだと思っておりますけれども、流通の仕組みが変わるといえるのは、そこに携わる産業に関わる方々についても、いろんな変化を生み出していくということを意味しますので、行政としても、的確に状況把握をする必要があるのではないかと考えていますが、県の認識と対応を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 卸売市場は、青果物流通の基幹的なインフラとして大きな役割を担っておりますけれども、国の推計によりまして、卸売市場経由率は減少傾向にあり、議員御指摘のとおり、平成29年度は55%となっております。

これは、加工品の原料産地と実需者の直接取引や直売所、ネット販売の増加といった流通

チャンネル、いわゆるルートの多様化が主な要因であると考えております。

このような中、本県では、様々な販売・流通ニーズに応えていくために、加工・業務用野菜の産地育成や6次産業化などの支援に努めているところでございます。

さらに、宅配需要の急増など、コロナ禍で消費動向が大きく変化している状況を鑑み、県といたしましては、今後とも市場流通を核としながらも、多様な消費ニーズに応えられる産地の取組について支援してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 県内でも、やはり実態把握というのがまず大事なことではないかと感じますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

農政について最後の質問にしますが、昨日の代表質問でも出ていますように、口蹄疫の惨事から10年を迎えました。宮崎の畜産の再興に向けて努力をしてこられた皆様の御奮闘に、心から敬意を表するところでございます。

そのような中で、改めて今、越境性動物感染症の防疫の重要性が指摘されています。農場への立入調査による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認など、対策の現状について、部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本年は、口蹄疫から10年の節目であり、二度と発生させないという強い決意の下、関係者一丸となって防疫強化に取り組んでいるところでございます。

まず、水際防疫につきましては、不正な畜産物の持込みに対する罰則強化や、国に要望してきておりました探知犬が8月から宮崎空港に常時配備されるなど、体制強化が図られてきております。

また、農場防疫に係る立入調査につきまして

は、改正・強化されました飼養衛生管理基準に対応するため、生産者が自己点検した内容を、県が再点検しながら、遵守状況の確認を徹底しているところでございます。

具体的には、人や車両、さらには野生動物による農場へのウイルス侵入を防ぐため、防護柵等の整備や、作業動線を考慮した衣服・長靴の交換、そして、より細やかな消毒など、高いレベルでの防疫体制が構築できますよう、指導を強化しているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

次に、一ツ葉有料道路の有料継続から半年がたちました。その点についてお伺いしますが、県議会でも判断の分かれる選択でありましたけれども、有料継続後の利用状況と収益状況を、県土整備部長に確認します。

○県土整備部長（明利浩久君） 一ツ葉有料道路の利用状況と収益状況につきましては、有料継続後の3月から8月末までの6か月間におきまして、北線及び南線の合計で、交通量が約300万台、料金収入が約4億2,000万円となっており、前年度の同時期と比較しますと、交通量が約87%、料金収入は、料金値下げの影響もあり、約69%となっております。

○渡辺 創議員 有料継続を判断するに当たって、県は、必要額を確保する期間を短縮するよりも、通行料金の値下げ、普通車で200円から150円へということを選択したということでありまして、通行料金の変更は利用拡大に結びついたと認識されているかどうか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 一ツ葉有料道路につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴います、県境をまたぐ移動制限や不要不急の外出自粛などの影響によ

り、交通量が大きく減少しておりますが、これは、全国の高速道路も同様の減少傾向にあります。

このため、現時点で、料金値下げが利用促進にどの程度つながったかを分析することは非常に厳しいところがございますが、5月14日の緊急事態宣言解除後には、国道219号広瀬バイパスの開通の効果もありまして、北線の利用台数は、前年比で6月が約115%、7月が約110%と増加していることから、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも懸念されますことから、引き続き利用状況を注視してまいります。

○渡辺 創議員 広瀬バイパスの開通、そして新型コロナの拡大と、プラスとマイナスという両方の要因が今あっているところかと思っておりますので、状況把握としてはまだ時間がかかるのかなと理解しました。県として方針を決めて進めているわけですので、その点は引き続き冷静な視点で分析をお願いしたいと思います。

テーマを変えます。議会で活発な議論がなされた上で、県の大きな方針決定があった案件という意味では、東京の宮崎物産館新宿KONNEのリニューアルもそうであったかと思っております。リニューアル後の状況と県としての評価を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新宿みやざき館KONNEの1階と2階を合わせた売上額につきましては、リニューアル後の平成30年度は2億8,500万円であり、改装工事期間を除く約8か月間で比較いたしますと、リニューアル前の約1.4倍となっております。

令和元年度も、新型コロナウイルスの影響を

受けるまでは、平成30年度と同程度であり、おおむね順調に推移していたものと認識しております。

また、新たに設けた機能といたしまして、イベントスペースでの物販催事、レストランでの県産食材を用いた郷土料理や本格焼酎の提供、大型ビジョンや観光相談コーナーでの本県のPRのほか、市町村イベント等に活用されるなど、食をはじめとした本県の魅力発信につながっているものと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ、さらなる健闘、奮闘を期待したいと思います。一番の目的は、本来、宮崎県の発信力が向上していくということだと思いますので、ぜひその観点からも、さらに効果を高めていただきたいと思います。

次に、企業局の地域振興事業、一ツ瀬川県民ゴルフ場について、企業局長にお伺いしてまいります。

指定管理者が替わり、大変な御努力を頂いていると理解しています。その上で、雨や新型コロナによるクローズが続いて、昨年度の運営状況もなかなか大変だっただろうと思っております。昨年度の決算も厳しい見込みではないかと考えておりますけれども、企業局長の認識をお伺いします。

○企業局長（井手義哉君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場を運営する地域振興事業の昨年度の実績につきましては、平年に比べ雨の日が多かったことや、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月に臨時休業を行ったことなどの影響によりまして、ゴルフ場の利用者数は目標の約8割にとどまったところであります。

このため、指定管理者が企業局に納付する施設利用料が大きく減少したことにより、令和元年度の決算は1,230万余の純損失を計上する見込

みとなっております。

○渡辺 創議員 基本的なことを確認しますが、公営企業である企業局にとって、地域振興事業の目的はどうなりますでしょうか、企業局長。

○企業局長（井手義哉君） 地域振興事業の目的につきましては、公営企業の設置等に関する条例におきまして、「地域の特性を生かした豊かな県民生活のための施設・設備等を整備し、これを運用することにより、地域の振興に寄与する」ことと定められております。

○渡辺 創議員 今の状況、いろんな理由については、本当に同情に値すると思っております。ただ一方で、やはり2年続けて大幅な赤字という状況も現実であります。仮に同じような状況が恒常的に続くようであれば、企業局が行う事業として維持すべきなのか否かというのは、ニュートラルにゼロベースで検討する必要もあるのかもしれないと思っております。

この数年間、常任委員会で継続的にこの状況を見せていただきましたけれども、仮に、県民の健康増進、地域振興という意味で欠かせない施設であるという理由であれば、企業局でなかったとしても、別の維持の仕方もあるのかなということも頭をよぎるところではありますので、そのあたりの企業局長の見解をお伺いしたいと思っております。

○企業局長（井手義哉君） 地域振興事業は、低廉な料金で快適にゴルフを楽しめる環境を提供しているものでありまして、特に、平日は利用者の約8割が高齢者であるなど、県民の健康づくり、生きがいつくりにも貢献しているものと考えております。

一方、議員御指摘のとおり、地方公営企業として収支の均衡を図ることが重要でありますこ

とから、昨年度変更となりました新たな指定管理者の下で、コース改善などの利用環境の向上や、新たな利用者の開拓等に取り組んでいるところでもあります。

その成果もありまして、今年度の第1四半期の利用者数は、ほぼ目標どおりの実績を上げたところでありまして、今後とも、指定管理者との緊密な連携の下、様々な工夫を重ねながら、経営の安定化に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。いろいろ難しい問題かと思いますが、また御尽力を期待したいと思います。

ここから、災害関係でお伺いします。当初、防災拠点庁舎の関係についても質問を予定していましたが、昨日の二見議員の質問とも重なりますので、その点については項目ごと割愛させていただきます。

7月の熊本県を中心とした豪雨災害について伺います。県は職員派遣も行っていますが、熊本県での災害の経験を本県の防災対応にどのように生かしていくのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 今回の派遣では、発災直後から約2か月弱の間、県及び市町村職員計59人、延べで申し上げますと381人を派遣いたしました。

派遣先で本県が担った業務は、災害対応に関する総合的な助言や調整、家屋の被害認定調査や罹災証明書交付事務など、いずれも災害時にしか発生しない業務であり、派遣職員は現地で互いに勉強しながらの対応となりました。

先般、派遣職員の報告会を開催したところでもありますけれども、職員の貴重な経験を通して、BCPの重要性と、継続した訓練の必要性

を再認識いたしますとともに、災害時にしか発生しない罹災証明書交付事務などにつきましても、日頃から研修会等を開催し、知識の習得を図っていく必要があると、強く感じたところでございます。

○渡辺 創議員 県土整備部長に伺います。豪雨災害は、人吉市周辺で河川氾濫によって大きな被害を引き起こしました。本県での治水対策への影響はありますでしょうか。

○県土整備部長（明利浩久君） 7月豪雨による球磨川流域での甚大な浸水被害など、近年の水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者が主体となった治水対策だけではなく、流域に関わる市町村、企業、地域住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる取組が重要でございます。

具体的には、従来の河川整備に加え、既存ダムの有効活用、河川の急激な水位上昇を抑えるための遊水地や雨水浸透施設の整備、さらに、水害リスクを踏まえた土地利用規制などを適切に組み合わせ、効率的・効果的に治水安全度の向上を図っていく必要があると考えております。

今後とも、国や市町村、地域住民等とより一層連携を図りながら、治水対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 このテーマの最後にしますけれども、私はこれまでも本会議での質問等で、「コロナ禍を受けて、防災備蓄の在り方を見直す必要がある」と指摘してきましたが、災害時のためのマスクや消毒液等の備蓄状況はどうなっているか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、避難所での感染症予防等のため、マスクや消毒液は重

要な物資であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症発生後、マスクや消毒液などの感染症予防対策用品につきましては、避難所を運営する市町村において、それぞれ備蓄が進められておりますけれども、県といたしましても、大規模災害を想定し、新たにマスクや消毒液を備蓄することとし、今議会に必要な予算措置をお願いしているところでございます。

○渡辺 創議員 テーマを移ります。最後のテーマとなりますが、警察本部長にお伺いします。

警察・公安委員会の重要な業務の一つに、運転免許証に関わる事務があると思います。新型コロナ禍では、特別な対応によって、手続を踏めば更新期限の3か月延長が可能となりましたが、県警察としては、免許証更新業務に関してどのような取組を実施したでしょうか。

○警察本部長（阿部文彦君） 4月16日に、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことに伴い、免許更新者の感染防止を図るため、4月20日から5月17日までの28日間、県内の各運転免許センター及び運転免許更新業務を行う9警察署の運転免許更新業務を休止いたしました。

その後、緊急事態宣言の解除に伴い、5月18日から免許更新業務を再開しております。

このほか、新型コロナウイルス感染を心配され、免許更新をためらう方などを考慮し、各運転免許センター及び県内の全警察署では、運転免許の有効期限が本年12月28日までの方を対象に、本人の申出により、最大3か月間の免許有効期限の延長措置を実施しております。

○渡辺 創議員 延長措置を取るには、警察署で手続が必要だというのは、思い込みも含めて

気づかなかった方もいらっしゃるのではないかなという印象があります。

そういううっかり失効も含めて、失効者が増えているのではないかという心配がありますけれども、本部長の見解をお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） 議員御指摘のとおり、免許有効期限の延長には本人の申出が必要ですが、申出をしなくても自動的に有効期限が延長されるとの誤解を防ぐため、警察では、免許更新の案内はがきに、免許の有効期限延長は免許センターまたは警察署での申請が必要である旨を明記しているほか、各種メディアやインターネット等を使った広報等を行い、運転免許の失効防止に努めております。

なお、運転免許をうっかりなどの理由で失効した後に、再度免許を取得する手続を行った方は、本年7月末現在で1,069人で、過去4年間の平均と比べて約60人減少しております。

このため、県警といたしましては、コロナ禍において直ちに運転免許の失効者が増加したとの認識は持っていないところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。執行部の皆さん、各質問に御対応いただきましたことに感謝を申し上げます。

最後に、一言だけ発言させていただきたいと思います。この第2波の新型コロナ禍、コロナ対応については、6月の一般質問でもいろいろと意見を述べさせていただきました。第2波において、知事は会見や県民への情報発信に、先頭に立って御奮闘いただいたと思います。これだけ難しい状況ですから、どの立場でどういう御判断をなされても、やはりいろんな声が県民からはあると思いますし、厳しい御意見も賛同の意見も、たくさんあると思います。

しかし、その中で、しっかり先頭で対処され

ている姿を示されたことで、大変強い我々のリーダーが頑張ってくださっているという気持ちを持たれた県民も少なくなかったと思っておりますので、そのことを、県民の一人としても感謝申し上げたいと思います。また、引き続き難しい状況に奮闘していただきたいと思います。

知事が3期目の選挙に出馬される出陣式の日に、各党の代表の方々と出陣式の御挨拶をさせていただいたことを思い出したんですが、そのときに、これまで2期の間、知事がたくさんの県民の声を聞いて県政を進めてきたのは事実だと思っています。3期目に入り、県内を面で捉えたり、塊で捉えているいろんなことを把握されるというのも大事な手法だと思いますが、やはりこれから先は、知事御自身、そしてまた県庁全体を挙げて、点の声であったり——もちろん全ての県民の声を受け止めて、全て反映させることは難しいということは重々分かっておりますけれども——一人一人が集まって宮崎県100万人を超える県民で構成されている、その点の存在をぜひ意識いただいて、時にはそこに目を向けていただく。その姿勢を既にお持ちだと思っておりますけれども、ぜひそれをお願いしたいということを申し上げました。

今回、冒頭で、コロナの状況で持続化給付金を受けられていない一人の女性のお話をしましたけれども、やはりそういう県民の集合体としての宮崎県があるということを、ぜひ知事に改めて——分かっていらっしゃると思いますが——御認識いただいて、これから県政運営を続けていただきたいと思っております。執行部の皆様にも同じことをお願いしたいと思っておりますので、そのことを申し上げまして、代表質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党を代表して質問をさせていただきます、河野哲也でございます。

台風により被災された方々に対してのお見舞い、それと、椎葉村で不明になっている4名の皆様を今必死に捜索していただいている方々に感謝を申し上げながら、質問させていただきたいと思います。

コロナ禍におけるこれまでの公明党の政府への提言は、「命を守る」「生活を守る」「とりわけ弱者を守る」の3点に集約できます。命を守るには、医療体制を守らなければなりません。そのために、補正予算に加えて、新型コロナ患者を受け入れている病院の診療報酬を3倍にしました。また、医療従事者には最大20万円の慰労金が支給されることになりました。

公明党は、早くからワクチン・治療薬の開発と、海外からの調達を推進してきました。結果、大きく予算を獲得し、海外の製薬会社2社とワクチン供給の契約を締結することができました。

一方、暮らしを守るためには、雇用を守らなければなりません。そこで、事業の継続のために、持続化給付金や家賃支援給付金の制度を創設し、雇用調整助成金の特例措置も実施しました。

そして、弱者を守るためには、生活福祉資金の特例給付なども用意しました。学業の継続が困難な学生に対しては、学生支援緊急給付金を創設し、43万人の若者に最大20万円受け取ってもらっています。

それでも、先ほど午前中の渡辺議員の報告にあったように、これらの制度の谷間にいらっしゃる、制度がある意味そこまで目の届かないところで困っていらっしゃる方に関しては、しっかりと調査し、継続し、そして拡充していく、その姿勢は忘れてはいけないというふうには、公明党も思っております。

そこで、知事にお伺いします。

これまで、4つの柱をもって数次にわたりコロナ対策予算を編成していますが、9月補正におけるコロナ対策予算の目的・考え方をお伺いいたします。

今回の質問は、9月補正の件と、我々公明党県議団は各業界団体から令和3年度予算に対する要望を頂き、整理してつくりました。

そこで、総務部長にお伺いします。

近年の社会情勢下で雇用形態が複雑化し、また労働関係法の改正により、労務管理が煩雑化しています。一方、労働行政においても、働く方の健康保持を目的に、労働基準法や労働安全衛生法等の遵守を指導の重点項目としていることから、長時間労働やサービス残業等の是正勧告件数が増えています。常に改善する体制の構築のため、労働条件審査の実施が必要であります。

そこで、県の指定管理者において、適正な労働環境が確保されるよう、社会保険労務士による労働条件審査を導入してはいかがでしょうか。

以上で壇上からの質問は終わり、あとは質問

者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。コロナ対策予算の目的・考え方についてであります。

今議会におきましては、80億円をコロナ対策予算案として計上しております。これまで、コロナ対策として数次にわたる補正予算を編成し、その時々に応じた対策に取り組んでいるところであります。

今回は、事実上の第2波の発生を受けて、PCR検査のさらなる充実や感染防止策を図るとともに、国のGo To イートキャンペーンを活用した(仮称)ひなた食事券や第2弾プレミアム付商品券の発行を支援することにより、飲食店をはじめ幅広い業種において、全県的な消費喚起を促進し、秋以降の県内経済の再生・復興を図るなど、さらなる対策を講じてまいりたいと考えております。

これにより、一連のコロナ対策予算は総額で598億円となります。

今後引き続き、県内の状況を見極めながら、県民の命・健康・暮らしを守るため、必要となる施策を講じてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(吉村久人君)〔登壇〕 お答えいたします。指定管理者における適正な労働環境の確保についてであります。

指定管理者において、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされることは、公の施設における県民サービスの向上や適正な管理運営を図る上で大変重要であります。

このため県では、指定管理者の公募の際、労働関係をはじめ、遵守すべき法令を募集要項に示すとともに、候補者の選定において、業務執行のために必要な体制や適切な経費等の確認を

行っております。

また、施設の管理運営状況のモニタリングとして定期的実施している実地調査の際に、法令の遵守状況等の確認を行い、必要に応じて改善の指示を行っております。

御提案のありました労働条件審査は、専門性を高める上で一定の効果があると考えておりますので、この手法も含め、指定管理における適正な労働環境の確保の在り方について、他の自治体での取組も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔降壇〕

○河野哲也議員 知事の御答弁は、しっかりと、公明党の観点である命を守る、暮らしを守るという点で一致していると思っておりますので、今後とも、どうか確実にその施策の成果が上がるようお願いしたいと思います。

福祉保健部長にお伺いいたします。

コロナ禍で、保育現場では保育士の方々が戦々恐々と過ごされているとのこと。平成27年度から始まった新制度では、原則的な保育時間を8時間としつつ、1日の開所時間の基準が11時間と固定されました。このため、職員の配置が厳しく限界を超えている等々、保育現場の課題を数多くお聞きします。

具体的に、日々の計画・準備、評価・記録等が保育士の負担とならないような業務体制をつくっていききたい。

そこで、保育士の業務負担の軽減を図るため、県としてはどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 保育士の業務負担の軽減につきましては、関係団体や現場の保育士との意見交換の中におきまして、書類作成の軽減や休憩時間の確実な取得、休暇を取得

しやすい環境の整備など、職場環境の改善を求める声を多くお聞きしております。

このため、日々の保育記録の作成や登園・降園の管理、保護者との連絡など、保育所等における業務のICT化を進めているところであります。

さらに、今年度から新たに、保育士の業務をサポートする保育補助者や保育支援者の雇い上げ費用を補助する「働きやすい保育所等づくり緊急応援事業」に取り組んでいるところであります。今後こうした事業を通じまして、職場環境の改善に取り組む保育所等を支援し、業務負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

子供たちが集団で生活する場の最初が保育園等になると思います。発達障がいやグレーゾーンの子は、保育園では1クラス25人に1人から2人は見られると言われております。

既に乳児健診などで診断され、療育手帳を持っている子もいますが、まだ診断がついておらず、保護者も受診に積極的ではないケースもあり、対応が非常に難しいとされています。

そこで、発達障がいやグレーゾーンの園児への対応に苦勞する保育士に対し、県としてどのような支援に取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいのある子供や特別な配慮を要する子供への対応につきましては、障がいの程度や一人一人の特性に応じた支援が大変重要であると考えております。

このため、県においては、対応に当たる保育士の専門的知識や技術の向上を図るため、専門分野ごとのリーダー的職員を対象とした「保育

士等キャリアアップ研修」におきまして、障がい児保育分野に関する研修を毎年実施しており、昨年度までに延べ971人が受講しております。

また、児童発達支援センターにおける保育体験研修や、保護者に対する支援の手法等を習得する「ペアレント・トレーナー養成講座」を開催するなど、研修機会の確保を図っているところであります。このような取組を通じて、今後も保育士の資質向上や人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 その研修を受ける余裕というか、時間というものも課題の一つとなっていると思いますので、そこもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと視点を変えます。6月25日付で、医療従事者、障害福祉サービス施設、介護サービス施設等の職員に対する慰勞金の支給について国から通知がありました。当該職員は、感染すると重症化するリスクの高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要な仕事であること等、相当程度心身に負担のかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、慰勞金を給付となりました。

ところが、8月26日付の国からの通知は、協力依頼でありました。「職員が慰勞金の申請を希望しているのに施設・事業所が申請してくれない、施設・事業所が派遣労働者や受託業務従事者の分の申請をしてくれないという声が国のコールセンターに数多く届いている。県に対して特段の配慮をお願ひしたい」とのことでした。

そこで、本県における慰勞金の申請状況についてお伺ひします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘の新型

コロナの慰労金につきましては、医療や介護、障害福祉サービス等に従事する方々に迅速に給付するため、医療機関等が要件に該当する職員分を取りまとめ、各月末までに申請を行う一括申請を原則としております。

7月27日から受付を開始しまして、7月申請分のうち、601機関、7,221人の約4億円を8月に給付しております。現在、8月分の申請件数は集計中ではありますが、大幅に増える見込みとなっております。

10月末までを受付期間にしておりますので、慰労金が従事者の方々に早く届けられるよう、引き続き、県ホームページによる広報や医療機関等への周知並びにコールセンター等での相談に対応してまいります。

○河野哲也議員 国は保育士に関しては、この慰労金のメニューの中に入れていないんですね。保育士は外してしまいました。ところが、山形県は独自に地方創生臨時交付金を用いて、単独で保育士などの児童関係施設で働く人に慰労金を支給しているんです。「感染リスクがゼロでない中、子供の居場所を確保してもらっている」という理由だそうです。

慰労金の給付の理由をきちっと定めて——山形県とか、あと市町村でも幾つかあるようです。この臨時交付金については、県単独で準備ができるものというのがあると思いますので、保育士への慰労金について、県はどう考えているかお聞きします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保育所等におきましては、国の緊急事態宣言等の発令中であっても、保育を必要とする子供たちを受け入れるため、感染防止対策を講じ、その多くが開所を継続されました。感染への不安を抱えながら勤務を継続された保育士等の御苦勞に、心か

ら感謝を申し上げたいと思います。

保育士等に対する慰労金につきましては、子供が新型コロナに感染した場合の重症化リスクが必ずしも高くはないことなどの理由によりまして、国がその対象外とした経緯などもございます。県として独自に慰労金を支給することは困難と考えております。

県としては、7月臨時議会で可決いただきました、保育所等感染拡大防止対策支援事業の執行を通して、感染症対策に関する業務の実施に伴う保育士等への手当などが1日でも早く保育士等に届けられるよう、事業の実施者である市町村や施設の管理者とも協力していきたいと思っております。

○河野哲也議員 7月の臨時議会で、保育所等感染拡大防止対策支援事業の執行がございましたが、保育士に直接報奨をといる、意味合いが違うなという気がします。また御検討をお願いしたいと思います。

母子を守るという観点から、保育士さんのことを今までただしてまいりました。

もう一点、その観点から、県の助産師会からの御意見を頂きました。母子を守る拠点となる産後ケアセンターの整備が必要だということでございます。今回の熊本での災害のときも、同じことが言えるとして、守らなければいけない母子の所在、支援物資をどこに、幾つ搬入させればよいのか分からなくなってしまったと。拠点がなければ、母子が守られない。宮崎も災害時にそういう状況にならないのかという御意見がありました。母子の支援をどうするんだということでありました。

「確かに支援事業はあるが、県と市町村で連携がなされていない。市町村の事業は凸凹だ。事業を一本化し、切れ目のない支援を行いた

い」と、助産師会の方がおっしゃっていました。

産後ケアの一層の充実のため、県内全体にサービス提供ができるよう、拠点となる産後ケアセンターの整備が必要と考えますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 出産後1年以内の母子に対しまして、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業は、現在、県内19市町村で実施されております。国は、取組の強化のため、母子保健法を改正したところであり、この事業について法的に位置づけられるとともに、市町村による実施の努力義務が設定され、来年度施行されます。

この仕組みでは、市町村が、地域の病院、診療所、助産所等で産後ケアを行う施設を産後ケアセンターと位置づけまして、そのセンターにおける短期入所や通所、または居宅への訪問により、助産師等による産後ケアを行うこととされております。

県では、県内全ての市町村で産後ケア事業の実施体制が確保できるよう、引き続き市町村に対して、研修会の開催をはじめとする支援を行い、産後ケアの一層の充実を図ってまいります。

○河野哲也議員 拠点となるセンター、市町村でもいいと思いますけど、そこから事業が広がって、ここの市に行ったときにはこれだけ配慮があったよ、こっちの市に行ったときにはそういう配慮はないよというような凸凹の状態じゃない、そういう連携を取れる拠点をつくっていただきたいと思っています。助産師会の先生方と県が、ぜひ意見交換していただいて、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

環境森林部長にお伺いいたします。

コロナ禍で原木価格の下落が続き、厳しい状況と聞いています。例年だと8月、9月で持ち直すところですが、県森連の原木市場における価格の動向についてお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県森連の原木市場の平均価格につきましては、昨年の消費税引上げや米中貿易摩擦の影響などによりまして、10月以降下がりが始め、さらに今年に入り、新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、1立方メートル当たり約8,400円まで下落し、7年ぶりの安値になったところでもあります。

その後、県内の原木市場では、長雨等により、例年に比べ出材量が減少しており、また、7月豪雨の影響を受けた県外からの買手が増えたことなどもあり、7月以降価格が反発し、8月の価格は約1万200円まで回復しております。

しかしながら、依然として新設住宅着工戸数が回復しないなど木材需要は低迷しておりますので、引き続き、原木価格の動向を注視してまいりたいと思います。

○河野哲也議員 現場の方々にお聞きしますと、「A材は価格を取り戻している。ただ、B・C材については、利用料等の経費で市場では取り戻せない。木質バイオマスで使ってもらおう」との声がありました。また、A材についても、コロナ禍により住宅着工の減少が長引けば、需要は落ち込み、価格の低迷につながることは必至であります。

このため、木材利用を促進するための県民などへの需要の喚起対策が必要になってくると考えております。

新型コロナウイルス感染症による木材需要の落ち込み対策として行う、住宅への取組についてお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の木材需要は、住宅などの建築用が8割を占めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県内の新設住宅着工戸数は、5月から直近値の7月まで連続して、前年同月比2割以上のマイナスとなっております、その長期化が懸念されております。

このため県では、県産材の直接的な需要喚起を目的に、新築住宅1棟分の柱の提供やリフォーム経費への助成、また、新しい生活様式に対応した店舗改修等への支援などを実施いたしております。

さらに今月末からは、テレビCMの放映等による「木づかいキャンペーン」を集中的に展開することとしており、これらの取組によりまして、木材需要の早期回復につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 この3つの事業、新築住宅の柱の提供、リフォーム経費の助成、店舗改修等を本当に集中してというか、コマースでやるというなら、しっかり提供するぐらいの事業をお願いしたいと思います。

ところで、延岡地区森林組合から、バーク（木の皮）の処理について要望を受けていました。「屋根つきの貯蔵スペースを設置したいが、県からの支援はないか」という内容でした。大量のバークは、長期間野ざらしにしておくと発酵し、熱を持つため発火し、ぼやを起こすこともあるそうです。

今後、バークの活用法を含めて検討が必要かと思っておりますので、県の支援等をお願いしたいと思います。

商工観光労働部長にお伺いいたします。

少子高齢化や過疎化の進展により、地域の経済活動を支える社会基盤の維持・存続が危ぶま

れていますが、地域の中小売業においても、大型店の出店や商業施設の郊外展開等に伴う購買力の流出により、商店街が疲弊しています。新型コロナウイルスの感染拡大により、県内の商工業者は大きな影響を受けていますが、特に小規模事業者は、事業の存続が危ぶまれているところもあり、深刻な状態が続いています。

このような中、国や県、市町村の緊急支援策によって、資金繰り支援や給付金の支給がなされたところであります。しかし、収束の気配はなく、経済的な影響は当分続くことから、さらなる支援を求めるとともに、新型コロナウイルスとともに、新しい生活様式に対応しつつ、地域資源を活用した、より魅力的な商品を作り出していく必要があります。

地域の経済活動を活性化するためには、地域資源を活用した特産品開発への支援が必要だと考えますが、県の取組をお願いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 地域資源を活用した特産品の開発、特に、本県の強みである豊富な農林水産物を生かした食分野の新商品開発支援は、地場産業を育成し、地域経済の活性化を図る上でも重要でありますことから、様々な支援を実施しているところであります。

具体的には、「フード・オープンラボ」など、食品開発センターの設備・機能の充実や、ノウハウを活用した技術指導をはじめ、アドバイザー派遣による衛生管理の向上や、適切な食品表示のためのサポートなどを行っております。

また、農商工連携による新商品の開発などに要する経費への支援も行っておりまして、平成30年度までに商品化された件数は56件、そして、その年間売上額が5億円規模にまで増えてきております。

引き続き、このような商品開発の支援に取り組みながら、売上げの拡大も図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 課題解決のために、今後とも国や県の施策を最大限に活用しながら、競争力・経済力の強化に向け、寄り添った支援を行い、その持続的な発展を図っていく必要があると思います。

開発した新商品をはじめ、県産品の販路拡大に今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、宮崎県物産貿易振興センターと連携し、県産品の販路拡大に取り組んでいるところであります。

具体的には、県のアンテナショップにおきまして、県産品の展示販売や、新商品のテストマーケティング、県産品販路開拓コーディネーターによる首都圏の小売店等への売り込み等を行っております。

また、大都市圏での展示商談会への県内事業者の出展支援や、百貨店等での物産展に際してのバイヤー招聘等にも取り組んでおりまして、昨年度に県が支援した展示商談会における成約件数は132件となるなど、一定の成果を上げております。

さらに今年度は、オンライン商談会やデジタルマーケティング手法の活用、ECサイトの充実等にも取り組んでおりまして、コロナ禍においても、県産品の販路拡大を図ることができるよう、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 本県は、景気動向を表す指数が、リーマンショックの影響が深刻化した2009年に次ぐ低い状況となっています。先の見えな

い消費の落ち込みが懸念されることから、これまでにない消費刺激策が必要です。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、停滞した地域経済を回復させるためには、さらなる消費喚起策が必要であると思いますが、県の取組についてお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、4月の全国的な緊急事態宣言により落ち込んだ地域経済を回復させるため、プレミアム付食事券やプレミアム付商品券の発行など、県民の応援消費を促す消費喚起策に取り組んできたところでございます。

こうした取組もあって、県内経済は一旦は持ち直しつつありましたが、その後、事実上の第2波に伴う休業要請等により、再び飲食店を中心に大きな打撃を受けたことから、追加の対策が必要と考え、今議会に提案しておりますとおり、国のG o T o イートキャンペーンを活用したプレミアム付食事券や、第2弾となるプレミアム付商品券の発行などにも取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、状況に応じた効果的な消費喚起策により、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 「イート」という言葉がただただ、皆さん積極的にこの事業に関わっていますよね。延岡も広告関係で色が変わったような、積極的に動き始めているなという実感があります。よろしくお願ひします。

農政水産部長に質問します。

コロナ禍は、物流の面にも様々な影響を及ぼしています。特に、農業県である本県にとって、消費地から遠方にあることから、将来にわたって農産物を安定して届けることが重要と考えています。

今年7月に国が示した骨太の方針では、新たな日常の構築の原動力となるデジタル化への集中投資や、環境整備の必要性を挙げ、DX、すなわちデジタルトランスフォーメーションを推進すると言及されています。DXとは、近年、目覚ましく進歩しているデジタルテクノロジーを駆使し、経営や事業の在り方、生活、働き方を変革する概念です。私も、今後の農産物の物流革新を図る上で重要な視点ではないかと考えています。

これらを踏まえ、農政水産部長に、今後の本県農産物の物流対策についてお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） コロナ禍の影響等でドライバー不足等の問題が加速化しております中で、働き方改革や新たな生活様式にも対応できる農産物輸送の再構築が求められているところでございます。

このため、県では先月、「みやざき農の物流DX推進協議会」を設立いたしまして、農業団体や農業法人、トラック、船舶業界の垣根を越えた連携体制を整えたところでございます。

本協議会では、物流拠点の集約化や効率的な共同輸送等の推進に加えまして、7月補正の「農産物の物流革新調査事業」により、電子タグや出荷予測システムといったデジタル技術の活用を視野に入れて、安定した物流量の確保など、今後の対応等につきまして検討することとしております。

県といたしましては、本協議会でいろいろな課題等を検証・共有しながら、持続可能で効率的な農産物の物流体制を構築してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ実現化してほしい、これはスピード感を持ってやっていただくとありがたいなと思います。まだこの事業は検証が主で

すよね。検証も大事なんですけど、実用化を、ぜひ宮崎県が先頭を切ってやっていただけるとありがたいなという思いでございます。

県土整備部長にお伺いします。

建設業、建築業、電業、それぞれ担い手不足への支援の要望を頂きました。喫緊の課題でございます。中途半端な考えでは解決しないと思っております。

建設産業の担い手不足の現状についてお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 建設産業は、社会資本の整備や維持管理を通じて、地域の経済や雇用を下支えするとともに、災害時における応急・復旧対応を担うなど、県民の生命や財産を守る大変重要な産業であります。少子高齢化が進む中、若年入職者が少なく、年々、高齢者への依存が高まっております。

平成27年の国勢調査においても、直近の5年間で、就業者が約2,000人減と、約4%減少しており、その年齢構成も、15歳から29歳の若年層の占める割合が1割であるのに対し、50歳以上は5割強となっております。

また、今年7月時点の有効求人倍率でも、全職種が約1倍である中、建築・土木技術者等が約5倍、建設技能労働者は約3倍と高止まりしており、こうした傾向が近年継続しているなど、慢性的に担い手不足の状況が続いております。

○河野哲也議員 建設労働者の高齢化が急速に進んでおり、このままでは、将来のインフラ整備や災害時等の緊急対応に困難が生じることが懸念されます。

担い手確保・育成については、業界としても、労働環境の改善を図るとともに、出前講座やテレビCM作成、広報に取り組んでおられる

と聞いております。

建設産業の担い手確保と育成を図るため、今後、県としてどのように取り組んでいくか、お伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 建設産業における担い手の確保・育成に向けては、技術者の雇用や研修に対する直接的な支援に加え、産業としての魅力を高め、これらを発信していく取組が重要であります。

このため、産業開発青年隊における技術者育成のほか、若年層の入職や資格取得への支援、さらにはコロナ等による離職者の積極的な受入れを図るとともに、就活ガイドブックの作成などを通じて、建設産業の魅力を若い世代にアピールする取組を進めているところです。

また、公共工事の発注に当たりましては、適正な労務単価の設定、週休2日工事等の取組のほか、技能者の適切な評価につながる建設キャリアアップシステムの活用モデル工事を行うなど、処遇改善や生産性向上、職場環境の充実に力を入れております。

今後とも、関係機関との連携・協力の下、これらの施策の強化を図り、希望と魅力ある建設産業づくりを進めてまいります。

○河野哲也議員 建設業の方々も、今までの取組では変化がないぞということで、先ほど祝詞で申し上げた、積極的・具体的な取組をされています。県もこういうふう具体的にさせていただいているんですけど、これで新たな人材が確保できると考えていますよね。今までと同じ動きじゃないかなとか、これじゃ変わらないぞという——すみません、これは意見です。よろしく御検討ください。

教育長にお伺いします。

キャリア教育の一環として、安心して働くこ

とのセーフティーネットでもある労働及び社会保険に関する法令の基礎知識や的確な職業観は、社会に出る前に身につけておく必要があります。

こうした見地から、社会保険労務士による出前講座として、県内高校をはじめ、短大、大学に派遣して講座を行っているということでございますが、「これから就活を始める生徒に対しての初めての講座だったが、みんな真剣に聞いている姿が印象的だった」という講師側の感想。受けた側の生徒の感想としては、「就職してもし問題があった場合、何を解決し、誰を頼ればよいかなど分かってよかった」等々の感想があったそうです。

今後この講座を積極的に行っていただきたいと考えるのですが、学校教育における社会保険労務士の活用についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 中学校や高校において、雇用や労働、社会保障を学ぶ際に、労務関係等の専門家であります社会保険労務士を活用することは、学習面だけでなく、キャリア教育の観点からも意義のあるものと考えております。

学校教育における外部人材の活用につきましては、現在、各学校において、学習分野の内容に応じて積極的に進められております。

県教育委員会といたしましては、今後、社会保険労務士を含め、多様な専門家や関係機関などの活用について、各学校へ情報提供してまいります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

新型コロナウイルスによる市町村立小中学校及び県立学校の夏休みの短縮状況について、お伺いしたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルス

感染症に伴う学習の遅れの手だての一つとして、夏休みの短縮等を行ってきたところでございますが、お尋ねの夏休みの短縮の日数につきましては、市町村立小中学校では、全体平均で8日程度であり、最も長かった自治体が17日となっております。また、7つの自治体が短縮を行っていない状況でございます。

県立学校では、全体平均で8日程度でございまして、最も長かった学校——これは定時制の学校になりますが——は20日となっております。また、5校が短縮を行っていない状況でございます。

○河野哲也議員 いわゆる「白銀の3日間」と言われるんですね、夏休み明け。4月の最初の3日間というのは、「黄金の3日間」と教職の関係の方は言います。夏休み明けの3日間というのは、「白銀の3日間」とよく言われるんです。その3日間というのが非常に大事であるということが、教育界の常識になっています。夏休みが短縮されたその明けの3日間を含めて、今現在、始まったばかりだと思うんですけど、子供に対する配慮をしっかりとやっておかないと、いつもの夏休み明けの感覚で学校側が取り組んでしまうと、子供に大きな負担になってくるということです。

「休業明けに最も大切なことは、学力の遅れを取り戻すことではない、子供たちのストレスの軽減を第一の目的とするということ。ストレスのかかる学習活動の強要は、かえって逆効果である。発達障がいの子供たちへの配慮、いじめの予防、虐待リスクへの対応……、優先順位の高いものは数多くある。褒め、励まし、穏やかで、にこやかなコミュニケーションが取れている中でこそ、学力もまた安定してくる。安心して学習に向かうことのできる手だて、工夫を

考えていていただきたい」と、専門書の中にありました。

新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校の運営モデルということで、例示として挙げられているのが、1、児童はどのように登校するのか、2、教員はどのようにシフトするのか、3、授業時間の不足はどれくらいか、4、3密を回避するには授業にどのような工夫が必要なのか、そういう観点で学校運営をやろうとしているか、これが非常に大事だとありました。

「紙爆弾」とちまたで呼ばれることがあったそうですが、それは何かというと、「登校日に子供たちに大量のプリントを渡す、あるいはポストへ配るなどして、あとは丸投げで提出させるだけという課題の出し方だったと、多くの先生方の声を実際に聞きました」ということであります。

宮崎はそういうことはないと思っていますが、そういう状況があるということです。

そこで、例年とは異なる夏休み明けにおいて、子供たちが安心・安全な生活を送るために、学校ではどのような配慮が行われているかを伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、今年の夏休みは、新型コロナウイルスの影響によりまして、期間の短縮、あるいは生活の制限など、例年と異なるものとなりまして、夏休み明けの子供たちの様子が大変心配されたところでございます。

このような中、各学校におきましては、「学校の新しい生活様式」に基づき、感染予防対策を行うとともに、子供たちの様子を細やかに観察し、必要に応じて心のケアを行うなど、子供たちが安心・安全な生活を送ることができるよ

う、様々な配慮を行っているところであります。

また、学校生活の充実のために、例えば体育大会——運動会でございますけれども——そういった子供たちが楽しみにしている学校行事についても、中止することなく工夫して実施するなど、子供たちが満足感を得られるような配慮を行っているところでございます。

○河野哲也議員 まとめというか、全国連合小学校校長会の顧問である向山行雄さんがおっしゃっていることですが、「学校はもともと3密の起こりやすい環境である。心を寄せ合い、体を寄せ合い群れることで、子供は安心感を抱き成長していく、それを避けるということは、人格の形成や国家や社会の形成者としての資質の育成という教育の目的を果たせない危険性が生じる。危機感を持つ必要がある」ということでありました。

先ほどから繰り返すようですが、子供の状態というのは、今までの休み明けとは違うんだということを、しっかりと教育現場の先生方と教育委員会が共有していただいて、具体的に取り組んでいただきたいと思います。

すみません、制限時間にならないんですが、私の質問は以上で終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会

9月11日（金）

令和 2 年 9 月 11 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひまか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社会民主党の岩切達哉でございます。

質問に先立ち、本日も議会傍聴にお越しいただいた多くの皆さん、さらにはネット配信で御覧いただいている方を含め、県政に対する関心をお寄せいただいておりますことに感謝申し上げます。

また本日も、さきの台風災害に関連して懸命な捜索が継続されているところでございます。一刻も早い救助をお祈り申し上げたいと思います。

加えまして本日は、アメリカで発生しました9・11テロから19年目の日であります。全ての暴力に反対し、平和を求める立場から、犠牲者に対し、改めて哀悼の意を表させていただきたいと思います。

では、通告に従い質問させていただきます。

最初に、反人種差別の闘いを指導したキング牧師の言葉を引用いたします。「人の真価が問われるのは、満ち足りた状況下にいるときではない。困難や論争が起きたときにどう行動するかである。」

コロナという困難の中、医療や検査機関、保健所など現場第一線の職員たち、また県本庁の健康増進課や感染症対策室などをはじめとし

た、それぞれの部署の皆さん、県民生活を支え、経済を止めないよう尽力された各部の皆さん、そしてそれらを束ねる知事、いずれも困難の中、感染拡大防止に奮闘していただいたそれぞれの行動に、敬意を表したいと思います。

その上で知事に伺います。

コロナ対策に尽力、また協力いただいた県民の皆様への言葉、懸命に働いた職員への言葉としてどう発していられるか、お聞かせいただきたいと思います。

また、今後も困難が続きます。経済的な復興が求められていますが、対応に対する御決意のほどを伺いたいと思います。

加えて、2020年度の予算における歳入見通し、自主財源の県税収入は、予定を下回る可能性が大きいと考えます。備えが必要であると思いますが、対策の状況を伺いたいと思います。

さらに、代表質問でも議論されましたが、歳入は厳しくなる、経済は厳しいという状況であります。その中で、コロナ前に意思決定された県立プールの件で、今議会に債務負担行為の御提案でございます。

県土の均衡ある発展を願う立場で、山之口運動公園、延岡への体育館建設となり、それはよかったと思っておりますが、今般のプールに関しては、相当節約した形で検討されると期待していたのですが、167億円という莫大な費用であります。先日オープンした防災庁舎も115億円、それを超える額であります。

率直に申し上げますが、ウイズコロナという時代の変化もあります。もう一度考え直す必要があるのではないのでしょうか。近隣の県のプール設備をお借りして、国民スポーツ大会の水泳競技を開いてもいいのではないのでしょうか。

コロナという困難の中で、経済は著しく後退

しています。県民が期待する政策、支援策もたくさん要望がございます。

このプール建設の政策を変更して、その対応をする。そのようなことがあってもよいと考えます。御答弁を頂きたいと思います。

以上を壇上からの質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

県民や県職員に対する思いについてであります。

新型コロナウイルスとの闘い、まさに不安との闘いであると感じております。感染への不安、またなりわいが立ち行かなくなる不安、そして先が見えない将来への不安。そうした中で、県民、そして飲食業をはじめとする事業者の皆様には、休業要請、また外出自粛の要請などにより、大変な不自由や御負担をおかけしたものと考えております。

医療や福祉関係者におかれましては、最前線の現場で、高い志と強い使命感を持って、命を守る任務に、ぎりぎりのところで力を尽くしていただきました。

また、県職員におきましても、最前線の保健所や衛生環境研究所をはじめ、福祉保健部を中心とした関係部局、学校、警察、加えて軽症者を受け入れる宿泊施設の運営に携わった職員など、市町村や関係機関と連携して、懸命に業務に当たってもらったものと考えております。

私も、この第1波、また第2波、それぞれ現場を訪問しまして、医療機関、市町村の役場、保健所、衛生環境研究所、飲食店、学校、それぞれの過酷な現場での大変な御苦勞は、鬼気迫るものがありました。切実な事情、悔しい思い、そして、ぎりぎりのところでの頑張り、胸

に刺さるものがありました。

県民のお一人お一人が、いかに苦しまれ、懸命に取り組んでおられるか、また、コロナへの対応ということで、それぞれの職員がどれだけ頑張りを見せてもらっているか、肌身で感じたところでありまして、次なる感染の波に備えて、こうした負担、そして不安というものを少しでも軽減をすること、それが大変重要であると考えております。

コロナの感染状況につきましても、直近1週間当たりの10万人当たりの感染者数、一時は12.02人まで行きましたが、直近の数字では0.09まで減少してきたところでありまして、こうして感染を抑えることができているのも、全て県民の皆様の御尽力、御協力のたまものと、重ねて心からの感謝を申し上げます。

次に、今後の経済的な復興についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県では、観光業や飲食業を中心に社会経済の様々な分野で、極めて深刻な影響が生じております。ホテル・旅館や飲食店の経営者、さらには経済団体や金融機関の皆様から、大幅な売上げの減少や資金繰りの懸念など、切実な声を伺っているところであります。

このため本県では、今議会に提案しております補正予算と合わせて、これまでに累計で598億円余のコロナ対策事業を構築してきたところであります。

現在、県内の感染状況は落ち着きを見せておりますため、これから観光需要の回復や消費喚起に向けた取組を本格的に展開していくこととしております。「コロナとともに生きていく社会」を前提に、強化してまいりました医療検査体制や、これまでの経験を基盤としながら、感

染拡大防止と社会経済活動の両立が図られる社会を築き上げ、本県の経済復興を進めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の県税収入見込みについてですが、コロナによる経済活動の停滞によりまして、減収は避けられないものと考えており、今後、厳しい財政運営となることを見込まれます。

これまで、一連のコロナ対策の予算として、先ほど答弁しましたような598億円余の対策を講じたところでありますが、4月補正におきましては、早急に対応するため、67億円の残高がありました財政調整積立金を、48億円取り崩すなどをしたところであります。

その後、地方創生臨時交付金などを歳入として受入れ、ほぼ、当初予算編成後の水準まで積み戻しているところでありますが、今後も引き続き、突発的な危機事象の発生等に対応するため、財政関係2基金の残高を確保するなど、財政の健全性を維持し、中長期的なコロナ対策に備えてまいります。

最後に、プール整備事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症により、財政状況も厳しさを増す中で、改めて、施設の必要性や今後の財政負担についても考慮を重ねたところであります。

国民スポーツ大会等の開催基準を満たす屋内プールの整備は、競技力向上を図る上での長年の課題であるということ、また、生涯スポーツの振興や健康づくり、合宿誘致など、多くの県民が利用するスポーツランドみやぎきの新たな拠点となるものでありますことから、当初の計画どおり、令和7年度の供用開始に向けて取り組むこととしたところであります。

このようなことから、今議会において、債務負担行為の予算案をお願いしているところであります。プールの整備に当たりましては、PFI手法の導入や、余剰地を活用した民間収益事業を一体的に実施することにより、可能な限り財政負担の軽減に努めることとしております。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 壇上からの質問に対し、特に県民の皆様や職員に対して、御自身の言葉で感謝の言葉がありました。危機に際し、職員全体で、さらに関係市町村や県民とともに乗り越え、そのような感謝の言葉を発せられる知事に対して、改めて敬意を表したいと思っております。県内経済の復興に、しっかり取り組んでいただきたいと存じます。

プールの件について、改めて質問をさせていただきます。歳入の減収は避けられないという御答弁を頂きました。その中で、プール建設についてであります。15年間の維持費を含む167億円の巨額投資ということでございます。プールは、当然15年目以降も、維持費として3億円程度かかるのではないのでしょうか。

県議会では、過去から、先輩方が特別委員会などを設置するなどして丁寧な議論いただいておりますけれども、いずれもコロナ前の状況下で、誰しも、今日の状況は予想できなかったところであります。

今議会の冒頭、提案理由説明の中で、コロナについては長きにわたる課題と、このように知事はおっしゃいました。時代は変化したと思っております。見通しを誤ってはいけないという立場で申し上げたいと思っております。

オリンピックも1年延びました。国体も1年延びた、再考する時間を頂いたというふうに思います。歳入見通しや国内外の経済見通しが

はっきりしない中で、決断を急ぐ必要はないと考えます。

もろもろのことが——そういう経済的なこと、そういった面が——はっきりするまで、この課題の方針決定を半年、1年、繰り延べることも可能ではないかと思えます。ぜひ、再検討を重ねて知事に求めたいと思えますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年の第1回国体のときに整備しました施設が、その後、30年、40年にわたりまして、スポーツランドみやぎの大きな礎になったところでもあります。

今回新たに整備するプールにつきましては、先ほど申し上げましたような、スポーツランドみやぎのさらなる発展に向けた新たな拠点として、大変重要な施設であると考えております。

御指摘のとおり、今後の税収への不透明な部分、大変厳しい状況ということもあるところであり、今考えるべきは、将来世代に対する我々現役世代の責務ということであろうかと考えております。

今回はPFI手法であります。通常、県債などを使いながら多額の事業費を要するハード整備を行っていくというのは、将来世代の公平な負担ということから、負担の均衡化を図っていくということでの財政手法であります。

今回のプール整備に当たりましては、PFI手法の導入や民間収益事業との一体的な実施によりまして、一定程度、財政負担の軽減が図られるということもあります。

また今回、債務負担行為として19年間で167億円の予算を提案しているところではありますが、具体的には、令和4年度までの財政支出はまだ小さいものでありまして、その後の期間におい

て、財政支出の平準化を図ることができることなどから、当初の計画どおり、令和7年度の供用開始に向け、また将来のスポーツランドみやぎのさらなる発展を支える施設として、しっかり整備を進めてまいりたいと判断したところでもあります。

○岩切達哉議員 今後も、委員会での議論などを通じて、私どもの心配な思いは訴えさせていただきたいと思えます。

それでは、全く話題を変えまして、障がい者福祉に係る質問をさせていただきます。

JR川南駅を利用している、車椅子利用者である高校生を、駅の管理を委託されている団体の職員の方が乗車介助を行うということで、いつでも電車を利用できていたのですが、その介助行為がJRの規定に反するというので、その職員には介助をするなど、事前予約制にして、高校生が駅を利用する際には南宮崎駅から職員を派遣しますというJRの対応があったそうでもあります。

そういうJRに対して、高校生が、いつでも利用できるようにしてほしいということで、8,000名もの署名を添えて申入れを行ったところ、JR側が、駅の管理を委託している団体の方に介助方法の研修を行って、それまで同様にいつでも乗車できるように検討を始めたという新聞報道がございました。

改善の方向に進めばよいと思うのですが、この事案について、県としての対応はいかがだったでしょうか。総合政策部長にお聞きしたいと思います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 日豊本線における車椅子介助につきましては、県民から介助方法が変更されたとの御相談がありましたことから、JR九州に確認し、説明を求めたところ

であります。

J R九州によりますと、車椅子利用者の介助につきましては、本来、研修を受けたJ R職員が行うこととなっておりますが、便宜上、川南駅では管理委託先の方が介助をしておられたため、安全性の観点から、利用者が事前に南宮崎駅に連絡をし、J R職員が対応する方法に変更を行ったとのことをごさしました。

安全性を確保することは大変重要であります。県といたしましては、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、J R九州に対し、駅の管理状況に依りて、車椅子利用者等の利便性にしっかりと配慮されるよう、必要な対応を要請したところでもあります。

現在、J R九州では、改善に向けて検討を行っていると同っております。

○岩切達哉議員 福祉保健部長にお伺いしたいと思いますが、この事案は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」、いわゆる障害者差別禁止条例との関係からどのような所見を持たれるか、お伺いしたいと思ひます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本条例につきましては、障がいのある人が、人間としての尊厳が守られ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に生きる社会を目指すものです。

条例は、事業者が、サービス提供時に負担の重過ぎない範囲で合理的な配慮をする努力義務を定めております。御指摘のJ R九州における検討は、この趣旨に沿ったものと認識しております。

これまで県では、シンポジウムの開催、テレビ等による広報など、広く条例の周知に取り組んでまいりました。

今後とも、この合理的配慮の取組が広がるよう、あらゆる機会を活用し、普及啓発してまいります。

○岩切達哉議員 この条例の存在が、J Rも前向きに対応することを決断せざるを得ない背景になったというふうにも理解しているところでもあります。結論はまだのようでごさいますけれども、ぜひ結論までしっかりと見守っていただきたいと思ひます。

次に、県広報8月号についてですけれども、そこに特集記事で、「手話は言語です」というものがございました。このような特集をしていただひて、大変ありがたいと思ひます。

手話の普及も、手話通訳者の養成確保も、大変な課題だというような記事内容でござました。

ぜひ、しっかりと取り組んでいただひたいと思ひますが、同様に、障がい者の意思疎通手段である点字のことで伺いたいと思ひます。

県の広報を視覚障がい者にお届けするためには、点訳が必要ですが、その実情はいかなる状況でしょうか。総合政策部長にお伺いしたいと思ひます。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「県広報みやぎ」の点字版につきましては、県視覚障害者福祉協会に点訳と配付を委託してござりまして、毎号220部発行し、希望者に配付を行っているところでごさいます。

○岩切達哉議員 次いで、市町村も様々な通知を行っておりますけれども、ここでは市町村の発行する市町村の広報に限って伺ひますが、市町村の広報では点訳という作業をどれほど実施されているか、福祉保健部長にお聞かせいただきたいと思ひます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、点字版

の広報を発行しているのは、県内で6自治体です。

点字のみならず、音訳等による視覚障がい者向けの広報誌を発行している市町村は、全体で12自治体ございます。

○岩切達哉議員 26分の12という御答弁でございました。

点字にする、点訳するには、点訳者という技能を持った方が必要でございます。現状はボランティアに頼る状況だと、当事者団体の方から伺いました。

手元に新聞記事があるんですけども、ちょっとだけ触れさせていただきます。京都外国語大学に入学したばかりの全盲の男性の若者が、教科書が届いていないと大学の職員から言われたと。3日後には、その課題の講義があるんですけども、教科書が間に合わなかったと。つまり、なかなか教科書の点訳がされないで、本人は教科書を持たずに講義を聴くことになったというような内容の記事であります。さらには、参考書については、故郷が広島だそうですが、広島のボランティアに点訳を頼んで、1冊目が届くのに1～2か月かかったと。

こんな話で、視覚に障がいのある方は、一生懸命自ら勉強するにも、また大学に入って講義を受けるにも、情報取得手段としての点訳に頼っていらっしゃるわけなんですけれども、点訳者が十分な数いらっしゃらないということが、現状として報道されておるところであります。

このように、必要な量の点訳作業ができない状況でございます。県視覚障害者センターにある点訳センターの点訳能力の向上、量的な向上のためには、点訳者の確保が必要ですがけれども、仕事として生活がしっかりできるほどのもの

のになっていかないといけないということでございます。

そういう手話等言語条例を根拠としての実効ある施策が今、大切だと考えますけれども、福祉保健部長の見解をお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 点訳等の作業の多くは、ボランティアの方々が担っておられます。点訳等のサービスが安定的に提供される体制の整備は、重要な課題であると認識しております。

県では、点訳等のボランティアの養成や、宮崎県立視覚障害者センターにおいて、点訳等を自動化できる機械・設備を導入しているところでありまして、引き続き、点訳等の提供サービスの充実を図ってまいります。

○岩切達哉議員 機械に頼れる部分が相当広くはなっていますけれども、それに従事する方を含めて、その方の生活が営めるような雇用の仕方が必要であって、昭和の時代から、「こういう作業はボランティアに」という風習がどうしても抜け切れていない。そのことを、障害者基本法などが制定された日本においては考え直さなくてはいけない、そういうタイミングが来ていると思います。

ぜひ、点訳者、さらには手話通訳者、そういった方々が、その技術をもって生活が営める、そのことで十分に確保できる。そんな施策を研究していただきたい。よろしく願いしたいと思います。

次いで、第4次宮崎県障がい者計画について伺います。

障がい者が地域で安心して暮らしていくことができるようにということで、その支援体制を形成する目的で、本年度中に7福祉圏域に地域生活支援拠点を整備する方向となっております

けれども、その進捗はいかがな状況でしょうか。よろしくをお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域生活支援拠点等につきましては、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ移行するための体験機会の提供や緊急時の相談支援、一時的な生活の場の提供など、障がい者を地域全体で支えるものです。

計画では、各障がい保健福祉圏域に1つ以上を整備することにしておりまして、既に3つの圏域で整備済みで、令和3年4月1日までに、さらに3つの圏域で整備を予定しております。

いずれも、相談支援事業所やグループホーム、短期入所施設等、既存の機関が役割を分担してサービスを提供する「面的整備型」で進めております。

○岩切達哉議員 いずれも面的整備型と、今御答弁を頂きました。どこかの施設にその役割を求めることは可能だと思いますけれども、面的整備でありますから、それぞれの支援機関がそれぞれにできることを持ち寄って地域で暮らす、当事者を支える、こういう形になるということでありまして、密な連携が必要になってまいります。

協議会みたいなものが常時、活発に議論されていくことが必要だと思うんですけれども、議論するには当事者の参加が欠かせないというふうに認識しております。この協議会的なものに対する障がい当事者の参加は保障されているのか、御答弁を頂きたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域生活支援拠点等の整備につきましては、市町村または障がい保健福祉圏域ごとに、自立支援協議会において検討が進められております。

御質問の当事者の参加ですが、障害者総合支援法の規定により、自立支援協議会には当事者等が構成員として参画することが求められておりまして、県としても、当事者等の意見が反映される体制づくりを推進しているところです。

○岩切達哉議員 障がい者福祉に対する体制ということで、地域でもこのような形で進捗しているんですけれども、県庁内の体制について伺いたいと思います。

やはり、県庁が専門性を持つことが必要だと思います。県の障がい者福祉に対する体制について、私なりの意見を述べて、お考えを伺いたいと思います。まず、国の令和元年度版障害者白書によれば、手帳を所持しない方を含め、障がいのある人の数を推計し、人口の7.6%ということが報告されています。

厚生労働省の「生活のしづらさなどに関する調査」などから推計した数字だと伺いますが、この国の白書が用いた推計の方式によれば、県内では約13万人と推計されるところであります。

それに加えて、認知症の方は県内に5万人から7万人、さらに難病の方は1万人ほどいらっしゃるというふうに伺います。発達障がいや悩んでいる方や、ひきこもりの方、そして、精神保健福祉分野に密接な課題であります自死の問題、ギャンブル依存症や薬物依存症などの様々なアクション問題など、生きづらさや生活のしづらさを抱えている方が多くいらっしゃいますし、そこには家族がいらっしゃる。

県人口でいえば、4人に1人という数字かもしれませんが、さらには、支える側を含めると、全ての県民の課題だというふうに私は認識しています。

多数派のテーマなんですけれども、特に、こ

れから心の問題というのが増える一方で、精神保健福祉分野は、現在、福祉保健課、健康増進課、障がい福祉課、さらに保健所、精神保健福祉センターなど、広い体制で行われているところでもあります。

障がい当事者や、その家族に対する偏見も強いという課題もあります。啓発などに力を入れる必要があると思います。

日本では、障害者総合支援法施行から7年経過しています。障がいのある人の望むような支援を行うことができる総合的な推進力を、県が持つ必要があると考えます。執行部に体制の強化を提案したいと思いますが、障がい者福祉分野を1つの局として、政策分野と直接支援、指導分野で局を編成して対応するべきであると考えますが、部長としての見解を伺いたと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、国における各種法令改正や、障がいのある方々が置かれる環境の変化に対応するため、宮崎県障がい者計画の策定や条例の制定など、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」の実現に向け、様々な見直しを行ってまいりました。さらに、市町村や民間事業者等との連携も強化してまいりました。

今後とも、依存症対策、ひきこもり支援など、ニーズの広がり迅速かつ的確に取り組むため、その推進体制について、社会情勢などを踏まえながら、適宜検討してまいります。

○岩切達哉議員 社会情勢の変化に伴って、適宜お考えいただきたいと思いますが、今の体制は相当年数がたっている理解していますが、ニーズに対応し切れていない、また、課題を少し横に置いておかざるを得ない、そんな場

面をちらちらと感ずるところでありますので、ぜひ、時代の要請に先手を打つ姿勢で、知事を含めて御議論いただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

次いで、子供虐待の問題でございます。

6月の事件でありますけれども、子供を8日間、家に置いたままで出かけてしまい、その間に3歳の幼子は死んでしまったという事件がありました。関心を呼んだ事件であります。詳しく述べたくはありませんけれども、この事件に関して、福祉保健部長はどのような思いを持たれましたでしょうか。どのように捉えているかをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 子供たちにとって、最も安心して生活できる場所であるはずの家庭において引き起こされる児童虐待、まして、死亡事件の発生につきましては、子供を実際に持つ親として、言葉もないほどに胸の痛む思いであります。

こうした事件が繰り返されないよう、周囲から孤立しがちな若い世代はもとより、不安や悩みを抱える全ての妊婦や子育て中の保護者を地域全体で見守り、できるだけ早く適切な支援につなげることが重要だと考えております。

○岩切達哉議員 この虐待死事件の加害者に対して、厳しいバッシングと同時に、その加害者の生い立ちに思いをはせる意見など、多くの議論がありました。

私たちは、この社会は3歳の女兒も救える社会であるべきだと考えますし、加害者となってしまう母親も救える社会をつくっていくことが責務だと思うところであります。

相談機関に対する利用者の声を聞く機会がございました。相談に行くと、まず住所氏名を聞かれることから始まる、まさに相談を受ける側

の都合ということでの相談業務、そういうところから少しずつ変わっていかなければならないと思います。

まず、相談に来られた方に、「どうされましたか」「どうしたの」というふうに始まる相談。その中から信頼関係をしっかりとつくり、相談機関として「力になりたい」という思いが相談者に伝わっていく、そんなことが大事なんだなど、この当事者の声を聞きながら学んだところでもあります。

多くの事件に至る保護者に、助けを求めるスキルがなかったという評価もございます。また、根強い自己責任論の下で、自己解決を求められていって苦しんでいたという評価もございます。その下で育つ命があるという現実でございまして、相談しやすい雰囲気、アクセスのよさ、その上で高い相談支援技術を備えた相談員が配置されているという相談場所の設置が急がれます。福祉保健部長の御見解を頂きたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 妊娠・出産・子育てに不安や困り事を抱える方々を必要な支援につなげ、寄り添った相談対応を行うためには、市町村との連携はもちろんのこと、相談員の資質向上が大変重要だと考えております。

このため県では、母子保健、子育て支援のワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」と、学校や警察、児童相談所などと連携して相談対応や調査、訪問等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を、それぞれ全市町村に設置するよう支援をしております。また、相談員の資質向上を図るための研修を、児童相談所や保健所等と合同で開催する予定にしております。

今後とも、関係機関が連携を密にし、相談者

が安心して相談ができ、しっかりと支援を受けられるよう取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ十分な対応をいただきたいと思っております。

話題を替えまして、環境問題について環境森林部長に伺います。

宮崎県環境基本計画策定がなされています。来年以降10年に及ぶ環境行政の基本となるものと思っておりますが、その基本的な姿勢を伺いたしたいと思います。

まず、計画の骨子が報告されていますけれども、環境省は令和2年版環境白書に、初めて「気候危機」という言葉を盛り込んでまいりました。気象災害が激甚化し、さらに今後も頻発化していくことが予測されるということでもあります。

部長に伺いますが、気候変動ではなく、気候危機への問題提起の受け止め、いかがなものでございでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 近年、世界各地で猛暑、洪水などが起きておりまして、海外の都市を中心に、気候変動への危機感を示し、緊急行動を呼びかける「気候非常事態宣言」を行う動きが広がっております。

こうした中、国では、環境大臣が今年6月、環境白書の記者会見で、地球温暖化の進行に伴って、豪雨災害や猛暑のリスクがさらに高まることを指摘し、「気候危機宣言」により危機感を共有し、社会変革を促したいと発言しております。

本県や近隣県におきましても、記録的な大雨の発生や、先日の台風10号のような強い台風の増加、気温が35度を超える猛暑日も頻発しておりますことなどから、県といたしましても、国と同様の危機感等を持つべきものと考えており

ます。

○岩切達哉議員 次いで、7月からのレジ袋有料化のことで取り上げたいと思います。

これは、4Rのリフューズ——断るという手法でございますけれども——を加速させたいと思います。

同様に、プラごみ減のためには、食品トレーなどを廃止する取組をしているとか、製造段階からプラを使わないという選択をするなど、努力している環境対応企業への応援が必要だと考えます。部長の御見解を頂きたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県では、プラスチック容器等をはじめとする廃棄物の削減と再利用、再資源化による循環型社会の形成を目指し、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rの推進に取り組んでおります。

こうした中、国は昨年、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プラスチック資源循環戦略を策定しております。

この戦略の中で、国は、プラスチックごみ削減対策として、レジ袋の有料化、石油由来プラスチックの代替品開発と利用の促進などに取り組むこととしております。

県といたしましては、引き続き4Rの推進に取り組ましますとともに、国の動向も踏まえながら、企業の支援の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ストローを紙製にするとか、企業は努力しておられますので、ぜひ行政としても、様々な支援をお願いしたいと思います。

昨年9月議会で安田議員が熱心に取り上げておられました海洋プラスチックの問題でございます。

その際の答弁でございますが、海岸漂着物対

策推進地域計画の改定に取り組むということで、その計画は、自然災害に起因する海岸漂着物の処理を推進する対策に力点が置かれているものでありますけれども、海洋プラスチック問題に対する具体策について、「市町村や漁業関係団体等の意見を伺いながら検討を進め、漂流ごみ等の効果的な回収・処理体制の構築に努めてまいりたい」という御答弁がありました。

改定中の海洋漂着物推進地域計画では、海洋プラスチック問題の対策はどのようになっていくのか、お伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 現行の海岸漂着物対策推進地域計画は、本県の海岸の良好な景観や環境を保全するため、海岸に漂着する廃棄物の円滑な処理とその発生を抑制することを目的に、平成22年度に策定いたしました。海洋プラスチックごみ対策につきましては、特に触れておりませんでした。

海洋プラスチックごみ対策は、世界共通の課題となっておりますので、今回の改定において、新たに項目立てをし、対策を記載することといたしております。

その内容につきましては、本県の海岸漂着物の種類や量など、その発生の状況や原因について調査し、国のプラスチック資源循環戦略や専門家の意見なども参考にしながら取りまとめたと考えております。

○岩切達哉議員 それでは、漁業者等が海洋上で回収した漂流ごみや海中から拾い上げたごみを海に戻さないため、環境省では、適正に処理するための政策を行っているとお伺っておりますけれども、宮崎県での状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 環境省では、海岸に漂着したごみについて、集積場から処分

場までの運搬費や処分場での処分費を、自治体に支援する制度を設けております。

また、今年度からは、漁業者等がボランティアで回収した洋上を漂流するごみについても、対象に追加されました。

今年度、漂着ごみにつきましては、県及び宮崎市、高鍋町、川南町の3市町が、漂流ごみにつきましては串間市が、それぞれ制度を活用し、事業を実施する予定であります。

県といたしましては、今後とも、プラスチックをはじめとする海洋ごみの削減を図り、海洋環境保全に資するため、沿岸自治体に対して、積極的な制度利用を働きかけてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 まさに、海岸のごみではなくて、海の上を漂っているごみ、海水の中にある、海底にあるごみなど、海洋プラスチック問題は、生物保全、食物連鎖に基づく人の命の問題とも認識しているところですが、これは水産資源を守る立場でもあるというふうに思います。農政水産部長はどう受け止めていらっしゃるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（大久津 浩君） 海洋プラスチックごみは、長期にわたって分解されずに海面や海中を漂ったり、海底に堆積したりすることから、漁業者の操業に支障を来すとともに、海洋生態系に悪影響を及ぼし、水産資源の減少にもつながることから、深刻な問題であると認識しております。

このため県では、市町と連携して、水産庁の水産多面的機能発揮対策事業を活用いたしまして、漁業者が主体的に行うごみの回収などの漁場の回復活動を支援しているところでございます。

県としましては、引き続き、宮崎の豊かな水産資源を守るため、県民の皆様の御協力もいただきながら、漁場環境の保全に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 海のプラスチックは、いずれ人間の口に入ってくる、こういう御指摘があります。大変重要な問題だと思います。

環境問題のまとめなんですけれども、環境省は6月19日、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを表明する自治体「ゼロカーボンシティ」が100自治体に達したと発表されました。

地球温暖化に歯止めをかけるため、自治体も脱炭素へとかじを切っています。

拡大する2050年までにCO₂排出ゼロを目指す宣言を行う自治体が増加している中で、宮崎県も宮崎県環境基本計画策定の中で、積極的に宣言して取り組んでいただきたいと思います。

知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 国連の気候変動に関する特別報告書によりますと、世界の気温を産業革命前と比べて1.5度の上昇に抑えるには、今御指摘ありましたように、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要があるとされております。大変高い目標だというふうに受け止めておりますが、そのための取組の一つとして、環境省は、全国の自治体に対し、実質ゼロ表明に向けての動きが広がるよう協力を依頼し、現在、都道府県では21団体が表明しているところであります。

県としましても、実質ゼロに向けて取り組むことは重要であると考えており、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入などの施策を実施するとともに、本年8月に全国知事会に設置されました「ゼロカーボン社会構築推進プロジェ

クトチーム」に本県も参加いたしまして、問題意識の共有や情報収集、国への提言に努めているところでもあります。

実質ゼロ表明につきましては、第四次宮崎県環境基本計画の策定を進める中で、環境審議会での意見等も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ぜひ、前向きな取組をお願いしたいと思います。

話題を替えまして、総務部長に伺いたと思います。県職員に対する働かせ方について、何か伺います。

改正労働施策総合推進法——「パワハラ防止法」というふうに表現されていますけれども——が施行になりました。

パワハラ防止法を受けて、加害者側の懲戒処分基準の変更があったようでございますけれども、その前の段階の対応、発生予防こそが大事だというふうに私は思うところでもあります。対策はどのような状況でしょうか。総務部長に御答弁を頂きたいと思えます。

○総務部長（吉村久人君） パワーハラスメントは、職員の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境を悪化させ、組織活力を大きく低下させる、決してあってはならない行為であります。

このため県では、ハラスメント事案が発生した際の相談体制を整備するとともに、例示集や各種研修等を通して、職員の意識啓発を図っているところでもあります。

また、本年6月に、いわゆるパワハラ防止法が施行されましたことを受け、パワーハラスメントを懲戒処分の対象として規定したほか、改めて所属長を対象とした研修や服務規律通知の中で、ハラスメント防止の徹底を呼びかけたと

ころであります。

今後とも、職員が安心して働くことのできる良好な職場環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 ハラスメントの理解は、被害の関係で非常にナイーブな問題を含みますので、ぜひ、繰り返し繰り返し研修をすることによって、仲間内の心がお互い理解し合えるような職場づくりをお進めいただきたいと思えます。

続いてコロナ対策で、この間、県の職員において時間外労働が大量に必要なになったという実態はないか、お伺いをしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における時間外勤務の実績につきましては、今年4月から7月までの実績として、職員1人当たり月約12時間と前年度並みとなっておりますが、このうち福祉保健部につきましては、約14時間となっており、前年度の約11時間と比べて3割程度増加しております。

今後とも、コロナ対策に取り組む中、職員の健康の確保や働きやすい職場環境づくりを進めるため、時間外勤務の縮減や年休の取得促進等に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 平均の数字でありますけれども、それが全体として伸びたということが分かりました。

次いでコロナ対策で、県の執行部、特に保健所や衛生環境研究所は多忙を極めたと思えますけれども、そのような中でも、総務部長は職員の働かせ方に対して目を配る立場でございます。

例えば、3歳に満たない子のある職員は、時間外が断れるという制度がございますけれども、県の職場はこの間、大変な状況があったの

ですが、そのような環境でも、請求すれば断ることができるという認識でよいということか、伺いたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 時間外勤務を縮減して、子育てしやすい環境を整備することは、職員の健康の確保や公務能率の向上等の観点から大変重要であると認識しております。

3歳に満たない子を養育する職員から時間外勤務制限の請求があった場合には、条例の規定によりまして、当該職員の業務を処理する措置を取ることが著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととしておりまして、業務多忙となる中においても認められるものであります。

今後とも、所属や職員に対し、本制度をはじめとした仕事と子育ての両立支援策の積極的な活用を呼びかけることにより、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 総務部長に最後の質問なんですけれども、今回8月に、職員のコロナ感染症への感染がございました。それぞれ回復されて安心しておりますけれども、これから先の問題として、県庁の職場でのクラスター発生も想定して、職員感染時のBCP（業務継続計画）が必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（吉村久人君） 県では、様々な危機事象が発生した場合に、災害への対応や県民生活の安定を確保するため、BCPを策定しており、感染症対策についても、この計画に基づき対応することとしております。

御質問にありましたように、県庁内でクラスターが発生した場合には、感染防止対策も含め、職員の出勤を制限する事態も想定されま

す。

このため、各所属において、業務の優先度の整理を行い、県民生活への影響が大きく、継続の必要がある業務については、非常時に備えた業務執行体制を構築しているところであります。

○岩切達哉議員 ぜひ、目配りをいただきたい。部長を頼りたいと思いますので、これらの課題については、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

次に、教育長に伺いたいと思います。

特別支援学級の運営についてであります。

昨年11月議会、高橋議員の質問で、小中学校の特別支援学級を担う先生方で、特別支援学校教諭免許状を保有されている方は4割、39.9%と答弁されておりました。

そのことを踏まえて質問いたしますけれども、特別支援学級に、正規雇用ではなく臨時雇用の先生が配置されている比率はいかがな状況でしょうか。

また、その臨時雇用の先生については、特別支援学校教諭免許状の保有状況はどのような状況なのか伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 本年度の小中学校における特別支援学級の担任及び通常学級の担任の臨時的任用講師の比率は、特別支援学級は32.7%、通常の学級が10.5%となっております。

各学校におきましては、特別支援学級担任の講師を任用する場合、できる限り当該免許状を有する人材の確保に努めているところではございますが、講師の当該免許状の保有率は30.5%となっております。

県教育委員会といたしましては、昨年度の教員採用試験から、小学校に特別支援採用枠を新

設し、実施を始めたところであります。

また、今年度の採用試験からは、特別支援学校教諭免許状を有する者について加点したりするなど、専門性の高い教員の人材確保に向け、積極的に取り組むこととしたところがございます。

○岩切達哉議員 特別支援教室は、臨時の先生が担うことが3倍高い。そして、その臨時の先生が特別支援学校教諭教育免許状を保有する率は3割低い、こんなことだったと思います。どうかしなくてはいけない課題だと、共通理解をさせていただきたいと思います。

当面の対策として、支援学級における教育の質を向上させるということで、特別支援教育コーディネーターが配置されていると思いますけれども、どのような配置をしておられるのか、どのような効果を得ているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援教育に関しましては、まず、各学校で校長が特別支援教育コーディネーターを指名しまして、校内支援体制の充実を図っております。

しかしながら、より高い専門性を必要とする事例も多いことから、特別支援学校に、豊富な知識と経験を有したチーフコーディネーターを配置して、小中学校を中心に計画的に派遣し、助言を行っているところであります。

さらに、県内7つのエリアに設置しました小中学校の拠点校にも、専門性を有するエリアコーディネーターを配置いたしまして、特別支援学級担任を対象とした研修を実施しているところがございます。

これらの取組によりまして、特性に応じたきめ細かな児童生徒の指導や、保護者や関係機関との連携など、指導力及び専門性の向上を図っ

ているところでございます。

○岩切達哉議員 特別支援教育の質的・量的向上というのが、本当にこの社会では大事だというふうに思っておりますので、これからも注目して、繰り返し議論させていただきたいと思っております。

さて、県教育委員会の障がい者雇用の問題でございます。

文部科学省が今年7月10日に発表した資料がございまして、全国の教育委員会の障がい者雇用状況がありました。宮崎県は、昨年6月1日現在で2.23%。これは、法定雇用率の2.4%を下回っている状況でございます。

おとし、2018年9月の議会で、当時の教育長は、2.52%と法定雇用率を上回っていると答えられました。

そんな中で、1年後には2.23%と法定雇用率を下回る状況になったということでございます。

教育長にお伺いをいたします。

さらに1年経過した本年6月の障がい者雇用率の状況について、どのようになっているのか。また、これまでの、そしてこれからの対策についてお答えを頂きたいと思っております。

○教育長（日隈俊郎君） 障がい者雇用率につきましては、令和元年から算定の対象範囲が拡大され、言わば制度改正が行われまして、臨時職員等も対象となったことから、法定雇用率を下回る状況となり、今年の雇用率は、現時点で国へ報告している速報値でありますけれども、2.19%となっております。

県教育委員会では、これまで教員採用試験において、全ての校種で、障がいのある者を対象とした特別選考を行い、また、平成26年度からは、実習助手・寄宿舎指導員の採用試験におい

でも特別採用枠を設け、障がい者雇用に努めているところがございます。

今後は、これらの取組に加え、さらに先進県の事例等も参考に、障がいのある方が活躍できる雇用の創出などの新たな検討も進め、取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 障がい者雇用率については、2年ほど前より大変注目を集めている課題でございます。不適切な算定があったという指摘を受けて、国の各省庁や県庁各部署でいろいろ反省すべきところもありました。3年目でございます。今年の雇用率がまた下回っている、こういう御答弁でございました。

県内民間企業は、雇用率2.45%で全国9位の高さだと。法定雇用率を達成している企業の割合は全国3位だということで、宮崎の企業は努力されている。民間企業からすれば、公務部門はペナルティーもなく、のんびりやっているねというようなことを言われかねない課題だと思います。

去年達成できていないなら、来年は達成する。これが大事ではないかと考えます。各部署の御様子もいろいろあろうかと思いますが、ぜひ、御尽力をいただきたいと思っております。

県土整備部長に質問させていただきます。

これまで何度も取り上げておりますが、道路の除草、草刈りについてであります。予算が厳しいということですが、機械化、合理化を研究していく必要があると思っております。

路面清掃車を工夫して、縁石やガッターの除草をする手法が研究されていると思っておりますが、宮崎県でもその導入について御検討をいただきたいと思っております。部長の見解を伺いたしたいと思います。

○県土整備部長（明利浩久君） 道路の除草、

草刈りは、道路利用者の安全確保と良好な沿道環境を形成する観点から、重要な取組であります。

このうち、縁石周りの作業につきましては、特に人手と手間がかかることから、作業の効率化が課題となっており、現在、除草剤を併用し、対応をしているところです。

議員御指摘の、除草機能を持つ路面清掃車の利用につきましては、有効な手法の一つではありますが、現在のところ、一般的に普及していないことから、費用や性能などの課題を検討する必要がありますので、まずは、路面清掃車を保有する企業等と、効率的な除草作業について意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 最後の質問になります。

お金がないなら知恵を使うしかないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。宮崎県は、全国に先駆けて、沿道修景美化条例、さらには今日、「美しい宮崎づくり推進条例」ということで、景観に対する認識の高い県だ、道路が美しいと、このように言われてきました。7割の観光客が自家用車で宮崎県を訪れているというデータもございます。その道中利用する道路環境が大変気になっていきます。

国管理路線の景観、先ほど除草剤の併用というお話がありましたが、茶色になっている道路がございまして。

商工観光労働部長に伺いますが、観光客がドライブを楽しんでいる中、このような道路景観をすてきな宮崎だと思っていただけるでしょうか。再び宮崎を目的地として選んでいただくために、どのような対応をするべきか、観光客誘致の立場からの所見を伺いたしたいと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県外観光

客の中には、例えば、空港から市街地に向けた道路に立ち並ぶワシントンニアパームなどの南国情緒を感じさせる景観に強い印象を受け、感動される方も多いのではないかと感じておりました。このような美しい景観は、本県の観光を推進していく上で重要な要素であると認識しております。

景観につきましては、「美しい宮崎づくり推進条例」を定め、各部局が連携して取り組んでおりますので、商工観光労働部としましては、そういった景観も生かしながら、観光誘客に努めてまいります。

○岩切達哉議員 全ての質問を終わりました。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県議会自由民主党の右松隆央でございます。

まずは、このたびの台風10号で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

代表質問の二見議員とかぶってしまいました。が、リーダーシップの在り方で、示唆に富む内容でありますので、あえて再度、取り上げさせていただきますと思います。

月刊「致知」の9月号で、「先人が教える日本の生き筋」と題して元拓大学長の渡辺利夫氏が語った文脈の中で、目を引く内容がありました。今回のコロナ禍で、平時には見えなかったものが、有事になると突如として社会の表面にあらわになってくる。そして、過去に感染症の脅威から日本を守ってきた先人たちの歴史的事例として、日清戦争後、戦地から凱旋してくる数多くの兵士に対して、国内各地に帰還する前に実施した検疫事業の陣頭指揮を執った児玉源太郎と後藤新平を引き合いに出し、危機に際し

での指導者の立ち居振る舞いという観点から、日本人が改めて思い起こすべき教訓と示唆が、そこにあると述べております。

その後の日露戦争を前に、ドイツのメッケル参謀をもってして、「児玉がいる限り、日本が勝つ」と言わしめた、その児玉が、内務省の衛生局長を務めた後藤の行政的手腕に着目し、帰還兵24万人の検疫事業に抜てきし、その任務を果たす中で見えてくる明治の教訓を主に2つ挙げております。

1つには、コレラという当時はまだ有効な治療法がなかった感染症に対して、限られた資源を能う(あたら)限り、迅速果断に凝集し、事態に対処することで、共通の危機意識をつくり出すリーダーシップ、この人ならついて行きたいと思わせる人間力が指導者に備わっていたこと。

そして2つに、事態の対処に当たる指揮官には、専門知識と行政能力を兼ね備えた人物を抜てき、配置し、現場の判断を信じ切り、任せ切る、そこには、自らの判断が正しいかどうかは後の歴史が証明するといった気概と豪気があったと述べております。

今の民主国家とは、当然時代背景が違うとはいえ、そこには、危機対応において大局を見る明があって、決断にちゅうちょしない、有事に必要とされる人物像の一端をかいま見ることができるわけであります。

今まさに有事のときであります。県民の声をしっかりと耳に入れ、顔の見える決断と積極果断が、トップリーダーには求められていると認識しております。

新型コロナウイルスによる、先の見えない混乱と不安の時代をどう生き抜くのか。新型コロナウイルスといかに向き合い、克服するまでい

かに共存していくか。同じく、氏は、いたずらに不安や恐怖をあおったり、誰かを非難・攻撃するのではなくて、ファクト（事実）とエビデンス（証拠）に基づいて粛々と行動することが極めて大事だと述べております。と同時に、この不安を常態のものとしてありのままに見詰める、こうした心の姿勢こそ、コロナ後の世界で何より求められているものだとも述べております。

そのことを踏まえて、本題に入っていきたいと思っております。

国は、新型コロナウイルス対策として、第1次で1兆円、第2次で2兆円の地方創生臨時交付金を創設しました。この臨時交付金の特徴は、自治体ごとの配分額の上限を意味する交付限度額が設定されているとともに、各自治体は第2次補正の2兆円においては、7月の1次と、今月の2次締切り、9月の末までに、この限度額に応じた事業実施計画を国に提出し、支給額が決定されるスキームとなっていることでもあります。

本県において、本交付金の趣旨と極めて幅広い事業メニューを十分に踏まえた上で、最大限に活用し、本県のコロナ対策として有効な事業の実施に取り組んでいかなければならないことは、言うまでもないことでもあります。

本県への交付限度額は、第1次の1兆円においては、55億6,650万8,000円でありました。そして、第2次の2兆円においては、129億7,110万4,000円が交付限度額となっております。同様に、県内26市町村においても、合わせて138億6,129万5,000円の交付限度額が設けられております。

本県も、厳しい財政状況の中で、新型コロナウイルスの打撃は極めて甚大なものとなっております。

県民の命や健康、仕事を本当に守り抜くためには、リーマンショック時の臨時交付金を上回る規模とはいえ、まだまだ財源としては十分ではないと私は認識いたしております。

そこで知事に、地方創生臨時交付金が創設され、本県への配分額と事業メニューの通知が届いたとき、部局長会議等において、どのような指示を出されたのか伺います。

あとは、質問者席にて行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中で、県民の皆様の暮らしや経済を下支えし、先行きに対する不安を取り除いていくために、必要な対策を迅速かつ的確に講じていく上で、地方創生臨時交付金は中核となる重要な財源であります。

この交付金を有効に活用するため、私自身、新型コロナウイルス感染症対策本部会議や庁議等の場におきまして、商工、観光、飲食など影響の大きな分野はもとより、幅広く、きめ細かな対策を講じること、応急的なもののみならず、将来を見据えた事業構築を図ること、事業の構築から予算の執行までスピード感を持って取り組むことなどについて指示をしてきたところであります。

これまで、この臨時交付金も活用し、コロナ対策事業を構築してきたところでありますが、影響の長期化も見込まれる中、引き続き、感染拡大防止や経済の再生・復興に向けて、手を緩めることなく対策を講じる必要があると考えております。

これまで、このコロナ対策で地方が果たしてきた役割をしっかりと訴えるとともに、国に対

して、その財源の確保に向けて、本県の実情も踏まえながら要望し、貴重な財源の確保に向けて、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 本交付金は極めて多彩な事業メニュー、しかも事業の具体例とともにQ&Aまでもが作成され、コロナ対策でぜひ有効に活用してもらいたいとの国の意向が読み取れるものとなっております。

具体的には、109にも及ぶ事例集と、かつ全ての項目において、国の担当部局名と連絡先までもが掲載されております。私も目を通しましたが、これだけ多くの事業メニューとなれば、関係する各部や課に個別に下ろしていかないと、とても効果的に対応できないと感じた次第であります。

そこで総務部長に、本県の地方創生臨時交付金の活用状況について、1次と2次補正の交付限度額に対して、事業計画の提出期限の最終が、先ほど申しあげましたように今月末までありますが、今現在の具体的な活用状況と、また残余がどうなっているのか伺います。

○総務部長（吉村久人君） 地方創生臨時交付金の単独事業分は、1次補正分と2次補正分を合わせまして、185億円余が本県の限度額として示されており、一連のコロナ対策の財源としまして、今議会で提案しております補正予算案も含め、169億円を活用しているところでございます。

その内訳を、コロナ対策の4つの柱で整理しますと、飲食店等に対する休業要請等協力金及び感染防止対策支援金として10億9,000万円など、感染拡大防止対策に33億円、小規模事業者事業継続給付金として15億6,000万円など、雇用維持・事業継続の支援に47億円、プレミアム付

商品券発行支援として16億4,000万円など、地域経済の再生・復興に向けた支援に54億円、県立学校における代替実習に必要な機器の整備やICT環境の整備として8億8,000万円など、本県の成長へつなげる取組に35億円となっております。

なお、9月補正予算案後では、16億4,000万円の残額がございますが、現在作成中の地方創生臨時交付金実施計画に基づき、全額を活用してまいります。

○右松隆央議員 新型コロナのダメージは、まだまだ回復傾向にない状況でありますので、今回の臨時交付金も配分限度額を、当然であります余すことなく、そして大事なことは、やはり県民にあまねく、そして最大に効果を得るような活用をお願いします。

今回の臨時交付金においては、どれだけの分野に、どれだけの事業計画を立てられるかが問われていると、私は認識しております。したがって、交付金の一部を数千万、あるいは数億、場合によっては数百万単位に細分化しても、広く県民生活や県経済を救うべきとの活用理念が、私は必要だと考えております。

そこで、総合政策部長に改めて、この残額の方も含めて、臨時交付金をいかに有効活用していくのか、交付金の一部を細分化し、幅広く地域経済、県民生活の支援ができないものか、本交付金の活用方針について伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国の地方創生臨時交付金の活用につきましては、議員がおっしゃいましたように、活用事例集が示されております。その中で、県や市町村が取り組むことが考えられる事業が幅広く例示されているところでございます。

本県におきましては、感染拡大防止の徹底を

図るとともに、大きな影響を受けた地域経済の再始動やさらなる活性化、持続可能な経済・社会づくり等に向けて、この事例集を重要な資料の一つとして参考にしながら、対策を講じてまいっているところでございます。

議員御指摘のとおり、この臨時交付金を有効に活用しまして、幅広く地域経済や県民生活の支援を行うことは重要でございますので、引き続き、必要な事業の構築にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 この交付金は、活用自由度の高い交付金でありますので、できるだけ多くの項目を申請していただいて、県民生活と地域経済の支援に、より一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルスによる影響と今後の見通しについて伺ってまいります。

まずは、財政への影響についてであります。

今年度、既に半期を過ぎるところであります。コロナによって中止や延期を余儀なくされた、または、今後も実施の見通しが立たない様々な事業があろうかと考えています。この予算執行ができない事業費をどう扱っていくか、振り替えをどうしていくのか。あるいは、コロナ対策の財源として確保していけるのか。総務部長に、今年度全体を見通して、全部局で新型コロナウイルスによって事業ができなかったものが事業費ベースでどれほどあり、その財源をどのように有効活用していく考えであるのか伺います。

○総務部長（吉村久人君） 全部局に確認をしましたところ、総合政策部において、宮崎国際音楽祭第25回記念事業など1,900万円余、商工観光労働部において、東京オリパラ等合宿受入推進事業など1億700万円余、教育委員会において、国民体育大会派遣補助金など1億7,600万円

余など、事業の中止や規模縮小などにより執行が困難な事業費が4億4,000万円ほど見込まれております。

予算計上した事業につきましては、その事業効果を発揮するため、可能な限り執行に努めているところではありますが、今後、執行困難となる事業費の増も見込まれるところでもあります。

これらにつきましては、コロナの影響が長引くことによる県税の歳入減や、コロナ対策に伴う新たな財政需要の発生による歳出増など、今後、厳しい財政運営となることを見込まれますことから、有効に活用してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後の財政運営の見通しも、また改めて伺います。今年度の歳出においては、地方公務員法の改正で、人件費の伸び率が前年度を上回ることとなります。また、歳入においても、昨年10月の地方税法の改正により、法人住民税などで一部国税の比重が増えまして、減少しておりますけれども、この再配分により、都市部との偏在の是正措置がきちんと行われているのかどうか。さらに今年度、新型コロナウイルスの影響で地域経済が大きく疲弊し、県民生活に甚大な影響が出ている中で、来年度の歳入の見通しがさらに厳しさを増すのは必至と考えられるわけでありまして。

そこで総務部長に、今年度並びに来年度の財政運営について、先ほど申し上げました様々な大きな影響を及ぼす要素を通して、どのような見通しを立てているのか。そして、近年、地道に地方債を圧縮する傾向を続けていく中で、財政運営をどう図っていくのか伺います。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度当初予算におきましては、地方公務員法改正による会計年度任用職員制度の導入などに伴い、人件費

は前年度比17億3,000万円余、率にしまして1.1%の歳出増となっております。

また、地方税法改正による税率引下げの影響によりまして、法人県民税は前年度比8億6,000万円余、率にして25.2%の歳入減となっておりますが、税率引下げ分につきましては、議員御指摘のとおり、国税化され地方交付税の原資となり、税の偏在是正のために活用されております。

今後、コロナの影響による税収減が見込まれるなど、大変厳しい状況にありますので、地方が必要とする財源が確保されるよう、国へ強く要望してまいります。

また、今後の予算編成に当たりましては、地方財政措置のある起債を可能な限り活用するとともに、安定的な資金調達のため、今年3月に初めて100億円を発行した市場公募債に引き続き取り組むなど、健全な財政運営を図ってまいります。

○右松隆央議員 今後も財政運営の見通しをしっかりと立てていただきますよう、お願いいたします。

引き続き、新型コロナ患者を受け入れるための空床確保に対する補助についてであります。

さきの6月議会前になりますけれども、6月1日に、監査の公営企業会計状況聴取で、病院局の経営状況について聴取を行いました。その際、第1波の2月中旬から3月だけでも、空床確保などで2億5,000万円の収入源となり、非常に厳しい経営状況となっていることを伺いまして、その補償がないのはあり得ないことだということで、国にもしっかりと要望を出す必要があるといった意見交換をさせていただいたところであります。

その後、国において第2次補正予算が成立

し、その中で、病院経営の安定化を図るために、空床確保への補助が盛り込まれたところであります。

そこで、国の2次補正における空床確保の補助金を活用し、どれほどの金額が協力医療機関並びに県立病院に補助ができたのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの入院患者を受け入れる医療機関におきましては、病床を確保するため、一般の入院患者の受入れを制限するなど、経営上大きな負担となっております。

そのため、国の新型コロナ緊急包括支援事業を活用し、患者の受入れに必要な病床を確保する医療機関に対し、4月1日に遡りまして、空床としている期間に応じて、その経費を支援することとしております。

現在、4月から7月までの期間の補助について、協力医療機関には、概算で約10億円の空床確保料の支払いを見込んでおり、既に申請の整った医療機関に対して、支払いに向け最終調整中です。

また、県立病院につきましては、空床確保料として15億円余を、今議会に県立病院会計の補正予算として計上しておりますが、議決後に、まずは4月から7月までの空床確保料として、概算で約7億円を支出することで調整をしているところであります。8月以降分につきましても、今後、手続を進めてまいります。

その他、新型コロナ対応の影響による受診控えもあり、医療機関の経営が一層厳しくなっておりますので、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけ、戦略的かつ継続的に対処するよう、様々な機会を通じて国に要望しているところであります。

○右松隆央議員 空床確保等、新型コロナの対

応によって、病院経営が不安定にならないように、その対応に報いる上でも、最大限の支援をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症のワクチン開発が待たれております。製薬会社がこぞって開発を進めており、一部では、臨床試験を開始し、順調に進めば、それでも来年度にようやく臨床試験が終了するとも言われております。一般に流通するには、さらに時間がかかることとなります。

そのような中、厚労省の通知に加え、日本感染症学会でも、今年の冬に新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきだとし、主に外来診療の在り方について提言書をまとめております。

そこで、この冬に新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念される中で、新たな検査対応の在り方、そして、今後の外来診療の在り方について、どのように対応されていく考えであるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 冬場の新型コロナとインフルエンザの同時流行に向けた検査・診療体制づくりにつきましては、大変重要であると認識しております。

先日、国からも、発熱患者等が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を本年10月中を目途に整備することなどが通知されたところであります。

県では、この通知に基づきまして、医師会・市町村とも協議しながら、体制づくりを検討しております。

診療時の院内感染を防ぐため、事前に電話予約の上、受診することを徹底することや、個人

防護具の確保とともに、厚生労働省は、専門家や現場の意見を踏まえて、中長期的には、情報通信機器を用いた診療の抜本的な拡大など、外来診療の在り方がこれまでと大きく異なる可能性も示しております。

県では、国からの通知等を踏まえ、適切な外来診療体制を構築していくこととしております。

○右松隆央議員 新しい外来診療の在り方においては、様々な対応が必要とされますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、新型コロナについて、政府は3月に、公文書管理法に基づく行政文書の管理指針で、「歴史的緊急事態」に指定し、政策の決定を行う関連会議で、議事録の作成を義務づけております。同法はまた、地方自治体にも、文書の適正な管理について必要な対策を講じる努力を求めているところであります。

そこで、執行部における政策の決定過程を検証したり、その経験を後年に引き継ぎ、様々な危機管理に生かしていく上でも重要となる、本県の専門家会議に当たる新型コロナウイルス感染症対策協議会の議事録の作成について、どのように対処しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルス感染症対策協議会につきましては、新型コロナ対策について協議するため、医師等各分野の有識者等を委員として設置したものです。

この協議会では、これまでに、PCR検査体制の拡充や、入院病床・宿泊療養施設等の確保、感染拡大期の警戒水準や、県民に対するアラートの仕組みなどについて、様々な御意見を頂いたところであり、貴重な意見を施策に生かし、また今後の検証に生かすためにも、議事録

は重要でございますので、開催ごとに作成しております。

県では、協議会での意見を踏まえ、圏域ごとの検査体制の拡充や、症状に応じた医療機関等の役割分担など、感染拡大防止や医療体制の整備等の対策を実施してきたところであります。

今後とも、協議会の議事録につきましては、関係機関との情報共有等を通じ、歴史的緊急事態に位置づけられた新型コロナ対策の立案に役立ててまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 引き続き、適切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ禍において、従来と変わってきた災害対応における、本県の進捗状況について伺ってまいります。

中央防災会議は、新型コロナの感染拡大を受けて、国の防災基本計画を修正しております。それを受けて、各自治体も、地域防災計画の見直しを進めることになるわけではありますが、その中で1点、本県の取組状況を伺いたいと思います。

それは、被災者が集まる避難所についてであります。3密を満たす条件下で感染リスクが高まる中、体育館などに多くの人が身を寄せることは重大な懸念を生むことに鑑みまして、修正された防災基本計画では必要に応じて——今回の台風10号でも見られましたけれども——ホテルや旅館などの宿泊施設の活用を検討することが盛り込まれております。

それを受けて、例えば神奈川県では、県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を結び、被災した市町村が迅速に宿泊施設を避難所として活用できることとしたところであります。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた国の防災基本計画の修正を受けて、特

に、避難所の増設のためのホテルや旅館等の活用が、本県においてはどこまで進捗しているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 議員御指摘のとおり、5月の国の防災基本計画の見直しにおきまして、避難所としてホテルなどの宿泊施設を活用することなどが、新たに計画に追加をされたところでございます。

このことは、避難の分散につながり、避難所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有効であるとともに、高齢者など要配慮者が利用する上でも、環境面で優れているものと考えております。

このため県では、市町村の避難所確保支援に向け、新型コロナウイルス感染症対策に加え、大規模災害発生時にホテルなどの宿泊施設を避難所として活用できるよう、県内の関係団体との協定締結に向け、協議を開始したところでございます。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、各種の防災・減災対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、いち早く協定まで進めていただきますよう、よろしくお願ひします。

また、今回の台風10号において、停電が広範囲にわたって発生して、これは大きな課題だなと感じたところでございます。教訓を生かしていく上でも、その対応についての検証も、また求めていきたいと思っております。

引き続き、新型コロナ対策において、介護職員の相互派遣について伺ってまいります。

先月、宮崎市の有料老人ホームでクラスターが発生したのは、記憶に新しいところであります。どの施設も、最大限の感染防止を行っても、またいつ、どこでクラスターが発生するか

分からない状況にあります。

そういった中、北海道では、高齢者介護施設等で万一、クラスターが発生しても介護崩壊を招くことを防ぐため、施設事業者の間で介護職員を派遣し合う、助け合い制度を導入することとなりました。具体的には、施設事業者による共同体を新たに組織して、事前に各事業者が派遣できる人数などを取りまとめておき、万一、施設で集団感染が確認された際には、協議体や道が派遣の調整を行うものであります。北海道では、以前にクラスターが発生したいずれの施設でも、感染や退職で施設の介護職員が不足したことから、同制度によって、万一感染などで施設職員が不足した場合には、必要な人員を直ちに送り込めるようにしたところであります。

これは福島県でも取り組んでおりまして、650施設に呼びかけて、約250施設が登録し、計370人の職員派遣が可能となっているところでございます。

これは非常に有効な事前策と考えておりまして、こういった制度がなければ、やはり相互派遣など即座に対応することは難しいと考えられるわけであります。

そこで、介護施設等で万一、集団感染が発生した際、介護崩壊を防ぐために、今のような新たな制度を、本県でも取り入れることはできないものか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護施設等におきまして新型コロナの集団感染が発生した場合、多くの職員が感染し、入院や自宅待機等となり、事業所内での勤務体制の変更や同一法人内での職員の調整等を行ってもなお、職員が不足する場合は想定されますので、議員御指摘のとおり、平時より、事業者間で応援体制を構築しておくことが重要だと考えております。

このため、県内外での集団感染の事例も踏まえまして、約2,200の入所施設や介護事業所に対して応援派遣等の協力を依頼したところであり、今月末を目途に、応援派遣が可能な職員や介護事業所の名簿を作成いたします。

また今後、実際に入所施設等で感染者が発生し、職員が不足する場合には、関係団体の協力をいただきながら、名簿に基づく派遣調整を行う予定にしております。

緊急時には迅速な対応が求められることから、市町村や関係団体と密接に連携し、介護サービスが継続して提供できる、実効性ある応援体制を構築してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 取組を高く評価させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

引き続き、コロナ禍での雇用情勢と雇用シェアリングの事業化について伺ってまいります。

新型コロナウイルスの影響に伴う需要の急減で、全国的に雇用情勢の悪化は極めて緊迫した状況となっております。

御承知のとおり、コロナ禍の外出抑制は、飲食、宿泊、旅客運送など、各業界を直撃し、他県では、有効求人倍率の低下幅がリーマンショック以来の大きさというところも出てきております。多くの識者が、雇用は当面厳しい状況が続くと指摘しており、極めて深刻な経済・雇用情勢と認識しているところであります。

そこで、まずは県内の雇用情勢について、有効求人倍率の推移、そして、コロナによる直近の失業者数が、業種も含めてどのような状況にあるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県内の有効求人倍率は、国内で初めて感染者が確認されました本年1月からの半年間で、1.34倍か

ら1.10倍へと、0.24ポイント低下をしており、全国では、1.49倍から1.08倍へと0.41ポイント低下しております。

一方、平成20年のリーマンショックの際は、現在とは背景が異なりますけれども、半年間で、県内では0.12ポイント、全国では0.31ポイント低下でありましたので、下げ幅では今回のほうが上回っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めを受けた本県の労働者数は、直近の9月4日現在でありますけれども、見込みを含めて483人となっており、全国的にも、製造業を中心に宿泊業や飲食業など、様々な産業に広がっております。

こうした中、県内企業においては、特例措置が12月末まで延長されました雇用調整助成金や、本議会で増額をお願いしております融資制度などを活用しながら、雇用の維持に努めていただいているところであります。

○右松隆央議員 コロナ禍で悪化する雇用情勢の中、失業者の増加を防ぐため、労働力を一時的に移転させ企業の雇用維持を支える取組が、全国で始まっております。

例えば、京都府では府と京都市、並びに京都労働局、京都経営者協会、そして連合京都などが参画し、人材を受け入れたい企業と送り出す企業の橋渡しをする内容で、府が「雇用シェアリング」として事業化しております。人材不足の企業から短期の求人情報を募り、府のホームページにそれを掲載するとともに、臨時休業や縮小営業、売上の減少などで雇用維持に苦しむ企業が、従業員を在籍させたまま、出向やアルバイト、副業などの形態で送り出す仕組みとなっております。

そこで、こういった従業員過剰の企業と従業

員不足の企業による短期雇用のマッチングを図って、いましばらくは、コロナ禍で悪化する雇用情勢をしのいでいくとともに、大切な人材をコロナ禍で手放すことのないように企業支援をしていくことが可能となる「雇用シェアリング」の本県での取組状況はどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 雇用シェアリングは、企業間の出向や移籍を支援することを目的として、全ての都道府県に事務所が設置されております、公益財団法人産業雇用安定センターがマッチングを行っております。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業を対象として、「雇用を守る出向支援プログラム2020」が展開されておまして、全国ではマッチングの事例が幾つか出てきているようではありますが、本県での実績は、現時点ではないと伺っております。

雇用シェアリングは、今回のような状況の下で一時的に業績が悪化した企業が、労働者の雇用を守りながら事業継続を図る上で有効な手段であると考えておりますが、一方で、制度の認知度などに課題もあると認識をしております。

このため、県といたしましては、企業にとって大切な人材の雇用を維持する本制度の普及や利用促進に向け、関係機関や経済団体等とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、これからの取組の中で実績を積み上げていただければと思います。

新型コロナウイルスによる経営への打撃は、様々な経済分野に及ぶわけではありますが、その中の1つ、タクシー業界も、極めて大きなダメージを受けている経済分野であります。

県のタクシー協会の調べでは、4月、5月は

売上げが前年比5割を切っており、6月、7月で少し回復傾向が見られた中、8月に第2波の対応に伴い、また5割程度に悪化している状況にあります。

そのような中、直接的な現金給付とは一線を画しつつ、コロナ禍の直撃を受けた市民県民と苦境に立つ業界を同時に支援する理想的な取組が、各地で進められております。

例えば姫路市では、一石四鳥の効果を狙った取組として、まずは市が地元の農産物を買って取って生産者を支え、発送用の荷造りをイベント業者らに委託し、続いてタクシー会社に配達を任せ、その配達先は、困窮するケースが相次いでいる独り親家庭の食卓へ届けるという内容であります。一つの事業で、より広範囲に効果を及ぼせるよう、独り親家庭に食材を送る過程において、コロナ禍で苦境に立つ業界を巻き込んだ事業概要となっております。各家庭への配送は、客足が大きく減ったタクシー会社に依頼し——ここで大事なことは、貨物ではなくて職員も同乗し、旅客扱いとして届けております。配送は6月、8月、10月の3回で、1回当たり1万2,000円の食材を詰め合わせ、対象となるのは、児童扶養手当を満額受給する約2,700世帯とし、経費として約1億4,000万円が6月補正で提案され、可決されております。

そこで、本県においても、新型コロナで極めて甚大な影響を受け苦境に立つタクシー業界、並びに各経済分野も巻き込んで県民生活を支えていく、新たな事業スキームを構築できないものか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 御紹介のありました姫路市の取組につきましては、コロナ禍で影響を受けております生産者、イベント会社、タクシー事業者をマッチングし、独り親世

帯を支援するという大変工夫された事業であると考えております。

県といたしましては、タクシー業界をはじめとする公共交通機関が厳しい状況にある中、安全・安心の確保を図り、その利用促進に取り組むことは極めて重要であると考えておりますことから、交通事業者が行う感染防止対策への支援を行っているところであります。

御紹介の姫路市の取組につきましては、一つの事業で幅広い分野を支援することにつながる取組であり、非常に意義のあるものと考えておりますので、今後、この取組を含めて関係団体と意見交換を行いますとともに、市町村に対しても、このような取組事例等を積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育への影響について、伺ってまいります。

コロナの影響は各分野に及ぶところでありますが、教育に与える影響も極めて大きくなってまいります。

文科省の調査では、臨時休業期間中に学校が課した家庭における学習内容は、同時双方向型オンライン指導が、小学校では8%、中学校では10%との結果を公表しております。また、全国の小学生の保護者を対象とした民間調査においては、約35%の子供がスマートフォンやパソコンを新たに使い始め、約9割の子供が自宅でネットに触れるようになったとのことであります。さらに、約55%は、学校や民間オンライン学習に取り組んでいることから、先ほどの文科省の数字から鑑みれば、多くの子供たちが、学校とは関係のないところでも積極的にオンライン学習を利用するようになったことがうかがえ

るものであります。

そこで教育長に、コロナでの休校中において、本県の小中学校でのオンライン指導はどのような状況であったのか、また家庭ではどういった状況が見られたのか伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 臨時休業中における同時双方向によるオンライン学習につきましては、県内市町村においては、これまでICT機器の整備が十分に進んでいなかったということから、西米良村を除いて、ほとんどの市町村が実現できていない状況にありました。

それに対し、保護者や学校からは、「テレビで報道されているようなオンライン学習を行ってほしい」「オンライン学習が実施できる環境を整えてほしい」といったシステム構築を求める意見や、「自分のペースで学習ができる動画の配信等を増やしてほしい」といった意見が、市町村教育委員会に寄せられたところであります。

県教育委員会といたしましては、このような状況を受け、オンライン学習の必要性について認識を深め、今後は、その実施方法等の研究を進め、取組の充実にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 分かりました。今後は、可及的速やかに、GIGAスクール構想に基づいて学校のICT環境の整備も進める中で、児童生徒1人に1台タブレット端末を整備することとなります。仮に、新型コロナなどの感染症の蔓延や大規模災害などが発生して学校が閉鎖されたとしても、授業や学ぶ機会を変わりなく提供していくことは、欠くことのできない教育管理者の義務となってまいります。

そこで、GIGAスクール構想に基づき、小中学校においてタブレット端末をどのような計

画で整備し、また、家庭でのネット環境が十分でない児童生徒にはどのような対応をされているのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） まず、端末につきましては、お話のありましたように、GIGAスクール構想の小中学校において1人に1台、高等学校において3人に1台の目標値の下、加速度的に整備が進んでおりまして、8月時点の調査によりますと、公立小中学校においては、本年度末までに目標値の約99%が整備され、残りの分も、令和3年度末までに整備される見込みであります。高等学校におきましては、本年度末までに整備が完了する予定となっております。

次に、家庭でのネット環境が十分でない児童生徒に対する対応であります。今年度につきましては、国の補助金や交付金等を活用し、小中学校では、ルーターを家庭へ貸し出している市町村もあります。また、高等学校では、生活保護世帯及び非課税世帯を対象に、通信費について支援を行っているところであります。

今後におきましても、このような事態が起こることが十分考えられますので、全ての子供の学びを止めないために、家庭の通信環境の確保に向けて財政措置を講じていただくよう、国に要望するとともに、高等学校におきましては、万一、新型コロナや災害等で休業となった際にも、学校を開放し、端末等を利用できるように、今後とも環境整備を進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 計画に沿って、よろしく願います。

さらに重要なことは、1人に1台タブレット端末が整備された後に、その端末をどのように使い切るか。オンライン学習システムによっ

て、各自治体に大きな差が出てくる可能性が指摘されております。

政府は、人工知能（AI）を使って、全国の小中学校で児童生徒の理解度に合わせて授業内容を組み替える「個別学習計画」の支援に乗り出しました。エドテックと言われる、情報技術（IT）など先端技術を使った教育サービスを、学校現場に導入する足がかりにしていっております。

この個別最適化学習に先進的に取り組んでいるのが、御承知の奈良市でございます。平成28年度のモデル校による実証から、現在は全市立小学校の4年から6年生を対象に展開しており、また、小学校での成果を踏まえて、現在、中学校への展開も進めているところであります。

具体的には、例えば教員が、算数のテストの答案を民間企業の学習クラウドに送り、AIでデータを分析し、その分析結果を基に、児童一人一人の学習度や苦手分野に応じた復習教材が自動で作成され、学校に提供される仕組みとなっており、このサイクルを、年14回の単元テストと3回の期末テストごとに実施されております。従来の採点作業では読み取れなかった正確な習熟度が分かる分析結果により、教員は、その児童に合ったきめ細かい指導ができるようになります。また、児童のほうも、復習教材で効率的に自分の強み・弱みを見直すことができ、自分の能力に合った問題が個別に提供されることから、学習意欲の向上にもつながっているといた報告が、教育現場からも届いているとのことでございます。中学校においては、ペーパー（紙）ではなくてAIドリルの教材「キュービナ」を活用した実証を開始しております。

エビデンスを活用して学習の定着を図る取組

は非常に注目されており、今後、児童生徒1人に1台の端末の整備が加速されると、より一層、スタディ・ログと言われる学習履歴をどう活用していくのか。スタディ・ログに基づき個別最適化された学習は、極めて重要になると認識しております。

学校教育に、教育とテクノロジーを組み合わせた造語となる「エドテック」を取り入れた背景には、経験豊富な教員の大量退職に伴って、指導技術の継承が困難な状況を迎えていること、そして、一人一人に最適な学びを提供していくためには、データに基づいて正確な児童の見取りを行うことや、様々なデータを活用した指導法の改善が必要であるとしたからであります。

さらに、一人一人の学習状況を見取る教員の負担を軽減するとともに、その分の時間を、本来目指すべき主体的・対話的な学びに向ける取組につながっていくことにもなります。

そこで、Society 5.0に向けた人材育成が重要となる中、未来型教育を実践していくために、クラウド活用やビッグデータの分析など、AIを活用した児童生徒の個別最適化学習に、本県として今後どのように取り組んでいく考えであるのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） Society 5.0と言われる新時代の到来を見据え、これからの時代に必要な基礎的読解力や情報活用能力などを児童生徒に身につけさせることが、学校に求められていると考えております。

また、議員の御指摘のとおり、教育用AIの発達、普及に伴いまして、インターネットのクラウド上に集められました児童生徒の一人一人の学習履歴や学習到達度などのビッグデータをAIが解析し、個々の習熟に応じた復習問題の

提供を行うなど、先端技術が、子供の学びの質や教員の指導法を変えていくことも考えられます。

国は、このような未来型教育の実施が可能となるGIGAスクール構想の実現に向けまして、積極的にICT機器の整備を進めるとともに、企業や研究機関等と連携しながら、データを基にした理解度分析が可能な教育用AIなどの開発を進めているところであります。

県教育委員会といたしましては、未来型教育に向けた国の動向をしっかりと把握し、冒頭述べました、これからの時代に必要な資質・能力や学力向上を目指し、個別最適化学習の研究の進め方について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県における未来型教育を大いに期待させていただきますので、よろしくお願ひします。

最後の質問となります。

アフターコロナはどういった時代になるのか、そしてどういった価値観が新たに生まれてくるのか、コロナ後、私たちはどのように生きていくのがよいのか。知事に、コロナ後の社会をどう予想し、また、どういった価値観が生まれてくると考えておられるか、所感を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 私は、今回のコロナ危機は社会の在り方に様々な影響を及ぼしておりまして、その中で一つの見方としましては、これまで我が国が抱えておりました問題に気づきを与える機会となり、必要な社会の改革、変化を進めていく上で大きなチャンスになるものとも考えております。

例えば、都市部における感染リスクがクローズアップされたことなどを背景としまして、東

京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、都市集中型から分散型への地方回帰の動きが生まれるとともに、私たちの暮らしにおきましては、デジタル化の加速によりまして、テレワーク等を通じて従来よりも自由で弾力的な働き方が可能となり、仕事と家庭、子育てなど両立しやすい社会が一層身近なものとなることが考えられます。

このような社会のあり方や価値観の変化は、私たちの働き方や住む場所、生き方の自由度を高め、それが結果として、地方にとって経済や人口にプラスに働くことが期待されるという面もありまして、社会の持続可能性を高めていくことにもつながるものと考えております。

私は、こうした様々な変化や動きというものを的確に捉え、またしっかりと予測をしながら、コロナ禍の先を見据えた宮崎づくりに取り組んでまいります。

○右松隆央議員 この質問は、知事自らが政務扱いにされております。私が求めていた答弁は、実はそういうのではないんですね。やはり質問で申し上げましたけれども、新たな価値観、そしてコロナ後の社会の在り方、これをもっと具体的に私としては聞きたかったわけがあります。

様々な考えがあろうかと思っておりますので、知事が言われた発言も、これも正しい方向だとは思っておりますけれども、私はその中で1つのキーワードとして、冗長性に大きな関心を持っております。

冗長性とは、ゆとりや余裕のある状態といった意味を持ち、それを唱えているのが東京工業大学の西田亮介准教授でありまして、1970年代末頃から、無駄を取り、徹底的な効率性や選択と集中、行財政改革、そしてグローバル化の名

の下に、社会と政治の冗長性を排除してきた。冗長性があれば、緊急時の資源の組み替えであったりとか、あるいはイレギュラーな対処を容易にする。そしてまた、イノベーションの源泉も余剰と余力だと言われているわけでありませけれども、日本社会は、この冗長性のある面削り過ぎてきたのではないかと。過剰なダイエットによって、基礎的な体力が損なわれているようにも見えると、今回のコロナ禍のありようを見て警鐘を鳴らしておられます。

私は今年度、監査委員を拝命しておりますけれども、どこの部署でも監査で必ず最初に質問で聞いていることがあります。それは、業務量に対して今の人員配置が適正であるのかどうか。そして、特定の担当者に負担が偏っていることはないか。そして、新型コロナの影響で拡大する——間違いなく拡大していますので——業務量が今の人員体制でこなし切れているのかどうか。残業や、先ほどありましたけれども、休日出勤の状況なども伺っているわけでありませ。その答えは、「多くの部署が、今ぎりぎりの業務をこなしているんだ。余裕がある状態ではない。コロナで業務量は確実に増えていっている」といった声であります。県職員のマンパワー一つにおいても、冗長性がない状態だと言えるのではないのでしょうか。

公衆衛生、それから医療の分野も同様であります。費用抑制の下に、一気に今、改革を推し進めているわけでありませけれども、そういった中で、今回のコロナ有事であります。余力がない中、非常に難しい対応を迫られていたというふうに私は認識しております。私は、このゆとりや余裕のある状態を指す、決して無駄とは違った新しい冗長性を、アフターコロナにおける1つのキーワードとして、今までの政治や、

あるいは社会の在り方、これをいま一度立ち止まって考え直してもよいのではと、そのように感じているところであります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の佐藤雅洋です。

まず初めに、コロナ禍の中、さきの台風10号で被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、いまだ不明の方々の一刻も早い救出をお祈りいたします。

それでは、通告に従って、中山間地の土を踏み続ける者の代弁者として質問を進めてまいります。

まず、口蹄疫終息からの10年について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、県全体が大きな打撃を受けておりますが、くしくも10年前、本県では口蹄疫ウイルスが猛威を振るい、29万7,808頭もの貴い家畜の命が犠牲となり、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に大きな影響を与えました。

当時の試算で、県内経済への影響額は2,350億円ということでありましたが、一方で、感染力の強い口蹄疫ウイルスを県内で食い止めたことや、その後の畜産の再生・復興、新生を計画的

に進めるなど、和牛を飼っている私としても、これまでの県の取組に一定の評価をしております。

10年前の発生当時、河野知事は、副知事という立場から、その後、知事に就任されて以降も、常に先頭に立って、宮崎の畜産を引っ張ってこられたわけですから、この10年の節目の年を特別な思いで迎えられたのではないかと思います。

そこで、口蹄疫終息から10年を振り返り、これまでの畜産振興の総括と今後の展開について、知事のお考えをお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行わせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は、この10年間、口蹄疫を二度と発生させないという強い決意の下、「忘れない そして前へ」を合い言葉としまして、畜産の再生・復興に向けた方針等を明らかにし、先頭に立って取り組んでまいりました。

特に、全国モデルとなる防疫体制の構築を基本としまして、肉用牛や酪農、養豚の生産基盤の強化や、輸出拠点となる最新鋭の食肉処理施設等を整備し、口蹄疫発生前と比べますと、畜産産出額が約1.3倍の2,208億円に、牛肉の輸出量も約8.6倍の483トンに達しております。

さらに、全国和牛能力共進会での3大会連続となる内閣総理大臣賞受賞や、養豚法人の天皇杯受賞など、明るい話題も続いております。本県の畜産は、着実に前進していると考えております。

また、現在のコロナ禍での対応等につきましても、この口蹄疫での経験が生かされているも

のと考えております。

一方で、近隣諸国で続発します口蹄疫やアフリカ豚熱への対策、高齢化等による生産基盤の脆弱化への対応など、引き続き取り組むべき課題も数多くあります。

今後とも、宮崎の先人が築き育ててきた「畜産王国みやざき」を、次の世代にしっかり継承し、家畜防疫の徹底をはじめ、スマート農業の推進、多様な担い手の確保など、生産者が夢と誇りを持って邁進できるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 畜産王国みやざきのために、どうぞよろしく願いいたします。

次に、中山間地域についてお伺いします。

まず、中山間地域の農業振興についてであります。

私は、今後の中山間地域の農業や農村の行く末を考えるに当たり、これまで以上に高齢化が進み、地域に残る働き手はますます少なくなっていくことは避けられず、地域の行事だけでなく、人と人のつながりさえも薄まって疲弊していくのではないかと、心配でなりません。

この地域を今後も守っていくためには、地域に人が住み続けることが不可欠であり、そのためには、産業の振興と雇用の場の確保が重要であります。

一方で、本県の中山間地域は、県土の9割、農地・販売農家数の約7割を占めており、農業は、産業基盤・人材の両面から地域を支える重要な役割を担っています。私は、こうした待たなしの今だからこそ、地域と県が議論を尽くし、創意工夫を凝らしながら、所得と雇用が確保される、中山間地域ならではの仕組みづくりを進める必要があると考えています。

現在、県では、今後10年先を見据えた第八次と

なる新たな農業・農村振興長期計画の策定を進められていると聞いております。

そこで、第八次計画で中山間地域の農業振興にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 第八次計画におきましては、農の魅力「産み出す」「届ける」「支える」の3つの仕組みを構築いたしまして、持続可能な魅力あるみやざき農業を目指すこととしております。

特に中山間地域におきましては、基幹産業である農業の活性化と所得の確保とともに、地域を支える担い手の育成とその支援体制の強化が重要と考えております。そのため、地域の特性を生かした稼げる品目の導入や、農作業受託等のサポート体制の強化、スマート農業技術の導入による作業の効率化などを進めることとしております。

さらに、6次産業化や農泊等の推進、世界農業遺産などの中山間地域の価値の発信にも積極的に取り組みまして、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村の実現を目指してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 続いて、スマート農業についてお聞きいたします。

現在、農業分野では、ロボット技術や情報通信技術を生かして、省力化や生産性向上を目指すスマート農業が推進されています。

急傾斜で圃場が狭い、筆数が多い、また、高齢化が進み労力に限界があるなど、様々な条件が不利な中山間地域の農業には、中山間地域の実情に合わせたスマート農業を導入する必要があると考えていますが、中山間地域におけるスマート農業の取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、スマート農業による省力化や生産性の向上等を図るため、昨年12月に策定いたしました「みやざきスマート農業推進方針」に基づき、円滑な導入促進に向けた技術開発や実証を展開しております。

特に中山間地域におきましては、今年度、国の事業に採択されました、高千穂町における棚田の取組において、ドローンによる施肥や防除、水田の水管理の自動化等の様々な新技術を組み合わせながら、山間部でも使えるスマート農業のモデルづくりに、集落や関係機関等が一体となって取り組んでいるところでございます。

県におきましては、これらの成果を早急に普及させていくとともに、農業大学校のスマート農業の技術研修による人材育成にも取り組みながら、条件不利な中山間地域の農業の生産性向上や効率化を進めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 続いて、多面的機能を有する農業用水路についてお聞きします。

本年7月の豪雨や今週襲来した台風10号など、今後、気象災害は甚大化すると懸念され、さらなる防災対策と備えが求められます。これまで、このような災害に対して、とりわけ中山間地域では、農林業の営みが、防災機能に大きく貢献してきたのではないかと考えます。

例えば私の地元では、農業用水を確保するため、先人たちが数十キロメートルに及ぶ用水路を山肌に沿って建設し、現在の農地を潤しています。その苦労は、想像に堪えません。

このような水路は、農業用水の確保のみならず、大雨のときには災害を防止する排水路としての役割も持っており、地域の集落や川下の生

活基盤を守っています。そして、これらは、農家の皆さんの日々の維持管理で機能が保たれています。私も、地元での維持管理活動に参加していますが、草刈り作業や、水路に入り込んだ土や大きな石の除去など、機械も使えない中、大変な労力が必要です。

しかし、参加者は年々高齢化し、あと何年この活動が続けられるのか心配です。そこで、多面的機能を有する農業用水路の維持管理を軽減するための今後の方策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業用水路の維持管理につきましては、多面的機能支払制度等により、草刈りや水路の泥上げなどの共同活動を支援しているところではありますが、高齢化や後継者不足などにより、地域住民の負担も年々大きくなっているものと認識しております。

このため、中山間地域における用水路の改修整備事業におきまして、新たな管理用通路の確保や、落石が水路内に入ることを防ぐ蓋かけなど、維持管理がしやすい整備に努めているところでございます。

今後とも、未整備区間のさらなる事業推進や、草刈り作業の省力化に向けた取組を推進しますとともに、農業用水路の維持管理が安定的に継続され、多面的機能が引き続き発揮されますよう、共同活動組織の広域化などにつきましても、市町村と連携しながらしっかり推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 続いて、担い手の確保についてお聞きします。

県によると、平成元年の本県の新規就農者数は418名で、平成に入って以降、最多となったようであります。

しかしながら、地域別に見てみますと、私の地元、西臼杵地域は7名にとどまるなど、中山間地域での担い手の確保の難しさがうかがえます。

「農は国の大本なり」と言いますが、農を支える担い手の減少は、地域、ひいては国の基盤の崩壊にもつながる大変重要な問題であります。

そこで、高齢化が進み、担い手が不足している中山間地域において、どのように農業の担い手を確保していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、中山間地域の農業や集落機能を維持していくためには、担い手確保は大変重要であると認識しております。

県では、市町村等の移住部門と連携しまして、都市部での情報発信やU I Jターン者を対象としたお試し就農等によりまして、担い手の確保を図るとともに、今後は、定年帰農者等も担い手として捉え、農業改良普及センターのリカレント教育等により支援することとしております。

また、ひのかげアグリファームや各J Aの出資法人など、市町村やJ A主導の担い手組織の設立が進むとともに、農業収入以外に多様なライフスタイルを求める、いわゆる半農半X等の新たな就農ニーズも生まれていることから、中山間地域の多様な担い手が、年間を通じ安定した所得を確保し、安心して就農できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございました。中山間地域が継続し、そして次世代、後に続く後継者のために、引き続き県の支援をお願いいたします。

続いて、本県における「特定地域づくり事業協同組合」制度についてお聞きします。

本年6月に、地域人口の急減への対策の一つとして、「特定地域づくり事業協同組合」制度が創設されました。この制度は、新たに設立した組合において、人材を雇用し、時期によって労働力が不足する事業者に人材派遣をすることで、安定的な雇用を確保しながら、地域の労働力不足を解消することを目的とするものであります。このような制度を効果的に活用し、地域産業の活性化につなげていくためには、地域内だけではなく、地域外からの人材確保も必要ではないでしょうか。

地方移住などに関心が高まっている今、地元人材はもとより、他県からの移住者らとこのような制度を有効活用し、地域づくり、地域活性化へつなげていかななくてはならないと考えます。

本県では、「特定地域づくり事業協同組合」制度の推進についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 「特定地域づくり事業協同組合」制度につきましては、今年6月に施行された新たな法律に基づくものであり、人口が減少している過疎地域におきまして、地域の産業を支える人材を地域内外から確保するための有効な施策の一つになるものと考えております。

そのため、県では今年度、調査希望のありました県内の3つの町村におきまして、季節ごとの労働力の不足状況や、運営にかかる経費などについて調査をし、運営モデルを作成することとしております。

その上で、採算性や継続性についても分析を行い、実施可能と判断された場合には、組合の

設立に対して支援を行いますとともに、あわせて、今後、県内において制度の活用が進むよう、他の市町村とも情報を共有することで、人材確保の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 続いて、地方移住の取組についてお聞きします。

ここ数年、全国的にも、地方への移住希望者が増加の傾向にあります。宮崎も同じく、移住先としてクローズアップされるようになりました。最近では、新型コロナウイルスの影響でリモートワーク、テレワークなどの需要も高まり、なおさら地方での生活に関心を集めております。

全国的に見ても、空き家を利用した移住者支援や、子育てしやすい施策、県主催の移住フェアなど、地方での生活を望んでいる方々に移住先に選んでもらおうと、様々な対策が見られます。一足先に、青島地区の開発などで移住者増加の傾向にありましたが、さらに移住を希望する皆さんが、その地を県内の中山間地域としていただけるような取組を進める必要があると考えます。

コロナ禍における地方回帰の流れがある中で、本県の中山間地域の魅力をどのように発信していくこととしているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワーク等の定着で、働く場所の選択肢が広がる中、密になりにくい地方移住への関心は高まってきておりまして、いわゆる田舎暮らしを希望する方を呼び込む好機であると考えております。

このため、県では今年度、コロナ禍の中での中山間地域への移住促進を目的として、移住希

望者に高い発信力を有する専門誌と提携し、都市部の移住希望者との意見交換会やフィールドワーク等を行いながら、中山間地域のゆったりとした生活環境や自然と共存する暮らしの魅力を発信する「ひなた移住プロモーション事業」を実施することとしております。

今後とも、地方回帰の流れを取り込み、市町村等と連携しながら、本県への移住促進に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 さらなる中山間地域への移住促進に努めていただきますよう、要望いたします。

次に、林業施策についてお伺いします。

まず、県産材輸出の状況についてであります。

宮崎県の森林面積は約58万6,000ヘクタールであり、県土の約76%が森林です。民有林と国有林の割合は7対3となっています。素材生産は、北海道に次いで全国2位であり、杉の素材生産量は、平成3年から連続第1位を続けています。その中で一番植林されているのが、飢肥杉です。県内、特に県南では、昔から植林されていた飢肥杉は、油分が多く粘りがあるため、木造船を造る弁甲材として、国内はもとより海外でも有名になり、杉の一大生産地の基礎を築き上げました。

かつて戦前から戦後にかけて、弁甲材が韓国や台湾へ出荷されたのが、県産材輸出の先駆けになりました。弁甲材輸出は、新しい船舶材料の普及により途絶えましたが、平成20年頃から、韓国や中国向けの原木輸出が再興しました。

そこで、今現在のコロナ禍の中、県産木材の海外輸出の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県産材の輸出についてであります。昨年度の輸出額は46億4,000万円と推計しており、その割合は、原木が96%、製材品が4%となっております。

原木につきましては、主に中国向けで、梱包材などの材料として輸出されており、今年2月には、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に出荷延期などが生じたものの、現在は感染拡大前に近い状況に戻っております。

一方、製材品につきましては、主に台湾や中国向けで、建築用の下地材などとして輸出されておりますが、韓国向けの高度加工を施したプレカット部材等は、韓国の景気低迷などから減少傾向となっております。

○佐藤雅洋議員 続いて、県産材輸出の今後の取組についてお聞きします。

輸出額に占める割合は、原木が96%、製材品が4%とのことですが、原木丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品輸出への転換を推進することも重要だと考えます。

そして、我が国日本の加工技術を生かし、特に宮崎県は、製材業もトップクラスであり、その木材製品のブランド化の推進を進め、日本木材製品の世界的認知度を高め、杉生産日本一の宮崎県で加工された製品の輸出を図るため、県としてはどのように今後取り組むのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、本県の有する木材加工技術を生かし、より付加価値が高い製材品の輸出に向けまして、まず、韓国につきましては、「材工一体」による木造軸組構法の普及に取り組んでおり、今後、韓国での新たなパートナー企業の開拓など、輸出の拡大を図ることといたしております。

また、台湾につきましては、近年、木造建築

に対する関心が高まっておりますことから、木造建築セミナーの開催や、研究機関との相互交流などの取組を始めており、今後、台湾の企業や団体等とのパートナーシップを構築できるように取り組んでいくことといたしております。

さらに、これ以外の国におきましても、相手国の木材需要の動向等を調査しながら、輸出の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 続いて、みやざき林業大学校についてお伺いします。

全国でもトップクラスの林業県であります宮崎にふさわしい、みやざき林業大学校は、既に長期課程の1期生が、与えられた1年間の研修を終え、それらを生かした活動の場へ進んでいることと思います。

全国でも数少ない林業大学校で知識を学ぶことが、どのような将来へつながっているのか、長期課程における昨年度の成果について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業大学校の長期課程では、昨年度、全国の林大校では最多となる16の資格取得や、ICTを活用した最新技術の習得などの研修に取り組んでおります。

また、研修生の視野を広げるため、行政や林業団体による講演会等への参加や、志布志港における木材輸出の現地研修も、柔軟にカリキュラムに盛り込んだところでもあります。

さらに、郷土愛にあふれ、地域林業を牽引する人材の育成に向け、飼肥林業の歴史などの学習や、美郷町の御田祭などへの参加による地域との交流も積極的に行っております。

こうした多様な研修を終えた研修生21名全員が、県内の森林組合や民間事業体、木材市場などに就業したところでありまして、本県林業・

木材産業の将来や地域の活性化を担う人材が輩出できたものと考えております。

○佐藤雅洋議員 宮崎林業界の将来を担う若人が1人でも多く育ち、また、それに続きたいくなるような大学校の魅力をさらに高める必要があると思いますが、林業大学校長期課程の魅力を高めるために、県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林大校の長期課程では、今年度、フォークリフト運転の資格取得や風倒木処理技術の習得を追加するなど、昨年度よりさらに充実した実践的な研修を実施しております。

また、研修生20名のうち4名が女性となりましたことから、男女別のシャワー施設の整備や女性の研修指導員の配置など、研修環境の改善にも取り組んでいるところであります。

さらに、従来は11月に行っておりました、林業団体による就業説明会や企業ガイダンスを、それぞれ6月と9月に前倒しして実施し、林業事業体とのマッチング機会の十分な確保を図っております。

今後とも、こうした取組を積み重ねながら、市町村や林業団体など86者から成るサポートチームと連携しまして、魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 林業県宮崎ならではの林業大学校の今後ますますの発展を祈念いたします。

続いて、森林経営管理制度についてお聞きします。

森林資源は、長い時間と人手をかけて育てられたものです。先人たちの血と汗とたゆまぬ努力が、今の宮崎県の森林資源を、宝をつくったと考えます。その森林資源を中心に循環利用していく時期になっていますが、所有形態は零細

で、分散された森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、担い手の不足や境界明確化が進まず、適切な森林管理が行われないなどの課題への対応が必要となっています。

このような状況を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向け、間伐などの適正な管理が行われていない森林について、市町村が経営管理を担う森林経営管理制度を規定した「森林経営管理法」が、令和元年度に施行されました。

この制度は、森林所有者に適切な森林管理を促し、その責務を明確化するとともに、森林所有者が自ら経営管理できない森林について、市町村が経営管理を担う仕組みになっています。

そこで、森林経営管理制度を担う市町村の体制について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 市町村の体制についてであります。本年7月に行いました市町村へのアンケート調査では、林業を担当する係長以下の職員数は、全市町村の平均で2.3人となっており、こうした体制で伐採届出制度や有害鳥獣対策、そして、新たに加わった森林経営管理制度などの林業行政を行っております。

また、4市4町では、正規職員以外に森林組合OBの方などを、地域林政アドバイザーとして確保し、体制強化を図り、森林経営管理制度の業務などを行っているところであります。

しかしながら、森林経営管理制度につきましては、県内7地区の「山会議」におきましても、「その推進を図る上で、林業に関する専門的知識や経験を有する職員が、市町村には不足している」と指摘されているところであります。その実施体制の強化が重要であると認識しております。

○佐藤雅洋議員 昨年度の質問で、森林経営管

理制度の市町村支援について問うたところ、「市町村の要望を踏まえながら、きめ細やかに支援に努める」とのことでありました。

しかしながら、専門職がない市町村では、いまだ制度の進捗が遅れているところもあり、県が把握している令和元年度の県内市町村決算見込みでは、譲与税の64%が基金に積んだままとなることとあります。

基金積立ての目的は、今年度に本格化する森林経営管理制度事業負担に備えてとのことですが、しっかりと制度を前に進めていかなければ、今後さらに増額が見込まれる、せっかくの森林環境譲与税が、基金に積んだままの状態となりかねません。

先ほどの部長答弁では、市町村に林業の専門技術者が不足しているとのことでしたが、私もそれが最大の課題ではないかと考える次第であります。市町村における制度の円滑な推進のため、他県で取り組まれているような森林経営管理制度についての市町村支援センターを設置するなど、抜本的な支援策の充実が必要ではないでしょうか。

林業経営が可能なのに経営管理されずに放置されていた森林が、経済ベースで活用されることで、地域経済の活性化に寄与し、間伐手後れ林の解消や伐採後の再生林が促進され、国土保全などの森林の持つ多面的機能が発揮され、地域住民の安全・安心に寄与します。

そこで、制度の推進に向けて、市町村支援の強化が必要と思いますが、県の考えを環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 森林経営管理制度の推進に向けた市町村の支援につきましては、県ではこれまで、市町村職員に対する制度説明会や研修会の開催、所有者情報を管理する

林地台帳や森林情報のデータ提供、モデル地区で実施しました所有者意向調査などのノウハウ提供に加えまして、県に配置した森林管理推進員による相談対応などを、きめ細やかに行ってきたところでもあります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、市町村の実施体制が課題となっておりますことから、市町村の意向や他県の取組状況、関係団体の意見等を踏まえ、市町村支援の在り方等について、具体的に検討しているところでもあります。

○佐藤雅洋議員 続いて、有害鳥獣捕獲対策についてお聞きします。

鳥獣被害対策については、県の鳥獣被害対策特命チームや支援センターを中心に、市町村等が行う有害鳥獣の捕獲や、侵入防止柵の整備等に対して支援を行うとともに、地域で対策を担うリーダー等の育成、住民への研修会の開催などに取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、被害は依然として深刻であることから、集落内への作物等の放置、いわゆる「無自覚の餌づけ」をやめるとともに、人なれをさせないための追い払いを行うなど、集落ぐるみでの鳥獣を近づけない環境をつくることを基本に、今後とも市町村や関係機関と連携し、対策を進める必要があります。

特にイノシシについては、これから稲作等の収穫期を迎え、被害が懸念されます。そこで、イノシシ捕獲対策について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） イノシシにつきましては、農林作物等の被害額が1億円を超え、深刻な事態でありますことから、電気柵の設置などの被害防止策に加え、個体数を減らすための積極的な捕獲対策が必要であると考えております。

このため、有害鳥獣捕獲として、市町村と連携し、イノシシ1頭当たり7,000円から9,000円を助成しますとともに、有害鳥獣捕獲班の活動費への支援を行っております。

また、捕獲班員等への研修会を開催し、捕獲技術の向上など、人材育成に取り組んでいるところでもあります。また、狩猟期間を1か月以上延長し、11月1日から3月15日とするなど、捕獲体制の強化や規制の緩和も行っているところでもあります。

今後とも、市町村や猟友会などと連携しながら、捕獲対策を推進してまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 一方、鹿は造林した杉の食害など林業への影響が大ききことから、生息数の削減が重要であります。

さらに、鹿は行動範囲が広いことから、近隣県との連携が必要と考えますが、鹿の捕獲について、近隣県との連携はどのように行っているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 鹿の捕獲における近隣県との連携につきましては、本県を含む関係5県及び九州森林管理局で「九州シカ広域一斉捕獲推進会議」を設置し、生息状況などの情報共有や、捕獲の実施に係る調整等を行っているところでもあります。

これに基づきまして、毎年、9月の2週間と3月の1週間、一斉捕獲に取り組んでおりまして、令和元年度は、全体で2,087頭を捕獲したところであり、県内では高千穂町、日之影町など10市町村が参加し、294頭を捕獲しております。

行動範囲が広い鹿の捕獲につきましては、広域的な取組が重要でありますことから、今後とも、近隣県と連携した、効果的な捕獲対策に努

めてまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 中山間地で生きる者にとって、有害獣被害は大きな問題であります。効果的な対策を要望いたします。

次に、高齢者の制限運転についてお伺いします。

公共交通機関の少ない中山間地域の日々の生活には自動車が欠かせません。そして、高齢者の自動車運転の問題も必ずついてまいります。

以前も一度質問させていただきました高齢者の制限運転について、前回は取組が始まったばかりであり、高齢者が安全に運転を継続するための制限運転を県内に広めてほしいと要望したところですが、その進捗状況として、現在の市町村における実施状況やコロナ関連による影響、今後の実施予定について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（阿部文彦君） お尋ねの制限運転は、昨年9月以降、宮崎市、高千穂町、五ヶ瀬町においても取組を開始し、現在6市町において実施されているところであります。

本年春以降も、他の多くの市町村において取組が開始される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっております。このため、制限運転の宣誓式や講習会を実施せず、参加者を集めない方法に変更し、今月以降、都城市、日南市、小林市など6市3町でも取組を開始する予定と聞いております。

今後とも各市町村と協力し、制限運転の周知と定着を図ってまいります。

○佐藤雅洋議員 人口過疎地域においては、危険を伴うことは分かっているにもかかわらず、高齢者でも運転をしなければならぬのが現状であります。

その高齢者を支え、その周囲を守る制限運転の推進のために、県はどのような取組を行って

いるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 制限運転を推進するために、知事を本部長とする県交通安全対策推進本部におきまして、啓発ポスターやチラシを作成し、市町村や構成102団体を通じて県民に配布するなど、その普及に取り組んでおります。

また、高齢運転者が、その居住する市町村長に対して、制限運転を宣誓する際に提出していただきます宣誓証書の台紙を作成し、配付するなどの支援を行っているところであります。

さらに、市町村が行う高齢運転者を対象とする講習会や、運転能力診断などの取組についても、支援していくこととしております。

今後とも、これらの取組を進めるとともに、関係機関・団体と連携を図りながら、制限運転の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 自分自身を律し、社会のために自ら声を上げている制限運転宣誓者の移動手段確保のため、県はどのような支援を行っているのか、続けて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 制限運転を推進する上では、自家用車の代替となる移動手段の確保が重要であると考えております。

このため県では、広域的な移動手段を確保するため、今年9月1日から、70歳以上でおおむね1時間以上の連続した運転を控えることを宣誓された方に対し、高齢者用定期券「悠々パス」の取得費用を支援しております。

また、地域内の移動における利便性向上のため、市町村に対し、コミュニティバス等のオンデマンド化や運行情報のデータ化などの支援も行っているところであります。

今後とも、市町村や交通事業者と連携しながら、地域内外における円滑な移動手段の確保に、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤雅洋議員 全てのドライバーに、いずれ訪れる制限運転であります。総合的に進めていただきたいと思っております。

次に、道路整備についてお伺いします。

まず、九州中央自動車道の早期整備についてであります。

九州中央自動車道法定路線名は、「九州横断自動車道延岡線」、延長95キロメートルです。宮崎県内の事業中の区間は、国道218号高千穂日之影道路、同じく五ヶ瀬高千穂道路、そして、本年度新規事業化されました国道218号蘇陽五ヶ瀬道路の3道路です。

そのうち、日之影深角インターチェンジから平底交差点2.3キロメートルが、令和3年内に開通予定で、国土交通省延岡河川国道事務所、甲斐靖志所長以下、一日も早い開通に向けて、トンネルの仕上げやインターチェンジ付近の改良工事を順調に進めていただいております。この区間が全線開通すれば、救急医療支援体制が強化され、搬送時間も短縮、搬送患者への負担が軽減され、救われる命が増えます。

さらに、大分、宮崎方面とのアクセス向上により、観光地高千穂の入り込み客数も増加し、熊本、阿蘇方面との観光連携強化が進展し、大いなる観光振興が期待されます。

そこで、「人々の暮らしへ大きなインパクトを与えるのはインフラの整備だ」と実感をされ、国土交通省への入省を志したとお聞きしました、永山副知事にお伺いいたします。先日は、西臼杵にもおいでいただき、ありがとうございました。

宮崎県の発展、県北の中山間地域の人々の暮らしに大きな恩恵とインパクトを与える、九州中央自動車道の早期整備に向けた永山副知事の思いを伺います。

○副知事（永山寛理君） 私は、副知事就任に当たりまして、高速道路の早期整備や南海トラフ巨大地震、そして度重なる風水害、そういったものに備えた防災・減災、国土強靱化対策など、インフラ整備への期待が大きいことを強く感じたところでございます。

そして、県内各地を訪問する中で、本県の豊かな自然、食、県民性に秘めるポテンシャルの高さに触れる機会が多く、これらを最大限に生かし、県政の課題である地方創生と国土強靱化を推進していくためにも、九州中央自動車道をはじめとする高速道路の早期整備が必要であると、強く感じているところでございます。

先週、西臼杵をはじめ、現地も確認させていただきましたが、今年度は、県境区間の蘇陽―五ヶ瀬東間が新規事業化され、五ヶ瀬東―高千穂間においては、用地取得の着手が予定されるなど、着実に整備が進められており、今後は、事業中区間の事業推進とともに、まずは、未事業化区間の早期事業化が非常に重要であると認識しております。

私としましては、これまで培ってきた経験や人とのつながりを最大限生かしまして、本県の高速度道路が一日も早く全線開通するよう、県議会の皆様の御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいり所存でございます。

○佐藤雅洋議員 宮崎県の道路啓開計画を見ると、南海トラフ地震発生の際、九州地方において震度6強以上の震度が観測または大津波警報が発表された場合、全国及び九州各地からアクセスが可能となる高速道路、国道、県道等を活

用し、九州東側沿岸に向けて一齐に出動するとともに、緊急輸送ルート等の道路啓開を実施することとなっています。いわゆる「九州東進作戦」ですが、それによると、西臼杵郡では、高千穂総合運動公園が「進出拠点」、高千穂家畜市場が「広域物資輸送拠点」に指定されているようで、国道218号が緊急輸送ルートの広域移動ルートになっています。

そこで、国道218号において進められている橋梁の耐震対策の状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道218号は、南海トラフ地震など大規模災害発生時に救助・救援活動や緊急物資の輸送を行うため、九州の東西を結ぶ、極めて重要な広域的な支援ルートであります。

このため、当路線に架かる橋梁の耐震対策につきましては、現在、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の予算を集中的に投じ、青雲橋など大規模で構造が複雑な橋梁7橋において、優先的に進めているところです。

昨年度までに、干支大橋など5つの橋の工事に着手しており、本年8月には、新たに雲海橋に着手したところであります。

県としましても、引き続き必要な予算の確保に努め、7橋の一日も早い耐震対策の完了に向け、しっかり取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 次に、地元建設業者の災害対応への評価についてお伺いします。

度々の台風や大雨災害等でも分かるように、自然に恵まれた宮崎では、自然災害への悩みが事欠きません。

特に、中山間地域での災害時には、地元企業の存在が極めて重要です。夏場の台風災害時や冬場の積雪、凍結時など、地元の建設会社の活

動が必要不可欠で、災害発生時には昼夜を問わず現場へ駆けつけ、地域のためにと尽力いただきます。

今回の椎葉の会社も、災害対応のための事務所待機中に被災されたとのこと。命を守るために住民が避難をする中、地元を守るためにその場を離れずに与えられた使命を全うしてのことだと私は思っています。

自然災害の多い地域では、それらの企業に助けてもらうしかありません。地元を根を張り、居を構え、地元とともに地域を見守り、それだけ重要な役割を担う地元建設業者の災害対応について、入札制度などにおいてどのように評価しているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 地域の建設業者は、社会インフラの整備や維持管理はもとより、平時から道路パトロール等を行うほか、災害発生時には、いち早く現場に駆けつけ応急工事を行うなど、地域の安全・安心の確保を担う、なくてはならない存在です。

このため、防災協定に基づく協力体制や、災害発生後の緊急対応、災害を未然に防ぐための日常の巡視及び応急的な維持管理業務などの地域貢献に対して、総合評価落札方式等による入札や建設業の格付審査において評価しているところでもあります。

地域に根差す地元建設業者は、県土整備行政を推進する上で、かけがえのないパートナーでありますので、県といたしましては、引き続き、地域の守り手となる建設業者とともに、安全で安心な県土づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 中山間地域の地元建設業者を、その地域を守るためにもしっかりと育てるよう要望します。

次に、神楽のユネスコ無形文化遺産登録についてお伺いします。

昨年度の質問でも問わせていただきました、神楽のユネスコ無形文化遺産登録についてであります。

神楽は、県内各地の集落で伝承されてきた、誇りと絆の伝統文化であり、国内外を問わず、多くの人々を魅了する貴重な資源、宝であります。これからもしっかりと守っていかなければなりません。

そのためにも、ユネスコ無形文化遺産への早期登録が必要と考えますが、この取組を始めてから既に10年もの年月が経過しております。

今年3月11日、無形文化遺産代表一覧表への記載に向けて、ユネスコへ提案することが決定されました「風流踊」の事例を調べますと、香川県まんのう町の佐文綾子踊保存会は、当初、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指していましたが、単独での登録は難しく、文化庁からの指導もあり、グルーピングをしての登録を目指すこととなりました。

まんのう町は、文化庁の支援を受け、平成29年11月より、風流に属する全国の団体に声かけを開始し、平成31年2月1日には、「全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会」が設立され、今年3月末にユネスコへ提案書が提出されたと聞いております。

県としては、早期の登録を国に要望しているとのことですが、その後の状況と今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けましては、九州にある10の国指定神楽により「九州の神楽ネットワーク協議会」を組織いたしまして、国へ要望書を提出するなどの活動を行ってきております。こうし

た取組は、全国の神楽関係者にも高く評価されているところでございます。

今後は、ユネスコへの提案に関する国の方針を踏まえまして、全国38の国指定神楽でまとまって登録を目指す必要があると考えておりますので、九州以外の保存団体へ呼びかけを行い、神楽公演や国への働きかけに、連携して取り組んでいくこととしております。

ユネスコ無形文化遺産については、近年、ユネスコの審査が実質2年に1件となっておりますが、見通しが立ちにくい状況にはありますが、神楽の保存・継承という大きな目的の下、登録実現に向けて一層の取組を進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 早期の登録申請に努力をいただきますよう、お願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連についてお伺いします。

まず、コロナ禍におけるスポーツ合宿の状況についてであります。

年間を通して様々なスポーツ団体が県内各地で合宿を行っている宮崎ですが、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響で、その数は激減していると聞きます。

ここ宮崎では、恵まれた気候が、それぞれのスポーツに適した環境をその時々で作り上げているわけで、剣道、柔道などの武道やサーフィンなども含め、ほかにはない、この恵まれた環境に、スポーツランドみやぎきのにぎわいを呼び戻す必要があると考えます。

それには、今回の減少原因のコロナ対策が大きな鍵を握っているとも思われます。これを機に、これまで宮崎での合宿を行っていなかった団体へのPRも含め、今後の合宿誘致に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、コロナ禍におけるアマチュアスポーツ合宿の状況と今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 学生や社会人等のアマチュアスポーツ合宿は、地域の活性化等に寄与するものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年度は、2月から7月までの間に267件の合宿が中止または延期となっております。

このため、落ち込んだ県内宿泊需要の喚起に向けまして、これまで県外に限っておりましたアマチュアスポーツ合宿支援につきまして、今年度においては、県内も対象に加えたところであり、現在までに、県内外のスポーツ団体から55件、4,000泊を超える多くの申請をいただいております。

今後とも、市町村と連携し、感染防止対策の徹底や合宿支援の取組を積極的に進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 最後の質問になります。新型コロナウイルス感染者の情報の公表についてお聞きします。

先月は、連日のように新型コロナ感染者情報の発表が相次ぎ、それらの発表を踏まえ、県民は、自分で自分の身を守るように努めたと思います。

しかしながら、発表の内容では、感染者の具体的な状況が分かりにくく、情報不足が県民の不安を増幅させていることもあると思います。

また、感染を恐れて、各所でのにぎわいが戻っていないことも事実です。行政と県民の情報の共有が有益性を生む場合もあると思います。

一方で、世間では、感染者への誹謗中傷が発生するケースも見受けられ、感染者の人権を守

ることも大事です。そこで、今回の感染状況の中で、職場・施設の名称を公表した事例がありますが、どのような場面で公表したか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 感染者の職場・施設の名称につきましては、個人情報保護の観点から、非公表を基本としております。

しかし県では、疫学調査の結果、不特定多数の方が利用している場合に、事業主等の理解を得て職場・施設の名称を公表することで、接触等の疑いがある方に注意を呼びかけ、濃厚接触者の特定につなげております。

その他、職場・施設が自ら名称等を公表される場合がありますが、感染者本人及び事業主が一定の必要性を理解して、例外的に行っているものです。

県としましては、今後とも、感染者への不当な差別や偏見が生じないように、個人情報保護に留意しながら、感染症の蔓延防止のために、必要な範囲で情報の公表に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 執行部の皆様には、丁寧なお答えをありがとうございました。県民生活、県内経済に大きなダメージを与えている新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を心から願いまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○徳重忠夫副議長 停電の状況が確認されておられませんので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時3分開議

○徳重忠夫副議長 それでは、支障がなさそうなので、会議を再開いたします。

次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕（拍手） 突然のハプニング、びっくりしましたけれども、何とか再開できるようにございます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。通告に従いまして、質問を進めてまいります。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

7月末から8月にかけて県内で確認された新型コロナ感染者数は、7月25日の新規感染者数は1日当たりとしては最大となる26人が確認され、この間の感染者は300人を超えました。

また、お一人の方が症状が重症化し、医療従事者の懸命な治療のかいもなく、お亡くなりになりましたこと、改めて御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

本県では4月12日以降、しばらく感染者は発生しておらず、このまま秋のシーズンを迎えるのかと思っておりましたが、人の往来が徐々に活発化してくる夏休みを前にしての出来事でありました。

新型コロナは、治療法やワクチンが確立されていないため、息の長い対策が必要となってきますが、一方で、経済も回していかなければいけません。このため県では、新型コロナ感染予防対策と社会経済対策の両立を図っていくという方針を立て、様々な対策や政策を実行されておりますが、私自身も、うまく両立されれば一番よいと考えているところでございます。

しかしながら、経済を回していけばいくほど、人の移動もだんだん多くなり、県外から新型コロナが持ち込まれる可能性も高まってくるわけでありまして。このため、コロナゼロを目指し、県民一人一人が正しく理解し、きちんと行動していくしかありません。経済の復興を進め

るためには、その基盤となる感染予防が大事であることは、間違いありません。

県は、県内での感染拡大の急増を受け、県では7月26日に、県独自の警報である「感染拡大緊急警報」を発令し、県をまたぐ不要不急の往来の自粛を県民に要請いたしましたが、これも8月31日に警報を解除しております。

そこで、新型コロナの「感染拡大緊急警報」を解除した後の行動要請や予防対策について、知事にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上で終わります。あとは質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。感染拡大緊急警報解除後の対応についてであります。

7月26日に発令しました、本県独自の警報レベルであります「感染拡大緊急警報」につきましては、県の警報レベルではレベル3に当たるものであります。感染者の発生状況等が、発令時の水準を下回っていることを踏まえ、9月1日から、その1つ下のレベルであるレベル2「特別警報」へと移行したところであります。ただ、これは安全宣言ではないわけでありまして、県民の皆様には、引き続き、持続的な警戒態勢の下、新しい生活様式の実践をお願いしているところであります。

このレベル2の特別警報が、いずれレベル1の警報、さらにはその下のレベル0になっても——このレベル0も持続的な警戒と位置づけておりまして——新しい生活様式の実践は大変重要なことでもあります。具体的には、マスクの着用や手洗いの徹底、3つの密を避けた行動を心がけること、感染流行地域との往来は、必要性を十分に判断の上、往来先では慎重な行動を心がけること、そして、会食をする際は、

感染リスクの高い行動とされる大人数や大声を上げること、長時間、できるだけこうした行動を控えることなどです。

また、事業者の皆様には、感染拡大防止のためのガイドラインを遵守していただくことをお願いしているところであります。

県としましては、今後とも、県民や事業者の皆様への御理解・御協力をいただきながら、その時々県内または県外における感染状況を十分踏まえながら、感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立にしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○窪菌辰也議員 本県の第2波の感染拡大で、7月26日には県内感染拡大緊急警報、7月30日には県全域に休業要請を行うなどで、一時は、一体どうなることかと大変心配いたしました。8月になってからは、事業者の皆さんなどの感染拡大防止のためのガイドラインを遵守されるなどで、少しずつではありますが、休業要請の効果が出始めてきました。今月になってからは、新規の感染者もほとんど出ておりません。とは言っても、感染者がゼロになったわけではありません。事実上の第2波における教訓を今後に生かすためにも、新しい生活様式の実践に努め、持続的な警戒態勢を継続することが最も重要であると思います。

第3波の感染が出ないことを願いながら、今後とも関係者の皆さん方には御尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、国文祭及び芸文祭についてお伺いいたします。

今年10月17日から12月6日までの51日間で開催が予定されていた国文祭・芸文祭につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症による

感染リスクに加え、開催準備が十分に整わないことを理由に、来年7月3日から10月17日の会期に延期となったところでございますが、開催に向けて準備を進めていただいた各文化団体においては、再度実施に向けた準備が必要となり、苦労が絶えないところであると思っております。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考えると、苦渋の決断ではなかったかと思われま

す。本県の国文祭・芸文祭は、キャッチフレーズに「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」を掲げ、記紀編さん1300年記念事業の集大成として取り組んできたところでございます。これらの大会の根幹をなす部分も含め、大会の全体像がどうなるのかは、今後の準備を進めるに当たって大変重要だと考えているところでございます。

そこで、来年度に延期になった国文祭・芸文祭の全体像について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭につきましては、大会の名称、テーマやキャッチフレーズ、フォーカスプログラムにおきます「記紀・神話・神楽」といった4つの柱については変更することなく、当初の計画どおり実施することとしたところでございます。

現在、県及び市町村では、当初計画の160を超えるプログラムにつきまして、事業内容等の再構築に取り組んでいるところでありますが、出演者の確保等の理由から、今年度実施するプログラムもございまして、これらを、来年の大会に向け、機運醸成を図る目的に、「さきがけプログラム」として新たに位置づけたところであります。

今回の会期変更を、大会に向けた準備を通し

て文化芸術に親しむ時間や機会が増えたものと前向きに捉え、引き続き、市町村や文化団体などの関係機関と連携を図りながら、大会の成功に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 今の答弁にもありましたが、大会に向けての機運の醸成が大変重要であります。市町村及び文化団体等と十分な連携を取り、準備を進めていただきますよう、お願いしておきたいと思っております。

さて、本県の国文祭・芸文祭が来年に延期となった結果、来年は本県と和歌山県の同年開催となります。さらに、次期開催県となる和歌山県の国文祭・芸文祭は、本県の国文祭・芸文祭が終了した2週間後の10月30日に開幕するということになっております。

先に7月に開幕した本県での盛り上がりや和歌山県につなぎ、例年になく、県を超えた文化の祭典を一体的に盛り上げていく必要があると考えますが、そのためには、本県として和歌山県に働きかけ、文化的な連携を図る必要があるのではないかと考えるところでございます。

そこで、同年開催となる和歌山県と連携した取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 来年の国文祭・芸文祭は、同年2回の開催となりますが、県といたしましては、これをチャンスと捉え、和歌山県と連携し、両大会の成功に向けて盛り上げていくことが重要であると考えております。

本県と和歌山県とは、食や歴史など連携しやすい文化資源もありますことから、現在、和歌山県の担当部局と、具体的な取組について協議を始めたところでございます。

今後、お互いの大会テーマとしております、

食文化を切り口としたイベントの開催や、両県の文化プログラムを楽しめるツアーの造成などの検討を進め、国文祭・芸文祭を契機とした文化交流にもつながるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 連携した取組の一例として、本県と和歌山県には、神武東征にゆかりのある土地がそれぞれ存在しており、これらを活用した文化的なイベントも可能性があるのではないかと考えています。

神武天皇は、宮崎では神武様として親しまれておりますが、記紀の日本神話では、45歳のときに東征を決意し、舟軍（ふないくさ）を率いて日向美々津から筑紫に向かったと言われております。そのときに「つき入れ団子」を作り、「起きよ、起きよ」と寝ている家々を起こして回ったということから、「おきよ祭」が今にも伝わっているところでございます。

美々津を出港した天皇は、筑紫、瀬戸内海を経て浪花（大阪）に着き、ここから大和に入ろうとしましたが、ナガスネヒコの抵抗に遭い、紀州に回って熊野から吉野山を越えて大和へ入り平定した後に、初代の天皇、神武天皇になったとされています。

このことから、和歌山県熊野を經由して日本の建国を成し遂げたという神話をたどれば、宮崎から和歌山と一つの物語が成り立つのではないかと考えておりますが、検討してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、和歌山県と協議・検討の上、進めていくことになると思いますが、本県と和歌山県との文化的連携により、「文化的な絆」が生まれることを期待したいところであります。よろしくようお願い申し上げます。

次に、今回の家畜改良増殖法違反の関連でお伺いいたします。

本県の肉用牛の改良は、昭和48年から、全国で類を見ない、家畜改良事業団における種雄牛一括管理という制度の下に、生産者、関係者団体が一体となって、宮崎県肉用牛改良方針に基づき取り組まれてまいりました。

この間、二度の口蹄疫に見舞われ、順風満帆とは言えませんでした。全国和牛能力共進会における3大会連続の内閣総理大臣賞を獲得するとともに、アカデミー賞アフターパーティーに宮崎牛が3年連続で採用されるなど、国内外において知名度を上げてきたところであります。

しかしながら、今般、不幸にも県有種雄牛の凍結精液の県外流失という事態が発生してしまいました。私としても、非常に残念な限りでございます。

本県の凍結精液の管理システムは、全国から注目を集めるモデル的なシステムであったと考えております。ただ、適正に運用していくのは、何と申しても人であります。今回の4人の処分は、家畜人工授精師が、家畜改良増殖法第14条の「精液証明書が添付されていない精液を譲渡したり、注入したりしてはならない」との規定に対して、具体的にどのような違反があったのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 家畜改良増殖法第14条では、凍結精液の譲渡等に関する規定が定められておまして、精液証明書を添付せずに譲渡することや、人工授精をすることが禁じられております。

今回の4名は、本来の証明書を添付せずに譲渡していたことから、譲渡本数等に応じまし

て、授精業務を3か月から1年間、停止処分したところでございます。

そのうち、県外へ譲渡した2名は、後々不正に利用されることを認識した上で、県内で既に使用されていた証明書を添付して譲渡しておりまして、これは、同じ第14条違反の中でも、より悪質性の高い行為であることから、授精所を1年間の使用停止とし、凍結精液等の保管や流通を制限したところでございます。

○窪菌辰也議員 これまで県は、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に対し、凍結精液の適正な管理についてどのように指導を行ってきたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、家畜人工授精所に対し、定期的に立入検査及び台帳検査を行い、家畜改良事業団と連携しながら、凍結精液等の管理状況や家畜人工授精簿の記載状況につきまして、確認を行ってきております。

また、授精師などの関係者に対しまして、授精所以外では凍結精液等の保管や譲渡ができないことにつきましても、啓発チラシ等により広く周知をしているところでございます。

さらに、自らの農場で取り扱う授精師に対しましても、新たに授精所の開設を促し、立入検査の対象とするなど、授精業務の適正化や適正管理について、継続して指導してまいりました。

しかしながら、今回、家畜改良増殖法に違反する事案を防止できなかったことは、県による監視体制に不十分な点があったものと反省し、課題等を検証した上で、再発防止の取組をしっかり進めたいと思っております。

○窪菌辰也議員 授精師への指導については、一定程度のレベルで行っていたかと思います

が、現実としてこのような事態が生じてしまったことは、指導する立場であった県にも、ある程度の責任があるかと思えます。

次に、家畜遺伝資源の不適正な流通を防止するため、10月から、「改正家畜改良増殖法」と「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が施行されることとなりますが、どのように和牛精液等が保護されるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、「家畜改良増殖法」の改正によりまして、精液等の保管や流通の規制が強化されますとともに、和牛精液等に関して、国が、不正流通に係る回収や廃棄の命令を新たにできるようになり、違反に対する罰則も、より厳しくなります。

また、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」によりまして、譲渡契約等に反し取引された精液等につきましては、差止め請求や損害賠償請求ができるとともに、不正な利益を得る目的で取引等を行った者に対し、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金といった、厳しい罰則が科されることとなります。

来月から施行予定であるこれら2つの法律につきましては、精液等の不正流通に対する大きな抑止力となり、和牛の精液等が知的財産として保護されることとなりますので、県内の関係者へ内容を広く周知しますとともに、法令遵守と不正流通の防止を徹底してまいります。

○窪菌辰也議員 これまで法的な罰則がなかったというようなこともございますが、これらの法律により、和牛精液が知的財産として保護されることとなります。法律や制度を運用する関係者全ての人が、同じ思いで、同じ目線で法律や約束事を運用していかなければ、今回のよう

な事案が繰り返されると考えております。

そこで、今回の事件を踏まえ、本県の貴重な肉用牛遺伝資源を守るためには、県の指導力と関係機関一体となった取組が必要だと思えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 再発防止のためには、県の指導・監視体制をより強化しますとともに、家畜改良事業団や和牛登録協会、畜連、JA、家畜改良協会など関係団体と一体となって、不正をさせない環境を整えることが大変重要と考えております。

現在、関係団体と連携しながら、今回の事案を踏まえた課題等を整理・検討しておりまして、具体的には、事業団の精液管理システムの改良や、家畜改良協会と連携した各授精師の在庫調査など、チェック体制をより強化することに加えまして、県の立入検査方法の見直しなど、監視体制を厳格化することとしております。

今後、「家畜改良増殖法」や「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」の趣旨等も踏まえまして、県はもとより、県内の和牛関係者が、本県独自の精液管理の意義や目的を再認識しながら、県全体で再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○窪菌辰也議員 県民の財産である県有種雄牛の凍結精液が大量に持ち出されたことに加え、県外に転売されていたこと、また、授精師本人が証明書なしで精液のみを移動したこと、さらには、第三者が所有する精液証明書を切り取り、不正に使用されることを認識した上で転売するなど、不正の限りを行った行為は、悪質というほかございません。

今回の事の重大さを考えるとき、不正を働い

た4人の行政処分については、大変軽い処分だという声もありますが、不正を働いた4人については、どのような認識であったのか、事の重大さに気づいているのか、知る由もございません。県内の授精師のほとんどが、正しい認識を持って、真面目に取り組んでいるところではありますが、正直者がばかを見るようなことがあってはなりません。ぜひとも、二度とこのような事案が発生しないよう、県のリーダーシップと、関係機関一体となったチーム宮崎で取り組んでいただくことを要望いたしておきます。

次に、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）についてでございます。

さて、コロナ禍において、子牛価格につきましては、ある程度落ち着きを見せているところでございますが、少し安心しているところでもございます。肉用枝肉価格につきましては、回復基調にあるものの、肥育農家にとりましては、非常に厳しい状況が続いております。

本県では1年4か月ぶりに、今年の2月販売分から法制化後初めての発動となりましたが、5月販売分（7月交付）からは、財源である生産者負担金の4分の1が枯渇したため、現在では、国の交付額4分の3相当額のみが交付されております。収入が生産費に追いつかない状況は、今後も続くものと考えております。

そこで、肥育農家に少しでも安心していただくために、7月議会で可決されました、県の肥育経営の支援対策である「県産牛肉増産支援事業」の内容について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 御指摘のとおり、コロナ禍の影響で肥育経営は大変厳しい状況ではありますが、今後の国内需要の回復や輸出の再開を見据えまして、県では、肉用牛肥

育素牛の導入を促進し、生産基盤の維持・強化を図ることを目的に、7月補正として、8億166万円の支援対策を措置したところでございます。

具体的には、7月から来年3月までの間、牛マルキンが発動された場合、毎月約5,000頭の肉専用種や交雑種に対しまして、その交付単価に応じまして、1頭当たり最大2万円の素牛導入奨励金を交付するものでございます。

現在、宮崎県畜産協会を事業主体として、早期の執行に向けまして事務手続を進めております。生産者の皆様が引き続き安心して肥育経営に取り組んでいただけるよう、しっかり取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 早期に対応をよろしくお願ひしたいと思います。

中山間地域の多い本県にとりましては、貴重な収入源でもあります。肉用子牛生産者補給金制度では、黒毛和種子牛についても54万1,000円が補償されるなど、牛マルキンも含めて、他品目に比べても経営安定対策が充実しております。今後とも、こうした経営安定対策を活用しながら、アフターコロナの牛肉の需要を見据え、さらに本県の肉用牛生産基盤の維持強化が図られますよう、お願ひいたします。

次に移ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な分野に影響を及ぼしているところでございますが、高校生の県内就職活動はどのような影響を受けているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年度の高校生の就職試験の開始日は、例年より1か月遅い10月16日以降となりましたことから、各学校では、現在、ようやく三者面談や校内での就職選考会が本格

化してきた状況であります。

また、本年度の県内新規卒業者の求人数につきましては、就職試験開始日の違いもあり、単純な比較はできませんが、宮崎労働局の調査では、7月末時点で、前年度比約2割の減少となっていますことから、高校生の就職活動に少なからず影響が出てくるのではないかと心配しているところでございます。

○窪菌辰也議員 それでは、大学生の就職活動はどうでしょうか。経済状況の先行きが見通せない中、企業の採用意欲低下も懸念されるところでございますが、新型コロナウイルス感染症が大学生等の就職活動に与える影響について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 大学生等の就職活動につきましては、例年3月以降に活動が本格化するところでありますけれども、今年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、対面式の就職説明会の中止が相次いだことから、全国的に、インターネットを活用した説明会や面接の導入が進んでおります。

県でも、新規学卒者等に県内企業の魅力を広く知ってもらう機会を提供するため、7月にウェブ企業説明会を開催し、2日間で51社、視聴者数では、延べ2,000人を超える参加があったところであります。

一方で、全国的には、採用活動を中断する企業も出てきておりまして、民間の調査によりますと、本年8月1日現在、全国の大学生の就職内定率は、前年同月比で10ポイント低下をして、81.2%となっております。

このため県では、7月に予算化されました「新卒採用企業応援事業」を活用しながら、大学生等の早期就職内定を後押ししてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 一時的には、高校生や大学生等の新規卒業者に対する求人減少が見込まれますが、経済が回復すれば、労働力不足の問題は再び表面化するものと考えます。

人口減少問題への対応、とりわけ若者の県内就職・定着の促進は、県政の最重要課題の一つであります。コロナ禍で地方への関心が高まっている今こそ、しっかりと取り組んでほしいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

次に、生活福祉資金貸付金と休業要請等協力金につきましては、昨日からいろいろと質問がございましたので、この2点については割愛させていただきます。

続きまして、森林、山でございすけれども、木材の輸出につきましては、先ほど佐藤議員から、質問がらるあったところでございますので、私のほうからは、県産木材の県外出荷拡大についてお伺いしたいと思っております。

木材需要の落ち込みが懸念される中、木材需要の維持・拡大に向け、県内外における需要喚起策は非常に重要であると考えております。

県内に向けては、今回の補正予算において、県産材消費緊急支援事業など様々な取組が実施されると伺っておりますが、木材の需要の維持には、出荷の7割以上を占める県外出荷の回復が重要であります。

現状のコロナ禍においては、県外に向けての取組は難しい状況にあると思っておりますが、県産木材の県外への製材品の出荷拡大にどのように取り組んでいかれるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県の製材品は、議員からもありましたが、県外出荷が全体の7割以上を占め、その出荷拡大は重要な課題

でありますことから、これまで、大消費地での建材展示会への出展や、県外の設計士等へのセミナーの開催、県内企業が行う商談などへの支援を行ってきております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、木材需要の落ち込みが懸念されておりますことから、県外の新たな需要先の開拓や、非住宅分野での木材利用を推進していくことが、一層重要になっております。

このため、これまでの取組に加えまして、大阪万博の開催で、商業施設の建設など新たな需要が期待できる関西圏域をターゲットとして、県産材のプロモーションや、企業等との県産材利用に関する協定締結などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 何としても、県外出荷の回復・拡大が本県の林業の喚起策であるということから、新たな需要先の開拓、販路拡大を進めるために、展示会への出展やセミナーの開催、2025大阪・関西万博による好景気が見込まれる関西圏のハウスメーカーとの連携、売り込み、外材から国産材への転換のPR、公共施設・商業施設など建築物への木材利用の推進、県内企業が行う商談やプロモーションへの支援、都市との協定・連携による商品開発など、日頃から木材の販路、需要の喚起が必要だと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小規模事業者事業継続給付金についてお伺ひいたします。

今年の1月から4月のいずれかの月で、売上げが前年同期比75%以上減となった事業者を対象に、商工会連合会・会議所を通じて1者当たり20万円の給付金を支給する、事業継続給付金については、4月、5月、6月の3回の補正

で15億4,000万円となっておりますが、現在までの総支給件数と総支給額、さらには支給の多かった業種などはどうなっているのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 小規模事業者事業継続給付金につきましては、全体で7,620件、金額にして15億2,400万円を給付したところでございます。

支給の多かった上位3業種につきましては、最も多かったのが飲食業で、2,831件で全体の37.2%、次いでサービス業が、1,464件で全体の19.2%、次いで建設業が、1,068件で全体の14.0%となっており、この3業種で合計5,363件、全体の約7割を占めております。

○窪菌辰也議員 昨日の渡辺議員の代表質問において、持続化給付金で2万7,600円を事業収入で確定申告したために、申請しても僅かな額しか給付されなかったといった発言がありました。

私にも、当事業において売上げが75%減に満たず給付の対象にならなかったといった相談がありました。本人は71%減ということですが、僅か4%の差で、受けられる人と受けられない人が分かれてしまうということは、何とも不合理な事業であると思ひました。確かに、どこかで線引きは必要であることは分かりますが、このような事業は少しでも弾力的な運用ができないものかと考えさせられました。適正な事業の運用をお願ひしたいと思います。

次に、離職者採用企業応援事業については、先日、代表質問で山下議員から、るる質問がございましたので、割愛させていただきたいと思ひます。

次に、県産農畜水産物応援消費推進事業について伺ひしたいと思います。

県産農畜水産物において、価格低下や出荷量の減少などで、牛肉、水産物などの在庫が増えるなどの影響が出ております。

このような状況から、県では、県産農畜水産物応援消費推進事業を創設し、影響を受けた品目を対象に、学校給食への提供や地域応援活動の支援などの地産地消対策、及びキャンペーンや消費拡大フェアなどの販売拡大に取り組んでいます。

この中で、県産の和牛肉や水産物などが県内の小中学校の学校給食へ提供されたことが報道されました。また、高校3年生へ特製弁当が贈られたことは、コロナで学校行事の中止などつらい思いをしていた子供たちに元気を届けるとともに、県産農畜水産物の理解醸成につながる大変よい取組だと思っています。

また、私の地元でも応援消費の機運が高まり、市町村やJA等が各種の取組を展開しており、私自身も、県やJA等の事業を活用して、牛肉などを様々な方に贈ったところ、値頃感と品質の良さから、大変喜ばれたところございまして、県産食材の良さを再認識したところでございます。

また、私の地元小林市でも、牛肉消費拡大ということで、おととい、牛肉300グラムと地元野菜をセットにして、ドライブスルー方式で畜連の広場で一般の消費者を対象に2,000円で提供するということが、大変好評であったということでした。

県産農畜水産物応援消費推進事業のうち、「お届けキャンペーン」の取組と事業効果について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、県内外の消費者や本県ゆかりの企業等に対しまして、県産農畜水産物の消費拡大を図

るため、JA宮崎経済連等と連携し、宮崎牛など5品目の送料助成やプレゼント企画を実施しているところであります。

これらの取組によりまして、宮崎牛では、約17万パック、85トンを販売し、在庫の解消に貢献するとともに、マンゴーでは、プレゼント企画に約7万5,000件の応募があるなど、購入促進に大きな効果があったと考えております。

また、消費者等からは、おいしさを絶賛する多くの声が寄せられておりまして、リピーターの獲得につながるなど、大きな反響があったところでございます。

県といたしましては、現在、みやざき地頭鶏や水産物等のネット販売の取組まで拡大しているところございまして、今後は、大都市圏でのフェア等も支援しながら、新しい生活様式に対応した消費・販売対策にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 ぜひ、今後とも、必要に応じてこういった対策を打っていただくと、大変ありがたいかなと思っているところですので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、高校総体等の代替大会において、新型コロナウイルス感染防止対策についてどのように取り組まれたのか、お伺いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、東京オリンピックや鹿児島国体など、様々なスポーツ大会が延期や中止になっております。その中でも、私も毎年楽しみにしている県高校総体や夏の甲子園予選が中止になったことは、大変残念でありました。

最後の大会にかける中学生や高校生の思いや願いを少しでもかなえてもらいたいと思っていたところ、本県においても、部活動の夏の大会として代替大会が開催され、新聞やテレビで、

中高生のはつらつとしたプレーや、お世話になった方々への感謝の気持ちを伝える姿に、胸が熱くなりました。成果を発表する機会を設けていただいたことに、大変感謝いたしております。

しかしながら、大会を開催するに当たっては、選手や保護者、審判などの役員の多くの人に関わることになるため、選手等の健康と安全面を考えると、大会運営には相当の苦労があったのではないのでしょうか。このような大会関係者の努力により、現時点では1人の感染者も出ておりません。今回の感染防止対策下での代替大会は、子供たちの活躍の場が、私たち一般の経済活動にも通ずるものがあるのではないのでしょうか。

高校総体の代替大会において、新型コロナウイルス感染防止対策にどのように取り組まれたのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 「特別スポーツ大会2020」でございますが、開催に当たりまして、感染防止対策は大変重要でございました。選手や役員などに対しまして、大会前からの健康観察や、大会当日のサーモグラフィー等を使った検温を実施いたしまして、健康状態の把握に努めたところであります。

また、競技で使用します道具やベンチ等の消毒、屋内競技における試合間の換気等の対策を行ったところでございます。

さらに、応援につきましては、原則、部員とその保護者に限定させていただきまして、事前に名簿を提出いただくなど、参加者の把握に努めるとともに、座席の間隔を空けるなど、密を避ける対策を講じたところであります。

今後開催される大会につきましても、引き続き感染防止対策を徹底いたしまして、安心安全

な大会運営に努めてまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 これから秋の大会、ウインタースポーツへとつなぐ大会であったかと思えます。これまでの感染防止対策を大いに生かし、スポーツや文化活動など、子供たちが活躍できる環境を整備し、対策をしっかりと取りながら、選手にとって安心な大会運営に努めていただきますよう、お願い申し上げたいと思えます。

次に、道路行政でございます。

小林のひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場は、九州で唯一、4つ星の認定を受けており、利用者は年々増加傾向にあります。

今回、新型コロナウイルス感染症の発生で、県内外の企業等では、ワーケーションへの関心が高まるなど、テレワークなどの環境整備も必要となり、地元小林市では、ワーケーションによる地域創生も検討しているところだと聞いております。

今回、オートキャンプ場の木造キャビンの再整備とテレワーク対応の通信環境の整備を実施されますが、このひなもり台にたどり着く途中には、大きなカーブと、その先の道が狭くなっているところなどがあり、道路の整備も必要と思われる。

県道霧島公園小林線竹山地区の道路整備について、どうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道霧島公園小林線につきましては、小林市街地とひなもり台を結ぶ観光道路でございまして、本年度、宮崎自動車道をまたぐ、前の山橋から南側の約350メートル区間につきまして、用地取得のめどが立ちましたことから、竹山工区として整備に取

り組むこととしたところであります。

現在、調査設計や用地買収を進めておりまして、来年度、工事に着手することとしております。

当工区は、通学路としても利用されておりますことから、今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 ひなもり台の県民ふれあいの森の整備と併せて、アクセス道路の整備を進めることなどで、ぜひ5つ星を取得していただきまして、全国に誇れる県営施設になりますよう、整備をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、14日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

9月14日（月）

令和 2 年 9 月 14 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 4 番 岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
- 5 番 武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
- 6 番 山 下 寿 (同)
- 7 番 窪 菌 辰 也 (同)
- 8 番 脇 谷 のりこ (同)
- 9 番 佐 藤 雅 洋 (同)
- 10番 安 田 厚 生 (同)
- 11番 内 田 理 佐 (同)
- 12番 日 高 利 夫 (同)
- 13番 丸 山 裕次郎 (同)
- 14番 冏 師 博 規 (無所属の会 チームひびか)
- 15番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 16番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 17番 渡 辺 創 (県民連合宮崎)
- 18番 高 橋 透 (同)
- 21番 外 山 衛 (宮崎県議会自由民主党)
- 22番 西 村 賢 (同)
- 23番 山 下 博 三 (同)
- 24番 右 松 隆 央 (同)
- 25番 野 崎 幸 士 (同)
- 26番 日 高 陽 一 (同)
- 27番 井 上 紀代子 (県民の声)
- 28番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 29番 田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
- 30番 満 行 潤 一 (同)
- 31番 太 田 清 海 (同)
- 32番 坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
- 33番 日 高 博 之 (同)
- 34番 濱 砂 守 (同)
- 35番 二 見 康 之 (同)
- 37番 蓬 原 正 三 (同)
- 38番 井 本 英 雄 (同)
- 39番 徳 重 忠 夫 (同)

欠席議員 (3名)

- 19番 中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
- 20番 横 田 照 夫 (同)
- 36番 星 原 透 (同)

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 郡 山 寛 理 | 山 邊 浩 司 |
| 副 知 事 | 永 渡 邊 浩 司 | 山 邊 浩 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 渡 邊 浩 司 | 久 人 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 久 人 | 亨 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 藪 田 亨 | 敬 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 渡 辺 善 敬 | 藏 |
| 環 境 森 林 部 長 | 佐 野 詔 藏 | 直 康 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 松 浦 直 康 | 浩 久 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 久 津 浩 久 | 二 哉 |
| 県 土 整 備 部 長 | 明 利 浩 久 | 彦 彦 |
| 会 計 管 理 者 | 大 西 祐 二 | 秀 彦 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 | 涉 |
| 病 院 局 長 | 桑 山 秀 彦 | 俊 郎 |
| 財 政 課 長 | 石 田 俊 郎 | 文 彦 |
| 教 育 長 | 日 隈 俊 郎 | 幸 子 |
| 警 察 本 部 長 | 阿 部 文 彦 | 公 一 |
| 監 査 事 務 局 長 | 横 山 幸 子 | |
| 人 事 委 員 長 | 濱 砂 公 一 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 亀 澤 保 彦 | 内 野 浩 一 朗 |
| 事 務 局 次 長 | 内 野 浩 一 朗 | 児 玉 洋 一 |
| 議 事 課 長 | 日 吉 誠 一 | 鬼 川 真 治 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 吉 誠 一 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 議 事 課 長 補 佐 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 議 事 担 当 主 幹 | 井 尻 隆 太 |
| 議 事 課 主 査 | 議 事 課 主 査 | |
| 議 事 課 主 査 | 議 事 課 主 査 | |

◎ 一般質問

◎丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、太田清海議員。

◎太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎の太田清海でございます。

椎葉村では、台風10号による土砂崩れで、懸命な捜索活動がなされていますが、依然4名が不明のままです。安否が気遣われるところではありますが、通告に従い、質問させていただきます。

まず、知事にお尋ねいたします。

実は、さきの6月定例県議会冒頭での知事の提案理由説明の表現に大変感動いたしました。これは、我が会派の渡辺創議員も、当時の一般質問の中で指摘していますが、その知事の表現を読み上げますと、次のように書かれています。

「感染収束後の社会のありようを構想してみますと、脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容することも想定されます。」とあります。

人々の意識や価値観、生き方までもが大きく変わるということでもあります。思わず「我が意を得たり」と膝をたたく思いでした。大仰に言えば、人間の精神文化や人類の行く末を見詰めたような、文化人類学的な落ち着いた表現である

と思います。もちろん、これくらいの表現は、一般のマスコミ、評論家の間でも表現されていることとは思いますが、コロナウイルスに対して、命を優先すべきか、経済を優先すべきか、難解な方程式の解けない解を求めて、みんなが悪戦苦闘している中であって、県民に対してこのようなメッセージを寄せられたことに、大変感じ入ったわけでもあります。

余談になりますが、県内9市の各首長たちがどのような表現をされているのか気になって、それぞれ9市の提案理由説明を取り寄せて読んでみましたが、このようなメッセージ性のある提案は見られないようでした。

私は、知事のこのメッセージをもったいないと思い、私の議会だよりに掲載し、私の住む延岡市の一部ではありますが、郵送分も含め、1万6,000世帯に配布いたしました。

そこで質問ですが、6月定例議会の知事提案理由説明で述べた価値観の変容等について、知事の思いをもう少しお伺いしたいと思います。

次に、誹謗中傷の問題であります。

インターネット上の書き込みなど、その中身は例示いたしません。あるテレビのコメンテーターがこんなことを言っていました、「何か日本の世の中がだんだんささくれ立ってきましたね」と。

ささくれ立つといえ、こんな話があります。風呂敷包みを持ったある患者さんがお医者さんの前に現れて、医者はげげんに思い、「どこか具合の悪いところはありますか」と尋ねると、患者は風呂敷包みを開けながら、「実は私の庭に植えてある竹の株ですが、どうも病気のように、タケノコが取れないんですよ」と。医者はびっくりして、「私は人間の体を見るのが商売ですから、竹のことは分かりませんよ」と

言うと、「あれっ、先生、みんなは先生のことをやぶ医者と言っているものですから来てみたんですけど」と言ったそうです(笑声)。とんだ勘違いをした患者もいたものです。この話は、ある落語の枕の話であります。日本人は本来、このように陽気で、勘違いやミスをおおらかに許し合い、笑い飛ばすような明るい文化を持っていたのではないかと思います。

ところが、今日、日本社会が、様々な誹謗中傷が横行する悲しい社会、そういう精神文化の社会に墮してしまおうとしているのではないかと危惧されます。

そこで質問ですが、新型コロナウイルスに感染した方や医療従事者に対し、心ない言葉が投げられる事例も起きていますけれども、宮崎県は思いやりのある優しい県になっていただきたい。知事の所感を伺います。

以上、壇上での質問を終わり、あとは質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、価値観の変容についてであります。

新型コロナを経験した社会は、世界的には、これまでの過度のグローバル化や経済効率を優先した拡大成長路線からの転換や見直しを迫られ、他方、国内的には、東京一極集中の社会構造や価値観から抜け出し、大都市集中型から分散型への地方回帰の動きも生まれてくるものと考えております。まさにパラダイムの転換、そのような時期を迎えているものと考えております。

この地方回帰の流れを確かなものとしていくことは、我が国の人口偏在を解消し、経済的格差を縮小するとともに、個人の幸福度を高めることにもつながり、持続可能な社会づくりの基

軸になるものと考えております。

本県では、経済的な豊かさと、お金には代えられない価値が調和した「新しいゆたかさ」を展開しているところでありまして、私はまさに、このような意識や価値観を広く共有していくことで、その人の人生や、ひいては地域社会が一層豊かになっていくものと考えております。コロナ禍の先を見据えた宮崎づくりは、私に課せられた重要課題の一つでありますので、先見性を持って、しっかりと取り組んでまいります。

次に、人権への配慮についてであります。

新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者などへの不当な偏見や差別の事例が全国的に発生しており、残念ながら本県でも同じような状況が見受けられます。

新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあるわけでありまして、特に感染された方はショックを受けて、つらい思いをされているわけであります。

そのため、私がかねてより、「偏見ではなく共感を」という姿勢で、感染された方の心情や人権に配慮し、責めたり非難したりするのではなく、優しくサポートをしていただきたいと、県民の皆様呼びかけてまいりました。

思いやりがあり、心優しく、まさに温かい太陽のような県民性は、本県のすばらしい財産であると考えております。この新型コロナウイルス感染症を乗り越えていく上でも、大きな力になるものと考えております。

10年前の口蹄疫のときには、県民総力戦で、見えないウイルスの封じ込めや感染の拡大防止に取り組みました。そうした経験を生かし、県民の皆様の総力を結集し、思いやりと優しさを持って、感染された方や医療従事者の方にエー

ルを送りながら、オール宮崎でこの困難な状況乗り越えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。

価値観というのは、それぞれの人生観とか、政治感覚で違ってきますので、知事の言葉もいろいろ解釈ができると思いますし、とやかく言うことはありません。一つのたたき台を県民に示してくれたものと思っております。

私としては、人間立ち止まって考えてみようよ、スローな生き方もいいんじゃないのとか、そんなこともあるのかなと思ったり。地域を回ってみますと、コロナの関係でいろいろな意見も出てきました。

例えば、「国会でいろいろけんかしているけれども、もっと仲よくやってほしい」とかいう声も幾らか聞きました。本当は、みんな真剣に議論していると思いますけれども、そういうふうに見えたりもするのかなと。それから、「自分の息子がドイツに行っているけれども、ドイツではコンビニがないのよ」というような話、これもやっぱり24時間営業はいいんだろかなとか、子供を夜中に連れて行って売店で買うような、そういうシステムがいいのかなとかいうのも、ふと、このコロナの問題を考えながら出てきたのかなと思ったりもします。そういう価値観の揺らぎみたいなものが今あったりして、いい揺らぎになっていただきたいなと思っております。

我田引水的に言えば、いわゆる効率ばかりを主張していくような、新自由主義とか、規制緩和とか、そういったものはちょっと考えないかなかなと。坂口議員も前の議会のときに言われましたけど、保健所も20年近く前は747か所あったけれども、現在は385か所に、半分ぐらい減ら

されているというようなこととか、こんなことを考えると、私は円熟した社会というのは、保健所とか病院、それから消防署、こんなところは社会の必要な経費なんだということを覚悟して、この社会をつくっていかないかのじゃないだろうかとか、そんなことも、知事のこういう言葉を聞きながら、私なりに解釈させていただきました。

次に、誹謗中傷の問題であります。

悲しいことでもあります。実は、私が高校2年生のときの文化祭で、イソップのことを語る語り部が来まして、全校生徒で聞きました。イソップ物語ではなく、イソップという人の話です。そのとき、こんなことを言いました。弟子がイソップに、「この世の中で一番美しいものは何ですか」と聞いたら、イソップが、「それは人間の舌である」と。「何ですか」と聞くと、「人間の舌は、この世の中のことをきれいに語るができる、美しく語るができる」と。そうすると、弟子がまた、「この世の中で一番汚いものは何ですか」と聞いたら、イソップが、「それは人間の舌である」と。「どうしてですか」と聞くと、「人間の舌は人に罵詈雑言を吐いたり、攻撃したり、汚く語るができる。一番汚いのは人間の舌である」と。

だから、私はそれを聞いたときに、「ああ人間というのは二面性があるな。優しい心も持っているけれども、時々人をいじめるような言葉を発することがある。だから私たちは、そういう二面性という問題を考えて、できるだけ美しい言葉で語り合ったり、討論し合ったりしなきゃいかんのかな」と思いました。

特に、政治の世界でも、やっぱり人間のそういう二面性を見ながら、憎悪心とか復讐心とか、そんなものに依拠した政治というのは、で

きるだけやめていく、そういう努力が国民としても必要なのかなと考えたりもしました。

話題を変えまして、赤字国債の問題です。

これは代表質問等でも、いろいろ勉強させていただきました。

コロナの関係で、2020年度の新規国債発行額が90兆円を超えております。これはもうやむを得ないと思います。国のことではありますけれども、地方自治体の運営に大きな影響が出てくると思いますので、国の赤字国債発行拡大を受けて、地方公共団体の長としての知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国におきましては、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指して財政健全化を進めてきたところでありますが、今年度、新型コロナウイルス感染症への対応として、二度にわたる補正予算を措置しておりまして、赤字国債の発行額も大幅に増加したところであります。

本県でも、国の補正予算を活用することで、必要なコロナ対策を進めることができたところでありますが、既に主要先進国の中でも高い水準にある我が国の債務残高は、赤字国債の拡大で一段と膨らむこととなります。コロナの影響に伴う収税減も見込まれる中、国の財政収支の悪化が地方財政にも大きな影響を与えるのではないかと懸念しているところであります。

今後、国におきましては、中長期的に持続可能な財政の実現を目指していくものと思われまふ。大変難しいかじ取りではありますが、その中でも地方財政への影響につきましては、しっかりと配慮していただくよう強く求めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 分かりました。

問題は、私は将来これをどう返済していくのかということだろうと思うのです。MMTの理論とかを勉強させていただきましたけれども、私はこういうのを見たときに、いつも言っております返済の仕方、消費税ではなく、やっぱり超過累進課税しかないんじゃないのという思いがあるわけですが。

実は、この誹謗中傷の問題があった関係で、人間の心が何かすさんできた、それをちょっと考えてみないといかんと思って、「倫理学入門」という本を買いました。これは7月21日発行ですから、コロナが発生してからですね。副題は「アリストテレスから生殖技術、AIまで」。現代のAIとか生殖技術を倫理的にどう見るかというようなところがあって、読んでみたら、実は2002年に亡くなっておられますジョン・ボードリー・ロールズという人ですが、この人の倫理的な考え方の中に、こういう言葉があります。「不平等は最も恵まれない人の状況の改善に役立てられなければならない」。ということで、多くを手に入れた者には累進的に課税して、そうして集めた資源によって、最も不遇にある人も生きがいを感じられるようにしなきゃならんと。

私はこれを読んだときに、税制というのが財政学とか経済学の視点だけで問われるのかなと思ったら、こういう倫理的な考え方で述べられている人もいます。この方の書いた本では、「正義論」というのがありまして、政治哲学、倫理学の分野を一新した、歴史に残る著作であると紹介されています。こういったところも将来勉強してみようかなと思っておりますが、私がいつも言っております超過累進課税について意を強くしたところであります。

次に、議論を深めるために、平成24年度より

創設された、いわゆる復興税制、国と地方における東日本大震災に係る復旧・復興のための財政措置の概要、これを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） まず、国税につきましては、法人に対して、復興特別法人税として、平成24年度から平成25年度まで、法人税額に対して10%の付加税を、また、個人に対し、復興特別所得税として、平成25年1月から令和19年12月まで、所得税額に対して2.1%の付加税を、それぞれ時限的に設ける措置が講じられております。

次に、地方税につきましては、平成26年度から令和5年度まで、個人住民税の均等割の税率を県500円、市町村500円の合計1,000円を臨時的に引き上げるなどの措置が講じられております。

○太田清海議員 コロナウイルスの関係で、当時、復興税というのがつくられたわけですが、こういう形のもものがまたつくられるかもしれない、もしくは、今、議論もされていますが、消費税をまた上げようとかいうこともあるかもしれません。

今、制度を聞いてみると、基本的に国税の場合、皆さん方にかけてきた所得税の税額の2.1%が、この復興税なわけですよ。所得税の2.1%ですから、もしその所得税が発生する課税の段階で超過累進税をかけたならば、2.1%のままで復興税はどんどんもらえるということなんですよ。しかも、対象者は、超過累進課税ですから、裕福な富裕者、高額所得者からできるだけもらうことができるという意味ですから、私はそういう考え方もできるんじゃないかなと思います。

そういうことで、過去60%の最高税率とか75

%の最高税率もあったんですが、現在では45%に引き下げられているところの格差が出てきているんじゃないかなという気もいたします。

話を変えまして、次は福祉保健部長にお伺いいたします。

新型コロナウイルス対策であります。今回の補正で提案されております、感染症に対応する医療従事者等への慰労金について、制度の内容をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 慰労金につきましては、国の第2次補正予算に基づきまして、医療や介護・障害福祉サービス等に従事する方々に、勤務先等を通じて最大20万円を支給するものであります。

支給対象は、原則として、国が定めた機関である感染症患者1例目が発生した日から6月30日までの間に、医療機関等に通算10日以上勤務し、患者等と接した職員となっております。

支給額は、医療機関等については、県が入院受入れを割り当てた医療機関等であって、実際に患者などに診療等を行った場合は20万円、診療等を行っていない場合は10万円、その他の医療機関等は5万円となっております。

介護・障害福祉サービス等の場合では、感染または濃厚接触者である利用者への対応の有無により、20万円または5万円が支給されます。

○太田清海議員 この慰労金の支払いと審査事務についてどのようにするのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 慰労金につきましては、迅速に給付する必要がございますので、医療機関や介護・障がい者施設への報酬支払い手続を行っている国民健康保険団体連合会に、原則、申請受付及び医療機関等への振込業務を委託しております。

なお、審査及び交付決定等につきましては、県が実施し、県の審査を経たものについて、同連合会が支払いを行っております。

○太田清海議員 このコロナ対策事業の中で、様々な不正が発覚しております。真面目に取り組んでいる事業所も本当に多いんですけれども、こういう事象というのは非常に悲しいことであります。

県内でも、生活福祉資金を詐取したり、もしくは県外でも、持続化給付金を4億円ほど詐取したというような事例もあります。とある新聞社でも、そういうことが最近報道されています。

慰労金の交付について、不正請求の防止といった執行の適正化をどのように行っていくのか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 慰労金は、医療従事者等に感謝の意を表するものでありまして、執行を適正に行う必要があると認識しております。このため、医療機関等からの申請時や県における審査時、支払い後にわたり適正に執行してまいりたいと考えております。

まず、申請に当たり、支払い名簿の提出のほか、従事者本人からの申請書類を徴収するよう求め、県の審査においては、提出された各支払い名簿を名寄せし、重複確認などを行っております。

さらに、本人に適切に支払いが行われたかなどの事後確認ができるよう、証拠書類の県への提出または保管を義務づけしております。

これらの取組により、適正な慰労金の交付に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 5月11日の新聞報道でもありましたけれども、いろんな福祉施設での不正が一番多いのとはいう意味を持って書かれている

のだと思いますが、職員数とか利用者数をごまかすということのようです。それが一番何か多いような……。

本当にいろんなことが起こっておりますけれども、審査をしっかりといただきたい。委託は国保連にするということですが、県が責任を持って審査をするということですから、安心しております。ぜひ不幸なことが起きないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、多くの介護施設ができました。そういう施設の方々の意見を聞くと、今回いろいろなコロナ対策を県も国も打ってくれたけれども、どんなふうになっているのか分からないというような声も聞いております。

情報がなかなか伝わってこないということではありますが、国からの新型コロナウイルス感染症に関する事業等の重要な情報を、県内の介護施設等へ確実に伝えることが大切だと考えますけど、県の情報提供体制についてお伺ひしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県は、国や関係団体等から、新型コロナに関する対策や補助制度等の多くの幅広い情報を収集しております。これらの中から必要な情報を、速やかに介護施設等の皆様や市町村に伝えることが重要であると認識しております。

現在、県内には3,000を超える介護施設等があり、伝達すべき情報を随時、県ホームページの特設サイトへ掲載するとともに、適宜、メールやファクス等を用いて提供しております。中でも特に重要と思われる情報については、個別に郵送するなど、丁寧な対応を心がけております。

県としましては、今後とも、介護施設等が必要としている情報を、市町村や関係団体等と連

携しながら、迅速かつ確実に提供できるよう努めてまいります。

○太田清海議員 今、3,000を超える施設があるということでもあります。

施設の側も、自ら調べていこうという努力も必要だと思いますが、ぜひ情報漏れのないように、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じく福祉保健部長にお伺ひいたします。

市町村との情報提供、これは今までも議論されたようですが、宮崎市の場合は中核市ということで保健所も持っておりますので、記者会見をしたりして、いろいろ発表しております。

そのほかの市町村では、宮崎市がやっているのに、うちは何でやらんのかというような誤解も出てきているわけですね。それから、ある首長に言わせると、市町村の三役クラスには情報提供をしてもいいんじゃないかという意見もありました。

市町村との感染者情報の共有についてどのように考えているのか、お伺ひしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、情報共有につきましては、市町村の首長部局との間で「コロナ特命ホットライン」を設置しまして、毎日の感染状況の提供や、住民からの問合せに対するQ&Aの作成・提供などを行っているほか、市町村保健担当部局等との総合的な調整窓口も設置しまして、重層的に連携しております。

また、市町村からの要請を踏まえまして、情報共有のさらなる工夫について協議し、早速、情報共有の一層の迅速化ですとか、感染者本人等が生活支援を求める場合に、必要な範囲での情報共有を実施することとしたところであります。

す。

○太田清海議員 いろいろ工夫されていることと思います。地域保健法第7条での保健所の秘密をきちっと守って管理するというようなことも書いてありますから、それをどんどん言いっ放しにしてしまうというようなことは違憲だろうと思いますよね。

私は、この質問をするときに、聞き取りをしながら、保健師さんたちが、感染者の気持ちに寄り添って、濃厚接触者の話を教えてくれと言ったとき、その信頼関係がなければ、なかなか言ってくれないというような苦労話も聞きました。私としては、こういう現場の思いを改めて思い知らされた感じがいたします。本当に御苦労であります。ぜひ情報がいい形で伝わるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

テーマは変わりました、病院局長にお伺ひしたいと思います。

地方移住の視点から、県立病院の看護師採用について、最近の県外からの受験者、採用者の状況をお伺ひしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 令和元年度に実施した採用試験では、158名が受験し、51名を採用しましたが、このうち県外からの採用者数は19名と、採用者数全体の37%を占めております。

この県外からの割合は、平成29年度が17%、平成30年度が25%と、年々増加している状況にあります。

なお、受験者数につきましても、県外からの受験者の占める割合が、ここ3年で20%から23%へと増加する傾向がございます。

○太田清海議員 努力の効果が出てきているのではないかなとも感じます。頑張ってくださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の今の

状況の中で、地元回帰の傾向が強まるのではないかと思うんですけれども、県外からの受験者を増やすためにどのような取組をしているのか、再度お伺いしたいと思います。

○病院局長（桑山秀彦君） 御質問の地元回帰という点に関しましては、今年度実施した採用試験の面接では、「コロナ感染拡大を受け、地元で働きたいとの思いに至った」といった受験者の声も聞かれたところであります。

病院局では、毎年多くの新卒の看護師が県外に就職しているという本県の実情を踏まえまして、昨年度に実施した採用試験から、県外の経験者を優先して採用する「U I J ターン枠」を新たに設けまして、17名の受験者に対し12名を採用したところであります。

今後とも、県外に相談窓口として設置されておりますU I J ターンセンターにおける情報発信や、県内看護学校の卒業生への働きかけなどを通じまして、こうした優先採用枠の積極的なPRを図り、県外からの優秀な人材の確保と、本県出身者の地元回帰の促進に努めてまいります。

○太田清海議員 それでは、関連しますが、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

もしかしてコロナの関係で、宮崎県立看護大学の県内就職の状況に何か動きがあるかなと思ひまして、過去3年間の宮崎県立看護大学卒業生の県内就職の状況について、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県立看護大学卒業生の県内就職率につきましては、平成29年度は41.1%、平成30年度は34.4%、令和元年度は37%と推移しており、主な就職先としましては、県立病院、宮崎大学医学部附属病院のほか、地域の中核病院となっております。

大学では、県内就職率50%以上を目標に掲げ、様々な取組を実施しているところであります。県としましても、引き続き、その目標が達成されるよう、関係機関と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今年度の分はまだ決まっておりますので、統計が出ていないようではありますが、語弊があるかもしれませんが、コロナというこういった状況を利用して県内に就職してもらい、50%を超えるように、ひとつ、また頑張ってくださいなと思ひます。

次に、同じような視点から、生活保護についてであります。コロナの関係で、本県の生活保護の保護率、申請状況はどうなっているのか、また、保護申請や保護の要否等を決定し通知するまでの期間に影響はないのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人口1,000人当たりの被保護人員を表す保護率についてであります。平成29年度が16.64%、平成30年度が16.55%、令和元年度が16.65%と、16.6%程度で推移しております。

そのような中、新型コロナ発生前後においても、今年2月の保護率が16.58%、6月が16.56%であり、例年と変わらない状況となっております。

保護申請の件数につきましては、今年2月に156件であったものが、3月に一旦207件まで増加したものの、4月から減少に転じ、6月には129件となっております。これは、給付金等の支給や各種生活支援資金制度が周知された結果と考えております。

また、保護の要否等を決定し通知する期間につきましては、現在の申請状況では直ちに影響があるとは考えておりませんが、今後の動向を

注視してまいります。

○太田清海議員 申請者の数が最近では減ってきているようなことを言われましたが、これもいろんな各種支援制度、定額給付金とか、そういったものの効果が今のところ出ているかもしれません。これがまた今後どうなるのか、私も推移を見守っていきたいと思います。

次に、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。外国人労働者の実態についてであります。

不幸なことに、長野県では2人の外国人労働者の方が雷に打たれて、1人は亡くなられたようです。宮崎県でも椎葉村のような例もあります。

それから、宮崎県商工会議所連合会でも、外国人材の受入れ環境の整備を要望してきているところでもあります。日本にこんなにいらっしゃったのかなという思いもあったりして。

そこで、質問したいと思います。本県における外国人労働者と外国人技能実習生の数をお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国が取りまとめております外国人雇用の届出状況によりますと、昨年10月末現在の本県における外国人労働者は、前年より884人増加し、5,028人となっております。

このうち、技能実習生は3,546人で、全体の70.5%を占めており、全国の中で最も高い割合となっております。

○太田清海議員 椎葉の実習生の方は、本当に礼儀正しい方という報道もされていますし、社長自身が自分の子供のようにかわいがって、食事を取りに一緒に町に出たりとか、そんなことをして、村の人たちも、こんな田舎に来てくれてありがたいという思いもあったということでは

あります。

外国人技能実習生は、法令としては、日本で技能を学んで、それを母国に持ち帰って、どうぞ母国を発展させてくださいというのが法の趣旨でもあります。また、日本の文化ということも学んでいただきたいなとも思います。宮崎県のように対応していただければいいのですけれども、一方で、全国的には安価な労働力という思いで、不適切な対応もあったようでもあります。全国的に、そういった外国人技能実習生の失跡が年間どのくらい発生しているのか、また、技能実習に関する不適正な行為の内容としてどのようなものが多いのか、お伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国によりますと、平成30年の1年間に失跡した外国人技能実習生は、全国で9,052人でありまして、技能実習生全体に占める割合は2.1%となっております。

また、国が平成30年に技能実習実施機関等に対して不正行為を通知した件数につきましては、全国で171件となっております。その内容は、「賃金等の不払い」が82件で、全体の48.0%と最も多く、次いで、虚偽の内容の賃金台帳を国に提出するなどの「偽変造文書等の行使・提供」が38件、全体の22.2%となっております。

○太田清海議員 分かりました。宮崎での取組というのもいいので、広めていただきたいなと思います。

次に、エコストーブのことについて、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

実は、10年近く前になるかと思いますが、井本県会議員の主導で、藻谷浩介さんの「里山資本主義」の中に載っていたエコストーブを作る

うということで、議員有志が集まって——県の職員の方も来られました——そして、鹿川の奥のそういったエコストーブを作ることを指導している方に来ていただいて作りましたが、このエコストーブを作ってみますと、本当に優れものということをつくづく感じております。完全燃焼、煙が出ない、煙たくもない。原理としては、火は上に燃え上がっていきますけれども、これは不思議なことに燃え下がっていくわけがあります。こんな話をすると、30分すぐたってしまうから、これくらいでやめておきますけれども。実は、我が家では、お米とお湯は私が毎朝沸かしておりますので、うちの家には電気炊飯釜はありません。もう処分しました。私の担当であります。

ということで、エコストーブの取組を広めてはどうかと思うのですが、県の考え方をお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問のエコストーブ、いわゆるロケットストーブは、少ない燃料で高温燃焼する構造を持ち、木質資源を燃料としますと、地球温暖化防止対策につながり、また、災害時における利用も期待できるなどのメリットがある一方で、火力調節が難しいことや、屋内での使用には注意を要するなどの留意点もあるようであります。

県では、森林資源の有効活用の観点から、今年度、森林（もり）づくりボランティア団体の方々に対する研修で御紹介することといたしておりますが、地球温暖化防止にもつながることを踏まえまして、今後、地球温暖化防止活動推進センターなど、関係団体にも情報を提供してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 情報提供、ありがとうございます。そういうやり方でも、本当にありがたく

思っております。

思想としては、カーボン・イコールという思想ですよ。空気中にある二酸化炭素を木が吸収して、それを使わせていただく。地球にせつかく眠っている石油・石炭を取り出す必要はない、空気中のカーボン・イコールということで循環させるということです。実は五ヶ瀬町が、まきストーブを大いに奨励しようではないかということで、基本条例にはうたわれていませんが、それを活用して、五ヶ瀬町の総合計画の中に、まきストーブの導入の促進、そして、その補助金制度もつくっておられます。五ヶ瀬町というところだから、自分の村の特性を生かした政策を打ち出しているというのは、なるほどなところだと思います。県の職員の方にも一生懸命取り組んでいる方もいらっしゃいますので、ぜひ広めてもらいたいかなと思っております。

次に行きます。警察本部長の質問が先になりますが、申し訳ありません、ちょっと順番を変えさせていただきます。県土整備部長にお伺いたします。

河川・港湾行政についてであります。

洪水時に北川家田地区の霞堤の開口部から流入するごみ等の対策について、現状と今後の取組をお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（明利浩久君） 北川家田地区につきましては、近年の洪水等により川の流れが変わり、霞堤開口部付近の樹林帯が大きく減少しましたことから、地区内へのごみ等の流入が増加している状況にあります。

このため平成30年度から、流れを変えるための河道掘削工事や水制工の設置等を行うとともに、樹林帯の復元を目的とした竹の根の移植を行ってきたところであります。

今後、これらの対策の効果を十分に検証することとしており、さらなる対策が必要な場合には、地域住民の方々や専門家の意見も改めて伺い、対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、先般の台風10号では、北川の水位の大幅な上昇がなかったことから、農地への大きな影響は生じていないと伺っております。

○太田清海議員 私も現場を2回ほど見ましたけど、今回の台風の影響はまだ出ていなかったようです。ただ、少し川筋が変わっているところがあるなという感じもいたしましたけれども。

現場に行ってみたら、地元の人とばったり会って、その人が、堤防を少し長くして曲げてもらえんかというような話もされておりました。今後検証しながら、何が一番いいのかということも、私たちのほうからも提案したいと思いますし、ごそ(ごみ)がたまると、農業をやっている霞堤の中の人たちは、本当にやる気を失ってしまう、そんなことをさせないためにも、後継者づくり、まちづくりのためにも、ぜひこの問題を解決していただきたいなと思っております。

次に、長浜・方財海岸の現状について、県はどのように認識しているのか、いわゆる浸食を受けていると思うんですが。また、五ヶ瀬川河口の土砂採取が与える影響についてお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(明利浩久君) 長浜・方財海岸につきましては、海岸の状況を把握するため、平成21年度から定期的に測量を行っており、これまでの測量結果から、そのときの気象状況によって、浸食と堆積を繰り返している海岸であると認識しております。

なお、昨年の測量結果では、台風による高波を受け、前年と比較しますと、陸域が浸食され、沖合に堆積している状況にあります。

また、土砂採取の影響についてですが、砂の移動は、河川や波浪、潮流の作用など様々な要因がありまして、土砂採取と砂の流出の関係を把握することが難しいことから、今年度新たに、五ヶ瀬川河口の導流堤かさ上げ工事を行い、その周辺の砂の動きをモニタリングすることとしております。

○太田清海議員 注釈は述べませんが、次に質問したいと思います。

長浜・方財海岸の今後の取組について、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長(明利浩久君) 両海岸につきましては、現在、専門家を交えまして、地元住民の皆様との意見交換や現地調査を行っております。今年度、海の中を含め、海岸一帯の砂の移動に関する解析にも着手したところであります。

また、長浜海岸では、現地調査での御意見等も踏まえまして、昨年の台風で高波が森林に侵入した箇所のかさ上げ工事を実施したところであります。

方財海岸では、先ほど申し上げました導流堤のかさ上げ工事を行い、その上で定点観測カメラを設置し、砂の動きや波浪の状況などをモニタリングし、影響把握に努めることとしております。

県といたしましては、砂浜の保全につきまして、今後とも地元の皆様のご意見を十分伺いながら、取組を進めてまいります。

○太田清海議員 それでは、もう一つ。

台風10号が来ましたが、これで方財海岸の護岸の上のところ、がっばり掘れて陥没

しております。今後のその対応について、お伺いしたいと思います。

○県土整備部長（明利浩久君） 議員御指摘の箇所につきましては、今回の台風10号の高波により、護岸及びその背後の海浜公園の一部が、約40メートルにわたり被災したものであります。

被災箇所の周辺は、過去にも同様の被害を受けましたことから、災害復旧工事に加えて、波消しブロックを設置するなどの補強を行ってきたところではありますが、今回は、基礎部分の施工が建設当時のままの箇所が陥没したところがあります。

現在、測量や設計、応急的な対策工事の準備を進めているところであります。今後、国の災害復旧事業制度も活用しながら、早期の復旧に努めてまいります。

○太田清海議員 これはもう以前から訴えているところですが、波というのは今後も延々と続くだろうと思います。河川というのは、台風が来たときとか、ある程度限定的に考えることができますが、海岸というのは、永遠に波は打ち返して影響を与えます。だから、いつも言っておりますが、「一浜いじれば七浜たたる」。どこかをいじったら、その影響がどこかに出るとというのが海岸であります。

そしてまた、この問題は非常に長く時間がかかっております。現地の人たちは、早く結論を出してくれ、こんなに海岸が迫って松林の中まで潮が来るようになっていないか、これは因果関係はあるじゃないかというのが思いなんですよね。砂利採取法の第19条では、公共の用に供する施設が損傷しているなら、許可をしないという条項もあります。私は、県がどう判断するかどうかと思うんです。

それから、この砂利採取によって業をなしている人、その生存もかかっているわけです。このところは、私は一番経費のかからない、お互いが共存できるような方法とか、私の立場から、現地の人々の立場からすると、もう砂利採取はやめてほしいというのがあるわけです。今言われたように、地元の人たちと今後もう少し協議するというのなら、ちょっと深く協議できるように私たちも努力してみたいなと思っております。

今まで砂利採取をしてきた歴史的な量を出している人がいますけれども、50万立米を長浜方面から取ったそうです。50万立米というと、1立米四角を並べていくと福岡から鹿児島まで連なっているというのを、あそこの延岡の海岸から取っているわけですから、それは影響ないとは言えないぐらいのものはあると思うんです。いずれにしても、もう少し結論を出すように、少し私たちも働きかけたり、県も努力してもらいたいなと思っております。

最後になります。警察行政について、まずお聞きしたいと思います。

地域や教育機関等に対する犯罪抑止等を目的とした講習会等の実施状況について、お伺いしたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 県警では、敬老会、地域集会等において、高齢者がうそ電話詐欺の被害に遭わないための防犯講話や、交通事故に遭わないために夜間の反射材活用を勧めるなどの交通安全講話を行っております。

小・中・高校の児童生徒に対しましては、スマートフォンの普及に伴い、インターネットを悪用した犯罪に巻き込まれないための情報モラル教室や、自転車による交通事故をスタントマンが身近で再現してみる形での交通安全教室な

どを行っております。

また、宮崎刑務所において、社会復帰を目指す受刑者に対し、犯罪被害者等が、被害そのものだけでなく、その後も苦しみ続ける現状等を講話するなどの矯正教育を行っているところがあります。

引き続き、これらの講習等を実施し、宮崎の安全・安心に貢献してまいります。

○太田清海議員 私が気になったのは、京都アニメーション放火殺人事件、この犯人が手厚い看護を受けて退院するときに、「こんなに人生の中で優しくされたことはない」という言葉を残したそうであり、看護師たちに対して。この人の生き立ちとかがどんなものであったか分かりません。ただ、これに反応したのは、延岡では「小さいときから俺はいじめられていた。この放火事件の犯人のこの言葉を聞いたときに、自分と一致するようなどころがあって」というような述懐をされた方もいらっしゃいます。

なぜ私がこんなことを聞いたかということ、言われたように、敬老会で私たちの地域でも、お巡りさんが、うそ電話詐欺にかかったらいかんよということを一息懸命言っています。本当にそれぞれが、それぞれの立場で頑張っておられます。

私も仕事上、市役所にいたときに、犯罪者の家に後片づけに行ったことがあります。まるで獣です、獣の家のようなところに犯罪者が住んでいた。「汚い」という言葉がいいかどうか分かりませんが、本当に煎餅布団で、ラーメンのいろんなステッカーが散らばっている、獣の臭いのするようなどころに入ったりしました。そういう犯罪者の人が悪いということじゃないけれども、この人たちがどのような生き立ちだっ

たのかということを考えてときに、私は警察官というのは、そういう世の中のいろいろな家庭の環境を見たりするベテランでありますし、酸いも甘いも知っている人だと思います。警察官が知り得た情報については、守秘義務がありますから、簡単にぺらぺらしゃべることはできないと思いますけれども、そういった人間の生き方、生き立ちなり、みんなの教訓になるようなところを、べらべらしゃべるといような意味じゃなくて、何かを世の中に残せたら、みんながまた考えるところがあるのかなと思って。私は、警察官の方が、みんなが怖いということじゃなくて、みんなの先生だといような気持ちで、この質問はさせていただきました。

ということで、私の質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。宮崎県議会自由民主党、日高陽一でございます。

昨日、大坂なおみ選手が、テニスの世界四大大会であります全米オープンで見事優勝されました。1セット目をいきなりブレイクされ、大変厳しい状況での逆転優勝でありました。コロナで疲弊している中、久しぶりに感動する話題を聞いたような気がいたします。

私も今日は、コロナで疲弊している大変厳しい状況であるこの宮崎が大逆転できるような質問をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この新型コロナウイルスは、私たちの生活に大きな影響を与えました。WHO(世界保健機構)のテドロス事務局長は、「私たちはウイルスと長い間付き合うことになる」と、今年4月の時点で発言されました。そのとおり、新型コ

コロナウイルスが確認されてから9か月がたとうとしていますが、世界的に見ると、いまだに収束が見通せない状況にあります。

しかしながら、この9か月の間に、世界で様々な知見が得られてきており、これからのウイズコロナ時代、私たちは、世界からの正しい情報を基に、「正しく恐れる」ことを意識しながら生活をしていかななくてはなりません。

宮崎の経済も大きな影響を受けています。特に、宮崎の主要産業であります観光業、交通・宿泊・飲食業と大変な状況にあります。今、一番世間が求めているもの、それは安心安全です。ならば、日本一の安心安全を取り入れることによって、観光宮崎を取り戻すことができるのではないのでしょうか。

まずは、ウイズコロナ時代における観光推進のための取組について、お伺いしていきたいと思えます。

これからのウイズコロナの時代、観光宮崎を取り戻すには、県外との往来に対する県民の不安を払拭するとともに、全国に向けて、感染予防に向けた本県の取組をしっかりと発信していかななくてはなりません。そのためには、水際対策が必要だと思えますが、宮崎空港及び宮崎カーフェリーにおける感染拡大防止のための水際対策について、総合政策部長にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○総合政策部長(渡邊浩司君) [登壇] 答えいたします。

宮崎空港では、国内線の到着口にセルフ検温計を設置いたしまして、到着された方が自身の健康状態を把握できるようにするとともに、感染防止に係る注意喚起や、発熱があった場合な

どの対応の周知を図りますため、ポスターの掲示やチラシの設置を行っております。

なお、利用者の多い羽田、伊丹、福岡などの6つの空港では、出発時に検温を行い、発熱者には、航空会社が搭乗自粛を強く要請しております。本県への到着便に発熱者が搭乗していることは、ほぼないものと考えております。

また、宮崎カーフェリーにおきましても、宮崎港、神戸港とも乗船時に乗客全員の検温を行い、発熱者は乗船をお断りするとともに、乗船中の発熱者の発生等に備え、個室をあらかじめ確保しておりますほか、空港と同様、ポスター、チラシによる注意喚起等を行っているところであります。以上であります。[降壇]

○日高陽一議員 発熱者に航空会社が搭乗の自粛を強く求めているということをお聞きまして、本当に安心いたしました。

宮崎県は、10年前に発生した口蹄疫から、消毒マットを各所に設置するなど、新たな生活様式を手にしました。そして、宮崎ブーゲンビリア空港は、日本一の防疫体制ができているとも言われています。宮崎カーフェリーにおいても、いち早く検温を実施され、防疫体制を整えていらっしゃいました。

県民の皆さんが懸念しているのは、県外からの感染者の立入りです。様々な形で水際対策を行っている宮崎県ですが、もしも、来県された方の中で体調不良の方がいらした場合には、すぐに対応する必要があると思えますが、空港やフェリー利用者に発熱などの症状がある場合の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナの感染拡大を防止するためには、空港やフェリーの利用者で発熱などの症状がある場合、速やか

に医療機関を受診し、医師の判断の下、検査を行うことが必要です。

発熱などの症状がある方には、空港等のポスターにも記載されております「新型コロナウイルス感染症健康相談センター」の専用電話に御相談いただくことにより、このセンターにおいて、相談内容に応じて、医療機関への受診や管轄保健所への連絡などの対応を行っております。

○日高陽一議員 自己判断にするのではなくて、市や空港と連携して確実に対応していただくことで、県民の安心につながってくると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

先日、PCR検査を行う衛生環境研究所を視察し、職員から話を伺いましたが、感染のリスクがある中、日々緊張感を持って業務に当たっているとのことでありました。

検体の採取方法は、以前の綿棒を使い鼻の奥から採取する方法から、現在は、より感染のリスクの少ない唾液からの採取が主流になっているそうです。検査の際には、唾液の希釈など、作業と感染のリスクが増え、機械に乗せ検査するまでに2時間以上の時間がかかっているとのことでした。

県は、1日当たりの検査可能件数を300件程度まで増強されましたが、第2波の到来時には、クラスターも発生し、500件近くの検査が必要となったとのことでありました。季節性インフルエンザの流行期には、発熱性の症状を訴える方が大幅に増え、検査件数が急増することが見込まれることから、今後は、民間会社を含めて万全の体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続いて、県内の交通事業者等における感染防

止対策についてであります。

県内での移動においては、県内外の方に安心してバスやタクシー等を利用していただきたいと思いますが、このためには、交通事業者におけるコロナ対策の実施状況について、まずは県民に理解していただくことが重要だと思います。交通事業者等の感染防止対策を県民にどのように周知していくのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 公共交通機関の利用回復を図りますためには、安心して利用できますことを県民に広く知っていただく必要がございます。

交通事業者では、事業者ごとのガイドラインに基づき、車内の換気や消毒、ソーシャルディスタンスの確保、ビニールカーテンや消毒液の設置など、徹底した感染防止対策を取られております。

県におきましては、今後、「みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業」により、交通事業者と連携した利用回復に本格的に取り組むこととしておりました。利用促進と併せて、このような事業者の感染防止対策につきましても、ホームページやSNSなどを活用した積極的な情報発信を行い、公共交通機関の安心安全につきまして、広く県民に周知してまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 タクシー、バスを利用した方が感染するといったことは、本県でまだ発生しておりませんので、周知をよろしくお願ひしたいと思います。

県外からのお客様が楽しみなのは、やはり食の宝庫宮崎の新鮮な食材を使用した食事だと思います。しかし、町なかに行くと、感染確率が高いなどの声もいまだにあります。そして、感

染リスクを怖がっているのは、地域の方だけではなく、飲食業の方々もそうだと思います。県外の方の中には、ホテルの食堂や自分の部屋で食事を済ませてしまう方もおられると思います。

県では、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」として、今月1日には、知事が宮崎市長とともに飲食店の一斉点検をされましたが、「県内一斉ガイドラインの点検の日」とはどういったものなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 飲食店での新型コロナウイルスに対する安全・安心の確保のためには、例えば、入店者の名簿作成や体温測定、従業員のマスク着用や定期的な換気の実施など、感染拡大防止対策のためのガイドラインの遵守が重要であります。

そのため8月17日に、飲食業関係団体と県・市町村が連携して、ガイドラインの遵守に向けた対策に取り組んでいくことを共同宣言したところでありまして、その一つとして、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」と定め、関係団体が定期的な点検を実施し、県・市町村が支援することといたしました。

最初の点検日となった9月1日には、全26市町村において、関係団体と県・市町村の職員が一緒になって、チラシやステッカー等の配布による、店舗や住民の方々への周知啓発活動を実施したところであります。

○日高陽一議員 最近では、東京都をはじめ県内自治体でも、対策をしている店舗に、それが見える化するステッカーやポスターなどを配る取組が始まっています。飲食店の各店舗の皆さんには、しっかりと対策を取っていただきまして、県民、そして県外からの旅行者等に安心し

て楽しんでいただけるよう、取組の周知や支援を進めていただければと思います。

次に、プロ野球キャンプについてであります。

今年は、コロナの影響で東京オリンピックが延期になりました。さらに、甲子園、全国高校総体などについても中止となったところではありますが、県内では代替大会が行われ、肩を落としていた高校3年生にとってすばらしい思い出になったと思います。企画していただいた関係者の方々には、心から感謝をいたします。

さて、本県では、例年であれば秋、そして春にプロ野球キャンプが実施されます。現在、この宮崎県でキャンプを行うソフトバンクホークスと読売ジャイアンツが各リーグの1位であります。そうすると、秋季キャンプは多くのファンがこの宮崎を訪れ、大きな経済効果が生まれます。

しかし、今年の秋季キャンプは、コロナの影響で、プロ野球の日程が通常の秋季キャンプが行われる11月下旬までずれ込むことから、実施されない見込みと聞いております。秋季キャンプに関しては仕方ありませんが、ぜひ春には、7球団が宮崎においてキャンプを行っていただきたいと思っております。

そこで、春季プロ野球キャンプに向けた球団との調整状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 来春のプロ野球キャンプは、特に、新型コロナウイルス感染症防止の万全の対策が必要であると考えております。

このため県では、各球団へのキャンプ実施支援金のほか、キャンプ時における感染症防止対策の支援事業を設けますとともに、受入先の自

治体等と連携し、各球団と、キャンプ実施に向けた調整を行っているところであります。

現在、各球団から頂きました御意見等を参考に、プロ野球キャンプ用の「感染防止対策ガイドライン」の作成に、受入先の自治体等と共同で取り組んでおりまして、安全安心な受入れ環境を整えていくこととしております。

○日高陽一議員 球団も、ソーシャルディスタンスを考えた観客の入場規制がありまして、チケットを10倍の値段で販売しないと厳しいという報道もありました。

興行収入を考えると、宮崎で行うキャンプは、例えばソフトバンクホークスは、球団職員、選手、関係スタッフの宿泊代、交通費、道具の運搬費など、大きな出費が重なります。ホームグラウンドのPayPayドームも、コンサートなどの大型イベントがキャンセルになっているため、選手に球場を使用してほしいのではないのでしょうか。

このままずっとキャンプを行ってくれるとは限りません。こんな厳しい状況だからこそ、しっかりと各球団と連携していただきたいと思っております。

政府は、先週金曜日、感染対策として行っているイベントの参加人数制限の緩和案を示し、プロ野球やJリーグなどの試合の観客については、19日から会場の収容人数の50%を上限とし、5,000人の人数制限を撤廃いたします。

多くのファンが、この宮崎の春季キャンプを楽しみにしております。そこで、観客を入れたプロ野球キャンプ実施の検討状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 来春のプロ野球キャンプにおきまして観客を入れるかどうかにつきましては、球団や受入先の自治体等

との間で前向きな意見がある一方で、感染防止の観点から慎重な意見も出ているところでございます。現在、関係者間で協議を行っている状況でございます。

観客の取扱いにつきましては、国の方針でありますとか、国内の感染状況、各球団の考え方を踏まえながら、今後決定されていくものと考えております。

春季のキャンプは、毎年、県内外の多くのファンでにぎわい、本県に大きな経済効果をもたらしますスポーツランドみやぎの大きな柱でありますので、感染防止対策など、観客を入れたキャンプ実施の可能性について、受入先の自治体や球団等と、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 観客を入れた場合の感染症対策等、例年以上に人的な負担や対策費用も必要になってくるとは思いますが、例えば、観客の入場を有料の事前予約制にすれば、ファンを迎えることが可能ではないのでしょうか。予約制にすることによって、どこのどなたが来県されたか把握することができますし、また有料にすることで、観客の感染症対策に充てる費用も捻出できるのではないかと思います。

出店される飲食店等についても、密は避けなくてはなりませんが、感染症防止対策をしっかりと求め、さらに点検を行い、必要な対策を取っていることを発信することによって、にぎわいも取り戻すことができるのではないのでしょうか。

本県に大きな経済効果やPR効果をもたらす春季キャンプでありますので、ぜひとも観客を入れてのキャンプ実施に向けて、引き続き関係者間での検討をお願いいたします。

次に、移住対策などについてであります。

先日、東京への人口流入に急ブレーキがかかっているという記事を目にしました。記事では、「コロナを懸念し、密を避けるため、転入者の数が伸びなかったことが要因ではないか」との専門家の意見もありました。

人材派遣大手のパソナグループでは、本社機能の一部を淡路島に移転し、来年の春までに約1,000人の社員を淡路島に異動させるとのことです。

このコロナ禍で、地方への移転等を考えている企業も少なくはないと思います。本県においても、このような動きを捉え、移住や企業誘致につなげる取組をしっかりと行う必要があるのではないのでしょうか。

このような中、私が注目しているのは「ワーケーション」であります。今年7月27日、政府の観光戦略実行推進会議で、現在、総裁選を戦っている菅官房長官が、このワーケーションの普及などに言及されました。

全国で動きのあるワーケーションですが、和歌山県では既に平成29年に、全国の自治体に先駆けてワーケーションを周知・普及するためのPR活動を展開されています。このワーケーションは、宮崎にとって大きなチャンスではないのでしょうか。

先日、行轡山に行く機会がありました。ここには、宮崎駿さんの映画に出てきそうな、宮崎出身の私でさえ感動する森林空間がありました。

実業家のホリエモンさんも、先日、大崩山を流れる祝子川を沢登りする映像をアップされていましたが、ここは本当に日本ですかというような、すばらしい映像がアップされていました。ぜひ知事も御覧いただきたいと思います。

ほかにも、宮崎ならではの癒しの空間はたく

さんあるはずです。

このような中、本県においても、今年度6月補正予算で、ワーケーションを挙げた取組が初めて事業化されています。まずは、この森林空間を活用したワーケーション支援事業の取組状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の事業では、ワーケーションに関する県内外の企業等のニーズ調査を行いますとともに、市町村に対しましては、森林空間を生かした体験プログラムの開発や、テレワークに必要なWi-Fi環境の整備等の支援を行うものであります。

その取組状況であります。ニーズ調査につきましては、先日、外部に委託したところであり、また、自治体支援につきましては、要望を踏まえ選定いたしました1市4町に対し、今月末に、有識者を交え、先進事例の紹介や意見交換を内容とする研修会を開催いたします。

今後、ニーズ調査結果やマッチングの機会を自治体に提供することにより、特色ある体験プログラムの開発につなげ、宮崎らしい豊かな森林空間を生かしたワーケーションを推進してまいります。

○日高陽一議員 この事業をきっかけに、本県にもワーケーションが周知されて、取組が活性化することを期待しております。

他県にはない宮崎のすばらしい場所でワーケーションをと話しましたが、県内には、九州で唯一、日本オートキャンプ協会が認めた4つ星のキャンプ場「ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場」があります。窪菌議員も、金曜日、祝詞の中で丁寧に御説明いただきましたが、2日たつと忘れる先輩もいらっしゃいますので、改めてお聞きいたします。

「ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場」におけるワーケーションに向けた取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問のオートキャンプ場は、高千穂の峰が眺望できるなど雄大な自然の中にあり、近年、アウトドア志向の高まりなどから、利用者数が増加傾向にあります。

一方、企業等においては、ワーケーションへの関心が高まっておりまして、地元小林市におきましても、コワーキングスペース「テノッセ」を軸としたワーケーションの取組が検討されているところであります。

こうしたことから、県では、老朽化したトレーラーハウス4棟を木造キャビンに建て替えますとともに、既存の木造キャビン10棟と併せまして、光ケーブルやWi-Fiなどのテレワーク対応工事を実施し、ワーケーションにも利用できる施設として整備を進めているところであります。

○日高陽一議員 楽しみです。私も行きたくなりました。

施設整備が完全に整ったら、そこに誘致をしなければなりません。全国一斉に取り組んでいるワーケーションですので、他県と同じような誘致ではなかなか厳しいと思います。

椎葉村では、元地域おこし協力隊の方が代表として合同会社を設立され、アウトドアで有名なスノーピークビジネスソリューションズとパートナー契約を提携し、ビジネスパーソン向けの野外研修サービスを提供していらっしゃいます。今後は、今年7月にオープンした交流拠点施設「K a t e r i e」の活用も想定されているとのことです。ウイークポイントである発信力を民間の力を借りることで補う、とてもい

い事例だと思っておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

宮崎には、秋と春に、たくさんのスポーツチームがキャンプに訪れます。これを、スポーツチームだけに限らず、企業を対象にすることはできないのでしょうか。企業に宮崎でキャンプを張ってもらうことで、閑散期が生まれる宮崎の宿泊先も少なくなるのではないのでしょうか。プロ野球球団は12球団あり、それを沖縄と綱引きしております。しかし、企業になると、国内に300万ほどの企業が存在します。たくさんの宮崎の魅力とともに、スポーツキャンプ誘致のノウハウを生かし、ぜひこの企業キャンプを進めていただきたいと思います。そうすることで関係人口も増え、宮崎を気に入ってくれば、そのまま企業誘致にもつながってくるのではないのでしょうか。

和歌山県では、県職員もワーケーションを実証しているとのこと。企業に推薦する前に、ぜひ県庁でも取り組んでいただきたいと思います。

他県にはなかなかない宮崎の魅力の一つに、世界大会が行われるほどのすばらしい波があります。約400キロメートルにわたる海岸線に変化に富んだ多くのサーフポイントがある、この環境を目玉にするのも、大きなセールスポイントになるのではないのでしょうか。今年9月に開催されたワールドサーフィンゲームスでは、全国、そして世界に、宮崎のサーフィンの聖地としてのポテンシャルの高さを示せたのではないのでしょうか。

そこで、サーフィンの魅力を生かした移住の促進について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県には既に

多くのサーファーが移住しておられ、移住の促進におきまして、サーフィンは他の都道府県と差別化できる大切な地域資源であると考えております。

このため昨年度は、全国からサーファーが集うワールドサーフィングゲームスの期間中、移住のPRブースを設置いたしましたほか、大会に来場された移住希望者と既に移住されているサーファーとの交流イベントを開催しまして、実際に4名の方の移住につながったところであります。

また、7月には、日向市と連携し、金ヶ浜から中継で、移住されたサーファーに体験談を話していただくオンラインでの移住セミナーを初めて開催したところでありますが、16名のサーフィン愛好者に御参加いただいたところであります。

今後とも、市町村等と連携しながら、本県のサーフィンの魅力を生かした移住促進に力を入れてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 サーフィンは、本県が有する大きな魅力の一つです。

青島中学校にはサーフィン部がありますが、中学校の部活動でサーフィン部があるのは、恐らく全国で唯一なのではないでしょうか。私の友人の仲間に、親が子供をその全国唯一のサーフィン部に入部させたくて、この宮崎に移住してきた家族もいます。

そのほかにも、鶴戸中学校ではサーフィンの授業があるほか、日向市にはサーフィンのスポーツ少年団があります。このような、他県にはない宮崎の魅力をどんどん発信するべきだと思います。

そして、サーフィンを宮崎で学んだ子供たちは、将来またこのポテンシャルの高い波を求め

てUターンしてくることも考えられるのではないのでしょうか。

サーフィンをはじめとする様々な本県の魅力を知っていただくことで、本県への移住を本気で考えてくださる方も増えてくることと思います。

このためには、宮崎の関係人口を増やしていくことが重要だと考えますが、将来的な移住につながる関係人口の創出について、取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県ではこれまで、都市部の若者を対象に、ワーキングホリデー事業を実施してきております。今年度は、コロナ感染拡大防止のため実施を見送っておりますけれども、昨年度は、農業や観光業など9つの事業所に29名を受け入れ、宮崎への関心を高めていただいたところであります。このうちの1名の方が移住しておられます。

また、本県への移住希望者が登録される「ひなた移住倶楽部」の会員に対しましても、本県のイベントの情報等を提供するなど、つながりの継続に努めているところであります。

さらに昨年度は、各県外事務所と連携して、本県出身者や関心のある若者等が交流します「ひなたフォーラム」等のイベントを実施したところでありまして、今年度も、オンラインによる開催を検討しております。

今後とも、将来的に宮崎での暮らしを意識していただけるような関係人口の創出に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 関係人口を増やして、宮崎を知っていただくことで、移住につながります。関係人口は様々な形がありますので、引き続き、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、農水産業の振興についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の農畜水産物への影響は、県の試算によりますと、119億9,000万円とのことでした。消費現場を見ると、業務需要に影響が出ておりますが、その反面、巣籠もり需要によって家庭内の消費が増えております。

これまで、野菜では毎年300万トン程度が輸入されまして、主に加工業務用として消費されておりますが、中国産野菜が一時的に滞ったことなどから、2月以降は2割から3割減少しております。これは業務需要の減少の影響もありますが、輸入から国産野菜に変更する消費者の動きの影響もあるようです。

国では、安倍総理が議長となって「農林水産業・地域の活力創造本部」を開き、外国産から国産品への原料切り替えなどによる国内生産基盤の強化、国民理解の醸成を進めることとしております。

私は、今回のコロナ禍において、まさにピンチをチャンスに変える施策として、農産物の国産回帰を進めるための生産構造の改革が必要であると考えておりますが、県の考えを郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） これまで取引のなかった加工事業者等から、原料用の農産物の供給について打診が来ている、そのような声を農業団体や農業法人の皆様から伺っているところであります。

これは、議員御指摘のとおり、コロナ禍により海外からの原料用農産物の調達が困難になったり、あるいは安定調達への不安が生じていることによるものと考えます。

県といたしましては、この国産回帰の動きを

チャンスと捉え、安定供給に向けた生産体制の強化に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

このため、農地の集約による大区画化やゾーニングなどの生産基盤づくりに継続的に取り組むとともに、スマート農業技術の実装による超省力・高収益など、年間を通じた生産体制への転換を進めてまいります。

さらに、地域ぐるみでこれらのニーズに対応するため、JAフーズの取組のような契約取引と受託作業を一体的に担う「耕種版インテグレーション」の取組を根づかせることが大切だと考えております。

今後とも、市町村・関係機関と連携しながら、高い生産性と安定した供給を両立できる生産構造への改革に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 ありがとうございます。生産構造の改革をどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響の一つとして、農業現場における雇用労働人材の問題についてであります。

世界的な感染拡大により出入国が制限される中、外国人技能実習生等の入国が困難な状況にあります。

私のキュウリ農家の先輩も、今年1月に面接し決まったミャンマーの実習生が入国できない状況で、現在いつ入国できるか情報がないため、どのくらいの面積に定植すればいいのか決められず、大変困っているという話をしていました。

一方で、飲食業界などコロナの影響を受けている業界を見ますと、出勤日数の減少や勤務時間の調整等により収入減に陥っている方が多く

見受けられます。これらの方々を農業現場の雇用労働人材として呼び込み、活躍していただけるチャンスではないかと考えます。

そこで、コロナ禍における農業雇用労働人材確保に対する県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 県では、収穫時など短期の労働力を確保したい農業現場と、コロナの影響を受け、副業として週1日でも就労を希望される方々などをつなぐ、新たな体制構築に取り組んでいるところでございます。

具体的には、7月補正予算で措置した「農で支える短期就労マッチング体制構築事業」により、県外で実績のある企業を核に、JA宮崎中央会、県農業法人経営者協会が一体となりまして、支援組織「みやざき農業労働力支援協議会」を7月末に設立し、本県の農繁期に向け、募集方法や受入れ地域等の検討を進めているところでございます。

本事業によりまして、短期就労のメリットを農業者の皆様に御理解いただきながら、多様な人材が副業として農業で活躍できる、新たな就農モデルの確立に努めてまいります。

○日高陽一議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

人口減少に伴い、国内の農畜水産物のマーケットは縮小傾向にあります。世界の人口の増加は著しく、日本の農畜水産物の輸出額が伸びる余地があると考えます。

FAO(国際連合食糧農業機関)のデータによりますと、平成28年の日本の農業生産額は世界で6位、一方で、農業輸出額は54位とのことです。輸出が思うように伸びない状況は認識していますが、このような状況だからこそ、本県

でもコロナ収束後を見据えた対策が必要ではないでしょうか

そこで、コロナ収束後を見据えた本県農畜水産物の輸出対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 海外におきましても、外食需要の減少や航空便等の減便等によりまして、本県の主要品目である牛肉や養殖ブリなどの輸出量が減少した一方で、家庭向け食材の鶏卵など増加した品目もあり、消費動向に変化が見られております。

このため県では、6月補正予算の「輸出ニーズ対応型産地づくり強化事業」等を活用いたしまして、輸出促進コーディネーターに委託して、市場動向の把握や販路開拓の調整等を行いますとともに、輸出先国の需要や規制等に対応する産地への支援強化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、生産者、関係団体と一体となりまして、海外ニーズを的確に捉えながら、商品や産地づくりを着実に進めまして、本県農畜水産物の輸出のさらなる拡大を図ってまいります。

○日高陽一議員 コーディネーターとしっかり連携して、ぜひとも対応していただきたいと思ひます。

続いて、養殖業についてお伺いいたします。

先日、ノルウェーにおけるサーモン養殖について目にすることがありました。ノルウェーでは、非常に養殖が盛んに行われており、効率のよい加工・流通システムで多くのサーモンが輸出され、養殖の先進国ということで、非常に大規模で生産性の高い技術を持っているようです。

この養殖については、生産量も右肩上がり、我が国よりも40万トン以上も多い140万トン

の生産をしており、今後も最先端の技術開発により増産し続け、2050年には420万トンという生産目標を掲げているそうです。また、ノルウェーの漁業者数は日本の10分の1ですが、1人当たりの生産金額が約7,000万円弱と、我が国の7倍以上となっています。

このような中、本県では平成30年に海面養殖振興方針を策定し、海面養殖の成長産業化に向けて取り組んでいるとのことですが、国でも本格的に養殖業を振興していくため、今年7月に水産庁が、生産から販売、輸出に至るまでの戦略「養殖業成長産業化総合戦略」を策定しているようです。今後、世界情勢を踏まえた場合、アフターコロナを見据えて、新型コロナの影響を大きく受けている本県養殖業の構造改革を進め、成長産業化を図っていくべきではないかと考えているところです。

そこで、まず初めに、本県養殖業の成長産業化に向けた課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の海面養殖業につきましては、ブリ類やマダイなどを中心に、生産量で約1万4,000トン、生産額で約90億円に上り、重要な産業となっております。

また、世界的には、人口増加や健康志向の高まりによる水産物需要の増大を背景といたしまして、御指摘のように、ノルウェー等の先進国では、大規模で効率的な生産と輸出拡大により、成長産業化が図られております。

しかしながら、本県を含め我が国の養殖業においては、経営規模が小さく、生産から販売までの過程で効率化が図られていないため、輸出拡大による成長産業化を目指すに当たりましては、品質が高く、味が良いといった評価がある

一方で、価格が高く、供給が不安定といった課題がございます。

○日高陽一議員 本県の養殖業の成長産業化を図るには、より生産性を高めるとともに、国内外の需要に応じて生産から加工、販売を行うマーケットイン型の養殖に取り組んでいく必要があると考えているところであります。

以前、常任委員会での報告でもありましたように、本県でも串間のほうで大規模な沖合養殖システムの開発を進めておられましたが、現在の取組状況も含め、本県養殖業の成長産業化に向けた取組状況と方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、平成30年に海面養殖振興方針を策定しまして、関係市町や団体等と連携して、各種施策に取り組んでおります。

具体的には、県南地区では、生産性の向上や輸出拡大を目的として、来年初期の開始を目標に、従来よりも約18倍あるブリの大型生けすを用いた沖合養殖システム実証試験の準備を進めております。

また、小規模経営体を中心とする県北地区におきましては、コロナ禍において、生産や販売の効率化に必要な規模拡大や協業化等の課題が浮き彫りになったことから、7月補正予算を活用いたしまして、地域一体となって経営合理化に向けて取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、水産物の安定供給と地域経済の活性化を図る上で重要な養殖業の成長産業化に向けまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 先進国ノルウェーに少しでも近づけるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、発達障がいのある子供への支援についてであります。

2010年に実施された文部科学省の調査によりますと、通常の公立小中学校において、1クラスに2名程度の児童生徒が何らかの発達障がいがある可能性があるとのことでした。

現在県では、通常の小中学校に通う発達障がいのある子供たちへの支援について、学校を所管する教育委員会、そして放課後等デイサービスを所管する福祉保健部において、それぞれ取り組まれていることと思いますが、現場の声を聞きますと、学校と放課後等デイサービス等の学校外の施設が十分に連携できていないのではないかという声も聞かれるところでもあります。

発達障がいのある子供たちが安心して生活を送っていくためには、学校現場や地域の理解、そして発達障がいのある子供の保護者への支援が特に必要だと考えます。

そこで、まずは、通常学級で発達障がいのある子供を指導する教員に対してどのような支援を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 発達障がいのある子供への指導については、全ての教員が一定の知識・技能を身につける必要があるものと考えております。

そこで、県教育員会といたしましては、県内7つのエリアの拠点校に配置しておりますエリアコーディネーターが中心となり、通常の学級担任を対象として、発達障がいのある子供の理解や指導の在り方などについての研修会を行っているところでもあります。

また、校内で対応が難しい場合には、エリアコーディネーターや、拠点となる中学校で発達障がいのある子供の指導に当たっておりますエ

リアメンターを当該学校へ派遣し、必要に応じて福祉等の関係者とも連携しながら、専門的な助言を行っております。

さらに、特に手厚い支援が必要な子供が在籍している場合には、その学校に特別支援教育支援員が配置されているところでもあります。

○日高陽一議員 発達障がいのある子供を通常の学級の中で指導することは、違う部分もあり、大変難しいことだと思います。ぜひ専門的な助言をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、発達障がいのある子供を育てる保護者に対してどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がいにつきましては、外見では分かりにくく、強いこだわりなど様々な特性があると言われており、平成30年度の県の調査では、約7割の保護者等から、生活上困ったことがあるとの回答を得ております。その主な内容は、子供の対人関係や、例えば、親の教育やしつけが悪いといった周囲の理解不足などです。

このため県では、保護者等からの相談に応じるため、発達障害者支援センターを県内3か所に設置しているほか、医療機関等の情報提供や、日常生活での基本動作の指導等を行う放課後等デイサービスの充実、さらには理解促進セミナーなどを行っております。

引き続き、関係機関や保護者の会とも連携しながら、適切な支援を行ってまいります。

○日高陽一議員 発達障がいのある子供たちへの支援においては、教育・福祉が連携し、切れ目なく行っていくことが必要だと考えます。

先日、放課後等デイサービスを運営する方とお話をさせていただきましたが、「子供に関する情報を学校と共有するなど、連携を強化する

ことができれば、より子供たちに寄り添った支援ができるのではないかと」いった御意見も頂いたところであります。

県の担当者からは、「放課後等デイサービスは、子供の状況に応じた様々な訓練を行い、生活上のスキルを身につけさせて、多くの方と交流が図れるような支援を行う重要な役割を担っている」と伺っております。

平成30年5月には、教育と福祉の一層の連携等の推進について、文部科学省及び厚生労働省の連名で、知事や教育長宛てに通知されています。この中で、教育と福祉が部局を超えて連携を強化し、学校と障害児通所支援事業所等の施設の連携強化を図ることや、教員における放課後等デイサービスについての理解醸成、保護者への支援等について具体的な取組が示されたところであります。

これまで、県では連携して取組を実施されているとのことですが、今後とも、ぜひ現場の声に耳を傾け、部局の壁を越えた支援を強化していただきたいと思っております。

学校、デイサービス等、所管する施設は異なるかもしれませんが、支援の対象となる子供たちは同じです。ぜひともよろしくお願ひします。

最後に、用地補償調査業務の入札制度についてお伺ひいたします。

用地補償調査業務は、公共事業を円滑に進めるための前提となる大変重要な業務であります。この業務の入札制度につきましては、平成19年度から、価格競争による入札を継続しております。現在の入札方式の下では、一定の実績や資格があれば入札に参加できる制度になっており、過去の業務、成績など、企業の技術力等が十分に反映されることのない、言わば価格

だけの競争になるため、将来的には成果物の品質低下につながることを懸念されていると聞いております。

県では、用地補償調査業務の成果物の品質を確保するため、どのような取組を行っているのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 用地補償調査業務に係る成果物の品質を確保するためには、まずは受注者の技術力の維持向上が重要と考えます。

このため、県におきましては、受注者から納品される成果物の内容等を評価し点数化する「成績評定制」を平成30年度から導入し、評定制の結果を受注者にフィードバックすることにより、技術力の維持向上に生かしていただいているところであります。

また、発注者側の用地担当職員に対しましても、用地補償業務の基礎から専門的な事項につきまして、外部講師等による研修を実施することにより、成果物のチェック及び受注者に対する助言・指導ができる体制整備に取り組んでおります。

○日高陽一議員 公共工事の品質確保を図るため、工事の前段階に当たる調査・設計業務においても、工事と同様の品質確保策を講じることが重要であるとの考え方に基づいて、昨年6月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により、用地補償調査業務をはじめとする調査・設計等に対しても、技術の維持向上や担い手の中長期的な育成・確保の必要性が位置づけられています。

この改正の趣旨を踏まえますと、成果物の品質と企業の技術力を確保するためには、総合評価落札方式をはじめとした成績評定制が十分に活用できる入札制度がふさわしいと考えま

す。品質確保をさらに進めるために、総合評価落札方式など多様な入札制度を導入すべきだと考えますが、県の考えを県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 用地補償調査業務は、価格競争による入札方式を導入しているところをございまして、一定の資格や実績を求めることで、成果物の品質を確保しているところではありますが、企業の技術力が十分に評価されないため、将来にわたる品質確保の懸念もあろうかと思えます。

このため、当該業務の入札制度につきましても、改正品確法の趣旨を踏まえ、業務の内容や特性に応じて、成績評定制制度などを活用した入札制度を導入することで、技術力や品質の向上を促すことが大変重要であると考えております。

県としましては、関係団体等と十分に意見交換を行いながら、総合評価落札方式を含みます多様な入札制度の導入につきましても検討してまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません、これが本当に最後の、地域の守り手である建設業についてであります。

今回、台風10号では、全国でも様々な被害が生じておりますが、本県におきましても、椎葉村で5人が土砂災害に巻き込まれ、現在、行方不明者の捜索が懸命に行われております。心よりお見舞い申し上げる次第であります。

今回の台風10号をはじめ、今年も全国で自然災害が相次いでおります。地域の建設業者は、災害に備えて警戒やパトロールに当たるとともに、災害発生時にはいち早く現場に駆けつけ、応急復旧に従事するなど、彼らの存在なしには

県民の安全・安心の確保は図れません。

しかしながら、昨今、建設産業を取り巻く状況は依然厳しいものがあります。

知事は、日頃から「常在危機」を掲げ、災害に強い県土づくりが重要とおっしゃっておりますが、地域の建設産業が疲弊してしまえば、根本からその前提が崩れると言わざるを得ません。

来るべき南海トラフ地震を考えましても、今後の防災・減災対策を進める上では、地域の安全・安心を支える建設業者をしっかりと守っていくことが今、何より重要であると強く思っておりますが、知事の所感をお伺いしたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 近年、自然災害が頻発し、また激甚化しております。こうした中で、地域住民が安心して暮らせる環境を守っていくためには、御指摘のありましたとおり、まずは、地元で最前線に立つ建設業者の経営基盤の安定を図ることが大変重要であると認識しております。

この土曜、椎葉村の災害現場を視察しましたときも、捜索また復旧のために重機が精力的に動いておりましたし、村外から駆けつけた建設業者が、10数キロメートルにわたって幅広いエリアを捜索に当たっていると。その姿を見るにつけ、地域を守っていくという高い、強い使命感、また、その絆の深さというものを感じ、心打たれるものがあつたところでもあります。

県としましては、公共事業予算の確保はもとより、適正な利潤を得ることができる予定価格の設定や、発注の平準化に取り組みますとともに、入札における災害対応への評価等によりまして、地元業者が受注しやすい環境づくりにも努めているところであります。

また、喫緊の課題であります担い手の確保・育成に向けましては、若年者の入職促進や資格取得への支援に加えまして、働き方改革の実現、労働環境の改善等を通じた産業の魅力向上とそのPRに、県と業界が一体となって取り組んでいるところであります。

今後、これらの取組をさらに前進させまして、県民の安全・安心な暮らしが確保されるとともに、地域に貢献し、技術と経営に優れた建設業者が、安定的かつ持続的に伸びていくことができる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

○日高陽一議員 地域の守護神であります建設業が衰退しないよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上をもって私の質問を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。

質問に入ります前に、さきの台風10号により被災された方へお見舞い申し上げますとともに、椎葉村において行方不明の4名の方の懸命な捜索を続けておられる皆様に、感謝と敬意を表します。一刻も早い救出を願いながら質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問を行います

ので、知事をはじめ、関係部長、教育長の皆様の明快な御答弁をお願い申し上げます。

公明党は、宮崎県本部が主催で、7月13、14日の2日間にわたり、県内の経済団体及び福祉団体の皆さんと政策要望懇談会を開かせていただきました。どの団体からも、社会資本の整備促進と人材の確保など、また新型コロナウイルスの影響が事業の遂行に大きな壁となり、その窮状を訴えられておりました。国・県への要望を頂きましたので、その県への要望を中心に質問をさせていただきます。

初めに、地域の特性を生かした中心市街地の活性化について伺います。

中心市街地の商店街は、人口減少に伴う需要の縮小、また、事業主の高齢化による廃業や、大型複合店の郊外への進出による店舗移転等により、空き店舗や空き地が年々増加し、地域コミュニティの担い手としての商店街機能そのものが失われつつあります。

さらに、新型コロナウイルスの影響もあり、消費マインドが落ち込み、ますます厳しさを増すことが懸念されます。

このような中ではありますが、宮崎市では、JR宮崎駅西口の再整備が行われ、また民間投資ではありますが、JR九州と宮崎交通株式会社両者の共同開発による商業施設「アミュプラザみやざき」が、この秋にいよいよグランドオープンいたします。また、県内の各市においても再開発が見られ、いずれも中心市街地の起爆剤として期待されています。中心市街地のにぎわいが、人、物、金を呼び込み、地域の活性化や生活の質の向上に好循環を生み、若者の定着にもつながると考えます。

そこで、県としても、中心市街地活性化の取組を支援していくべきではないかと考えます

が、知事の御所見をお聞かせください。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

少子高齢化や人口減少が今後進んでいく中、将来のまちづくりを考える上で、中心市街地は、単なる商業機能にとどまらず、住まいや文化、地域コミュニティーの場として重要な役割を担っております。その活性化は重要な課題であると認識しております。

私自身、広島県呉市の中心市街地にある家具店の長男であります。自治省を志したときも、地域振興を図ることにより中心市街地の活性化に貢献できないか、そういう強い思いも抱いておりました。

そのような中、本県においては、宮崎市の「アミュプラザ」や都城市の「Ma 1 1 ma 1 1」、延岡市の「エンクロス」の整備など、県内各地で活性化の動きが見られております。「まちの顔」でもある中心市街地ににぎわいがもたらされることは、新型コロナウイルスの感染拡大を機に地方回帰の動きも見られる中、本県に企業や人材を呼び込む上でも大きなアピールになるものと考えております。

県といたしましても、これまで、市町村に対する情報の提供や助言、基本計画の策定やタウンマネジャーの設置に対する支援などを行ってきたところであります。

引き続き、国や市町村とも十分連携を図りながら、中心市街地の活性化の取組を推進してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

御答弁にありましたように、宮崎市、延岡

市、都城市のほかにも、日向市のように、都市計画や商業集積により一体型の町並み整備が進んでいます。また、串間市でも、「道の駅くしま(仮称)」が来春にオープンする予定と伺いました。人々の交流や情報の発信源になることが期待されます。

重ねて、暮らしを豊かにする商業・サービス業の振興とまちづくりについて伺います。

まちの機能を高め、活性化に向けてソフト・ハード面の支援をどのように行うのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 県では、これまで商店街の活性化に向けまして、ビジョンの作成や人材の育成、さらには、他の商店街のモデルとなるようなにぎわい創出の取組などを支援してきたところでございます。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の低迷によりまして、商店街は今、大変厳しい状況に置かれておりますことから、県では市町村等と連携して、県民の消費喚起を図るプレミアム付商品券の発行などに取り組んでいるところであります。

また、ウイズコロナ時代に対応した商店街づくりも求められておりますので、感染防止対策を取りながら、内外から人を呼び込む商店街のにぎわい回復の取組についても支援を行うこととしております。

○重松幸次郎議員 御支援よろしく願いいたします。

質問に当たり、先日、県商店街振興組合の理事長との懇談の折、商店街のリーダー研修で講師を務められた、和歌山大学の足立教授のお話を改めて伺いました。

「これからの商店街は、「消費の場」から「生活の場」になるべき。それは「コミュニ

ティーン」である。そして、商店街は若者にとって実践的な教育の場としての役割を持ち、また商店街が地域の安心・安全を守る役割を担う。さらに、商店街は「文化の場」としての、その町の歴史や伝統文化の紹介、伝承の場であっていいのではないかと指摘されております。まとめに、「これからの日本は、都市人口は減少するが、交流人口は増加傾向にあるため、都市人口に加えて、交流人口の取組が必要になってくる」というお話を伺いました。

このように、中心市街地活性化の推進は、本来、商業者、商店街組合、市の取組ではありますが、清潔な街（景観）、訪問しやすい街（交通の充実）、またショッピングを楽しめる街（回遊性・対流性の促進）、大学の発展を持続させる街（教育）、文化的な生活を営める街（文化・伝統の維持）、そして安心・安全な街（防犯・警ら）などは、県が担う部分も大いにあるかと思えます。街の活性化、持続化など、にぎわいづくりへの取組を引き続きお願いいたします。

関連しまして、9月補正予算、「みやぎの成長へつなげる取組」の中で、地域発展の推進力である商工会・商工会議所の支援がありますが、その商工会等指導環境整備事業の具体的な内容を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 地域の商工会議所、あるいは商工会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しまして、その支援の実施について、最前線に立って対応していただいているところであります。

今議会に提案しております商工会等指導環境整備事業では、事務所を訪れる多くの住民や事業者及び職員の感染リスクを抑えるため、パー

ティションなどの備品や設備の整備、さらに業務のデジタル化、リモート化に対応するためのパソコンの整備などを行うこととしております。

○重松幸次郎議員 この2団体は経済団体の中枢であり、ICTを活用した事業の効率化はますます重要であります。

それでは、あわせて、県庁デジタル化・リモート化について伺います。

昨年の情報化推進対策特別委員会の報告で、「県当局には、見直しが予定されている「eみやぎ推進指針」について、人口減少下で予算や人材に限られる中であっても、持続可能で安定した行政サービスが提供できるよう、総務省の推進するスマート自治体の趣旨を踏まえた適切な見直しを行っていただくよう要望します」と提言しておりましたが、現実的に事業が行われようとしております。

それでは、「みやぎの成長へつなげる取組」の中の「県庁デジタル化・リモート化」の具体的な事業内容を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面におきましても、県庁の機能を維持し、県民サービスを低下させないためには、県民との相談窓口における3密の回避やテレワークの推進など、新しい生活様式に対応したデジタル環境を整備することが大変重要であると考えております。

このため本事業では、職員が県民とのコミュニケーションをオンラインで行うシステムの導入や、職員のテレワーク用端末の拡充、庁内会議室の無線LAN化などを進めることとしております。

このことによりまして、県民サービスの向上

や危機管理体制の強化が図られますとともに、行政運営の効率化や職員の働き方改革にもつながるものと考えております。

○重松幸次郎議員 行政も、企業団体も、新たな世代への構想にデジタル化を推進していかなくてはなりませんので、よろしく願いいたします。

また、執行部より、宮崎県官民データ活用推進計画がまとまり、運用が始まったと伺いました。これにより、暮らし、福祉・医療・介護、地域活性化、産業振興などの幅広い分野で、データやデジタル技術を活用した対策にも積極的に取り組むことができます。官民挙げてデジタル化をさらに推進できますように、その先導役をお願いいたします。

続きまして、文化芸術活動への支援について伺います。

今回ではなく前回までのコロナ対策の予算に、文化芸術活動支援がありました。先日も、県芸術文化協会の方に、芸能団体をはじめ、演奏家やスタッフなどは、イベントやコンサートの自粛で、厳しい日常の生活だと聞きました。

国は、「文化芸術活動への緊急総合支援パッケージ」を創設し、簡単な審査や手続で、フリーランスの歌手、役者、スタッフなどに活動費支援や団体支援も行ってありますが、県からも独自に、文化芸術に携わる方々を守っていただきたいです。

そこでまず、ホールや劇場の対策が必要です。イベント・コンサートの運営再開には、3密を避けるためには、どうしても座席の間隔を空け、さらに感染予防対策を施さなければなりません。そうでなければ、イベントの開催もできません。

そこで、県の文化振興の拠点である県立芸術

劇場における新型コロナウイルス感染症対策の現状について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県の文化振興の拠点であり、多くの県民の皆様方に御利用いただきます県立芸術劇場につきましては、より一層の新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことが重要であると考えております。

このため県では、指定管理者に対し、感染防止対策に関する情報提供や指導を行っているところであります。

これらを踏まえ、指定管理者では、業界団体のガイドラインを参考に劇場独自の対策を定め、適切に対応するとともに、公演の主催者や来場者にも協力を求めています。

具体的には、座席を全体の5割以下とすることや、スタッフ及び来場者のマスク着用、手指の消毒、検温、会場内の換気の徹底、来場者の連絡先の把握等を行っているところであります。

今後とも、指定管理者と連携を図りながら、県立芸術劇場の感染症対策の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 同じように県立図書館、美術館も感染対策を施しているとお聞きいたしました。利用者へ安心を与える取組に万全を尽くしていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症に係る地域経済の再生・復興に関し、県内の文化芸術活動に対してどのような支援を行っているのか、同じく総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、県内の文化芸術団体は活動自粛を余儀なくされ、発表会など多くの公演が中止や延期になっております。

そのため県では、文化芸術の支援機関として設置した「アーツカウンシルみやぎ」に相談窓口を設けるとともに、各団体が実施する感染防止対策やネット配信などの新たな取組を支援するなど、活動再開を後押ししているところがあります。

また、各団体の参考となりますよう、来場者の密集を避けた入場の工夫や、出演者のソーシャルディスタンスの確保など、新しい生活様式に基づいたモデル公演を実施することとしております。

県といたしましては、来年に延期されました国文祭・芸文祭につなげていくためにも、今後とも、県内の文化芸術活動の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしく願いいたします。

宮崎国際音楽祭の特別公演が、11月にメディキット県民文化センターで、ベートーベン生誕250年を記念し、3公演行われるということを知りました。来年の国文祭・芸文祭の助走になり、機運の醸成につなげていただきたいと思います。

再度、政策要望懇談会の中からお尋ねします。

まず、県医師会からの要望です。社会保障費の財源確保を求める国への事項を含めて、9つ要望を頂きました。時間の関係で、本日は3点お伺いいたします。

その前に、厚生常任委員会の県内調査で、7月、宮崎県立病院の建設現場において工事の概要をお聞きし、また、診療・ナースステーションや病室のモデルルーム等を見学いたしました。働き手の動線を意識した診療機能と、屋上ヘリポートなどを備え、災害対応機能の充実を

図るための工夫を感じました。既に建屋の骨格がほぼ完成し、来年4月1日の開院予定であります。

それからまた、先日、宮崎市西部地域の有田に先月新築移転しました、宮崎市郡医師会病院も訪問させていただきました。医師会諸施設の集約と、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、こちらも屋上ヘリポートを備え、まさに医療防災拠点病院であります。これら最新の医療機器を備えた新病院で、これから本県の医療を担う若い医師、看護師が陸続と育っていただきたいと思っております。

そこで本題ですが、本県は、医師少数県に位置づけられ、あわせて地域偏在、診療偏在により、救急医療をはじめ、地域医療の確保がますます厳しさを増しているとの現状を伺いました。

では、医師不足と偏在により地域医療の確保が厳しさを増す中、医師の県内定着に向けてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、本県は、全国下位3分の1に位置する医師少数県とされており、加えて地域間の偏在も大きな課題となっております。

このような中、医師修学資金の貸与を要件とする宮崎大学医学部の地域特別枠の定員を、令和2年度より10名から15名に増員するとともに、県内で9年間、うち4年間を医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムを策定しまして、医学生等への周知・説明など、プログラムの理解促進に取り組んでおります。

また、あわせて、地域医療介護総合確保基金の医師少数県の重点配分など、必要な財源の確保についても、国に対し要望しております。

今後も、宮崎大学や県医師会等と一体となって、医師の確保、地域間の偏在解消に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 今のような取組の成果で、医師の確保が徐々に上向いているというふうにお伺いしました。さらに取組をお願いしたいと思います。

そして、看護師不足や看護師等養成校の財政支援の要望もありました。慢性的な看護師不足の中、医師会立看護師等養成所への財政支援と、県立看護大学の県内就職率を高めるための取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医師会立を含む看護師等養成所につきましては、毎年度、運営費等補助金を交付しておりますが、交付に当たっては、県内就職率や、県外で働く卒業生のUターン就職支援の実績に応じた調整を行うといった、県内での看護師確保に対する支援を強化しております。

また、県立看護大学の県内就職率の向上につきましては、県内出身入学者の確保が重要でございますので、大学では令和3年度より、県内推薦枠を4名増の40名に拡大することとしたほか、県立病院をはじめ、県内医療機関における合同就職説明会や、県内で就職した卒業生との交流会の開催など、学生に対する支援の充実にも努めております。

県としましては、今後とも、県内に定着する看護人材の養成・確保が効果的、安定的に図られますよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。医師、看護師共に県内定着に努めていただきたいと思っております。

県医師会要望の最後に、小児救急医療の確保についてお尋ねします。

宮崎市夜間急病センター小児科の医師不足など、診療体制の継続が危惧されている中、県の小児救急医療体制の確保に向けた取組について、これも福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 夜間における小児救急医療体制は、市町村が主体となって夜間急病センター等を設置し、医師会の協力により運営されておりますが、小児科医の不足、高齢化等により、大変厳しい状況であると認識しております。

このため県では、医師修学資金貸与制度の返還免除対象に小児科を含めるとともに、小児科専門医を目指す若手医師への研修資金貸与など、小児科医の育成・確保に取り組んでいるところであります。

また、夜間急病センター勤務の医師の負担を軽減するため、こども救急医療電話相談や、県民に対する適正受診の啓発を実施しているところであります。

今後とも、市町村をはじめ、医師会、大学等関係機関と連携しながら、県民が安心できる小児救急医療体制の確保に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 子供・子育てにおいては、小児医療の充実は大変大事な取組であります。よろしくお伺いいたします。

福祉行政については、また後ほどお伺いしたいと思います。

それでは、経済団体の共通の課題で、地場企業の振興について伺います。

午前中、日高陽一議員のほうからもありましたけれども、建設産業は、社会資本の整備を支え、地域の経済や雇用、地方創生の推進を担う

とともに、防災・減災など災害対策業務に多大な貢献をされています。

しかしながら、その経営環境は、建設投資の減少やダンピング受注、県外企業との競争、技能労働者の高齢化と若手入職者の減少による人材不足など、厳しさが続いています。県民の安心・安全の確保と、地域の経済や雇用を支えるために、公共事業予算の確保と地場企業の振興が欠かせないとの声を頂きました。

地域の守り手である建設産業を育成するために、どのような取組を行っているのか、私からは県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 建設産業の育成を図るためには、将来にわたり安定的・持続的に活躍できる環境の整備が図られるよう、新・担い手3法の趣旨を踏まえた取組を進めることが大変重要であると認識しております。

このため県では、安定した経営環境の整備に向けて、必要な予算の確保に努めますとともに、労務単価を8年連続で引き上げるなど、適正な予定価格を設定するほか、予算の執行に当たりましては、県内企業への優先発注など、地産地消の取組を推進しているところであります。

また、働き方改革の一層の推進を図るために、週休2日工事やICT活用工事の拡大、工事書類のさらなる簡素化等にも取り組んでいるところであります。

県としましては、今後とも関係団体等と連携を図り、希望と魅力ある建設産業づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

同じく経済団体より、中小企業の継続的発展のために人材確保が欠かせない、中小企業の魅

力発進、人材の長期定着を図るため、幼少期からのキャリア教育も大切ですし、特に若者の地元定着を推進してほしいとの声です。

そこで、高校生の県内就職の促進に向けた取組について、ここは教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会が行っております県内就職促進の取組ではありますが、現在、就職支援エリアコーディネーターを県内6地区に配置しまして、生徒への県内企業の情報提供や、企業への求人依頼を行っているところであります。

また、県内企業見学会や、関係機関と連携したジュニアワークフェアの開催の取組などによりまして、県内就職率は徐々に上昇してきております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も懸念されますので、私自身、県内経済関係団体を訪問いたしまして、就職や採用への特段の配慮を依頼するとともに、先日、県内企業を訪問いたしまして、継続的な採用のお願いを行っているところであります。

今後も関係機関と連携しまして、県内就職の促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 高校生のみならず、小学・中学の児童生徒にも、地元の魅力や企業紹介をよろしくお伺いいたします。

一方で、コロナ禍の中で地方への分散、人の流れもできつつあるように思いますが、県外からの人材確保や移住促進のためにどのような支援を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、昨年度、全国からの移住者を対象に最大100万円の支

援金を創設したところではありますが、交付決定件数が、昨年度の1件から、今年度は8月末時点で13件と、着実に増えてきております。

また、市町村や関係部局などと連携して、ウェブ上での情報発信や、企業に対する魅力ある求人につながる支援、空き家を活用した受入れ環境整備等の取組を、引き続き進めていくこととしております。

コロナ禍の中で、県の移住窓口への相談件数は、今年6月には過去最高の219件を記録するなど、地方への関心の高まりを実感しております。

今後とも、市町村などと連携しながら、ポストコロナ時代をにらんで、移住施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 テレワークやデジタル環境の整備、豊かな自然を生かしたワーケーションの取組等も、これから重要になってくると思いますので、市町村とも連携して取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

次に、県内重要港湾の整備促進及び物流機能の拡充について伺います。

細島港は、急増する原木輸出や製材工場の増産で岸壁利用度が高まり、施設が不足している。また宮崎港は、農畜産物を大消費地に輸送する神戸航路の維持や、旅客と官公庁施設を複合したターミナルの建設など、日南油津港は、大規模地震災害時の緊急物資拠点の確保などを求められております。

そこで、単刀直入ではありますが、重要港湾3港の整備状況について、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 本県の3つの重要港湾につきましては、地域の産業や経済を支える重要な物流拠点でありますことから、地

域のニーズ等を踏まえながら、整備を進めております。

細島港では、急増する林産品等の取扱いに対応するため、白浜地区におきまして、水深10メートル岸壁の整備を進めているところであります。

宮崎港では、航路等の堆砂対策として、防砂堤の整備を進めるとともに、今後、カーフェリーの大型化に対応するため、航路の拡幅など、必要な港湾施設の整備に取り組むこととしております。

油津港におきましては、これまでファーストポート化や大型クルーズ船に対応した岸壁の整備を行ってきたところでありまして、現在は、国土強靱化対策の一環として、岸壁の耐震化工事を進めております。

今後とも、それぞれの港の特徴を生かしながら、より一層の機能充実に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 以前にも要望しておりました、宮崎港の複合ターミナル建設計画、ぜひとも進めていただきたいと思います。

本県物流の生命線である船舶輸送、高速道路のネットワークを生かした港湾機能の強化を、よろしく願いいたします。

次に、宮崎県自閉症協会との懇談から、要望をまとめてお伝えします。

自閉症を含む発達障がいの方への支援は、幼児期から青年期、そして社会人として就労し、社会貢献できる人生が送れるように、各ライフステージに沿った一貫した支援を行うことが必要であり、発達障がい児（者）の早期発見や適切な対応のために、発達障がいを正確に判別するためのアセスメント（調査・評価）をしっかりと行うことが必要です。

そして、サポート（支援）する人の専門性を高めてほしい。さらに、ペアレントメンターの活用について——このペアレントメンターは以前、説明いたしましたけど、自らも発達障がいのある子育てを経験し、同じような発達障がいのある子供を持つ親に対して傾聴に徹し、共感的な支援を行い、その上で地域の情報を提供したり体験談を話したりすることができる研修を受けた人のことをペアレントメンターと申します。その方々の利用・活用、サークルとか茶話会など、いろんな場面でもっと活用してほしいという声でありました。

そして、自閉症（特性）の強みを生かした就職支援をと、そのような内容でありました。

この件も午前中、日高陽一議員も質問されましたが、本県の自閉症を含む発達障がい者の支援に対する基本的な方針について、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県におきましては、障がい者施策の基本計画としまして、宮崎県障がい者計画を策定し、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくりを基本目標に、様々な取組を進めております。

発達障がいは、例えば興味・関心の偏りや強いこだわり、多動といった様々な特徴が現れると言われております。身体障がいや知的障がいとは異なった特性があるものと考えております。

このため、本県におきましては、独自に宮崎県発達障がい者支援計画を策定し、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築及び障がいへの理解促進を基本的な方針として、きめ細やかな対応を図っているところでもあります。

○重松幸次郎議員 発達障がい者への支援、知事の思い、分かりました。

では、具体的な発達障がい者への支援について、発達障がい者への支援に対する基本的な方針に基づき、どのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発達障がい者への支援につきましては、年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築のため、保健師、保育士、教員等への専門研修や、就労に向けての雇用セミナーを実施しております。

また、保護者が悩みを相談するペアレントメンターのさらなる活用にも努めております。

さらに、県民の理解を促進するため、普及・啓発セミナーの開催や、保護者向けのハンドブックの配布等を実施しております。

今後とも、発達障害者支援センター等の関係機関と連携し、発達障がい者の支援に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。自閉症を含む発達障がい者へ、適時適切な指導や対応を求めています。よろしくお伺いいたします。

次に、宮崎県薬剤師連盟からの要望をお伝えいたします。

1点目は、モバイルファーマシー（災害時対応医薬品供給車両）についての要望でしたが、この件は、以前の満行議員、野崎議員の質問及び答弁とほぼ状況が一緒でありましたので、私のほうからも、導入に向けて検討を進めることを要望して、割愛させていただきます。

要望の2点目は、スポーツファーマシストの養成についてでありましたが、その前に、まずスポーツファーマシストを説明させていただき

ます。

スポーツファーマシストは、最新のアンチドーピングに関する知識を持つJADA（日本アンチ・ドーピング機構）が認定する薬剤師です。つまり、スポーツ選手のドーピングを防ぐための認定薬剤師がスポーツファーマシストであります。

その上で、薬剤師連盟の要望書には、「現在、宮崎県にはスポーツファーマシストの有資格者が約50名いるが、実際に公式ホームページで公表しているスポーツファーマシストは19名と少ない状況にある。このような中、6年後に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、多数のスポーツファーマシストが必要となってくることが予想される。（中略）実際、2015年、和歌山県で開催された際には、約100名のスポーツファーマシストが養成された」とありました。

しかし、執行部との確認で、この件につきましては、これから要望を受けて検討に入る段階ですので、質問の内容を少し変えます。

そこで、平成29年2月定例会でも質問させていただきましたが、これからの各種全国大会や国民スポーツ大会などに挑戦する県内の若手アスリートのために、アンチドーピングに向けて、県教育委員会ではどのような取組をされているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、県スポーツ協会と連携し、医師、薬剤師、栄養士等を委員とした「スポーツ医・科学委員会」を設置しております。専門的知見からの選手育成・強化に取り組んでおります。

その中で、ドーピング防止につきましては、国体に出場する選手や指導者を対象に研修会を開催しまして、スポーツドクターによる講義

や、薬剤師による薬物に関する相談会を行っております。

また、選手が大会前に提出する問診票で、服薬している薬等を報告し、薬剤師が禁止薬物のチェックを行うなど、「うっかりドーピング」を含めたドーピング防止に努めているところであります。

○重松幸次郎議員 「うっかりドーピング」、選手諸君が気づかないうちに服用し、競技会に参加できないとか、出場記録が公認されないということがないように、対策をお願いしたいと思います。

先ほどのスポーツファーマシストの養成も含めて、これは福祉保健部かもしれませんが、検討していただくように要望いたします。

3点目は、学校環境衛生活動の支援、つまり学校薬剤師の活用についてです。

これまでの会議録では、薬物乱用防止についての質問で、教育長の答弁の中に、学校薬剤師が散見されますが、私も詳しく知りませんでしたので、紹介いたします。

学校薬剤師は、学校保健安全法の定めるところにより、大学以外の学校に任命されています。

その活動内容ですが、その一部を紹介しますと、1つは環境検査、2つ目は給食室の検査、3つ目は飲料水検査、4つ目は空気検査などを細かくチェックして、児童生徒が1日の大半を過ごす学校の環境が、健康的で安全であることを目指して仕事をしておられます。

薬剤師連盟の要望では、地域によっては、検査器具の不足や検査費用の不足、適切な報酬が支給されていないことなどが要望書にありました。

それでは、学校環境衛生活動について、県教

育委員会ではどのように取り組んでいるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 児童生徒の健康の保持、増進や学習効率の向上を図るためには、健康的で快適な学習環境が必要でありまして、それを維持するための検査や事後措置等の学校環境衛生活動は、大変重要であります。

県教育委員会では、各県立学校の学校薬剤師が行います、水質や照度、空気等の定期及び臨時検査の費用を負担するとともに、県薬剤師会が集約・分析した検査結果に基づきまして、環境の維持・改善に努めているところであります。

今後、県薬剤師会と連携しながら、学校環境衛生活動が適正に実施されるために、必要な措置を講じ、学校の適切な環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 安心・安全な学校の環境衛生をよろしくお願ひいたします。

次に、宮崎市肢体不自由児・者父母の会、県難病団体の皆さんからの要望です。

初めに、肢体不自由、つまり医療的ケアを必要とする重度の身体障がい児（者）の災害時避難が一番の心配であると同いました。1次避難から福祉避難所へというルールがありますが、父母の会の要望は、福祉避難所に事前登録できないのだろうかというお話でありました。

このことにつきまして、原課担当者より、避難所運営は市町村であると聞き、改めて調べたところ、内閣府が避難所運営ガイドラインをまとめており、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」が策定され、本ガイドラインは、この指針に基づき、市町村が取り組むべき云々と書いてあり、さらに、高齢者や障がい児・者、乳幼児など特

別な配慮を必要とする福祉避難所においても、「また、福祉避難所についても、市町村を中心として、平時から取組を進めていただきたい」とうたってありました。福祉避難所への優先度、また、その他の要望も一旦整理をしまして、我が党の市議会・町議会議員と丁寧に福祉団体に声を届けてまいりたいと思います。

次に、宮崎市からの要望では、医療的ケア児等は年々増加していますが、医療的ケアを提供できる事業所は限られ、不足している。そのため、提供体制の確保が課題であり、医療的ケア児等を受け入れる県立こども療育センターにおいても、少しでも多くの利用が可能となるよう、医療的ケアの提供体制の確保について要望されたところです。

そこで、在宅の医療的ケア児等の支援拡充に向けた県立こども療育センターの取組について、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児、いわゆる医療的ケア児等につきましても、医療技術の進歩により、近年、増加傾向にあります。

こども療育センターにつきましても、医療と福祉サービスを併せて提供する県内唯一の県立の医療型障がい児入所施設として、その支援の充実を図る必要があると考えております。

このため、7月の臨時議会で議決いただきました補正予算で、今後、感染症対策として、病室の改修や必要な設備整備等を行うこととしておりまして、これらを有効活用しながら、ニーズの高い医療型短期入所や日中一時支援などの充実を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今回のコロナ禍によって支援学校が休校になり、在宅での養育もかなり負

担があったと聞きました。今後ますます多様化するニーズに、機能を高めていただきますよう要望いたします。

難病団体連絡協議会の皆さんも、大規模災害時の避難所と併せて、透析病院の電源確保、浄水機能の拡充を訴えられておりました。

また難病の方は、外見からは分からない内部疾患や身体に障がいがある人がほとんどであります。そこで、赤字に白の十字とハートが縦に描かれた「ヘルプマーク」をつけて生活しておりますけれども、例えば優先駐車場を利用すると、白い目で見られることがあるそうです。もっと周知が必要だというお声でした。

そこで、ヘルプマーク周知への取組状況について伺います。また、学校での周知も有効と考えられますので、学校との連携について検討をお願いしたい。これも福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、ヘルプマークの趣旨を県民の方々に理解していただくため、各市町村及び関係団体への広報チラシの配布、JRやバス会社、商業施設、金融機関におけるポスター等の掲示の依頼、福祉・介護職員等を対象とした研修会における制度説明などを行ってまいりました。

本県で配布が開始されました平成30年4月から令和2年8月末までの間に、県及び市町村において約5,700人に交付を行っております。

今後は、ヘルプマークについてさらに理解を深めていただくために、教育委員会等と連携し、周知に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 内部疾患や難病の方々だけでなく、例えば義足や人工関節を使っている人、妊娠初期の人や精神疾患、知的障がいのある方々も考えられます。広報と周知をよろしく

お願いいたします。

政策要望懇談会の最後に、公共交通の要であり、観光振興に大きく貢献されている県バス協会、県タクシー協会の要望から質問いたします。

言うまでもなく、新型コロナウイルスの影響で、県外からの往来や県内の利用客も激減し、見通しの立たない不安な経営状況である。収入が減少する一方で、それよりも大きな額の経費を負担し続けている状況にあり、国や各自治体の支援はありがたいが、決して十分ではない。

バス協会からは、対策として、まず感染防止のための資材（マスク・消毒液等）の優先備蓄と機材への補助や、事業継続のための資金貸付けの利子補填、また、路線バスに伴う補助金のカット割合が高まらないよう特別措置を求めるなどの要望でありました。

また、タクシー協会からも、感染防止の補助金及び新たな給付金やタクシーでも使えるクーポンなどを創設してほしいとの要望です。

バス、タクシー、また、レンタカー協会の方もそうなんですけれども、国のGoToキャンペーンと併せて、観光産業が一体となった大胆な支援策を講じていただきたいとの趣旨でありました。

そこで、公共交通事業の主な団体であります、新型コロナウイルスの影響を受けているバス事業、タクシー事業者に対しどのような支援を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、新型コロナウイルス感染症対策として、バス事業者に対しまして、利子補給事業による資金繰り支援をはじめ、利用者の減少により収支が悪化している広域的なバス路線を維持するための補助

金の増額、路線バスの一泊乗車券の割引などの支援を行っているところであります。

また、タクシー事業者には、同様に利子補給事業による資金繰り支援のほか、公共交通機関の安全・安心の確保を図り、県民等が安心して利用できるよう、事業者が取り組む感染防止対策への支援を実施しているところであります。

現在、感染状況は落ち着きを見せておりますことから、県といたしましては、交通事業者と連携した利用促進に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先日、県内32の旅行業者が参加し、国のG o T o トラベル及び県の補助を受けて、県民向けに格安の県内日帰りバスツアーを今月11日から販売するという記事がございました。交通事業者を含む観光事業は、本県の主要産業でありますので、県独自に需要の回復に努め、さらなる支援を講じていただきますよう要望いたします。

環境並びに防災についてお伺いします。

自然災害が頻発し、激甚化しております。特に、温暖化による異常気象は猛威を振るっています。世界的に温室効果ガス排出削減に向けた取組が検討されている中で、今こそ地球温暖化対策へと、国も地方も取り組まなければなりません。本県が再生可能エネルギーの先進県になることを願っています。

そこで、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー導入についてどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 発電時に温室効果ガスをほとんど排出しない再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化の防止に貢献しますとともに、エネルギーの地産地消により、災害に強い地域づくりにもつながるものと考えてお

ります。

このため県では、昨年6月に策定いたしました「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づきまして、市町村に対しましては、再生可能エネルギー導入を検討する際の可能性調査に対する支援を行っております。

また、県民及び事業者等の皆様に対しましては、施設見学、セミナー開催及びホームページなどにより、災害時の電力確保や余剰電力の活用など、再生可能エネルギー導入のメリットに関する情報提供等に取り組むことにより、その導入促進に努めているところであります。

○重松幸次郎議員 再生可能エネルギーの推進、よろしくお願いたします。

実は通告をしておりましたが、この再生可能エネルギーを活用した「電力レジリエンス」について質問ができればと思いましたが、今回はその概要のみお話をさせていただきます。

昨年9月、台風15号が千葉県内を横断し、関東地方を中心に最大93万戸の停電が発生しました。2018年の北海道胆振東部地震で国内初のブラックアウト（全域停電）が発生したことも、記憶に新しいところです。今回の台風10号でも、九州で大規模な停電が発生しました。

近年の災害では、被災地域が広域化し、長期停電による影響も甚大なことから、電力の安定供給と復旧の迅速化に向けて、電力レジリエンスを高める取組に注目が集まっているようです。電力レジリエンスとは、電力のインフラシステムを強靱化することです。

政府が有識者で構成したワーキンググループが今年1月に取りまとめた報告書では、人工知能（AI）を活用した精緻（精密・緻密）な停電復旧見通しや無電柱化の推進、倒木処理に向けた連携強化などを掲げています。中でも、分

散型電源としての再生可能エネルギーの役割に、大きな期待を示しております。従来は、発電から変電、送電、配電に至る電力系統の中で、この再生可能エネルギーは、主要系統から独立しても電力を供給することが可能だからです。非常時に主要系統から切り離せば、事故の影響を防ぎ、停電から守ることができます。その小規模分散型エネルギーネットワークは、「マイクログリッド」と呼ばれており、現在、経済産業省から助成事業を受けて、北海道石狩市や岡山県真庭市、熊本県芦北町で、太陽光や木質バイオマス発電を活用して実証事業が進められているようです。この導入に向けて、県としても、停電から生活を守る電力レジリエンスの調査・検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりました。防災ヘリコプター等の減災対策についてであります。

激甚化する自然災害の災害復旧において、情報収集や救助活動におけるヘリコプターの活用は重要です。今回、防災庁舎と、先ほど紹介しました県立病院や市郡医師会病院の屋上には、ヘリポートが整備されました。本県のドクターヘリをはじめ、防災救急ヘリ「あおぞら」、そして県警ヘリ「ひむか」など、救援・医療活動にますます活躍が期待されます。

ここで少し気になることがあります。ドクターヘリは小高い宮崎大学の基地にあるので心配はないのですが、防災救急ヘリ「あおぞら」、そして県警ヘリ「ひむか」の格納基地は、赤江の宮崎空港敷地内にあります。南海トラフ巨大地震において想定される津波浸水想定では、30センチから1メートル浸水すると予測されております。万一、機体はもとより、救助隊員やスタッフも近づけないような状況になれば、救助活動に支障を来すのではないかと心配

する声を頂いております。

そこで、津波被害を想定し、防災救急ヘリの基地を高台に移設するべきではないかと考えますが、県の考えを危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 防災救急ヘリの基地は、海岸から約2キロメートル離れた地点にあり、南海トラフ巨大地震による津波の想定浸水深は、ヘリの機体に影響がない程度の深さとなっております。

また、基地周辺が被災した場合、他県との相互応援協定に基づきまして、ヘリの応援を受けられる体制が整えられているほか、国の「宮崎空港津波早期復旧計画」では、被害の発生から3日以内でヘリの運航を再開できる見込みとされております。

さらに、現在の基地は、宮崎空港の管制下にあり、安全に離発着ができるほか、燃料タンクやタンクローリーが整備され、緊急出動時の迅速な給油が可能であるなど、航空基地としての環境が整うとともに、中核的医療機関である宮崎大学医学部附属病院等と近接し、円滑な連携が可能と考えております。

このようなことから、防災救急ヘリ基地の設置場所につきましては、現在地が適当であるというふうに考えております。

○重松幸次郎議員 県民の命を守るため、万全の対策を講じていただき、防災・減災、そして復興計画をさらにお願ひして、私の質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 知事をはじめ県職員の皆さん、日常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症、災害等への対応に心身と

もに休まる暇もなく、尽力をいただいております。体調に十分留意して頑張ってくださいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

本県の新型コロナウイルス感染症につきましては、3月に県内で初めての感染者が確認され、半年が経過いたしました。全国的にも、都市部を中心に多くの感染事例が報告されており、いまだに事態の収束が見えない状況にあります。

また本県では、7月末から8月にかけての感染は事実上の第2波と言われており、クラスターが発生する中、感染拡大の徹底的な封じ込めを図るため、県では県下全域の飲食業者等に対し、8月1日から16日までの休業または時間短縮営業の要請をいたしました。この休業要請等に協力をいただいたことにより、7月以降の感染拡大は、減少傾向に転じたとも考えられます。感染の封じ込めは一応の成功を収めたのではないかと評価しております。

ただ、一方では、2度目となる休業要請に応じない事業者でありますとか、協力金の増額を求める声があるのも事実であります。新型コロナへの取組は、事業者や県民一人一人の理解と協力がなければ前には進みません。

そこで、県は国に対し、新型インフルエンザ等特別措置法の改正について、全国知事会を通して要望を行ったと聞いておりますが、その要望の内容、ポイントについて、知事に伺います。

以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策を進める上では、国と地方との連携が極めて重要であ

ると考えております。

全国知事会においては、幾度となくウェブにより会議を開催し、全国各県の意見を集約することによりまして、これまで随時国に対し、法律の整備や財政措置など提言を行ってきたところであります。

特に、感染が全国で広がった8月には、全国知事会を通じて、積極的疫学調査や休業要請の実効性を担保するための罰則規定のほか、国による休業補償金的な協力金の制度化といった法的措置をはじめ、PCR検査・医療提供体制の拡充、水際対策の強化及び社会経済活動の段階的引上げなどについて緊急提言を行ったところであります。

今後とも、全国知事会等とも連携しながら、適宜、国に対して必要な提言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○外山 衛議員 次は、新型コロナウイルス感染症の見直しについてであります。

去る8月28日、国は、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組方針を発表いたしました。この中で、今後の検査体制や医療提供体制の確保などとともに、新型コロナの感染症法における権限の運用について、今後、柔軟に見直しを行っていくこととしております。

そこで、新型コロナの感染法上の位置づけの見直しについて、県はどう考えているのかを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナの感染症法上の指定区分につきましては、先般発表された国の今後の取組において、軽症者や無症状者の宿泊療養施設での対応等を徹底し、病床などの医療資源を重症者に重点化していくという方向性の下、政令改正も含めた見直しを検討することとされたところであります。

見直しにつきましては、検査や治療に係る保健所や医療機関への負担、感染拡大防止対策、社会経済活動への影響等を総合的に考慮し、迅速かつ適切な検討が必要であると考えており、今後の国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、新型コロナの退院基準についてであります。

新型コロナと判明いたしますと、原則、入院または宿泊療養施設で療養を行うこととなっております。3月や4月の第1波と言われる頃は、退院時にPCR検査を行い、陰性が確認された後に退院となると認識しておりましたが、現在におきましては、一定の条件を満たせばPCR検査を受けなくても退院ができるようになったと、国の基準が改められたとのことであり、

そこで、国がPCR検査を行わなくても退院できるとしたその根拠を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、国の退院基準では、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間を経過した場合には、PCR検査をしなくても退院ができることとなっております。

これは、WHOなど国内外の知見によりますと、発熱等の症状が出てから7日から10日程度たつと、新型コロナの感染性は急激に低下し、人に感染させる可能性は極めて低いということが分かってきたことによるものであります。

なお、退院される方に対しては、退院後4週間は健康観察等をお願いしておりますが、仕事等への復帰は可能とされております。

○外山 衛議員 次に、新型コロナウイルス感染症の中小企業への影響についてであります。

新型コロナの感染拡大は、外出自粛や休業要請等により直接的な影響を受けた飲食業や宿泊業のほか、あらゆる業種の企業経営に多大な影響を及ぼしております。

新型コロナウイルス感染症に関連した県内企業の倒産状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 民間信用調査会社によりますと、今年度の県内におきます負債総額1,000万円以上の倒産件数は、これまでのところ13件となっており、昨年同期の19件に比べまして、6件少ない状況であります。

このうち、新型コロナウイルス感染症に関連した倒産は、感染が全国に拡大した4月から月1ペースで発生しておりまして、合計4件であり、その内訳は、製造業、卸売業、小売業、宿泊業が1件ずつとなっております。

感染症の影響の長期化に伴いまして、倒産が増加する懸念もありますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 先日の山下博三議員の代表質問に対して答弁がございましたように、県の融資制度におきましては、7月までに975億円のコロナ関連融資を行ったとのことであり、県内のコロナ関連倒産が4件に抑えられているのは、こうした資金繰り支援策が一定の効果を発揮しているものとは思いますが。

一方で山下議員は、利子補給が終了した後や元金の返済が始まったときに返済が滞ることが懸念されると言われました。私としても同感であります。また、心配でもあります。

また、1,000万円未満の負債を抱えての倒産・廃業を含めて、県当局におかれましては、今後の動向を注視していただきますようお願い申し上げます。

次に、長距離フェリーについて伺います。

宮崎と神戸を結ぶ航路は、本県の基幹産業である農畜産物を安定して消費地に輸送する重要な役割を担っているほか、スポーツ合宿団体や観光客の利用もあって、本県にとりまして極めて重要な交通基盤であります。このことを踏まえ、昨年11月の議会におきまして、宮崎カーフェリーの新船建造に対し、貸付支援を行う方針を決定いたしました。

人の移動の自粛等によりまして、公共交通機関の利用にも大きな影響が生じております。宮崎カーフェリーにおきましても、貨物・旅客ともに大変厳しい状況にあると伺っております。

新船建造に向けて経営安定化が求められる中、先日の代表質問におきまして、フェリー貨物に関して、執行部より、「コロナ禍において減少しているところではあるが、会社と連携し、しっかりと貨物を確保し、経営安定化を図っていく」旨の答弁がなされたところでありますが、旅客についてもしっかりと回復を図っていく必要があると考えます。

つきましては、旅客の現状と今後の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎カーフェリーの4月から6月までの旅客実績は、対前年比で約8%に減少しており、7月以降も、事実上の第2波の影響によって厳しい状況が続いていると伺っております。

現在、感染状況は落ち着きを見せておりますことから、県といたしましては、観光需要の回復を図りますため、「みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業」の本格展開によって、フェリーについては、乗用車の料金や1等客室へのグレードアップに対する割引支援などを行い、家族の里帰りや個人観光客の需要を取り込

むこととしております。

あわせて、サーモグラフィーや客室におけるパーティションの設置など、運航会社が行っている感染防止対策を積極的に情報発信することによって、フェリーの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 新型コロナウイルスの感染拡大によって、飲食、流通、観光をはじめとした幅広い分野において深刻な影響を受けていることは言うまでもありませんが、観光分野のうち宿泊業につきましては、6月から8月の売上げ平均が前年比約4割にとどまっており、厳しい経営が続いております。

また、これまでは、飫肥や鶴戸神宮に貸切バスで多くの観光客が訪れておりましたが、感染症の影響により、今ではそのような光景を見ることがほぼなくなりました。

感染症発生後の貸切バスは、キャンセルが相次いでおり、ほとんど稼働がない状況であります。貸切バス事業者の経営も、極めて厳しい状況に陥っております。

そこで、貸切バス事業者の事業回復に向けた取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 感染症拡大に伴い、往来自粛などがございました結果として、宿泊業をはじめ、貸切バス事業者の経営にも大きな影響が生じております。

このため県では、観光需要喚起策といたしまして、県民宿泊キャンペーンや大分県との相互誘客に取り組みますとともに、特に貸切バス関係につきましては、教育旅行での借上げ費用の助成や、県民向け日帰りバスツアー商品の造成を支援する取組を進めているところであり、観光関係者からも期待の声が寄せられております。

今後、このような取組を県民の皆様にご覧いただき、利用を促進することも重要であると思っておりますので、観光関係団体と連携して、積極的に情報発信を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 本県では、重要港3港でクルーズ船を受け入れておりますが、その経済効果は大きく、中でも油津港は、ファーストポートでの寄港が可能となり、今後が大変期待されているところではございますが、新聞の報道によれば、福岡市が、博多港においてワクチンが十分備えられるか、または、治療法が確立するまでクルーズ船の寄港を認めないと決めたという内容の記事を目にしました。

このたびの福岡市の判断もさることながら、コロナの終息を見ない限り、そもそもクルーズの再開は難しいとは思いますが、クルーズ船の受入れについて、本県ではどのように対応されるのかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） クルーズ船につきましては、感染症拡大への不安や入国制限もありまして、現在、ほとんどのクルーズ船事業者が運航を停止しております。

今後、クルーズが再開される際は、港や船内における感染防止対策が適切に講じられることが大変重要となります。

このような中、国と関係団体におきまして、港湾管理者と事業者、それぞれが行うべき対策等を示したガイドラインの策定が進められております。

県としましては、このガイドラインに基づき、港湾管理者として必要な対策を行った上で、事業者の対応状況を確認するとともに、感染状況や医療体制、地元自治体の意向等を総合的に勘案し、受入れについて判断することにな

ります。

○外山 衛議員 次に、新型コロナウイルス感染症による農畜水産物への影響と対策についてであります。

このことにつきましては、先日の代表質問において、価格低下や出荷量減少等により、本年3月から7月までに約120億円の影響があったとの県の試算値が報告されました。特に、外食やインバウンド需要の依存が高い、和牛や養殖業に大きな影響が生じているとのことでしたが、それ以外にも、宮崎の農水産物を牽引している品目にも少なからず影響が出ており、地元日南市からも、窮状を訴える多くの声が聞かれます。

そこで、私からは、そういった品目への影響と、支援のための県の対策などについて、農政水産部長に伺ってまいりたいと思います。

まずは、花卉についてであります。

日南市といえば、日本一のスイートピーの産地ですが、卒業式や送別会等の縮小・自粛で単価が急落したことから、生産者の皆さんは、単価を維持するため、収穫はしたものの一部出荷を断念せざるを得なかったとのことあります。長期化が予測されるコロナ禍で、生産者は大きな不安を抱えておられ、国や県には、生産者が安心して営農ができるよう、しっかりと支援を行ってもらいたいと考えております。

そこで、新型コロナウイルス感染症による花卉への影響と対策の取組状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、スイートピーでは、卒業式の縮小等による需要減少で、産地では出荷を厳選したことから、単価は維持しましたがけれども、出荷本数が3割程度減少しており、また、菊やコチョ

ウランは、国の緊急事態宣言後に単価が急落するなどの影響があったところでございます。

県といたしましては、需要喚起を図るため、関係機関・団体と一体となりまして、「みやざき花いっぱいプロジェクト2020」を立ち上げ、花束等の応援消費や、来年3月まで毎月花を買い取り、空港など県内約100か所でフラワーオブジェを展示する取組等を進めております。

また、生産者が引き続き安心して営農できますよう、10アール当たり80万円を助成する国の次期作支援や、経営継続補助金を活用した新たな販路開拓等につきまして、市町村やJA等と連携して支援しているところでございます。

○外山 衛議員 次に、みやざき地頭鶏についてであります。

宮崎ブランドとして高い評価を得ている「みやざき地頭鶏」は、主に大都市圏の飲食店での展開が主たる販路でございました。

しかしながら、今回の新型コロナの感染拡大により、飲食店の休業や時間短縮営業などの影響が長期化する中で、販売面での苦戦が続き、苦戦どころか、居酒屋などは壊滅的な売上げの中、物流が大幅に鈍化していると聞いております。そうすると、当然、生産現場への影響も、今後さらに拡大していくのではないかと危惧しております。

そのような中、県では、生産性の高いみやざき地頭鶏への改良に取り組んでいたと聞いております。そこで、みやざき地頭鶏の生産農場への影響と対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 全国的な地鶏ブームの後、近年は飼育期間の短い安価な地鶏がシェアを伸ばしておりまして、本県を含む飼育期間の長い地鶏は苦戦を強いられておりま

す。

また、生産農場では、コロナ禍での外食需要の低下によりまして厳しい経営環境となっており、緊急的に、在庫保管経費の負担軽減や、学校給食の利用、応援消費等の対策に取り組んでいるところでございます。

このような中、県では、畜産試験場におきまして、10年の歳月をかけ、遺伝的においしさと増体の優れた「改良型みやざき地頭鶏」を開発したところでございます。

来年度からの出荷販売に向けまして、生産技術や経営指導を強化しながら、生産者を含め関係者一丸となって、他県に負けない生産体制を再構築することとしておりまして、これを契機に、みやざき地頭鶏の復活に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、イセエビについてでございます。

日南市富士漁港の9月9日の初漁は、昨年初日の6倍の135キロの水揚げ、また、キロ当たり5,500円の値がついたようでありますが、本県より一足早く8月にイセエビ漁が解禁された鹿児島県では、キロ当たりの単価が3,000円台と、コロナ禍の影響と思われる非常に安い単価となっております。

本県につきましても、外食向け需要の回復が見通せない現状では、鹿児島県をはじめ、他県と同じような状況になることを大変危惧しているところであります。

そこで、9月に漁が解禁となったイセエビへの影響について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 9月から解禁となりましたイセエビ漁は、相次ぐ台風の襲来によりまして、本格的な水揚げが遅れておりましたが、議員の御質問にもありましたよう

に、9日の日南市での水揚げは、今年の約6倍であり、価格も例年並みと伺っております。

秋の味覚を代表するイセエビは、コロナ禍で冷え込む地域経済の活性化として人を呼び込むことが期待されますことから、漁協等では、国の事業を活用いたしまして、地元レストラン等での提供や、産地直売等を計画しているところでございます。

県としましても、プレミアム付商品券や、これから始まりますGo To イートキャンペーンによる全県的なプレミアム付食事券等も活用しながら、県民への消費喚起を図るとともに、観光業界等と連携し、観光客等に対しまして積極的なPRを行うなど、消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、カツオ一本釣りについてであります。

特に近海カツオ一本釣り漁業に関しましては、平成6年から25年連続で漁獲量日本一を誇っているところでありますが、今般のコロナ禍におきまして、出荷魚の滞留により、養殖業が大きな影響を受けたほか、マグロ類などの高級魚におきましては、単価の下落が見られたようであります。カツオへの影響も大変気になるところであります。

そこで、本県主幹漁業の一つであるカツオ一本釣りへの影響について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県カツオ一本釣り漁業の今期の状況につきましては、カツオの漁獲が近年低調に推移しておりますけれども、4月からのビンナガマグロの好漁にも支えられまして、8月末までの漁獲量で1万6,500トン、漁獲額で53億6,000万円となっております。

また、カツオ一本釣り漁船1隻当たりで見ますと、漁獲量、漁獲額とも、ビンナガマグロを含めて不漁でありました今年の約1.4倍、平年の1.2倍となっております。現時点では、コロナウイルスによる価格の影響も見られない状況でございます。

なお、カツオ一本釣り漁業の今後の漁期につきましては、今後、カツオを主体として11月まで続きますので、今後の漁獲の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 本年は不漁であった昨年とは異なり、ビンナガ漁に恵まれたことで好調であると聞いて、大変喜ばしいこととは思っておりますが、水揚げと同様に、乗組員の確保が重要な課題であります。

県内のカツオ船には、現在、多くのインドネシア人の技能実習生が乗船しております。今般のコロナ禍によって、インドネシアからの人員確保がままならない状態に不安を抱いております。

そこで、本県におけるインドネシア人技能実習生等の乗組員確保への対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） カツオ一本釣り漁業は、コロナの影響によりまして、3月以降、外国人が入国できないことから、少ない人員体制で操業せざるを得ない状況となっております。また、インドネシアは、現在、入国制限が緩和されておらず、依然として入国が困難な状況が続いております。

一方、技能実習生の期間延長特例や特定技能への資格変更等によりまして、継続雇用が可能となったことから、県では、在留している技能実習生が引き続き乗船できますよう、受入れ機関である漁協等が行う手続等を支援していると

ころでございます。

さらに、9月1日以降、一時帰国する技能実習生に対しましては、再入国に係る新たな緩和措置が出されましたことから、来年もこれまでどおりカツオ漁に従事できるよう、関係団体と情報を共有しながら、再入国手続が確実に進むよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況になっている林業・木材産業について伺います。

地元事業者から、林業・木材産業においても、新型コロナウイルスの影響を受け、製材品販売が低調で、原木価格も安値が続いており、非常に厳しい状況となっていると聞いております。

影響の長期化が懸念される中、このコロナ禍を乗り越えるため、県では、業界と連携し、現状把握や情報共有のために緊急連絡会議を設置するとともに、雇用調整助成金等の支援メニューの周知や、資金繰り不安等に対応するため相談窓口を設置するなど、セーフティーネット機能を強化する対策を実施されていますが、林業・木材産業セーフティーネット機能強化事業の取組状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の事業の取組状況でございますが、まず、緊急連絡会議につきましては、5月に設置して以降、3回開催しておりまして、刻々と変化する情勢の把握・分析に努め、必要な対策の検討につながっているところであります。

また、相談窓口につきましては、専門員を配置しまして、事業者アンケートや相談対応を行うとともに、その内容等を踏まえまして、雇用

調整助成金等の具体的な活用方法や資金繰り対策などについての説明会を、県内各地で8回開催したところであります。

今後は引き続き、業界の情勢把握や事業者へのきめ細やかな相談対応に努めますとともに、新たに宮崎県中小企業診断士協会と連携し、経営不安を抱える事業者への診断士の派遣など、事業者に寄り添いながら、必要な対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、7月3日から8日にかけて、梅雨前線が九州付近を通り、ほとんど停滞し、各地で大雨となりました。

熊本県の球磨川では、4日から7日にかけて、長時間にわたる激しい大雨となり、人吉市などは大変な浸水被害となっており、また、球磨川流域におきましては、浸水に対処するには時間的余裕がなかったため、避難が遅れたこともあり、特別養護老人ホームの入所者をはじめ、多くの方々が犠牲となりました。

このような事態は、本県でもいつ発生してもおかしくないと考えます。浸水被害から県民の命を守るためには、住民の早期の避難が重要であると考えますが、球磨川氾濫の災害を受けて、住民の早期避難を促すための河川管理者としての取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 球磨川での大規模な浸水は、激しい大雨が深夜から早朝にかけて降り続いたことにより、住民の避難行動にも影響を及ぼし、甚大な人的被害につながったものであると考えられます。そのことから、住民の早期避難の重要性を再認識したところであります。

このため、住民が自ら命を守る自主的かつ早めの避難行動を促すため、きめ細やかな浸水想

定区域図の作成や、危機管理型水位計、河川監視カメラの増設を行うことで、これまで以上に、住民に分かりやすい水害リスク情報を提供してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や関係機関と十分な連携を図りながら、ハード対策はもちろんのこと、さらなるソフト対策にも取り組んでまいります。

○外山 衛議員 高度成長期以降、集中的に整備されました公共インフラは、現在、多くの施設が老朽化の問題に直面しております。

本県におきましても、大規模な修繕や更新の時期が一斉に到来することが予想されることから、財政負担の平準化・軽減化を図っていく必要があると考えます。

公共インフラの中でも、特に橋梁やトンネルなどの道路施設は、私たちの日常生活に密接に関係しており、重大な損傷、事故が発生すれば、復旧にも長期間を要するなど、社会的損失が生じることになり、県民の安全・安心を確保するために、道路施設の老朽化対策につきましては、よりの確に対応していく必要があると考えます。

つきましては、県が管理する道路施設の老朽化対策について、どのように取り組んでおられるかを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 県が管理します道路施設のうち、例えば橋梁につきましては、10年後にはその半数以上が、建設から50年を超えることから、老朽化対策が急務になっておりまして、財政的負担の増大が懸念されております。

このため、道路施設に係る長寿命化修繕計画を策定し、損傷が軽微な段階で補修を行います、いわゆる予防保全型の維持管理を行うことによりまして、予算の平準化とコスト縮減に努

めているところでございます。

このような中、本年度、国におきまして、各自治体が実施する老朽化対策を計画的かつ集中的に支援する補助制度が創設されましたことから、この制度等を活用しつつ、引き続き必要な予算確保に努め、道路施設の老朽化対策にしっかりと取り組んでまいります。

○外山 衛議員 次の質問に移ります。サツマイモ基腐病についてであります。

本県は全国有数のカンショの生産県であり、食用カンショは畑作営農の基幹品目として、また、原料用カンショは出荷量日本一の焼酎を支える品目として、本県の農業振興と地域経済に大きく寄与しております。

2年前に本県で初めて確認されましたサツマイモ基腐病は、茎や芋が腐敗し、ひどいときには収穫が皆無になる厄介な病害であります。

昨年、発生が拡大した南那珂地域では、本年産に向け、できる限りの対策に取り組んだところでありますが、残念ながら本年も発生しているようであります。

生産者からは、厳しい経営状況の中、今後の営農、さらには産地の将来について、不安の声を伺っております。

そこで、サツマイモ基腐病の本年の発生状況と対策の取組状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） サツマイモ基腐病につきましては、昨年、南那珂地域で甚大な被害を受けましたことから、国の助言や支援を受けながら、関係機関・団体が連携し、あらゆる蔓延防止対策を講じてまいりましたが、本年4月下旬に初発が確認され、7月の長雨により徐々に拡大しているところでございます。

現在、生産者自らがきめ細かな圃場の観察を

行い、発生株の早期発見と持ち出し、そして薬剤散布など、被害の抑制対策に取り組んでいただいているところでございます。

県といたしましても、発生要因の究明、効果の高い農薬の早期登録、健全な苗の確保に向けた体制整備を、現在、重点的に進めているところであります。

また、先週には、農水省や農研機構に来県いただき、地元の市やJAなどの関係機関も緊急的に参集いたしまして、現地調査や今後の対応について検討するとともに、国に対しまして支援対策の充実をお願いしたところでございます。

今後とも、生産者の不安の声に耳を傾けながら、国や市町村、JA等と連携いたしまして、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 何とか対策を練ってもらって、より早い農薬等の開発をお願いしたいと思います。

近年、学校における様々な課題が複雑化、多様化しております。これまでも増して、教員の負担が大きくなってきているようであります。

また、各学校におきましては、新学習指導要領に伴う新たな学習内容の実施に加えて、新型コロナウイルス感染症防止対策としての毎日の健康状況の確認や消毒作業など、新たな業務も増えてきているようです。このような状況が続きますと、教職員は日々の業務に追われ、時間外業務も多くなり、本来の教育活動に専念できなくなるだけではなく、教員自身も疲弊してしまうのではないかと危惧しております。

このような状況の中で、教員の負担軽減のために、スクール・サポート・スタッフや部活動

支援員などの専門スタッフの配置がなされ、成果を上げていると聞いております。今後もこのような取組をぜひ推進していただきたいと思っております。

このように、教員の疲弊や負担増が問題となっておりますが、教員の時間外業務の現状について、教育長に伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 教員の時間外業務についてであります。昨年10月に実施した調査におきまして、国が勤務時間の上限の指針として示しております、月当たり45時間を超えている教諭等の割合は、小学校で約3割、中学校・高等学校で約6割、特別支援学校で約2割でありました。

また、時間外に行っている主な業務としましては、小学校・特別支援学校では授業の準備に、中学校・高等学校では部活動に多くの時間を費やしている傾向が見られました。

県教育委員会といたしましては、教員の業務改善のため、校務支援システムの導入をはじめ、小中学校におけるモデル地域の指定や、県立学校においてプロジェクトチームを立ち上げるなど、学校における働き方改革を、より効果的に推進するための取組を行っているところであります。

○外山 衛議員 学校現場の教員の疲弊や負担増を解消するために、今後も継続して働き方改革を推進して、教員一人一人が健康で誇りややりがいを持って、質の高い教育活動に専念できる環境の充実に努めていただきたいと思っております。

私は野球部活動の中で、仲間とともに目標に向かい、壁を乗り越えたときの達成感や、苦しいときに励まし合える仲間ができたことは、大きな財産であります。こういった意味からも、

部活動の価値については十分理解しております。そのため、教員の働き方改革の視点からも、部活動の在り方について検討することは重要であります。生徒にとっても充実した活動になるよう検討していく必要があると考えます。

そのような中、先日、報道がございましたように、文部科学省から、休日の部活動を民間委託へ移行していくという具体的な方策が出されました。

そこで、教員の負担軽減に向けた部活動の在り方について、国の具体的方策を受けて、本県ではどのように取り組んでいかれるのかを、教育長へ伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、一昨年（平成30年）に、部活動に関する方針を策定しまして、適切な休養日等の設定や部活動指導員の配置など、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について取り組んでいるところであります。

そのような中、お話にありましたように、先日、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行することが、具体的な方策の一つとして示されました。

県教育委員会といたしましては、新たに、部活動の在り方に関する検討委員会を開催しまして、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と教員の負担軽減を図るため、これまで取り組んできた地域との連携や、人材確保等の課題に加え、休日の部活動の指導体制についても、検討を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 この件に関しましては、指導員の確保、外部人材の処遇など大変だと思いません。慎重に進めていただきたいと思えます。

次に、ひきこもりについてであります。

ひきこもりと申しますと、不登校や中途退学などが原因で発生するものであり、主に若者が抱える問題であると認識しておりましたが、近年では、社会環境の変化や人間関係の希薄化などにより、人生でつまずきを感じる場面は増えており、そのようなことが、昨今のひきこもりの増加につながっているものと思われまます。

ひきこもりの方の長期化や高齢化のほか、最近では、いわゆる8050問題についても指摘をされており、その深刻度は一層大きくなっております。

そこでまず、本県のひきこもりの状況と、現在、県が取り組んでいる支援策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県が平成30年度に実施した調査におきまして、ひきこもりの方を年代別で見ますと、40歳代、50歳代、30歳代の順となっております。ひきこもりの期間の区分としては、10年以上が最も多い状況でした。

また、ひきこもりに至った経緯につきまして、離職や病気、不登校など様々でありました。

県では、ひきこもり地域支援センターにおきまして、専門のコーディネーターによる本人及び家族への面談や訪問など、きめ細かい支援を行っており、延べ相談件数は、平成30年度が792件、令和元年度が1,135件でありました。

さらに、家族同士で不安や悩みなどを共有し、分かち合っていただくために、家族教室の定期的な開催や、家族会が行う学習会への支援にも取り組んでおります。

○外山 衛議員 本人や御家族に寄り添った支援はもちろん重要であります。ただ、ひきこもりにつきましては、有効な支援はなかなか難し

く、その成果は出にくいものと思います。さらに、今後、8050問題への対応も必要であることから、県におきましては、周囲の方々も巻き込んだ取組を検討すべきと考えます。

そこで、ひきこもり地域支援センターによる支援の結果、ひきこもりの解消に結びついた実績と今後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 昨年度、センターが相談を受けましたひきこもりの方の実人数は125人でありましたが、このうち解消に結びついた実績は、医療機関への定期的な通院につながることができた方がお二人、そのほか、一般企業への就労となった方、就労支援機関の利用となった方など、合計8名でありました。

今後は、より多くのひきこもりの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組む必要があることから、ひきこもりや8050問題への理解を深めるセミナーの開催や、地域で活動いただくひきこもりサポーターの養成などにより、本人や家族をしっかりと受け止める社会づくりも進めながら、さらなる本人の自立促進や家族の不安解消を図ってまいります。

○外山 衛議員 最後になりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後、発生が懸念される犯罪とその対策について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、県内でも、事業活動の縮小に伴う収入減、あるいは職を失うなど、経済や雇用状況は大変厳しくなってくると思われます。このような急激な社会情勢の悪化は、少なからず治安情勢にも悪影響を与えてくるのではと考えます。

全国的には、コロナ禍の中で、児童虐待やDV等による凄惨な事件、また、このような社会不安の混乱に乗じて、お年寄りからお金をだま

し取る特殊詐欺事件が、連日のように報道されております。

他県では、コロナ禍の生活支援等の目的のために設けられた給付金等を不正にだまし取ったとして、被疑者が逮捕されるといった事件も報道されております。

このような事件が発生する背景には、コロナ禍という混乱した社会情勢、経済面での不安などもその要因の一つではと考えます。

このような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済や雇用情勢の悪化に伴い、今後、県内で発生が懸念される犯罪とその対策をどのように講じていかれるのかについて、警察本部長の見解を伺います。

○警察本部長（阿部文彦君） 今後、発生が懸念される犯罪といたしましては、マスクの送りつけ等の悪質商法事案や、高齢者等を狙った特殊詐欺、政府等が実施する各種給付金等の制度を悪用した詐欺などが考えられます。

本県におきましても、今月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者を支援するための生活福祉資金貸付制度を悪用した詐欺事件で、神戸山口組系暴力団幹部ら7人を逮捕しているところであります。

県警では、県民がこのような悪質商法や詐欺の被害に遭わないよう、防犯メールや新たに運用を始めましたツイッター等も活用しまして、タイムリーな情報発信を行い、犯罪の未然防止に努めますとともに、悪質な事案に対しましては取締りを徹底するなど、抑止と検挙の両面からの対策を講じてまいります。

○外山 衛議員 最後になりますが、この新型コロナウイルス、不可抗力ではございますが、全ての経済や生活に影響を及ぼす大変な事案でありますから、早い終息を願いながら、一

令和2年9月14日(月)

般質問を終わります。お疲れさまでした。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会

9月15日（火）

令和 2 年 9 月 15 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)			
1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)	
2 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)	
4 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 宮 崎)	
5 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
6 番	山 下 寿	(同)	
7 番	窪 菌 辰 也	(同)	
8 番	脇 谷 の り こ	(同)	
9 番	佐 藤 雅 洋	(同)	
10 番	安 田 厚 生	(同)	
11 番	内 田 理 佐	(同)	
12 番	日 高 利 夫	(同)	
13 番	丸 山 裕 次 郎	(同)	
14 番	冏 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひびか)	
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)	
18 番	高 橋 透	(県 民 連 合 宮 崎)	
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
20 番	横 田 照 夫	(同)	
21 番	外 山 衛	(同)	
22 番	西 村 賢	(同)	
23 番	山 下 博 三	(同)	
24 番	右 松 隆 央	(同)	
25 番	野 崎 幸 士	(同)	
26 番	日 高 陽 一	(同)	
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)	
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)	
30 番	満 行 潤 一	(同)	
31 番	太 田 清 海	(同)	
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
33 番	日 高 博 之	(同)	
34 番	濱 砂 守	(同)	
35 番	二 見 康 之	(同)	
36 番	星 原 透	(同)	
37 番	蓬 原 正 三	(同)	
38 番	井 本 英 雄	(同)	
39 番	徳 重 忠 夫	(同)	
欠席議員 (1名)			
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)	

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕（拍手） 皆様、おはようございます。

自由民主党の日高利夫でございます。本年4月に自由民主党に入党させていただきました。自民党としては初めての一般質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策で、大変な御苦勞をしておられます医療従事者の皆様、知事をはじめ県職員の皆様方、多くの皆様方に心から敬意を表し、通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

知事の「政策提案集」の「安全・安心で心豊かな暮らしを築く」という項目の中に、「危機事象への備え」という一項がありました。

そこでは、「新型インフルエンザをはじめとする感染症対策」として、概略、次のように述べておられます。

「国境を越えた経済交流や観光交流がますます活発化する中、世界的な感染症の流行の可能性も高まっており、（中略）新型インフルエンザをはじめとする感染症対策について、関係機関と連携し、危機意識を持って取り組みます」と。

これは、知事選前にまとめられたものと思いますが、今回の新型コロナの流行を予言された

かのような政策提言であり、くしくもこれが的中した形となりました。

振り返れば、全国の都道府県知事が、誠に難しい判断を強いられた2か月余りの熱い夏でありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症、事実上の第2波の県の対応について、知事自身、想定外あるいは誤算と言えるものもあったのではないかと思います。

もちろん、現段階では検証できないことも多いと思いますが、御自身の判断について、反省や教訓、あるいは逆に的確な判断だったと思われることなど、多々あるかと思えます。

一般質問最終日ではありますが、私からも改めて、新型コロナウイルス感染症対策に関し、これまでの対応や判断についての知事の率直な感想をお聞かせください。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席よりお伺いいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たりましては、これまで、県民の皆様の命と健康を守ることを第一に、医療検査体制の充実や感染拡大の防止に取り組んでまいりました。

また、暮らしや雇用への不安が広がっていく中、経済活動の維持・活性化も極めて重要な課題と捉え、その時々での感染の状況に応じ、感染防止と経済のバランスに留意をしながら、適時的確な判断に努め、必要な対策を講じてまいりました。

こうした取組によりまして、7、8月の本県が直面した事実上の第2波に際しましては、感染拡大緊急警報の発令や、県内全域への休業要請等の積極的な介入策を迅速に講じること、また、県民の皆様の御理解と御協力をいただくこ

とによりまして、感染のピークを低く抑え、早期の鎮静化を図ることができたものと考えております。

今後とも、今回の一連の対応の経験・教訓を踏まえながら、「コロナとともに生きていく社会」における持続可能な経済社会づくりに向け、市町村や関係団体等としっかり連携して、県民の暮らしと健康を守り抜いてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高利夫議員 ありがとうございます。

反省や教訓については言及されませんでした。オール宮崎体制で今後のコロナ感染症に立ち向かうため、さらなる知事の発信力と行動力、そしてリーダーシップを、私も、県民も期待しております。

次に、クラスターの発生で、対策の前線に立った保健所の現場が大変な窮地に陥ったとのことですが、よく踏ん張っていただいたと思います。

しかし、さらなるクラスターが発生していたら、保健所の現場機能は維持できたのでしょうか。

そこで、保健所のマンパワー不足を解消するため、感染症対策のアウトソーシングについて、どのように考え、どう対応していくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保健所におきましては、新型コロナ対策として行う積極的疫学調査、検体搬送、入院調整のほか、電話相談、健康観察など多くの業務を担っております。

感染者の発生に伴い、保健所の業務が増加しておりますので、電話相談、検体搬送の業務などについては、一部、民間の専門業者へのアウトソーシングなどにより、負担軽減に努めてい

るところです。

また、保健師等の資格を有する会計年度任用職員を新たに配置するとともに、患者発生時には、必要に応じて本庁から保健師や事務職員の派遣を行っております。

今後とも、外部への委託等を通じ、保健所業務の負担軽減を図り、積極的疫学調査等の専門性の高い業務に専念できるよう、工夫をしてみたいと考えております。

○日高利夫議員 保健所機能に限らず、可能な分野は民間に委託し、非常事態時には迅速で的確な対応が可能となるよう、少しでも身辺を身軽にしておくことも必要と思います。

また、いつも指導していただいている保健所の皆さんの役に立ちたい、協力したいと思っている市町村保健師は決して少なくありません。さらなる組織力の強化をお願いいたします。

次に、8月末、国は新型コロナウイルス感染症をめぐり、感染症法に基づく軽症の感染者や無症状感染者への入院勧告の運用を見直すと発表いたしました。

今後さらに協議が続けられるわけですが、仮に、新型コロナウイルス感染症の類型が2類相当から5類へと変更されたら、入院の取扱いはどう変わるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国におきましては、新型コロナに関する感染症予防法の運用について、これまでに把握された医学的知見や有識者の意見を踏まえ、専門家組織において見直しの検討を行うこととしております。

現在は、2類相当でありますことから、感染が確認されると、原則、入院勧告措置が取られます。

仮に、5類へと変更された場合、軽症者や無

症状者は、宿泊施設や自宅での療養が広く認められることも想定されますが、今のところは、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 仮に、軽症感染者や無症状感染者が、現在の宿泊療養施設ではなく自宅での療養となると、大きな混乱を招くのではないかと懸念しております。

県民目線で考えれば、たとえ軽症や無症状であっても、感染者である者が自宅に帰ってくる。どうですか、皆さんは。帰ってこられてよかったねと、素直に喜べるのでしょうか。

これまでの症例を見ても、軽症や無症状であっても、絶対に感染しないとは言い切れません。高齢者や基礎疾患のある方がいる家庭、子供がいる家庭などは、感染の恐怖と同居することとなるのではないのでしょうか。

見直されることとなった場合であっても、本県としては、県民に寄り添った、思いやりのある対策を実施していただきますよう、ぜひ御一考をお願いいたします。

次に、不登校関係についてお伺いいたします。

今回のコロナ禍で、子供たちは臨時休業により、自宅や放課後児童クラブ等で過ごすことを余儀なくされましたが、不登校の子供たちはどうしていたのでしょうか。

平成30年度における県内の公立の小中高校の不登校児童生徒の数は1,497名と、全児童生徒数の1.4%を占めています。平成27年度は1,271名でしたので、3年間で18%も増加しておりますが、今回の臨時休業中に、不登校児童生徒に対して何か新たな支援ができたか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校における臨時

休業中の不登校児童生徒への学習支援としましては、他の児童生徒と同様に、教員が電話により学習状況を把握するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の状況を把握しながら可能な範囲で家庭訪問を行うなど、学習の遅れが生じないように、対応に努めたところであります。

○日高利夫議員 先週の二見議員の代表質問で答弁がありましたが、GIGAスクール構想のスケジュールが前倒しされたことに伴い、今年度末には、端末の調整やネットワークの高速大容量化の整備が多くの学校で完了する予定であるとのこととあります。この学校のICT化は、不登校児童生徒の学習支援にも効果があると期待しております。

そこで、今後、不登校児童生徒に対してオンラインによる学習支援はできないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたように、オンラインによる学習支援は、動画視聴や課題の選択など、自分のペースに合わせた学習などが可能であり、不登校児童生徒の学びの保障にもつながるものと考えております。

一方で、実施に当たりましては、動画作成・編集など、通常の授業とは別の準備が必要となることに加えまして、家庭における児童生徒の置かれた環境や、操作技能などの課題も挙げられるところであります。

今後、これらの課題解決に向けて取り組むとともに、学校以外の教育施設での支援も含めまして、不登校児童生徒へのオンラインによる学習支援の方策について、研究を進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 コロナの第1波、第2波の教訓から、オンライン授業を本格的に実施する必要性が広く理解されるようになりました。これ

は、不登校児童生徒にとっても、予期せぬ希望の光になるものと思います。全県下をネットワーク化できるようなオンライン学習が可能になれば、これまでにない効率的な学習を行うことも可能になるのではないのでしょうか。十分な検討をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、食の安全保障と食料自給率向上対策についてお伺いいたします。

マスクが不足し、「マスク狂騒曲」ともいふべき混乱が3か月、4か月続いたことは、記憶に新しいところであります。

日本は、ものづくり大国、技術立国、そして経済大国であります。そのような日本で、日常商品であるマスクが数か月も不足するなど、一体誰が予測したのでしょうか。

これは、言うまでもなく、マスク生産の80%程度を中国をはじめとした海外に依存してきたからであります。これがマスクだからよかったとは言いませんが、食料だったら一体どうなったのか。

コロナ問題は、マスク不足を通じて、私たちにさらなる深刻な問題を再認識させたのではないのでしょうか。それが、食の安全保障、日本の食料自給率の問題です。

2019年度のカロリーベースでの日本の食料自給率は38%です。国は、2030年度の目標を45%と掲げておりますが、自給率は全く向上していないどころか、約20年前の40%をも下回っているのが現状です。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大で、世界的な食料不足への懸念が広がりました。各国が移動に制限を課しているために、労働力が不足し、農産物の生産量が減少すると見られ、食料難を警戒して、輸出を制限する国が続出し

たしました。ベトナム・ミャンマー・カンボジアなどの東南アジア諸国が主に米を、ロシア・ウクライナ・カザフスタンなどが主に小麦を、これまで19か国が輸出規制を実施いたしました。今回、日本は大きなダメージを受けずに済んだことは幸いでした。

世界的な人口増加、地球温暖化、頻発する異常気象、砂漠化、大干ばつ、国際的な政情不安、予想もしなかったコロナ禍による労働力不足からの輸出規制や物流の大混乱、そしてアフリカ豚熱や口蹄疫、国際社会で食料の輸出規制が拡大し、食料の輸出が止まってしまったとき、日本は一体どうなってしまうのか。そして、先ほどの国々の輸出規制がこんなにも簡単に起こり得たということ。このことを深刻に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

どのような国際的な枠組みや取決めがあろうとも、自国が食料危機に見舞われたときに、各国が自国民の命を守るために食料を外に出さないというのは、当たり前の行動であり、このような国々を私たちは決して非難することはできないと思います。自国民が飢えているときに、国際的なルールがあるからといって、日本に食料を売ってくれるような国が、果たしてあるのでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたしますが、コロナ問題で改めて突きつけられた食の安全保障の問題について、知事はどのような感想を持たれたのか。また、安全保障としての今後の本県農業の方向性をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 食の安全保障につきましては、国内農業の生産増大を基本とし、これに輸入と備蓄を組み合わせることで確保することとされておりますが、食料輸入は、世界的な人口増

加や貿易摩擦に加え、異常気象や家畜伝染病の発生など、様々な変動要因、そしてリスクを抱えております。

今回のコロナ禍におきましては、一部の国における穀物等の輸出規制や、食肉加工場の操業停止等、食料安全保障に係る潜在的なリスクが改めて顕在化したものと感じております。

このような状況を受け、国内では食料の国産回帰の機運が高まっているところでありますが、日本の食料自給率は38%と低迷をしております。今後より一層、国内での食料生産を拡大し、輸入品を国産品に置き換えていく必要があると考えております。

我が国の農業は、生産者の減少・高齢化で厳しい状況にはありますが、本県は全国第5位の農業産出額を誇っているところであります。そうした県の責務としまして、多様な人材の確保・育成やスマート農業の推進など、生産基盤のさらなる強化を図りながら、産地の維持・拡大を進め、消費者に安全・安心な食料をしっかりと届けてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

今後もスマート農業の推進や、さらなる生産基盤の強化を図るとのことですが、先週の新聞報道で、JA全中の中家会長は、日本の農業に関し、「生産基盤の強化が進まなかったことや、40%未満で推移する食料自給率が当面の課題である」と述べておられます。

スマート農業の推進には、まず水田の再圃場整備が不可欠であると考えますが、本県の水田基盤整備の現状と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 直近の国の調査による本県の水田整備率は、区画が30アール以上の整備面積が41%となっておりまして、

全国平均の65.9%に比べ、遅れている状況でございます。

今後、生産力の維持・拡大を志向する意欲ある担い手農家への農地の集積・集約や、農作業受託組織等による分業化を進めるためには、生産性の向上や農作業の省力化、安全性の確保に資する農地の区画拡大などの基盤整備が必要不可欠であります。

県といたしましては、これまで計画的に実施してまいりました、抜本的な圃場整備に加えまして、地域条件に応じ、畦畔除去など簡易な整備手法も取り入れながら、スピード感を持って、スマート農業に対応した基盤整備の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ICT化による無人化・省力化により、規模拡大や生産性の向上を図るスマート農業を実践していくためには、コントラクターの育成や圃場の再整備は必須要件となるものと思われまます。水田の整備率が41%と遅れておりますので、早急に整備を進められるようお願いを申し上げます。

次に、本県の粗飼料自給率の現状と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 粗飼料生産につきましては、飼料用稲の作付拡大等によりまして、年間を通じたラッピングサイレージによる生産体系とともに、受託作業を行うコントラクターも、県内全域で46組織が活動しておりまして、畜産農家の労働力不足等をサポートする体制が整備されているところでございます。

本県の飼料作付面積は約3万4,000ヘクタールで、令和元年度の粗飼料自給率は94%と、全国平均77%に比べ高い水準にある中で、近年では、さらに大規模農場等からの粗飼料供給の

ニーズが高まっているところでございます。

県としましては、引き続き、限られた農地を有効活用しまして、水田等での粗飼料増産や、粗飼料販売で自営できるコントラクター等の育成・強化によりまして、飼料生産の分業化をさらに進め、粗飼料自給率100%を目指してまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 粗飼料自給率100%を目指すとの御答弁であります。そのためには、まず、飼料用稲の助成制度は必要不可欠のものであります。この制度があるから水田が守られていると、私は思っております。今後とも、事業の長期的な継続をお願いしておきます。

かつて、松形元知事は、平成3年に農林業を支え・守るため、「国土保全奨励制度」を提唱されました。宮崎県から全国への発信でありました。経済合理性だけでなく、森林・林業・農業の持つ公益的機能を金銭的価値に置き換えて、そこに補助金を投入することの正当性を訴えられたものであります。

若い頃、この松形元知事の提唱された「国土保全奨励制度」の制度設計を担当されたのが、郡司副知事であるとお伺いしております。

そこで、執行部の中にあって、最も農政経験が豊富な郡司副知事に、今回のコロナ禍を教訓にした我が国の食料自給問題に関し、日本の食料供給基地を目指す本県として、食料自給率向上に向けた「農業版宮崎モデル」のようなものは考えられないものかどうか、お伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 議員より、マスクのお話がありましたけれども、私たちは、コロナウイルスとともに暮らしたこの半年の間、海外からの輸入がなければ、生活に必要な基礎的なものも手に入らない、そんな社会の脆弱性を目

の当たりにしました。

このことは、食料でも同様であり、低迷する日本の食料自給率向上がいかに重要かを再認識させられる契機となったものと思います。

今後とも本県が食料供給基地として自給率向上に寄与していくためには、まずは食料生産の持続可能な循環を確保する必要があります。

本県農業は、台風等の自然災害に加え、頻発する病害虫被害、あるいは脅威を増す家畜伝染病、さらには海外に依存する輸入飼料や化石燃料など、不安定な要素も多く、これらのリスクにどう立ち向かうのかが、今、問われているのだと思います。

私は、台風というリスクに対して先人が防災営農計画を策定したときのように、我々が今、直面する様々なリスクに対応した営農方式を「新防災営農」として掲げ、安定的な生産体制を構築することが、何より求められているものと考えます。

同時に、食と農の距離が遠くなったと言われる今日、県民が食や農にこれまで以上に関心を持ち、オール宮崎で「農とともにある社会」を支え、その豊かさを享受できる、そのような社会を、宮崎モデルとして推進してまいりたいと思っております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ぜひ、この「農業版宮崎モデル」となるような新たな種をしっかりとまいていただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、ウイズコロナ時代のテレワークの推進についてお伺いいたします。

国は、昨年4月から「働き方改革関連法」を順次施行していますが、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、3密を防ぐための新しい働き方として、在宅での勤務を可能にするテレ

ワークが俄然、注目を浴びております。

新型コロナウイルスは、予期せぬところで地方創生に新たな光を射したのではないかと考えられております

テレワークによる時間や場所にとらわれない柔軟な働き方は、在宅勤務では、通勤時間がなくなることで時間的な余裕を生み出すほか、人との接触が抑えられることから、新型コロナウイルス感染症の防止対策にもつながります。

東京などの都会でなくても仕事ができるという認識の高まりは、若者の地方移住を促し、新たな地方創生のきっかけになるのではないかと、期待をされております。

ウイズコロナ時代に合わせ、日本全国の多くの自治体や企業が、テレワークの推進による働きやすい環境づくりに取り組もうとしております。

そこで、永山副知事にお伺いいたします。

副知事は、国土交通省の出身であり、また、内閣府地方創生推進事務局参事官や、ICT先進地の京都府でも勤務しておられたとのことであります。そこで、副知事のこれまでの経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策により、全国的に進むテレワークをはじめとしたICT普及の動きが地方に及ぼす影響について、お伺いいたします。

○副知事（永山寛理君） 議員御紹介のとおり、私はこれまで、国土交通省において、テレワーク機器の導入や全省的なテレワーク実証実験、育児と仕事を両立するテレワークのモデルづくりを推進してまいりました。

その後、内閣府では、先端ICTを活用して未来都市を実現するスーパーシティ構想の法制度化などを行ってきたところでございます。

このような経験を通じて、特に人口減少や過

疎化に直面する本県のような地域においては、ICTを活用した遠隔医療・介護・教育や、テレワーク・リモートワーク等の必要性を痛感しているところでございます。このような取組が、働きやすい、住みやすいまちづくりにもつながり、宮崎県への移住やUターンの促進にも寄与するものと考えております。

今般のコロナ禍を契機に、この動きがますます加速化するものと考えておりますことから、県としましても、デジタル化・リモート化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

宮崎県民になられた永山副知事におかれましては、庁内をしっかりとリードしていただき、この新しい時代の波を宮崎の地に根づかせていただきますよう、心より御期待を申し上げます。

しかしながら、県内企業におきましては、まだまだテレワーク等の導入は進んでいないのが現状であります。県内企業のテレワーク等の導入について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、これまでも、県内企業からのICT全般に関する相談事業や、導入に向けたコンサルティング等に係る補助事業を行ってきたところであります。

こうした中で、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、6月補正では、県内企業に対してテレワーク等導入について助言等を行う専門家派遣事業を予算化いたしましたほか、7月補正におきましても、県内企業が行うリモートワークや、業務の効率化などICTを導入する経費を支援する事業を予算化し、現在、公募

を行っているところであります。

これらの事業を活用しながら、引き続きテレワーク等の普及に努めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 地方創生を掲げながら、なかなかその活路を見いだすことができない時代が続きましたが、テレワークが地域活性化の一つのヒントとなるのではないかと期待されております。ハード整備やセキュリティ対策など難しい面もありますが、関連企業や市町村をしっかりと支援していただきますよう、強く要望いたします。

一方、生活困窮者の支援策である緊急小口資金と総合支援資金の今年度の貸付件数の合計は、令和元年度の84件に対し、本年9月4日現在では7,338件となり、半年間で昨年度の約90倍にもなるとのこと、これは桁違いの増大であります。

このような中、生活困窮者の就労の場の確保は、待ったなしの状況です。今後、多くの事業所がコロナ禍で経営が悪化する中、雇用情勢はさらに厳しさを増すものと予測されます。

では、コロナ禍において、今後、離職者の増加が懸念されますが、離職者に対する職業訓練の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 雇用情勢につきましても、私どもとしましても、非常に心配をしております。

そういう中で、県では、離職者が早期に再就職ができますよう、就職に必要な販売、介護などの技能のほか、パソコン操作やホームページ作成などIT分野全般の知識等を習得するための訓練など、求人ニーズに対応した様々な職業訓練を行っています。

また、これらの職業訓練の実施に当たりましては、独り親が優先的に受講できるコースや託児サービス付きのコースを設けるなど、それぞれの状況に合わせた受講しやすい環境を整備しております。

県といたしましては、引き続き、宮崎労働局などと連携し、1人でも多くの離職者が——もし出た場合ということではありますが——必要なスキルを身につけ、早期に再就職できるよう支援してまいります。

○日高利夫議員 このコロナ禍において、少子化時代に必死で子育てに頑張っている離職した女性の独り親世帯などに、いつでも自由な時間に自宅で仕事ができるような自営型のテレワークの職業訓練についても、今後、ぜひ検討課題としていただきますよう、よろしく願いいたします。

今後、新しい生活様式の中、新しい就労形態としてのテレワークによる働き方改革は、様々な分野に大きな変化をもたらすと思いますが、その中の一つにひきこもり対策があります。

本県のひきこもりの方の数について伺います。また、ひきこもりの方の就労支援として、在宅型のテレワークを活用できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 平成30年度に、民生委員・児童委員の方々に実施した調査では、把握していたひきこもりの方の数は601人でありました。

県では、ひきこもり地域支援センターにおきまして、本人の状況に応じた支援を行っており、今年度からは、就職活動に不安を抱える若者を支援する「みやざき若者サポートステーション」と連携したLINE相談窓口の設置などにより、就労支援をさらに強化することとし

ております。

議員御指摘のとおり、ひきこもりの方にとって、在宅型テレワークは就労の機会を広げるものでありまして、過去、センターの支援により、在宅型テレワークの就労に結びついた事例もありますので、今後とも関係部局等と連携しながら、テレワークに関する様々な情報提供を行うなどの支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 テレワークで仕事ができるようになれば、自分自身にも自信が付き、社会に出て働けるなど、その人の人生の可能性も広がるのではないかと思います。

どうか、市町村や社会福祉協議会、民生委員さん、そして企業の皆さん方と知恵を出し合って、テレワーク推進により、ひきこもりの方々に、さらなる支援の手を差し伸べていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、南海トラフとコロナ第3波に備えた危機管理対策についてお伺いいたします。

令和2年3月に更新された「宮崎地震・津波及び被害の想定調査」の結果を確認し、改めて南海トラフ地震のすさまじさを感じました。

県が独自に設定したモデルによる地震動及び津波浸水の想定は、最大震度7、最大津波高17メートルとなっております。また、これに伴う被害の想定は、3月の更新時点で、建物全壊棟数約8万棟、死者数約1万5,000人との予測です。

発災1週間後の最大避難者数は37万人と想定されております。経済被害額は、何と合計6兆8,410億円との予測であります。

豪雨や台風は、十分とはいえないまでも予測のできる災害であり、事前準備も可能です。しかし、いつ、何時に起こるか予測もつかない困

難な災害が、南海トラフ地震です。「そんなときはそんなときよ」というふうに考えている人も少なくないのが現状と思います。ましてや、今、国民が一番心配していることが、秋・冬の新型コロナと新型インフルエンザ対策です。そこに万が一、南海トラフ地震が発生したら……。

「常に最悪の事態を想定した備え」が危機管理の原則であります。新型コロナウイルス感染症の第3波が懸念される中、南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合の住民の避難の在り方について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 住民の避難につきましては、災害規模の大小にかかわらず、平時から避難場所の確認、食料などの備蓄、そして避難訓練を行うとともに、災害が迫ってきた際は、気象や避難情報等に注意し、できるだけ早期に安全な場所へ避難していただくことが必要であります。

このような、住民の避難の在り方に関する基本につきましては、コロナ禍における大規模災害発生時においても変わらないものと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大する中におきましては、避難時にマスクや消毒液などを持参したり、避難所におきましてはマスクの着用、定期的な換気など、新しい生活様式を実践していただくことが重要だと考えております。

○日高利夫議員 災害が迫ってきた際は、できるだけ早期に安全な場所への避難が必要との答弁ですが、地震は予測不能の災害であります。特に南海トラフ地震は、最大避難者数は37万人と想定されております。さらに、地震ですから、避難も長期化が予測されますので、台風とは

違った対応が必要でしょう。

台風10号では、コロナ禍により3密回避のため、収容能力をオーバーした避難所が幾つもありました。3密回避、新しい生活様式での避難では、これまでの何倍もの避難所設置が必要となることを改めて知らされました。

コロナ、インフル、そして地震によるけが人、車中泊増加に対応する駐車場の確保も大きな課題になるものと思われまます。

全県下で、全市町村が一丸となった対応が必要となりますが、コロナ発生時における県内の広域支援の在り方について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内市町村間の災害時における広域支援につきましては、県内全市町村で締結しております「宮崎縣市町村防災相互応援協定」のほか、各地域ごとの相互支援に関する協定や、県南部の10の市町で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」におきまして、職員の派遣や物資の提供等について定めております。

県内で広域支援が必要となった場合、災害発生直後の応急段階におきましては、人命救助が最優先されるため、マスク着用など必要最小限の感染予防対策にならざるを得ない場面も想定されますけれども、復旧復興段階におきましては、事前の健康チェックや3密防止など、感染防止対策を十分講じながら、各種支援を行っていくことになると考えております。

○日高利夫議員 もし仮に、コロナ禍の中で大規模災害が発生すれば、台風とは桁違いの被災者・避難者となることでしょう。被災自治体も、自力による応急対策等は困難でしょうから、被災を免れた他の自治体との連携をいかに的確に、迅速にできるかが重要となります。

このためには、平時から市町村間の連絡体制を構築しておくことが大切であります。県も積極的に推進していただきますよう、お願いします。

また、「九州・山口9県災害時応援協定」なども締結されておりますので、他都道府県への応援要請についても、十分な連携をお願いしておきます。

さらに、発災の場合は、避難所運営等をはじめ、あらゆる面で自助・共助・公助による命を守るための連携が必要です。そのような役割を担うため、自ら進んで防災に関する研修を受け、一定の知識と技能を習得した防災士の存在は、強い味方になるものと思われまます。

では、本県の防災士の登録状況と防災士の役割について、県の考え方を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内における防災士の登録につきましては、県総合計画の長期ビジョンにおきまして、令和12年までに県人口の約1%に当たります1万人の育成を目指しており、令和2年4月末現在で5,304人と、直近5年間で倍増するなど、順調に推移しているものと考えております。なお、全体の約24%に当たる1,266人が女性の防災士となっております。

次に、防災士の役割についてであります。防災士資格を取得される目的は、学校、事業所、自治会など組織内の防災活動のために取得される方から、家庭の防災に役立てるためという方まで様々でございます。

県といたしましては、防災士としての知識を生かし、それぞれの組織や地域におきまして、防災リーダーとして活躍していただけることを期待しております。

○日高利夫議員 5,304人の登録と、1万人の目標に対して約半分の登録数のようでありますが、目標の令和12年までには、まだ10年あります。1年でも早めの達成を目指してください。

防災士の皆さんは、災害から身を守るため、そして地域社会の防災・減災のため自ら志願した、防災に対する強い意識を持った方々であります。常日頃からの防災の啓発活動や、発災時の避難所運営などに十分な貢献が期待できる皆さんであります。

県には、コロナ禍の避難所運営等を踏まえ、今後はぜひ、さらに女性の防災士を増やすとともに、各避難所に最低1名以上の防災士を配置できるような体制を目指すよう、市町村とも協議していただきますように、お願いを申し上げます。

最後に、豪雨対策と河川掘削事業の継続について伺いますが、まず、改めまして私からも、今回の台風10号災害で行方不明の4名の方が一日も早く発見されますよう、心よりお祈りを申し上げます。

県におかれましても、災害に強い郷土宮崎づくりに、さらに全力で対策を講じていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

台風10号は、100年に一度の想定を上回る、記録的な大雨・暴風・高波・高潮のおそれがあるという報道が、全国を駆け巡りました。

気象庁と国土交通省の会見では、国が管理する河川において、氾濫危険水位を超える可能性がある川として、本県の大淀川・小丸川・五ヶ瀬川、鹿児島県の川内川・肝属川、そして熊本県の球磨川の6河川が挙げられました。

「大淀川は県庁の近くではないのか。決壊するのか。宮崎市は大丈夫なのか」と、遠くは北海道の友人からも心配の電話が何回もありまし

た。

報道等によりますと、宮崎市は総雨量187ミリで予測を下回ったものの、山間部の美郷町では599ミリ、椎葉村458ミリなどの豪雨となりました。

下流域の堤防の決壊や越水に至らなかったことは幸いでしたが、今回の椎葉村の土砂災害は、本県の今後の災害対策に重い課題を残したものと思われま

す。では、県内の河川では、氾濫危険水位を大幅に上回るような洪水時に、河川堤防の越水や、橋などの工作物の流失など、特に危険がある箇所はどの程度あるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、洪水等の際に、河川氾濫等の被害が予想される、水防上特に注意を要すると認められる箇所を、重要水防箇所として水防計画書に位置づけております。

御質問の特に危険がある箇所につきましては、これまでに越水等が発生した箇所などで、国土交通省が管理する河川では、堤防が27か所、橋が14か所の合計41か所、県が管理する河川におきましては、堤防が260か所、橋などの工作物が13か所の合計273か所となっております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

国と県を合計すると、堤防が287か所、橋などが27か所、合計で314か所ということになります。こんなに多いのかと、誰もが心配になるところかなと思います。

近年の豪雨・台風は、大規模な土砂災害、堤防決壊による広範囲にわたる浸水被害など、貴い人命や多くの財産が奪われる甚大な被害をもたらしております。

地球環境の大きな変化により、ゲリラ豪雨や

線状降水帯などの気候現象を発生しやすくしていると言われております。

そこで、地球温暖化による気候変動の影響により、今後も豪雨の発生頻度の増加が予測される中、県では、河川の浸水対策についてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 近年、自然災害が頻発化・激甚化している状況の中で、県としましては、これまでに甚大な浸水被害が発生した箇所など、緊急性の高いところから優先的に、河川整備を進めてきたところであります。

また、ハード対策に加え、早期避難を促し、人命を守ることを第一に、インターネット等による分かりやすい河川水位情報等の提供や、想定される最大規模の浸水想定図を公表するなど、ソフト対策にも積極的に取り組んでいるところでもあります。

さらに、今年度から、既存ダムの貯水機能を最大限活用する事前放流も実施しているところでもあります。

今後とも、県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった浸水対策を着実に進めてまいります。

○日高利夫議員 インターネット等の活用はもちろんでありますが、高齢者の皆さんへの早めの避難誘導啓発には、やっぱりテレビのテロップ、こういったものが一番効果的であると思います。高齢者にも目と耳で簡単に情報が入手できるような工夫について、今後とも放送局との連携を図っていただくように、お願いをしておきたいと思います。

一方、県が平成30年度から本年度にかけて、防災・減災事業で実施している河川掘削事業においては、河川の流下能力を回復するため、支

障となる堆積土砂や立木等の撤去が行われております。

この事業は、豪雨時の水位の低下や、雨水の早期排水に極めて効果的であることから、地域住民が非常に喜んでおり、さらなる事業実施の要望が増えておりますが、最後に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による河川掘削工事の進捗状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、「3か年緊急対策」といたしまして、158河川において河川の掘削工事等を行うこととしており、これまでに132河川の工事が完了し、着実に治水安全度の向上が図られてきているものと考えております。

さらに、新たに創設されました地方単独事業の「緊急浚渫推進事業」によりまして、今年度は、7億2,000万円の予算で、堆積土砂掘削工事や樹木伐採に取り組んでおります。

河川掘削工事は、地域住民からの要望も多いため、今後とも、本事業も活用しながら浸水被害の軽減に取り組むとともに、引き続き、3か年緊急対策後の必要な予算の確保について、国に要望してまいります。

○日高利夫議員 当面は、「緊急浚渫推進事業」により、河川掘削事業は継続されるということです。しかしながら、激甚化・頻発化する豪雨・台風災害から貴い人命と財産を守ることは、県民が安全に安心して暮らすために待たなしの事業でありますので、引き続き、3か年緊急対策後の予算確保についての国への要望を、しっかりお願いしておきます。

さらに、災害対策には、土木・建築・水道事業など、地元業者の協力が不可欠であります。災害発生時には、役所よりも早く現場をチェッ

クし、黙っていてもボランティアで重機を駆使し、土砂や倒木を除去し道を開いてくれます。

災害の早期復旧は、地元業者の協力なくしては成し得ません。地元愛のある業者の育成は、地域の安全・安心になくってはならない存在であることを、今後とも県にも十分御理解いただき、地元業者の育成に気を配っていただきますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、お疲れさまでございます。

先ほどは、自民党歴の大変若い新進気鋭の日高利夫議員が、正々堂々とすばらしい質問をいたしました。私は今年、自民党歴50年を迎えております。日高議員に負けなよう、すばらしい質問ができるように一生懸命頑張っていきたいと思っております。

昨日は、自民党総裁選挙がありました。予想どおりというか、菅官房長官が圧倒的多数をもちまして新総裁に選出されました。宮崎県には、国会議員・地方議員合わせて8票あったわけですが、そのうちの4票が菅候補でありました。

また、明日ですけれども、臨時国会が開催されます。そこで自民党総裁の菅さんが、内閣総理大臣に首班指名の予定であります。

菅さんは、我々から見ると、大変、国内政治というか地方に明るい、地方のことをよく考えている人だと理解しているし、また、宮崎県にも過去、私が知っているだけでも3回お見えになって、いろいろと挨拶をされたり地方を回ったりされております。

それで、地方自治の宮崎県の最高責任者は知

事でありますから、菅新総裁——明日ですけれども——菅総理・内閣に期待するものがあれば、お言葉を頂きたいと思っております。

あとの質問は、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現在、我が国におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や、深刻な影響が出ている経済の再生・復興をはじめとしまして、自然災害の激甚化等に対応した防災・減災対策もあります。また、ますます不透明化・不安定化を増す国際情勢の中での外交防衛といった課題もあり、国・地方とも取り組むべき課題が山積しております。

菅新総裁には、長年にわたり政権の中核において官房長官を務められた経験を生かし、こうした課題に対する的確かつ積極的な対応について、期待をしているところでありまして、多くの方の声に真摯に耳を傾けていただきながら、我が国が、さらに力強く進んでいくことができるよう、多大なる御尽力をお願いしたいと考えております。

特に、菅総裁は地方の御出身であり、官房長官に加え総務大臣の御経験もおありであります。地方の立場からは、引き続き、東京一極集中の打破や、地方創生の推進が大きく前進すること、そして、新型コロナ対策、また国土強靱化など、さらなる御支援を期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 知事の期待に応える菅内閣であるように、我々も期待していきたいと思っております。

次に、安倍内閣、いよいよ明日で終わりということになるわけでありまして、連続・

通算共に、歴代の内閣で1位になっておりません。特に、辞意表明をしてからの支持率が、各社全て20%以上でありました。また、第2次安倍内閣の7年8か月を「評価」、あるいは「ある程度評価」という数字が、ある調査では71.2%になったわけであります。

そういう安倍内閣であります。ここで知事に、安倍内閣を批評していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○知事（河野俊嗣君） 安倍内閣につきましては、7年8か月の間、日本経済の再生に向けた、いわゆるアベノミクスに精力的に取り組まれたほか、地球儀を俯瞰する外交を積極的に展開され、日本のリーダーとして、国際社会の中で確かな存在感を示されたものと考えております。

また、国土強靱化や地方創生の取組などにおきまして、地方への目配りをいただき、これらの政策は、本県としても大きな力になったものと考えております。中でも、東九州自動車道をはじめとする高速道路の整備が大きく前進したほか、輸出戦略につきましても、宮崎牛のEU輸出をにらんだ加工施設整備などへの支援によりまして、本県の食料品等の輸出額は大幅に増加したところであります。

さらに、今回の新型コロナウイルス対策におきましては、これまで経験したことのない国難とも言える状況の中、地方の声、本県や知事会からの提言に真摯に対応をいただく中で、地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金の創設並びに2兆円を超える大幅な増額など、力強く後押しをしていただいたものと感謝しております。

安倍総理におかれましては、体調の御回復を心からお祈り申し上げます。

○中野一則議員 この71.2%というのは、第2次安倍内閣以降の7年8か月を評価したときの数字であります。私は、安倍内閣は第1次のほうが非常に光っていたなという感想を持っております。

次に、自主防災組織についてお尋ねしていきたいと思います。

自主防災組織ができて、かなりの時間がたっているという説明を受けておりますが、まず、その目的と役割について、危機管理統括監にお尋ねいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づきまして、自主的に結成する組織であり、その目的は、地域住民が連携して行う防災活動、いわゆる共助に取り組むこととなっております。

また、その具体的な役割は、日頃から、防災知識の普及・啓発や、訓練の実施などの災害の備えを行うとともに、災害時におきましては、情報の収集及び伝達、避難の誘導、避難者の救出や救護、避難所運営の協力などを行うことが想定されております。

○中野一則議員 先ほども日高議員の質問の中で、いろいろと、関連するものがあつたようではありますが、自主防災組織というのは、絶対なければならない組織だと、だから、これをまとめて調査して、いろいろと出しているんですね。

自主防災組織のカバー率ということで、一番新しいのが今年の7月1日時点であります。26市町村の中で4.3%というのが一番低いんです。そして、トータルで87.3%という高率。26市町村の中で、実に11市町村が100%、非常にすばらしい数字であります。

こういうすばらしいものでありますが、実はこの11市町村の中に、ある文書を見つけました。「自主防災組織設立に向けて」ということでもあります。それは、100%というふうに報告している市町村の一つなんです。自主防災組織発足に向けて準備を進めましょうと。そして先月でしたが、全戸にチラシを配布して、9月に組織の検討をして、来年の4月には防災組織の発足を見ると、こういう手順で住民に呼びかける文書なんです。この市町村は、既に100%として報告しているんです。

それで、トータルで87.3%、毎年少しずつ上がってきているんです。11市町村が100%、本当に100%という報告をしたんだろうかなと、私は非常に懸念しているわけでありまして。先ほどもありましたが、南海トラフの巨大地震で津波も大きいものが来ると。それからこの前、台風10号が来ました。まだまだ台風シーズンですし、これから豪雨があります。霧島地域では噴火もあります。大きな災害がかなり来ると思うんですよね。そのために、まず自主防災組織をつくって、先ほどもありましたが、自助・共助・公助という中で防災に備えなければならないと思うんです。なのに、100%と報告しながら、今から設立しようなる文書があるということは、どうも理解し難いんです。そのあたりのことを、危機管理統括監にお尋ねしたいと思いません。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 議員からのお話がありました、ある市町村の件につきましては、どのような経緯でそのようなお話になったのか、詳細については承知しておりませんが、現在行われている調査につきましては、消防庁による消防防災関係調査の一環で実施されているもので、先ほど議員からのお話が

ありましたとおり、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数が管内全世帯数のどの程度を占めているかという、カバー率を調査する内容となっております。

また、調査対象の自主防災組織につきましては、活動の役割分担が住民の合意によって定められていれば、組織の規約などが明文化されている必要性がないなど、その活動内容までを把握する調査にはなっておりません。

したがいまして、県といたしましては、今後、この調査方法につきましても見直し、現在行われている国の調査に加えまして、自主防災組織の活動状況を聞くなど、その実態把握に努めるとともに、引き続き、地域住民などに対する防災出前講座、あるいは自主防災組織及びこれを指導する市町村の職員を対象とした研修会を実施するとともに、自主防災活動に必要な資機材整備につきましても支援をすることで、自主防災組織活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 見直しをして再調査されるようではありますが、もう県を通じて消防庁に報告してあるようでもありますから、来年の報告時じゃなくて、改めて100%のところだけでもいいですから、本当かということで、緊急に再調査する必要があると思うんです。また、10%未満のところにもですが、底上げをして、名実ともに90%、100%となるようお願いしておきたいと思えます。

次に、中国武漢発コロナ対策についてお尋ねしたいと思います。

PCR検査の件であります。前の質問でも、1点だけPCR検査のことについてお尋ねしたんですけれども、どうも県の報告書を見ていると、ばらばらだなど。県は、PCR検査を強化

するんだと。そして、それを二次医療圏ごとに7つのブロックに分けて強化していくんだということで、我々にも報告がありました。

それを見ると、まだ、西諸地域、それから日南・串間地域が、全く組織化されていない状況なんですよね。体制が組み立てられていない状況なんです。そのあたりのことの御説明を、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 地域外来・検査センターにつきましては、検体採取などを身近な地域で集中的・効率的に行えるよう、地域の医師会等の協力を得ながら、二次医療圏ごとの設置を進めているところであります。

設置状況につきましては、まず、西諸圏域では、現在、かかりつけ医など医療機関が連携して、検体の採取と検査を行うという方向で協議をしております。

また、日南・串間圏域につきましては、現在、検体を採取する場所などについての協議を行っている状況です。

今後、両地域での早期の設置に向け、取り組んでまいります。

○中野一則議員 西諸、あるいは南那珂のほうの考え方がありましたが、実態は、完全に開設しているのは、都城地区、延岡地区、日向地区なんですよね。西都地区も、児湯郡のほとんどがまだされておりません。それから、今言った西諸、南那珂が全くされていないし、延岡地区も西臼杵はされていませんよね。まだ、ばらばらなんですよ。

いろいろ検査方法があるけれども、PCR検査が一番すばらしい、いいという報告も何回となくされておりまして、統一した状況でPCR検査を行っていただきたいなと思っているんです。

それで、西諸については、小林市が別途いろいろと調査をするようになっているようですが、それに頼るんじゃなくてやってほしいと思う。

私は、なぜ、西諸地域にこのPCR検査体制ができていないんだろうかと思ったら、二次医療圏として西諸は大きな病院がありませんからね。一番大きいといっても小林市民病院でしょう。そこだけでこの体制はできない状態なんです。そういうところは、保健所が中心になってつくるようになっているんだから、極力、保健所が中心になってやっていくべきだと思うんですよ。

そういうことで、最初の体制ができるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、国勢調査についてお尋ねをいたします。

いよいよ、先日から国勢調査がスタートしました。それで、ニュースとしては数日古いんですけども、今年は、国勢調査が大正9年に始まって、ちょうど丸100年ということで、記念すべき国勢調査の年なんです。

ところが、いろいろと時代背景も変わったりして、コロナの影響もあるのか知りませんが、調査員の担い手が不足しているということで、全国では10万人から20万人も不足しているという新聞報道だったんですよ。

それで、宮崎県の準備体制はうまくいったのか、調査員の確保はできたのかどうか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 令和2年の国勢調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、全国的に国勢調査員の確保が大きな課題となっております。

このため、総務省におきましては、少ない人数の調査員でも調査ができるよう検討が行われまして、調査書類の配布期間の延長や不在世帯への再訪問回数の緩和、インターネット回答の促進などの対応策が示されたところであります。

本県の調査員の数でございますが、当初予定しておりました約6,000人に対し、約5,300人を確保したところであります。

国が示されました対応策に沿って、調査員の負担軽減を図った上で、公的統計の中核であります国勢調査にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 県内においても、実に700人少なかったということですから、この傾向はしばらく続くと思うんですね。この国勢調査というのは、非常に素晴らしい調査ですから、これがないでは政策もなかなかでき得ないと思いますので、調査員の確保を含めて調査が順調にいくように、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ところで、今年8月1日現在の宮崎県の推計人口は106万4,000人です。国勢調査による県の総人口は、実際どのくらいになるのか、見通しがあれば、これも総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県の推計人口は、今年8月1日現在、前回の国勢調査の結果から約4万人少ない106万4,353人となっております。

この推計人口は、住民票の異動等を基に算出しておりますけれども、一方で、国勢調査は、住民票の有無にかかわらず、実際にその地域に住んでいらっしゃる人を対象としております。

このような違いがございますため、推計人口

をもって国勢調査の結果を正確に予測するということはできませんけれども、過去3回分の国勢調査の結果と調査時点の推計人口とを比較して見ますと、マイナス約4,000人からプラス約7,000人、率にいたしますとマイナス0.3%からプラス0.6%程度の差になっております。

このようなことから、今回の国勢調査におきましても、直近の推計人口とおおむね近い数字になるのではないかと考えております。

○中野一則議員 いろんな計画がありますが、特に総合計画での人口推計も、ちゃんと年度ごとに書いてありますよね。私の見通しでは、令和2年度は目標より5,000人減じゃないかなと思うんです。そのことが、総合計画等に影響しないかどうかをお尋ねしたいと思います。これも、総合政策部長にお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、今年8月1日時点での本県の推計人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースにした、県総合計画における人口推計を約5,000人下回っております。

このような中、県の総合計画におきましては、人口減少への対応を最重要課題に位置づけておりまして、2030年には総人口100万人程度を目指すこととしております。

人口推計を上回る勢いで人口減少が進んでおりますことには危機感を持っておりまして、これまで以上に総合計画を着実に推進いたしますとともに、今回の新型コロナの危機を契機とした地方回帰の動きもございますので、これに対応し、人口減少に少しでも歯止めをかけ、地域の活力を維持できますよう、関係部局とともに、必要な対策にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今、コロナで云々と言われま

したが、やはり政策をより以上にしないと、なかなか増えるものじゃないと思うんですよ。コロナの影響で、テレワークとか新しい生活様式とか、地方にとっては非常に人口を増やすチャンスでもあるんですよ。それも、どこもそういうチャンスを迎えているわけですから、ほかの県に負けるような政策じゃ、何もならないんです。画期的な政策を緊急に出さないと大変だと思っております。

特に、東京都の人口が今年の5月から、コロナの影響だろうと思うんですが、今までは自然動態が減少だったのが、社会動態のほうも減少になりました。6月は、また逆でしたが、7月も減少。恐らくこれからそういうふうが減っていくと思うんですよ。先ほども言いましたとおり、テレワークとか新しい生活様式、こうすれば、田舎にいて仕事ができるわけですからね。

繰り返しになりますが、かなりのいろんな対応策を緊急に施さないと、宮崎県に足が向かない、Uターン・Iターンを含めて向かないということになります。こういう時代になっても宮崎県の人口が減っていくようではどうかなと思いますので、当初掲げた総合計画に沿った人口をキープするように、政策を進めていただきたいと思っております。これについては知事に、やる気というか、政策の展開も含めたことをお聞きしたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、都市部のリスクが顕在化する中、企業の経済活動や人々の価値観に大きな変化が生まれておりまして、ゆとりある暮らしや豊かな自然などに新たな角度から光が当たり、地方に対する人々の関心が高まっているものと考えております。

さらには、デジタル化・リモート化による場

所や時間を選ばない働き方が広がり、都市部から地方へ人や産業を呼び込む大きなチャンスになるものと捉えております。

このような認識の下、議員御指摘のとおり、あまたある地方の中から、本県が「選ばれる地域」とならなければならないわけでありまして、豊かな自然や食、恵まれたスポーツ環境といった、経済指標だけでは表せない「新しいゆたかさ」など、本県ならではの魅力を積極的にPRするとともに、良質な雇用の場の確保や子育て環境の整備、さらには地域における医療の充実を図ることで、この宮崎で暮らし、働き、子供を産み育てたいと思ってもらえるような、魅力ある県づくりに全力で取り組んでまいります。

○中野一則議員 ぜひ、そういう取組を一刻も早くやってください。年度ごとじゃなくて、月ごとにまとめるような感じで進めていただきたいと思います。

次に、えびの高原の再生について質問させていただきます。

まず、国民宿舎えびの高原荘についてであります。ここはコロナで休業となってから今日まで、ずっと休業をいたしております。6月には、知事がわざわざ出向かれて、ここを視察されました。それで、何とかこれを開業せよということで、説得に行かれるのかなと思ったら、知事は意見交換に行かれたというふうに、報告書では見ました。公の施設が休業しているわけですから、それを意見交換ではなかろうと思ったんですよ。

そのあたりのことを、営業再開に向けてを含めて、これは知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原は、青島や高千穂などと並びます本県を代表する観光地で

あります。県営国民宿舎は本県観光の拠点施設として、また、地域経済への貢献の観点からも大変重要な役割を担っているところであります。

新型コロナウイルスの影響によりまして、現在の指定管理者を含む宮交グループ全体が大変厳しい経営状況にありまして、国民宿舎の営業再開も難航しているとの報告を受け、大変心配していたところであります。このため、自らの目でしっかりと現場の状況を確認したいという思いで、えびの高原荘に赴いたものであります。

当日は、ミヤマキリシマの花が咲き始め、初夏のえびの高原の魅力を満喫いただける時期でありまして、改めてこの運営会社の社長に対しまして、「この魅力的な場所にある国民宿舎が活用されないのは、誠にもったいない。これから様々な観光キャンペーン等も展開をされる。こういう支援策を享受するという観点からも、一部でも、また臨時的にでも再開する道はないのか、様々な選択肢を考えてほしい」という私の強い思いをお伝えしたところであります。

また、担当部局においても、営業再開に向けた協議を重ねてきたところでありますが、残念ながら、その見通しは立っていない状況であります。

一方で、現在、次期指定管理者を選定中でありますので、現在の指定管理者には、少なくとも施設の維持管理や雇用の確保など、事業継承のため、その務めを果たすよう求めてまいります。

○中野一則議員 知事は、現在の指定管理者である宮交ショッピングアンドレストランに対して甘いと思うんですよ。県の施設ですからね、高原荘は。これを開業していないということは、大

きな問題ですよ。宮崎県のトップである知事が説得して、開業させないかんと思うんです。非常に甘いなという気がいたします。

では、同じ宮交ショッピングアンドレストランが指定管理をしている屋外アイススケート場が、いよいよシーズンを迎えます。ここは開業されるんですよ。知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） えびの高原アイススケート場は、毎年、平均で3万3,000人、多いときには4万人近くの方に利用いただいている重要な施設であると考えております。

国民宿舎と一体的に運営しているという課題はありますが、アイススケート場は、冬のえびの高原の観光の目玉でありますことから、その営業について、現指定管理者ともしっかりと協議してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今から協議するんですか。スケート場を開くか開かぬか、今決めないといけないんですよ。これは、知事の命令で「開業しなさい」と言ってくださいよ。指定管理者である宮交はその責任があると思いますよ。ここが、もしスケート場を開かなかったとすれば、えびの高原は大変な問題になりますよ。

前にも言ったことがあるんですが、えびの高原は、四季を通じていろんな形で、観光や行楽や登山やスポーツができる場所。冬は、アイススケートしかないんですよ。アイススケート場があるから冬場に来るんです。それがなかったら、今、厳しい中であつても一生懸命営業している人たちは、誰もいないから大変な目に遭いますよ。

もし営業しなかったとすれば、これは県の責任。営業しなかった場合の理由は、コロナということで理解されるんですか。これも知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） しっかりと指定管理者としての役割を果たしていただくよう、協議をしてみたいと考えております。

○中野一則議員 今から協議して何とか開こうという意気込みだと思うんですよ。そのようになればと思います。今、宮交ショッピングアンドレストランがあそこにはないのに、どんな準備をして屋外アイススケート場を開くんだらうかなと思うんです。休んでいて、ぱっとあそこを開けるものかどうか、非常に危惧いたしております。ぜひ、開業するように説得をしてください。もし、しない場合は、周辺のいろんな事業が大変な目に遭いますので、これはコロナでずっと休んでいるわけですから、コロナ休業ということで、必要な対策を打ってくださいね。お願いしておきます。

これも、お願いではいけない、答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘を真摯に受け止めて、努力を重ねてまいります。

○中野一則議員 努力ばかりじゃいけませんから、実現で頑張ってくださいね。

次に、指定管理者が平気で休むということは、今ある基本協定書、契約書が非常に弱いんですよ。営業しなけりゃならないということを担保した契約内容になっていないんです。ですから、新たな指定管理者に云々ということを知事は言われましたが、これから指定管理に入るところとの契約内容を、噴火したからとか、いろんな疫病云々で、この前みたいに休まなけりゃならないときもあると思うんです。指定管理者側の都合で休むということがないように、基本協定書の中に、ちゃんと営業を担保する条文を入れてほしいと思うんです。それを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国民宿舎の営業再開に関します現在の状況を踏まえまして、御指摘のように、次の指定管理者によりまず営業の継続性を確保していくことは、大変重要な課題であると認識しております。

このため、今後、次期指定管理者と管理運営についての必要な事項を具体的に取り決めていくことになると思っております。次期指定管理者が指定できればということではありますが、そういう流れになっていくと思います。当然、自然災害とか、極端な景気の落ち込みといったような要因もあると思いますので、それら全てをとるところは難しいかも分かりませんが、できる限り営業の継続が可能になるような方策を、基本協定の条文なのか、その解釈なのかということはあると思っておりますけれども、そういった協議をしっかりと行った上で、その確保に努めてまいりたいと思っております。

また、指定管理者の経営が良好に進んでいく、こういったことも大切であると思っておりますので、地元の自治体でありますとか関係機関と連携をいたしまして、国民宿舎の利用促進を含めて、えびの高原全体の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 解釈で云々とも言われましたが、解釈じゃできないから事業再開していませんからね、今の指定管理者は。解釈で云々するとまずいですから、やっぱり条文にうたい込んでほしいと思うんです。

触れないつもりでしたが、なぜ、私がこういうことを言うかということ、先ほどは知事に、宮交に対して甘いとも言いました。今、宮交さんは3期目の5年目なんですね、15年目になるわけで、1期目のときには、引き受けた指定管理者は、当初から赤字で非常に大変だと。だから

何とかしてくれということで、かなり要望してきた。それでも、指定管理料をきちんと払わせてきたんですよ。5年間の指定管理料が1億7,500万円でした。1円もまけずに、とにかく営業しろということで、結果的に営業させたんです。そして2期目の宮交になったときには、1億円をサービスして7,500万円の指定管理料に、うんと下げたんですよ。そういう状況なんです。だから、2期目で下げたということは、1期目のときには、「やっぱりこれは高かったな、指定管理料が高かったんだな」という反省が県にもあったということですからね。1億7,500万円を7,500万円にしたんですから、1億円もカットしたんですから。そういう中での宮交系列の今の営業なんです。

だから、やはり厳しく——1期目のときにはどんどん営業させて——コロナがあろうが噴火があろうが、ほかの店は、えびの高原は誰一人休まずに、みんな苦しい中で営業してるんですからね。会社そのものにいろんな問題があっても、やはり営業させる。そうしないと、これからのアイススケートのシーズンも、いかなものかなと思うところであります。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお尋ねしたいと思います。

これは、前にも1回質問をしました。上質な宿泊施設、いわゆる高級ホテルを造ろうということなんです。誘致が進んでおりません。そのあたりのことを、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 上質な宿泊施設の誘致につきましては、候補地が国有地でありますことから、国、県、えびの市による実行委員会においては、公募による誘致活動を進めることとされております。

しかしながら、公募に先立ち実施しました金融機関、不動産業者等8者との対話の中で、えびの高原について、「楽しめるアクティビティが少ないことや、アクセス環境の改善が必要などの理由から、進出環境としては厳しい」との御意見を頂きました。

また、霧島山の火山活動が継続していることもありまして、実行委員会において、早期の公募は厳しいと判断され、まずは、民間事業者が参入しやすい環境づくりを進めることとされたところであります。

このため県では、関係機関と連携しながら、グランピングの試行や多様なアクティビティの開発、プロモーション強化、老朽化した施設の再整備、道路改良等に取り組んでいるところであります。

○中野一則議員 取組が非常に弱いですよ。もっと行政が力強く中に入ってリードしてやると、民間の会社は来ないですよ。ホテル業は来ないですよ。

さっきは火山活動云々と言われましたが、実は新燃岳の裾野で、今、有名な星野リゾートが、一生懸命あそこに高級ホテルを建設中ですよ。そこの行政の関係者に言ったら、もう一生懸命誘致してきたんだと、行政が先頭を切ってやってきたんだと。鹿児島県はそんなふうに一生涯懸命やってるんです。宮崎県も、何だかんだと一部の民間の人が言うところばかりじゃなくて、そういうのを。火山のことについても、環境のことも、えびの高原は厳しいですよ。そこになぜ、そういう高級ホテルが、今できつつあるのかですよ。やっぱりそのことを踏まえて取り組んでもらわないかんと思っております。もう一度、御答弁をお願いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 上質な宿泊施

設の誘致につきましては、先ほど議員からもお話がありましたが、火山活動が継続しているということもありますが、新型コロナの感染症の影響もありまして、厳しい状況ではございますが、えびの高原全体の魅力向上に大変重要なものとは考えております。

県といたしましては、最近のアウトドア活動ニーズの高まりも踏まえまして、これまで実施してきました、火口湖を利用したスタンドアップパドルボート、それから野生鹿が見られるナイトトレッキングなど、ここでしかできないようなアクティビティの磨き上げを行いますとともに、遊歩道や登山道、給水施設の再整備等、事業者が参入しやすい環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

加えて、現在、継続が検討されております満喫プロジェクトや予算の状況など、国の動向も注視しながら、実行委員会において、今後の誘致の在り方検討が進められるよう、関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 とにかく、満喫プロジェクトで高級ホテルを造るということで出したんだから、その実現に向けて、ぜひやってください。そして、今ある国民宿舎と相乗効果を図って、にぎわいを取り戻してほしいと思っております。

次に、同じく環境森林部長に、飲用水確保対策についてお尋ねします。

今、県の給水施設を造り替えるということで、令和元年度からやっておりますが、その進捗状況を教えてください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの高原で利用されております給水施設は、県管理の施設と、えびの市管理の施設の2系統がございます。

このうち県管理の給水施設は、老朽化に伴う断水や漏水に加えまして、利用施設から距離のある取水口や受水槽の保守点検など、維持管理が大きな負担となっております。

このため、国の制度事業を活用しまして、昨年度は、改修のための全体設計を行い、3年後の令和4年度末に完成を目指すことといたしました。

これに基づき、今年度は、国と協議を行いながら、受水槽建設予定地の地質調査に着手しますとともに、エコミュージアムセンターなど、利用施設周辺の配管工事について、年度内着手に向け準備を進めているところであります。

○中野一則議員 県の進捗状況は分かりました。

先ほど、ちょっと市の給水施設のことも触れられましたが、ここは、実は数日前に断水しております。パイプが破裂して、また断水なんですよ。もともと宮交が廃業した理由の一つに、給水施設、水道施設がいつも壊れていると、破損しているということも大きな原因だった。何か月も休んでおりましたからね。やっと部品があったということで再開をしたのが、今は市の施設になっているんです。

それで、今、この給水施設は、はっきり分かりませんが、えびの高原ホテルが昭和33年にできましたから、そのときに造った施設だと思うんですよね。だから、もう62年経過しているということです。

県でも、いろいろ古くなった、老朽化したということで、今、造り替えているんです。こちらのほうも造り替えないといかんと思うんです。

それで、商工観光労働部長にお尋ねしますが、宮交からえびの市に、これを無償提供する

ときに——無償だからただだったんですよ。我々は昔から、ただほど高いものはないと言っているんですが。今でもえびの市はいろんな投資をして、かなりのお金をつぎ込んで、いろいろやり替えていますよ。これに水道が駄目になったら、1億円じゃ足らんでしょう——こういう施設だということの認識の上に、えびの市に仲介したのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。これは、商工観光労働部長をお願いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） これまでの経過につきまして、宮交ショッピングアンドレストラン、それからえびの市にも確認をいたしましたけれども、給水施設につきましては、足湯の駅と併せまして、その存続に向けて、宮交側からえびの市に直接、協議を行われたということでございます。

県に対しましては、その協議の途中経過については、情報提供はいただいていたところでありまして、県が仲介をしたというようなところではないと認識しております。

○中野一則議員 責めはしませんが、仲介したんですよ。仲介したからえびの市は引き受けたんですよ。私は、あの当時、本来は国が引き受けるべきものだと、最低でも県が引き受けるべきところだと主張してきたじゃないですか。それを、いつの間にか市にやったんですよ。まあそれはいいでしょう。

それで、今、断水状態なんですよ。県の施設を、今、造りつつあるんですが、今ある施設と、何か直結して、連結してできないものですかね、環境森林部長。

○環境森林部長（佐野詔藏君） えびの市が管理されている給水施設については、議員からありましたように、県の施設と同様に老朽化して

おります。先ほど話がありましたように、先週も漏水が確認されて、今、復旧対応を進められていると伺っております。

県といたしましては、えびの高原全体の水の安定供給が図られますよう、今年度、改修工事に着手しました県の給水施設について、受水槽容量を現在の2.3倍に高めますとともに、市の給水施設との連結について、調整を行っているところであります。

今後、県の工事の進捗を踏まえながら、連結の時期・方法等について、協議を続けてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 新しい施設のときにはしてほしいと思うんですが、今の施設でも、一日も早くやってくださいよ。知事が、えびの高原に行かれた6月9日に行った、足湯の駅えびの高原の施設が、林道のほうも含めて全く使えない状態ですからね。今、そういう状態になっているんですよ、水がないばかりに。宮交さんも、それで非常に苦勞をされたんですよ。それで手放されたんですよ。えびの市も、せっかく公営になったわけですから、そういうことがないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、県道30号えびの高原小田線、それから103号栗野停車場えびの高原線であります。これを改良するというので、両方進めておりますが、この進捗状況を、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道えびの高原小田線につきましては、えびの高原の観光道路としてはもとより、防災上の観点からも重要な路線であります。

このため、白鳥温泉下湯付近からえびの高原までの間に点在する未改良箇所のうち、約2.8キロメートルを末永工区として整備を進めてお

り、これまでに約600メートルを供用し、今年度末には、さらに約400メートルを供用する予定であります。

引き続き、早期完成に努めますとともに、残る未改良箇所、約500メートルの整備につきましても、当工区の進捗を踏まえながら取り組んでまいります。

次に、県道栗野停車場えびの高原線につきましては、昨年度、鹿児島県と調整が図られました未供用区間のルートにつきましても、火山活動の影響を確認するため、今年度、現地調査や地質調査を実施しているところであります。

また、本ルートは、国立公園区域内の特別地域を通過することから、環境省など関係機関と協議を行いながら、引き続き、植物の現況調査など必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 前の答弁と全く一緒なんですよ。進捗状況を聞いているんですから、今は何十％だという、数字ぐらいの報告はしてほしかったと思うんですよ。進んでいないというふうに理解をいたしました。

それで、この県道30号にしても103号にしても、さっきは観光、防災と言われました。その必要性があるんですよ。防災を我々が言い出したのは、来年の1月で、もう丸10年になりますよ。新燃岳が噴火して、来年の1月で丸10年になるんですよ。そのときから、避難道路を何とかしてほしいと訴えてきたんです。それが、10年なのになかなか進んでいないという状況なんです。

知事にお尋ねします。そういう環境の県道30号なんですけど、6月9日にせっかくえびの高原に行かれて、いろんなことを視察、あるいは意見交換されているけれども、土木事務所からも

来て、県道1号等は現地視察もされておりますが、30号については通られたと思うんですけども、全く視察するというところまではいっていないんじゃないかなと思うんです。その確認を、知事にさせてください。

○知事(河野俊嗣君) 実際にこの道路を通って参ったところでありますので、通過中にその道路の状況等も確認をしたところであります。

先ほど来、答弁がありますように、この県道えびの高原小田線につきましては、県内外から高速道路を利用して来られる観光客のえびの高原へのアクセス道路として、広域的な観光周遊ルートを形成する重要な路線であると考えております。

火山活動が続く中で、県道1号小林えびの高原牧園線が通行止めとなっておりますことから、えびの高原への唯一のルートとして、この路線はますます重要であると考えておりました、まさに、この現地を視察した際、早期整備の必要性も確認をしたところであります。

○中野一則議員 確認はしていないんでしょう。土木事務所はここに行っていないんですよ。土木事務所が来て、ここはどうだこうだという説明をさせて、確認になるんでしょうが。あなた方は、さっと通っただけでしょう。それでは確認にならないのですよ。ただ、見物ですよ。

もう何回も言っておりますが、えびの高原の再生のためには、この30号の全線2車線化を急がないと駄目なんですよ。前から言っているのに、今もう大型バスは1台も通らないんですよ、えびの高原には。えびの高原に宮崎県からは1台も行っていないんですよ。それを、どんどん通れる道路にしてほしいということを、訴え続けてきているんです。知事の命令で、早

速、全線開通を1年以内にするというぐらいの指示をしてくださいよ。それはお願いにしておきます。終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) 通告に基づいて質問をまいります。

まず最初に、台風10号によって被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、椎葉村において行方不明となっておられる4名の方の一刻も早い発見を、心から祈念するものであります。

新型コロナウイルス感染症は、たちまち全世界に広がり、約2,895万人が感染し、約92万5,000人が死亡いたしております。無論、今も進行しているところです。

感染による死者数は、アメリカが19万8,000人、イギリスが4万1,600人、イタリア3万5,600人、フランス3万900人、スペイン2万9,700人、ドイツ9,400人で、先進国において多くの犠牲者が出ているのが特徴だと思えます。

日本においても、5月10日の時点で感染者は1万5,000人で、フランスやドイツの10分の1、イタリアやスペインの15分の1でありましたが、都市部等において「医療崩壊の瀬戸際」の危機的状態であったと言われております。

コロナ危機は、世界でも日本でも、社会の脆

弱さを明るみに出しました。この危機を体験して、「こんな社会でいいのか」「こんな政治でいいのか」という思いが、政治的立場を超えて広く生まれていると思います。本議場においても、さきの6月議会から議論をされているところであります。

このような悲惨な事態を招いた背景を、幾つかの資料から明らかにしたいと思います。

先進各国の病床数であります。OECDのデータで、2000年と直近を見ますと、人口10万人でアメリカは349床から277床へ、イタリアは471床から318床へ、イギリスは408床から254床へ、フランスは797床から598床へと6割から7割台に減少をさせております。

日本国内のケースについても述べておきたいと思えます。日本のICU(集中治療室)は、人口10万人当たり僅か5床であり、これはドイツの6分の1、イタリアの2分の1にも届きません、医師の数は、人口1,000人当たり2.4人で、OECD加盟国36か国中32位であり、OECD平均から見ると、14万人の医師が不足していることとなります。保健所の数についても、もう既に議論となりましたが、1990年の850か所から、2019年には472か所へ激減させております。

こうした下で、4月、5月の感染者が欧米諸国のように発生していたなら、イタリアやスペイン等をはるかに超える深刻な事態になったことは、容易に想像できるものであります。

何がこうした社会的脆弱さをつくり出してきたのか、一言で言うと、それは新自由主義によるものであると我が党は考えます。新自由主義とは、全てを市場原理に委ね、企業のもうけを最優先する考え方で、1980年代から世界的規模で押し進められてまいりました。

具体的な内容としては、非正規をつくり出した労働法制をはじめ、あらゆる規制の取り払い、社会保障をはじめとする公的サービスの切り捨て、「自助・共助」などに代表される自己責任の押しつけ等であります。

こうした考えに立っているのは、日本共産党だけではありません。ノーベル経済学賞を受賞した、コロンビア大学のジョセフ・スティグリッツ教授は、「世界一豊かな米国がコロナ禍で露呈したのは、人工呼吸器・防護服・マスクなどが欠如しているという惨めな現実だった」「イデオロギーは市場原理を偏重する新自由主義、政策は規制緩和、福祉削減、緊縮財政、つまり小さな政府。大企業を優遇すれば経済が活性化し、全体の暮らし向きがよくなるという理屈です。全くの過ちです。新自由主義の名の下に、富裕層が強欲な利己主義を發揮しただけ」このように「全くの過ち」であり「惨めな現実」をつくり出したと、痛烈に批判をされております。

イギリスのサッチャー元首相は、新自由主義を進め、「社会なんていうものはない。自分の面倒は自分で」と主張していたのですが、同じ保守党の党首であるジョンソン首相は、自ら感染の経験を通して、今回、「コロナウイルスは社会というものがまさに存在することを証明した」「我々の国民保健サービスを守れ」とこのように発言をいたしまして、世界は驚きをもって受け止めました。

コロナ危機を体験し、私たちが何を学ぶべきか、大変重要だと思います。私は、新自由主義こそが、社会をもろく脆弱なものにしてきたと思います。知事の所見を伺いたいと思います。

あとは、質問者席より行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

新自由主義は、政府の果たす役割が大きくなり過ぎた結果、自由な経済活動を阻害しているとの基本認識に立った上で、財政支出の削減を図り、グローバル化や規制緩和によって、経済活性化を図ろうとする考え方であると理解しております。

そのもたらした影響につきましては、民間活力によって、多様な新しいサービスが生まれ、イノベーションも進んだ一方で、格差の拡大や非正規雇用の増加が見られるなど、様々な評価があるところですが、経済が成熟期に入的过程中で新しい形で活路を切り開いたという役割もあったものと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな影響を与えており、人々の価値観も大きく変容する中で、これからのコロナとともに生きていく社会におきましては、経済も含めて、これまで以上に共感と連帯に支えられた社会が求められてくるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 全国の公私病院連盟の会長は、「本来、医療には緊急時のための余裕がないといけません。しかし、国は「効率至上主義」で、ベッドを常に入院患者でいっぱいにならないといかんような診療報酬にしてしまった。(中略) こういう緊急時になると「頑張れ」と言いますが、いつも手足をくくられて仕事をしているような状況です」と、このように話されております。

日本での新自由主義の最初の起点となったのは、1980年の臨調行革であります。当時、何とされていたかといったら、「このまま医療費

が増え続ければ、国家が潰れる」と。こうして医療費を削ることにかじを切りました。その結果、今回明らかになったように、ベッドも医師も看護師も不足し、医療崩壊の瀬戸際まで追い込まれてきました。

政府は、今回のことから教訓を得るようなことはせずに、地域医療構想の下、さらに医療機関と病床を削減する方針で、その対象となる病院名まで明らかにしており、この期に及んでも、この構想を撤回する方向ではありません。具体的には、2018年、124万6,000床あったものを、2025年には119万1,000床、5万5000床削減する計画のようであります。

この政府の病床削減、病院削減についての知事の見解を求めておきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 現在、各地域の調整会議におきまして、2025年に向けた持続可能な医療提供体制について、協議が進められております。県では、医療機関の再編統合や病床削減ありきではなく、地域の実情を踏まえた議論の促進を図っております。

こうした中、国は、昨年、公立・公的病院名を公表し、本年9月末までに将来方針を再検証するよう求めておりましたが、新型コロナウイルスの影響もありまして、地域医療構想の進め方につきましては、再検証の期限を含め、改めて整理するとの方針が先月末に示されたところであります。

今後は、新型コロナウイルスで明らかとなりました公立・公的病院が果たしている役割の重要性などを踏まえ、地域における丁寧な議論を促進しながら、県民が安心して暮らすことができるよう、医療体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 昨日、自民党総裁になられた

菅官房長官は、総裁選挙に当たっての日本記者クラブでの討論会で、目指す社会像というのは「自助・共助・公助」というボードを掲げておられました。

私は申し上げたいんですけど、誰もがみんな、誰の厄介にもならないようにと思って頑張っていると思えます。そしてまた、隣の人が助けを求めれば、みんな快く助け合っているというのが、今の社会だと私は思えます。「自助・共助・公助」というのは、自己責任を押しつけるもので、政府の責任を放棄する新自由主義の典型であるということを指摘しておきたいと思えます。

私ども日本共産党は、コロナ危機を克服し、よりよい社会を目指す7つの提案を示しております。

第1は、ケアに手厚い社会です。社会保障に対する公的支援は、GDP比22.7%です。これは、ドイツやフランスの7割から8割の水準です。第2は、人間らしく働ける労働のルールをつくることです。第3は、一人一人の学びを保障する社会です。第4は、危機にゆとりを持って対応できる強い経済をつくることだと思えます。第5は、科学を尊重し国民に信頼される政治を確立すること。第6は、文化芸術を大切にする国をつくることだと思えます。第7に、ジェンダー平等の社会をつくること。この7つのことが、今回、このコロナ危機を通じての日本共産党の提案であります。

この第7のジェンダー平等に関して付け加えますと、給付金が世帯主にまとめて支給をされました。これによって、受け取ることのできない女性が生まれました。世帯主は戦前の家制度を引き継いだものでありまして、憲法や法律の精神、また、ジェンダー平等という立場からも

重大な問題を抱えていると思います。我が党は、世帯主規定の廃止を求めたいと思っております。第7項について、時間もありませんので、柱を中心にした話となりました。

第4の強い経済をつくるという問題との関連で、コロナ危機を通じて、特に零細業者の皆さんは、消費税の納税に行き詰まっているのが現状だと思います。経済を立て直すために、消費税率の引下げが、今、大きな政治的課題になるようにしております。税率引下げが経済を立て直すポイントになっていると私は思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 新型コロナウイルス感染症の影響によります経済の落ち込みに対応するため、各国が様々な対策を講じている中で、一部の国でこうした付加価値税の減税が行われていることは承知をしております、一般論としては、経済対策における選択肢の一つであると考えております。

消費税は、税収の規模が大きく、比較的安定しておりますことから、財政健全化を図りつつ、社会保障をはじめ、暮らしに必要なサービスを維持していく上からも、極めて重要な税であると考えております。

仮に、税率引下げの議論が行われる場合には、国において、社会経済情勢を見据えつつ、国と地方の財源確保がしっかりと図られるよう、慎重に検討していただきたいと考えております。

○来住一人議員 財源問題で、知事と討論し合うということはいたしません。

コロナ問題についての質問を終わるに当たって、一言申し上げたいと思います。

全体として見るなら、第2波が弱まりつつあると思います。私は、今こそ政府の責任で、P

CR検査を点と線ではなくて、面として本格的に進めて、確実にこれを封じ込め、第3波を発生させないことが必要であると思います。

次の問題に入ります。

防衛省は、新田原基地で、米軍用の弾薬庫等の施設建設工事に着工いたしました。もともと普天間基地が返還された後に、機能の一部を新田原に移設する計画でありましたが、これが一方的に変更されて、その内容は、施設工事が完了後に使用するというものになっております。

この変更について、県はいつ説明を受けたのか、また県は、その変更を了承したのか、統括監の答弁を求めたいと思います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県では、今年の2月28日に、九州防衛局から、新田原基地の緊急時使用のための施設については、「2022年度までに米軍へ提供できるよう整備を進めているところであり、工事が完了し、提供手続が整えば、緊急時の航空機受入れ機能が新田原基地へ移転すると考えている」との説明を受けたところでございます。

県といたしましては、これまで国から、「普天間飛行場の代替施設である辺野古の完成後に、緊急時の機能が新田原基地へ移転すると考えている」との説明を受けており、普天間飛行場からの機能移転時期の考え方が変わりますことから、今後の対応等につきまして、地元市町と協議をしているところでございます。

○来住一人議員 9月2日に、私ども党県議団と党県委員会は、福岡の九州防衛局と交渉をいたしました。内容は、住民説明会をしっかりと行えということと、工事をやるなというこの2つの点でありました。このときに、新富町の町長も、普天間基地の一部移設は辺野古基地完成後と理解し、認識されているということ、防衛

省も認めているものであります。これは非常に重大だと我々は思っております。地元の町長さんが、今の防衛省の方針を理解していないということになります。

このような状態でありますから、まずは、工事を中止するように防衛省に求めるべきだと思いますけど、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛に関する問題は、国の責任で適切に対応するべきものでありまして、新田原基地の米軍の緊急時使用に係る施設整備につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の負担軽減など大局的な観点から、日米両国間の政府レベルで調整の上、実施されるものと考えております。

しかしながら、普天間飛行場からの機能移転の時期につきましては、国のこれまでの説明と考え方が変わりますので、今後の対応等について、関係市町と協議を行っているところであります。

県としましては、弾薬庫の安全性など地元の不安もお聞きしておりますので、県民の安全・安心の確保のため、できる限り詳細な情報提供や丁寧な説明を国に求めていくなど、引き続き地元へ寄り添って対応してまいります。

○来住一人議員 地元の町長さんをはじめ町も、防衛省のその変更したことについて、了解したわけでもない。県も、今聞いた話では了解していない。そういうときに一方的に工事を始めると。それは全く民主主義から外れると僕は思います。話を合わせるんだったら、まずは工事をやめてからしっかり話し合う、理解を求めるというのが筋だと僕は思います。そういう意味でも、確かに防衛については国の専権事項だと、これは知事が前から言われているわけ

ですけど、私から言わせれば、いわゆる専権事項といっても、それはまさに国民のものであるわけです。改めて強調しておきたいと思いますが、まずは防衛省に対して、中止してくれということを要求するというのが当然だと、このように思います。

教育行政についてお聞きします。

2月27日に安倍首相が、全国一斉休校要請を行いました。文科省も政府専門家会議も関知しない、首相官邸の独断でありました。文科省は28日、全国一斉休校を求める事務次官通知を出しております。

まずお聞きしたいのは、この通知を受けて、県教育委員会としてはどのような対応をされたのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、お話にありましたが、全国一斉の臨時休業を要請します文部科学省事務次官通知を受けまして、知事と協議の上、学校保健安全法に基づき総合的に検討した結果、感染拡大の防止と子供たちの健康・安全を第一に考え、県立学校について、県内一斉の臨時休業を実施いたしました。

また同時に、県内各市町村教育委員会に対しましても、この県立学校の対応方針についての情報提供を行ったところであります。

○来住一人議員 政府専門家会議は、全国一斉休校を支持したことは一度もありません。むしろ、「子供は地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」という認識でありました。

5月1日に有識者懇談会でまとめた提言は、「現在のように、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような状態が長期

間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して、深刻な問題が生じる」と警告をいたしております。私もそのとおりだと思います。しかし、休校は長期間にわたりました。休校によって、子供たちには、学びの遅れはもちろんでありますけど、大変な不安やストレスなども与えました。

全国では極めて少数でありますけど、自らの判断で休校しなかった自治体もあります。私は、休校しなかった自治体の教育委員会の判断が正しかったということを行っているものではありません。また今回のようなことが発生する可能性はあります。私は、一斉休校について検証すべきだと思いますけど、県教育委員会としては検証されているのかもしれませんが、検証についての教育長の所見を伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 3月の一斉休業につきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大防止と子供たちの健康・安全を第一に考えまして、実施したところがあります。

その後におきましても、緊急事態宣言の全国拡大に伴う4月から5月にかけての臨時休業や、本県における7月中旬からの事実上の第2波など、新型コロナウイルスの学校生活への影響については、依然として継続しております。

このため、現時点では、感染拡大防止の取組を徹底した上で、児童生徒の学びを保障するための対策を一層しっかりと進めていくことが重要であると考え、懸命に取り組んでいるところであります。

○来住一人議員 検証されていないようでありますけど、次に行きます。

感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」は、1つ、身体的距離を確保すること、できる

だけ2メートル、最低でも1メートル、2つに、マスクの着用、3つに、手洗いを挙げております。

この「新しい生活様式」を学校で実践することは不可能だと思いますが、どのように対応されているのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、文部科学省が示しております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、県教育委員会で作成しました「県立学校における新しい生活様式」を参考に、感染症予防対策を行っているところであります。

このマニュアルには、感染症の発生が散発的な地域であれば、学級内で1メートルを目安に児童生徒同士の間隔を取ることや、感染者が急増している地域であれば、例えば、近距離で行う室内の合唱といった感染リスクが高い学習活動を行わないなど、感染状況や学校の実態に応じて細かく具体例が示されておまして、その内容も随時改訂されているところであります。

今後とも、新型コロナウイルス感染防止に取り組みながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を工夫いたしまして、継続して子供の学びの保障に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 文科省が出している新しい様式についての3つのパターンというのを、僕も見ました。それと、一般社会に対して行っている新しい様式とは、実際はかなり矛盾しているということだと思います。

次に行きます。

全国知事会、市長会、町村会の3者の会長が、連名で少人数学級を提言しております。また、安倍首相や文科大臣も、国会において前向

きの答弁をしております。例の骨太方針の中にも、前向きに盛り込まれてきました。与野党問わず、大きな関心事となっております。

少人数学級は、感染対策はもちろんですが、一人一人の子供に寄り添う教育を進めるためにも、どうしても実現しなければならない課題だと思います。教育への公的支出は、対GDP比で、日本は2.9%、OECD35か国の中で最下位です。平均の4%まで増やすなら、教員を大幅に増やし、少人数学級を実現することはできます。

少人数学級を実現していくためには、今こそあらゆる機会を捉えて、政府に要求するだけにとどまらず、国民的運動、世論にすることが重要ではないかと思えます。この課題にどう取り組んでいかれるのか、教育長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（日隈俊郎君） 少人数学級の拡充につきましても、私どももその必要性を十分に認識しており、これまでも国に対し、教員の定数改善を要望するとともに、本県におきましては、小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級を導入しており、さらに、本年度はモデル校を指定しまして、小学校3・4年生で35人学級の取組を行っているところであります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、教育関係者をはじめとしまして、少人数学級を求める社会的な要望も広がってきておまして、国においても、少人数指導に向けた方向性が、例えば、今年のいわゆる骨太方針2020でも示されたところであります。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組の成果を確認しながら、今後とも教員の定数改善などの必要な措置について、国に対し粘

り強く要望してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 コロナに関わって、少人数学級を求める声というのは非常に高まってまいりました。ヨーロッパあたりでは、少人数学級がずっと進んで、1クラス15人とか20人というのが、ある意味では趨勢になっている。日本だけが、40人とかそういう状況になっておまして、これを一気に20名——日本共産党は20名程度にとという提案をしました。そのために、10万人の教師が必要だということなども具体的に明らかにして、提案をしているところです。いずれにしても、今申し上げましたように、与野党を問わず、また、さっき言われたように、いわゆる骨太方針の中にもある程度前向きにこれが盛り込まれている。そういう意味じゃ、全国的に少人数学級にして、それを子供たちにプレゼントしようというのが非常に深まってきていると思えますので、我々政党としても、ある意味じゃ議会としても、例えば意見書を出すとか、そういう努力をしていかなきゃいけないなと改めて思っているところで、ぜひ、委員会としても進めていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。

私は、2018年2月議会において、盗伐は絶対に許してはならず、被害者にとって最後の頼みは警察と行政であり、被害者に真に寄り添っていただきたいということを訴えました。盗伐に関する警察への相談件数だけで判断することはできませんけど、残念ながら相談件数は増加しているのが実情であります。

頂いた資料によりますと、この6年間、今年7月末までのトータルであります。相談が290件、検挙が21件、逮捕者は11人でありました。

本部長にお伺いいたします。盗伐に対する警

察としての基本的な姿勢について、改めて明確に述べていただきたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察では、県や市町村会、森林組合連合会等7組織と協定を結び、相互の情報共有や合同パトロールを行うなどの連携を図っており、森林窃盗に関する相談には適切に対応しております。

今後も、関係機関等と連携を図りながら、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査してまいります。

○来住一人議員 相談件数に対して検挙数の21件というのが低いのか高いのか、私はよく分かりませんが、いずれにしても、相談件数が増えているというのは、非常に深刻に受け止めていく必要があると思います。

国民の税金で助成された高性能の機械によって盗伐をしてもとがめを受けないというのであるなら、被害者にとっては、もう言葉がないと思います。このようなことは絶対に許してはならないし、警察の権威にも関わることだと思います。被害届を受理してくれないという声もよく聞きます。一定の要件がないと受理できないというのは理解できますけど、受理しようが受理できまいが、受けた相談には、当然のことではありますが、誠実に対処し、その結果を必ず相談者に返していただきたい。この相談案件についてどのように対処されているのか、その基本的姿勢についても述べていただきたいと思います。

○警察本部長（阿部文彦君） 相談等に対しまして、被害の日時や場所等について、丁寧に聞き取りをするとともに、内容に応じまして指導・助言を行ったり、犯罪があると思料するときは、法と証拠に基づいて厳正に捜査しております。

今後も同様に、適切に対処してまいります。

○来住一人議員 最初に言いましたように、とにかく被害者にしてみれば、最後の頼みは警察というところになります。

そういう点から、やはり相談に来て、盗伐もされていないのに、また自分で伐採して盗伐されたとして、うそを言って警察までわざわざ行く人なんて、絶対いないと思います。そういう点では、相談されたら、それをしっかり受け止めて、本人の納得がいくように最後まで対処していただきたいと思います。

そういう点では、また改めて、私のほうも相談者に対して調査をしてみたい。それで、具体的に最後まで警察のほうに対処されているかどうかというのも、正直言って調査させていただきたいと思います。

今の本部長の発言を信頼して、ぜひ、今後もまた進めていただきたいということを、改めてお願いしておきたいと思います。

最後に、えびの市の岡元地区の問題であります。

これは、2月の議会でも取り上げた問題でありますけど、えびの市の岡元地区は、硫黄山噴火によって3年連続稲作ができずに、来年も明確にめどがついていないというのが実情であります。

私は、抜本的対策としては、国の責任によって硫黄山から出る噴出物を下流に流さない対策を取るのだと思います。百歩譲っても、国の責任によって、田んぼに取水しても問題が発生しない、そういう水質にすることだと思います。国立公園内で起こっていることでもありますから、当然、政府が責任を取るべきだと思います。

県も構成員となっている対策協において、本

格的な水質改善施設の整備に向けて取り組まれているということでもありますけど、その内容や方法について、環境森林部長に答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、平成30年度からえびの市と連携しまして、専門家の助言の下、環境負荷の少ない、石灰石を活用した、自然の流れを生かして緩やかに水質を改善する手法により、実証試験に取り組んできたところでもあります。

この実証試験の結果を踏まえまして、昨年11月に国や県、えびの市等で構成されました「硫黄山・河川白濁対策協議会」におきまして、その本格的な水質改善施設の整備を目指すことが確認されております。

当該施設の整備や運用に当たりましては、財政的な負担も大きいことから、国に対し、財政的支援の要望を、継続して行っているところであります。

なお、現在、当面の対策として、実証試験に使用しました石灰石中和水路の補修、改良を実施しまして、水質改善施設として運用しているところでもあります。

○来住一人議員 質問を終わりますけど、先般、うちの国会議員が、県庁に参りまして、関係課の方からレクチャーを受けたところでもあります。私のほうからも改めてお礼を申し上げますと思います。

今、お話にあったように、とにかく国のほうの責任を、もっと我々も明らかにしていく。今、お話にあっているような施設を造る上でも、もっと国が財政的措置も含めて出すように、大いに努力をしていきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） いよいよ最後の1時間になりました。しばらく辛抱してお聞き願いたいと思います。

松井繁夫先生が亡くなられて6年になりました。松井繁夫先生を知らない人はおりますかね。おりますか、やっぱり少しはおりますね。非常に豪胆な、しかも優しい方でありました。私の話ですみません。非常に豪胆な方でありました。

先生は、高等小学校を出てすぐ警官になったんです。そして兵隊に採られて、警官ですからMPになったんです。中国に行ったわけです。そして、戦争に行くなりすぐに戦争が終わったということでしたから、一等兵か二等兵だったんでしょうけど、しかも二十歳過ぎたか過ぎないかぐらいのときに終わってしまって、要するに中国に残されたわけですよ、取り残された。

そうしたら、100人ぐらいの部隊だったらしいのですが、その部隊のところに、周りの村やら町から長たちが10人ぐらい、「あなたたちは戦争に負けました。あなたたちの持っている武器をよこしなさい」と言ってきたわけです。それで、部隊長以下将校たちは、みんな武器をまとめて渡そうとするわけです。松井先生は、「駄目だ、やめなさい」と言うんだけど、その部隊長なんかはそれを聞かんで渡そうとしたと。

そこで、松井先生は拳銃を上へ向かって2発、ぱんぱんとやったらしいんです。そうしたら、中国人たちがみんなクモの子を散らすようにいなくなってしまったと。

その後、結局、松井先生がその部隊を率いて日本に帰らなきゃいかんはめになったということでありました。帰る途中に、やっぱり中国の村やら町やらに出会うわけです。そのときに、

将校たちは「よけて通れ」と言うんですね。松井先生は「違う、突っ切れ、真ん中を突っ切れ」とそれを突っ切って——弱みを見せると追っかけられるということを知っているんですね。それで「突っ切れ」ということで、一番最初に日本に帰ってくるのができたよ。

日本海を渡らないかんですが、中国側の港に日本の船が泊まって待っていているわけです。そこに行くと、「髪を全部きれいにしなさい、ひげも全部そりなさい」と言うらしいんです。そのとき、松井先生は髪を伸ばして後ろで結んでいたらしいんですよ。ひげも、きれいなひげを伸ばしていたが、全部それを取ってしまったと。そうしたら、二十歳そこそこのこんな若者だったのかと、みんながびっくりしたという話でありました。

松井先生は言うんです。「若造であろうと、いざとなったときは、腹の据わった人間が表に出ていかなしょうがないとじゃ」と。あのままおったら、それこそソ連に抑留されておったんですよ。それが本当に松井先生の度胸というか勇気のおかげで、無事その部隊は帰ることができました。

本当に、自分だったらどうだろうかと思うと、自分じゃちょっとできないなと、とても自信がありませんが、しかし、明治維新のときには、ああいういざというときには、西郷隆盛みたいな、ああいう腹の据わった人間がやっぱり出てくるんだなと思うわけでありまして。

最初の知事の答弁のときにも、「今、パラダイムシフトだ、そういう時代だ」と言っておりましたよね。「新しい転換のときだ」と。こういうときに、やっぱり知事も本当に覚悟を持ってなさろうとしておるだろうと思うんですが、知事のその覚悟のほどを聞かせていただ

きたいと思います。

壇上の質問を終わります。(拍手)〔降壇〕
○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

現在、我が国は、経済社会のグローバル化や急速なデジタル化等に加え、未曾有の規模の自然災害や、今回のような新型コロナウイルスの発生など、予測困難な時代に直面しております。宮崎をはじめとした地方が、それらにどのように対応し、地域の魅力や特性を生かしながら、いかに次の世代に継承していくか、このことが今まさに問われているものと考えております。

このような中、知事である私に求められることは、前例のない事態や危機事象が発生した場合に、県民の間に広がる不安等を払拭するため、リーダーとしてぶれることなくしっかりと腹を決めて、明確なビジョンや戦略を示し、分かりやすくメッセージを届けること、目標を共有し断固実行すること、そして、結果に対してしっかりと責任を持つことであろうと考えております。

県庁組織をフル回転させ、その機能を十分発揮させるとともに、県議会の皆様をはじめ、国、市町村、関係機関などとの連携を深め、オール宮崎で取り組む体制づくりも大変重要であると考えております。

今、松井先生のエピソードについて御紹介をいただいたところであります。私も、松井先生に直接御指導をいただく機会も頂いたところでありますが、そのずっと伸びた背筋、その芯の強さ、大変感銘を受けたところでありますし、こうした先人により築かれた宮崎というものをしっかりと受け止めて、次の世代に託していかなければならない、改めてそのことを感じておるところでありまして、このような姿勢の下

で、今後とも、県民の皆様信頼される県政運営に全身全霊を尽くしてまいります。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 どうもありがとうございました。ひとつよろしく願いいたします。

次に、失われた30年についてであります。

1980年代は、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われた時代でありました。世界は日本の経営を見習えと言われた時代でありました。終身雇用・年功序列を中心とした家族主義的経営が称賛された時代でありました。

しかし、バブルがはじけて以来、失われた10年、20年、そして30年となりました。これまで、歴代内閣によって景気刺激策として幾多の財政投資がなされたものであります。今、日本の抱える1,000兆円もの借金は、その積み重ねであると言っても過言ではありません。日銀も、じゃぶじゃぶになるぐらい金融を緩めております。しかし、日本の経済はぴくりともしないであります。このままでは、失われた30年が40年、50年となってしまうのではないかと、私は心配しております。

当時、世界トップ20の企業に日本の企業は14社入っておりました。今は1社も入っておりません。あのトヨタが20何位かに入っております。GDPも、世界の13.8%のシェアが今は6%、アメリカの2分の1だったんですが、今や4分の1になっております。個人のGDPで見ても、韓国よりは上ですけども、シンガポール、香港、台湾よりも、実は下になっております。やがてG7からも外されるときが来るのではないかと思います。

なぜ、日本は経済成長しなくなったのか。何か構造的な欠陥があるのではないかと。

私は、この壇上でも質問したことがあります

が、水野和夫さんが、「資本主義は成長の限界に来ている」という話をしました。確かに、先進国は2%台ぐらいの成長なんですね。しかし、日本はもっと低いんです、1%台。僅か1%の違いですけども、ずうたいがでかいんですよね。日本は500何十兆円のGDPですから、大体1%というとならば5兆何千億かになってしまふ。それが30年続くと、その倍、倍、倍になるわけですから、大きな差になっているわけでありまして。

この差の原因は一体何なのかということでもあります。これはどうも、日本の労働生産性が低いということが原因であると言われております。今、アメリカの70%ぐらいしかありません。

では、なぜ労働生産性が低いのか、問題はそこにあります。

これに対して、元内閣府事務次官の松元崇さんは、「労働力の流動性がないことが原因だ」と言っているんです。もっと砕いて言えば、「労働者を簡単に解雇できないことだ」と言っているんですよ。

バブルがはじけると同時に、世界はITを中心とするグローバル経済に入ってしまったわけでありまして。世界が1つの国のようになってしまったわけでありまして。資本も労働も、選択と集中の時代になったのであります。しかし、この選択と集中の激しい流れに、日本の経営体制がうまく適応できなかったことが原因であるというのであります。それは、労働力の流動性がなかったこと、つまり、労働者を簡単に解雇できなかったことが原因だと言っておるんであります。かつて日本の利点とされた終身雇用制を中心とする雇用をかたくなに守り通そうとする労働慣行に問題があると言っているんであります。

これには、私も実は驚きました。私はいつも、弱者を守らないかん、雇用を守らないかんと言ってきました。これが裏目に出ていたと、まさかそんなことがあろうとは思いませんでした。

じゃ、どうすればいいのか。雇用は守らなくていいのかといったときに、この松元さんは、スウェーデンモデルを挙げております。

スウェーデンは先進国であり、また福祉国家でありながら高成長を遂げております。人口減少も格差もありません。彼らの考え方は、「高成長なくして高福祉なし」と、これを20年かけて、1つのシステムをつくり上げたのであります。そのシステムは、大きな3つの柱でできております。これをゴールドトライアングルと言う方もおります。

このトライアングル、3つですから、その1つ目が何かというと、労働者の解雇が容易にできるということでありまして。これによって選択と集中のグローバリズム経済に適応させようということでありまして。しかし、解雇されても、福祉国家でありますからセーフティーネットがしっかりしている、これがトライアングルの2つ目でありまして。

そして3つ目は、解雇された人たちが、次を目指してキャリアアップできる教育がしっかりしている。大学の半分ぐらいの方たちが、社会に出て、そして戻ってきた人たちだということですね。次の仕事を目指してそういうキャリアアップすることができるようになっていく。これは無料ですよ、もちろん。無料でできるようになっている。

これは、例えてみると、日本の企業で新しい生産部門をつくらうとするときに、今まで働いていた何人かを職場を辞めさせて、その人たち

に教育をして、そして、その新しい生産部門に就けるということ——あっていますよね、旭化成なんかでも、配置転換ということをやっていたと思うんですが——国家単位でスウェーデンはやっているわけですよ。松元さんは、これを目指せと言うわけでありまして。

欧米の雇用の在り方は、「ジョブ型」と言われております、御存じだと思います。こういう仕事があると、だからこういう仕事ができる人が来てくれというふうになっておるんですね。ですから、欧米では若年労働者に失業者が多いんですよ。そうですわ、まだ、仕事ができないから。仕事、そういうものができる能力がないから、若年失業者が多いと。

ところが日本は、「メンバーシップ型」と言われている。大学を——大学か高校かは知りませんが——出ると、全部それを、とにかく何をするか分からんけれども来いと、雇うわけですね。そして、県庁もそうでしょう、3年ごとぐらいにぐるぐる交代して、オールラウンドにいろんな仕事ができる。何でもできるかもしれんけど、プロフェッショナルには育っていない。その組織の中で生きることにはできるけど、外に行くことはできない。これが、日本の「メンバーシップ型」と言われているわけでありまして。

ですから、欧米では産業別労働組合が、そして日本では企業別労働組合が発達しているというわけでありまして。

このような硬直した労働慣行のために、労働の流動性が乏しく、選択と集中が必要とされるグローバルな経済に適応することができなかつたというのであります。

加えて、そのため大企業では多くの社内失業者を抱えていると言われております。また、中

小企業の雇用も守らなければならないということで、生産性の低い中小企業を、国家が「雇用調整助成金」まで出して守っているというわけです。このようなシステムや無駄が、日本の経済成長の足かせになっているというのであります。この労働慣行を、一度見直してみる必要があると言っております。実際、派遣社員という非正規雇用が増えていくのも、ここに大きな原因があると言われております。

日本のこのシステムを変えるには、大きな犠牲が必要でしょうし、強いリーダーシップが必要と思われまいます。スウェーデンも、20年もかけてこのシステムをつくり上げてきました。相当な痛みを伴ったようであります。

もとより、地方行政でできることではありませんけれども、このままでは日本が沈んでしまうのではないかと、私は心配しているのであります。

知事は、「失われた30年」についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 「失われた30年」につきましては、専門家の方が様々な見解を示されております。決して、バブルの時代が正常であったかということ、必ずしもそうは思えないわけでありまして、失われた10年であったり20年であったり30年であったり、インパクトのあるキャッチフレーズではありますが、何にポイントを絞って議論するかが大変大事でありまして、今、議員から御指摘がありましたような、客観的なデータによりまして、国際的な競争力が低下した、その現実に向き合う必要があるかと考えております。

キャッチアップの時代を経て、大きな国家目標が曖昧になる中で、例えばデジタル化の遅れ

のように、様々な社会経済の変化に対応するスピード感とかチャレンジ精神、そういったものが失われているのではないかとというような御指摘もなされているところであります。

また今、雇用制度についての御指摘、御理論がるる表明をされたところであります。

日本経済のこれからの成長に必要となる鍵の一つは人材であると。人材こそ日本の資源であると考えているところであります。

このため、我が国の大きな課題であります人口減少や人手不足の問題の解消が、一層求められております。女性や高齢者、外国人材の人的資源を最大限に生かしていくこと、また、その制度の在り方を見直していくことが重要であると考えております。

また、人材不足の中で経済成長の引上げを図るためには、デジタル技術などの技術革新を促進し、企業の国際競争力を強化するとともに、そのための人材育成や教育というものも不可欠になってまいります。

現代は、予測困難な時代ではありますが、私は、こうしたことにしっかり取り組むことにより、まだまだ日本は国家としての成熟、また、成長というものを遂げていくことができるものと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

私は、人口がなかなか増えないのも、恐らく「失われた30年」のせいじゃないのかなと思っております。

今、人材の話をしましたが、人材を育てること、何か育たない足かせが、この労働の流動性が低いことが足かせになっているんじゃないかと、著者も言っているわけでありまして。ありがとうございました。

次の、ベーシックインカムについてお聞きし

ます。

ベーシックインカムというのは、皆さん大体御存じだと思いますけど、定義というか、「政府が全ての人々に必要最低限の生活を保障する収入を無条件に支給する制度」ということになっております。既に、ヨーロッパなど幾つかの国が、小規模ですけど実験的に行っておりまして、来年度はドイツが、小規模ですが行うということになっております。

コロナ対策として、国は1人頭10万円ずつ渡したと。これは、本当にベーシックインカムをほうふつとさせたわけでありまして、このベーシックインカム、理論的な根拠や現実的根拠、あるいはメリット・デメリット、実はいろいろと論じられております。ヘリコプターマネーと言う人もいるぐらい、いろいろ言われております。

そのメリット・デメリットをたくさん言うのも、ここは避けて、私は、「失われた30年」に対処するための方法として、これを考えてもいいんじゃないのかなという提案であります。

簡単に言えば生活が安定する。毎年、額がどのくらいになるか分からんのですけれども、とにかく生活が安定したときに、新しい仕事に挑戦する、新しいキャリアアップするための学習に挑戦するとか、そういう労働の流動性を、これによって起こすことができるんじゃないかと。

特に日本人は、やっぱり自分の経済が安定していないと、新しいものに挑戦するという気が起こるような民族じゃないんじゃないかと、私は思うんですよ。だから、本当に経済が安定してこそ、自分の生活が安定してこそ、新しい仕事に挑戦することができるんじゃないかと。そういう意味で、このベーシックインカムを真剣

に考えてみたらどうだという提案であります。

今、多くの識者が、このベーシックインカムを説き始めております。それこそ新自由主義者の旗手でありました竹中平蔵なんかもベーシックインカムをやれと。あのホリエモンなんかもやれと、こう言っておるんですね。

これは、県だけでできる話じゃないんですけど、今後は、ベーシックインカムを射程距離に入れて、この「失われた30年」に臨むということもあっていいんじゃないかなと思ひまして質問にしたわけですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) ベーシックインカムの導入につきましては、御指摘のとおり、貧困や格差の解消のほか、収入を気にする必要がなくなり、充実感のある社会活動が促進されるなどのメリットがあるとされる一方で、必要となる多額の財源をどう確保するかということとか、就労意欲の低下を招くのではないかと、他の社会保障制度との調整など、検討すべき課題も多いとされております。

私自身は、人間の本質に鑑みますと、どちらかというともデメリットのほうが気になる状況ではありますが、この制度が社会経済活動の継続や発展にどのように結びついていくのか、大変関心を持っているところでありまして、今後、ヨーロッパの社会実験の結果を踏まえた動きや、国内でどのような議論がなされていくかなど、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次は、新型コロナウイルス感染防止に係る質問をしたいと思います。

ベストセラー「生物と無生物の間」という本がありました。これはもう20年ぐらい前です

か、福岡伸一さんという人が書いた本でありました。この福岡伸一さんが、面白いことを言っているんですね。

皆さんは、ウイルスはいつ頃生まれたと思いますか。皆さんどう思いますか、いつ頃生まれたのか。これは、高等生物が生まれてから出てきたんです。というより、実は高等生物から出てきているんですよ。高等生物の分身なんですね、このウイルスというのは。ウイルスは恐らくたくさん種類があると思います。全部その高等生物の分身。

そして、このウイルスが近づいてくると、我々の体は、拒否反応するんじゃないんです、来てくれ来てくれと言うんですね。不思議でしょう。招き入れるそうですよ、我々の細胞は。

何でそんなことをするのかというところ——これは福岡伸一さんが言っているんですよ——人間の進化のためであると。この遺伝情報は、親から子へ、孫へと垂直に伝わっていくわけですよ。ところが、このウイルスは、種を超えて水平に影響してくるわけですから、伝えようとしてくるわけですよ。そういうふうにして進化を図ろうとしているんだと、福岡伸一さんは言うわけがあります。

だから、福岡伸一さんは、「もう無駄な抵抗はやめなさい」と言っておりますが、今、「マスクはするな」という運動を、世界のどこかでやっておりますよね。恐らく、こんな理論を根拠にしているんじゃないのかなと思いますけど——これは余談でありますからね。

質問に入ります。知事は、飲食店等に対し休業要請を行いました。その際の協力金の根拠は、どのような法的根拠に基づくものだったのか、お聞かせください。福祉保健部長にお伺い

します。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 協力金につきましては、補償ではなく、休業要請の協力を奨励するものであり、休業した事業者に対する補償は、法律上、制度化されておられません。

県では、2度の休業要請に係る協力金については、要請への取組を促進するために必要であると判断をしまして、議会の御理解の下、支出したものであります。

しかしながら、補償という観点から、制度的な支援が設けられることは重要でありますので、国の責任において検討がなされるよう、引き続き、あらゆる機会等を通じて国に働きかけてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

和歌山県では、独自の基準でPCR検査を実施していますが、本県でもこれと同じことをやろうと思えばできたのか、お聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） PCR検査につきましては、議員御指摘の和歌山方式では、本年2月から、院内感染対策という観点から、濃厚接触者や職場関係者など感染の可能性がある人全員を検査していたものです。

現在、本県では、国の基準に基づきつつ、必要な検査は十分に行う考えであり、検査対象につきましては、発熱や風邪のような症状がある方で医師が必要と判断した方、感染者の濃厚接触者、感染者のその他の接触者で保健所が必要と判断した方など、基本的に新型コロナの感染が疑われる方です。

県では、感染者を早期に把握するため、クラスターが発生した場合、施設の利用者が特定できない場合、医療機関や高齢者施設等で感染者が発生した場合などには、民間検査機関への委

託も活用して、1日最大493件の実施も含め、必要な検査を幅広く実施しているところであり、御指摘の和歌山方式に近い形とも考えられると考えております。

今後、必要十分な検査の実施に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。次の質問に入ります。

中国では、アリババやテンセントが集めた個人情報を利用して、コロナウイルスを封じ込めることに成功しました。人権については全く配慮がありません。緊急事態の場合は、このくらいのは仕方がないと考える風潮が生まれてくるのではないかと心配しているんですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するためには、個人情報の保護は大変重要であると考えております。

近年は、高度に発達した情報化社会におきまして、個人情報の保護のより一層の確保を図るため、従来の、いわゆるプライバシー権をより能動的・積極的に理解し、誰にどこまで情報を公開するか、自分自身が決定をする「自己情報コントロール権」といった概念も唱えられているところでもあります。

こうした権利は、公共の福祉との関係においても最大限尊重されるべきものであり、みだりに制限することは厳に慎むべきものと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

現在、いろんなところに防犯カメラが設置してあります。勝手に個人の行動を撮影しているわけですが、一頃言われた肖像権の問題は一体どこにいったのかと、疑問に思うほどであります。

そのような中、先日、都城市と都城警察署の間で、「公用車ドライブレコーダーの映像等提供に関する協定」が結ばれました。つまり、都城市で撮ったドライブレコーダーを警察に提供するというものであります。警察が、裁判所の許可なく個人の行動を撮影することはできません。しかし、それに代わって都城市がやるというのはおかしなことでもあります。

そこで、協定の内容では、個人のプライバシーを守るようになっているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(阿部文彦君) このたび締結しました協定は、都城市が管理する公用車に設置されたドライブレコーダーの映像等の提供に係る協力事項を定め、都城警察署の捜査活動に活用することで、犯罪や交通事故等の防止を図り、安全で安心なまちづくりを目的とするものであります。

映像等の警察への提供につきましては、都城市において、プライバシーの確保が明記された管理運用規定が定められております。

この規定に基づき、警察では、犯罪や交通事故が発生した場合、事件の早期解決を図るため、法令の従って、映像等の提供を受けるものであります。

提供を受けた映像等につきましては、個人のプライバシーに関する情報であることに配慮して、適正な活用に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。それでは、教育問題に入ります。

21世紀のエリート大学としてカリフォルニアに設立された、ミネルバ大学というものがあります。超難関で、ハーバード大学を辞めて行く人もいるそうです。キャンパスを持たず、全寮制で7つの都市を移動します。授業は全てオン

ラインによるそうであります。

ところで、このオンライン授業が、コロナ対策で大きく浮上してきました。先日は右松議員も取り上げたところであります。

このオンライン授業をいち早く利用しているところがあります。東進予備校であります。ここでは全国ネットになっておりまして、1人のスーパー・ウルトラ先生が講義するのを全国に配信するわけであります。

では、現場の先生は何をするのかというと、生徒たちがそれを見て本当に理解したのかという復習・確認というのが、現場の先生の役目だそうでありまして、今後、オンライン授業が普通になれば、現場の先生たちの仕事も、求められる役割が随分変わるのが予想されます。今のうちから研究しておくべきではないかと思うのでありますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） オンライン学習が導入されることにより、生徒個人の能力に応じた学習内容を提供したり、外部の専門家と映像で結んだりするなど、さらに多様な学習を展開することができるものと考えております。

そのためには、教員は、オンライン学習において、情報機器の利用についてのサポートを行うだけでなく、効果的・効率的に学習の深化（深い理解）を図るために、これまで以上に、生徒の実態等に応じた学習内容の理解や定着に向けてきめ細かな支援を行うことが必要となります。

また、多様な学習を展開するために、幅広く情報を収集し、外部の人材や様々な学習教材等を調整して活用していく役割も重要になると考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、習得主義に基づく学習評価の方法についてお伺いいたします。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブラーニングが提唱されております。そして、この評価の基本的な考え方として、「履修主義」から「習得主義」への転換がうたわれています。

埼玉県では、同じ生徒を長期間追跡して、生徒の「変化」を捉えようとしているようです。我が県における評価の方法はどのようなものか、お聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました「主体的・対話的で深い学び」の授業実践では、単に知識・技能を習得するだけでなく、ほかの学習との関連づけや日常生活での活用もできる思考力・判断力・表現力等の育成も目指しております。

そのため、学習評価も、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合いなどの多様な活動に対して、「ルーブリック」と呼ばれる評価基準表などを用いまして、到達目標における児童生徒一人一人の到達度をはかる多角的・多面的な評価の実施に向け、取り組んでいるところであります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

我が県は、2年連続して幸福度ランキング日本一になりました。誇らしいことでもあります。しかし、なぜかあまり宣伝しないようであります。もっと宣伝してもよいような気がするんですが、自分の県に誇りを持たせるためにも、学習のときにこれを取り入れるようなことはできないのか、教育長、お願いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、本県が2年連続幸福度ランキング全国1位

であることは、県民として誇れるものであると思います。

幸福度のほかにも、本県には、「優しい人の多さ自慢」であるとか、「将来の夢や目標を持っている小学生」など、全国ランキング上位の指標がたくさんあります。それらを総じて「ゆたかさ指標」として、県としてまとめているところがございます。

学校におきましては、本年度から、「ゆたかさ指標」を掲載した社会科副読本を小学校4年生に配付しまして、授業で活用するとともに、高千穂町上野小学校であるとか、あるいは飯野高校では、この指標を通して本県のよさを考える公開授業を計画しております。

県教育委員会といたしましては、関係部局と連携を図りながら、本県の誇るべき幸福度の高さや豊かさを実感できる取組について、さらに広げてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、「フォーカシング」についてお聞きいたします。

私は、以前にも「マインドフルネス瞑想」を提案しましたがけれども、このフォーカシングは、マインドフルネス瞑想の続きみたいなものであります。

人の苦しみには、いろんな苦しみがあるんですが、アドラーという心理学者が言うておりますけれども、人の苦しみのほとんどは人間関係であると、他人との関係であると言っております。哲学者の永井均さんは、「他人について言える全てのことは、結局のところ、他人がどう思っているかについて、自分がどう思っているかだけである」何を言っているか分かりましたか。つまり、他人がどう思おうと、自分がそれをどう判断するかだけが問題であるというんで

すね。

この判断のことを、認知行動療法では「認知」というんですね。この認知の仕方によって、苦しみが生まれたり生まれなかったりするんですね。このことが分かると、自然と自分の認知の在り方を客観的に眺められるようになる。それが認知行動療法のいいところなんですね。

実は、マインドフルネス瞑想というのも同じ原理なんです。自分の心を認知する、よく眺める、観察するというのがマインドフルネス瞑想です。それで、結局、自分の苦しみが、何で苦しんでいるのかというのがよく分かるということですね。

実は、この「フォーカシング」というのは、それをもう一步進めたものでありまして、自分で何も考えないで認知しなけりゃ一番いいんだけども、ところがやっぱり、見た瞬間に苦しみが湧き出る、いわゆるトラウマみたいなものが人間にはあるわけですね、そういう苦しみ。それを消してしまおうというのが、実はこのフォーカシングなんですね。

ここで本当は実演したいところだけど、時間がないので、私もちょっとやってみて、なかなか効果があるなと思いましたが、ぜひともメンタルヘルス対策として、研修会等で取り上げていただけないかという提案であります。総務部長のお考えをお聞かせください。

○総務部長（吉村久人君） 多様化かつ高度化する行政ニーズに的確に対応した県政運営を行っていくためには、職員一人一人が心身共に健康であることが大変重要であると認識しております。

このため県では、職位や年齢層に合わせたメ

ンタルヘルスに関する研修を実施しているところでもあります。

その中で、以前、議員から御提案のありましたマインドフルネスについても、ストレスマネジメントの手法として取り入れているところでもあります。

御質問にありましたフォーカシングは、体を感じる違和感など、微妙な感覚に焦点を合わせ言葉やイメージにすることで、精神的不調の解消に効果があると伺っておりますので、この手法につきましても、研修テーマの一つとして研究してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

漁業のIQ化についてお聞きいたします。

70年ぶりに漁業法が大改正されましたが、それに伴う県の対応についてお聞かせください。農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本年12月に施行される改正漁業法は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させることを目的としております。

この法改正に伴う県漁業調整規則の改正や資源管理方針の策定によりまして、新規参入の促進や生産力の向上が図られるほか、海区漁業調整委員が公募制となることにより、幅広い意見を踏まえた、漁場のより有効な利用が期待されるところでございます。

県としましては、この法改正の趣旨を踏まえて、次期水産業・漁村振興長期計画を策定し、新たな許可制度や資源管理システムの導入などにより、本県水産業の成長産業化の実現に向けまして、しっかり取り組んでまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

それで、今度導入されるIQ方式について、その進捗状況についてお伺いします。よろしく

お願いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 改正漁業法におきましては、資源管理の強化のため、漁獲量の上限を定めます漁獲可能量制度の対象魚種を拡大しますとともに、漁獲可能量を漁船ごとに割り当てて管理するIQ方式を導入していくこととされております。

このIQ方式は、過剰な漁獲競争と設備投資を抑制し、計画的な操業を可能とすることと期待されておりますので、特定の魚種を対象とし、漁船ごとの漁獲量を迅速に把握できる大臣許可漁業から先行して導入されることとなっております。

県としましては、大臣許可漁業への導入状況を注視しつつ、多様な魚種を漁獲している本県漁業への導入につきましては、関係漁業者等の意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 このIQ化は本当に望まれてできた制度でありますので、ぜひともひとつ、うまく導入をお願いしたいと思います。

最後に、地元の課題についてお伺いしたいと思います。

安賀多通線構口工区の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 安賀多通線構口工区につきましては、渋滞対策や通学路の安全確保のため、延岡警察署交差点から南延岡駅前交差点までの970メートル区間を、平成27年度から都市計画事業により整備を進めております。

進捗状況につきましては、令和2年度当初予算の9億円を含めまして、事業費ベースで約5割となっております。

今年度は、引き続き用地買収を進めますと

もに、延岡警察署側の一部区間において、当工区で初めてとなります工事に着手する予定であります。

県としましては、今後とも、必要な予算確保に努めるとともに、関係機関とも連携し、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

北方の3つの県道、檜原細見線、板上曾木線、上祝子綱の瀬線の進捗状況について、県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） お尋ねの、県道3路線の進捗状況についてであります。

まず、檜原細見線につきましては、細見工区としまして冠水対策を進めております。全体延長860メートルのうち、これまでに約300メートルを供用し、今年度末には、さらに約400メートルを供用する予定であります。

次に、板上曾木線につきましては、三椏工区の約3.5キロメートル区間、15の整備箇所のうち、これまでに6か所において、測量や設計、用地買収を進めてきたところでありまして、今年度、一部工事にも着手することとしております。

最後に、上祝子綱の瀬線につきましては、下鹿川工区の約2.1キロメートル区間、12の整備箇所のうち、8か所において、測量や設計等を進めているところであります。

引き続き必要な予算の確保に努め、早期整備を図ってまいります。

○井本英雄議員 よろしくお願いいたします。

沖田地区の圃場整備の進捗状況について、農政水産部長、よろしくお願いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 沖田地区は、延岡市有数の水田地帯であります。農地

の区画や農道が狭く、大型機械の導入が困難なことや、大雨の際に排水不良による湛水被害が発生しているため、長年、圃場整備を要望されていた地域でございます。

今回、当地域の核となる担い手への農地集積の意向がまとまったことから、全体で131ヘクタールのうち、本年度32ヘクタールが、国庫補助事業に採択されたところでございます。

整備計画では、作付品目に応じた農地のゾーニングを行い、タマネギなど高収益作物の導入による農業所得の向上を図る営農構想を策定しておりまして、県としましては、延岡市や土地改良区などの関係機関と連携しながら、その構想の実現に向けまして、残る区間の早期採択や、一刻も早い工事完成に取り組んでまいります。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

最後に、長浜海岸について一言。

我々、5人の延岡市の県会議員が、国土交通省の所長室に呼ばれて話をしたんですが、とにかく、もう5月に砂を取る許可を出したと言うんですね。そのときの許可条件として、県の意見を聞くということで、県の意見を聞いたから、県は、長浜海岸は安定しているんだと言うから、我々は仕方なく出しましたと言っておるんですよ。本当に、我々が見ても、どう見ても安定しているとは思えない。それを、県がああいうことを言うものだから、国が出したということになっておりますので、ひとつ、今後よく検査して、そういう意見は言っていただきますように、よろしくお願いします。私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わります。

した。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第18号まで、報告第1号及び第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第17号及び第18号採決

○丸山裕次郎議長 まず、教育委員会委員の任命の同意についての議案第17号及び第18号について、お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

両案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、両案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第16号まで、報告第1号、第2号及び請願委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第16号まで、報告第1号、第2号の各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日16日から24日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時33分散会

9月25日（金）

令和 2 年 9 月 25 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 坂 本 康 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 4 番 | 岩 切 達 哉 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 5 番 | 武 田 浩 一 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 6 番 | 山 下 寿 | (同) |
| 7 番 | 窪 菌 辰 也 | (同) |
| 8 番 | 脇 谷 の り こ | (同) |
| 9 番 | 佐 藤 雅 洋 | (同) |
| 10 番 | 安 田 厚 生 | (同) |
| 11 番 | 内 田 理 佐 | (同) |
| 12 番 | 日 高 利 夫 | (同) |
| 13 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 14 番 | 冏 師 博 規 | (無 所 属 の 会 チームひまか) |
| 15 番 | 重 松 幸 次 郎 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 16 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団) |
| 17 番 | 渡 辺 創 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 18 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 19 番 | 中 野 一 則 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 20 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 21 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 22 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 23 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 24 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 25 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 26 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県 民 の 声) |
| 28 番 | 河 野 哲 也 | (公 明 党 宮 崎 県 議 団) |
| 29 番 | 田 口 雄 二 | (県 民 連 合 宮 崎) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (同) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 坂 口 博 美 | (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党) |
| 33 番 | 日 高 博 之 守 | (同) |
| 34 番 | 濱 砂 守 | (同) |
| 35 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 36 番 | 星 原 透 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |

地方自治法第121条による出席者

- | | |
|-----------------|---------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 郡 司 行 敏 |
| 副 知 事 | 永 山 寛 理 |
| 総 合 政 策 部 長 | 渡 邊 浩 司 |
| 総 務 部 長 | 吉 村 久 人 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 藪 田 亨 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 渡 辺 善 敬 |
| 環 境 森 林 部 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 松 浦 直 康 |
| 農 政 水 産 部 長 | 大 久 津 浩 |
| 県 土 整 備 部 長 | 明 利 浩 久 |
| 会 計 管 理 者 | 大 西 祐 二 |
| 企 業 局 長 | 井 手 義 哉 |
| 病 院 局 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 財 政 課 長 | 石 田 涉 |
| 教 育 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 公 安 委 員 長 | 江 藤 利 彦 |
| 警 察 本 部 長 | 阿 部 文 彦 |
| 代 表 監 査 委 員 | 緒 方 文 彦 |
| 人 事 委 員 長 | 濱 砂 公 一 |

事務局職員出席者

- | | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 亀 澤 保 彦 |
| 事 務 局 次 長 | 内 野 浩 一 朗 |
| 議 事 課 長 | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 吉 誠 一 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 川 野 有 里 子 |
| 議 事 課 主 査 | 井 尻 隆 太 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第16号まで、報告第1号及び第2号の各号議案、請願第2号及び第3号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び請願第2号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、221億5,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、諸収入92億6,200万円余、繰越金76億2,200万円余、国庫支出金52億3,900万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,930億1,900万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で5億7,600万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は208億円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で137億5,500万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,706億6,300万円余となります。

このうち、「県有スポーツ施設整備事業（プール整備運営事業）に係る債務負担行為」についてであります。

これは、国民スポーツ大会に向けて、プールの設計・建設業務から運営・維持管理業務までをPFI事業により一括して発注するため、債務負担の設定を行うものであります。

このことについて委員より、「プールをPFI事業で整備することによって、どのようなメリットがあるのか」との質疑があり、当局より、「PFI事業により整備することで、民間事業者の持つノウハウを生かし、整備後の運営・維持管理も含めて一定の経費削減効果が期待できることや、プールと一体的に整備する民間収益施設との相乗効果により、地域活性化にもつなげることができるものと考えている」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「プールと一体的に整備する民間収益施設については、本県でも重要な地域に整備されることから、防災・減災などの公共性についても評価基準に加えるなど、当該地域の将来像をしっかりと見据えた上で整備する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「民間収益施設については、当該地域で宮崎駅前の開発や防災拠点、医療拠点の整備が進んでいる面も考慮し、地域の意見を聞いた上で、スポーツ・健康・文化な

どの要素を取り入れることを検討しており、今後、民間事業者のアイデアを評価する基準等について、PFI事業等に知見を有する外部有識者にもアドバイスを頂きながら、多角的に検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政負担軽減のため、事業者の入札参加意欲を高める内容とするなど、競争性の確保を図っていただくとともに、国民スポーツ大会後も、地域のにぎわいの中心として、地域の活性化等に資する施設となるよう、事業者の評価基準等について、様々な観点から慎重に検討していただくよう要望します。

また、本事業を審査する上で欠かせない、施設の機能や運営・維持管理等の内容を示す要求水準書について、これまでの審査の中では示されていないなど、事業の内容について十分な説明がなかったことは問題であると考えます。今後は、県議会や県民に向け、より丁寧に説明していただくよう強く要望します。

次に、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことについて当局より、「新型コロナウイルス感染症に係る国の手当の措置状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の患者が滞在する施設またはこれに準ずる場所において、作業に従事した職員に対する感染症予防等手当の特別を定める」との説明がありました。

これに対して委員より、「コロナ禍において、新型コロナウイルスの検査数が増加しており、検査に従事している衛生環境研究所の職員に非常に大きな負荷がかかっている。これらの職員についても感染リスクがあることから、感染症予防等手当の対象にすべきではないか」との意見があり、当局より、「感染症予防等手当

は、患者の療養施設での作業など、臨時的に発生する危険な業務等に対して支給されるものであり、衛生環境研究所でのウイルス検査等については、専門技術を有する職員が配置され、通常行う業務に含まれていることから、国の基準に準拠し、感染症予防等手当ではなく、従前から給料の調整額で対応している。加えて、検査数の増加に対しては、職員の負担軽減を図るため、必要に応じて増員を行うなど、人員体制の強化により対応している」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「現在の給与体系が決定された際には、今回の新型コロナウイルスのような事態は想定されていなかったと考えられるため、業務の実態をしっかりと把握した上で、今後、人事管理や対応の在り方を検討する必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「給与制度上、手当や給料の調整額の取扱いについては、非常に難しい面があるが、これまでも職員の心理的・身体的負担の軽減を図るため、人的支援や検査機器等の環境整備に努めてきたところであり、引き続き、関係部局を含め、広く対応してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある業務に従事する職員の実態や現場の状況を考慮し、職員の士気が損なわれることがないように、引き続き、関係部局と連携しながら、職員の処遇や職場環境の在り方を広い視点から検討するなど、今後も将来にわたって本県の感染症検査体制が維持・継続できるよう、適正に対応していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政

対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で29億8,800万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,593億7,200万円余となります。

このうち、新規事業「災害時歯科保健医療提供体制整備事業」についてであります。

この事業は、災害時における歯科医療または口腔ケアなどの歯科保健活動に必要な機器などの整備に対して、必要な支援を行うものであります。

このことについて委員より、「災害はいつどこで発生するか分からないため、できるだけ多くの派遣チームをつくり、迅速に応援に行ける体制を整えることが重要である。国に対して事業拡充の要請を行うとともに、県独自の事業展開の検討もお願いしたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立看護大学における県内就職への取組についてであります。

このことについて委員より、「卒業生の県内就職率が37%と、目標値50%に対してまだ低いため、要因を詳しく分析するとともに情報収集をしっかりと行うなど、戦略的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

このことについて当局より、「県内就職者の確保については、学生へのアンケート結果などを詳細に分析し、どのような対策が有効なのか検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、保護者へのアプローチや看護師からの評価が高い優良事例の広報など、考えられるあらゆる対策に、引き続き取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、福祉施設の人員体制についてであります。

このことについて委員より、「宮崎市内の福祉施設でクラスターが発生した事例では、もとの人手不足もあり、過重労働となって職員が悲鳴を上げたと聞いている。今後、同様の事例が発生した場合の人員体制の在り方についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「今回の事例において、平時から事業所間で応援体制を構築しておくことが極めて重要だと改めて認識をしたところである。これを踏まえ、施設内感染が発生した場合に、迅速に対応できるよう、応援派遣が可能な職員や事業所の名簿を作成するなど、体制構築に向け、準備を進めている」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う費用として、病院事業費用8億8,100万円余、資本的支出2億4,400万円余を増額するも

のであります。この結果、補正後の病院事業費用は367億3,000万円余、資本的支出は188億9,400万円余となります。

このうち、空床確保に係る補正予算についてであります。

このことについて委員より、「今後、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行も懸念されるが、入院病床の確保などに伴う入院収益の減収について、今回の交付金で十分に補填できるのか」との質疑があり、当局より、「入院収益が減少している一方で支出も減っている。感染が今のような状況で推移していくのであれば対応できるのではないかと考えているが、今後の感染状況を見極めながら、福祉保健部と連携して対応してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立病院はもとより県内医療機関の安定的な経営が図られるよう、今後も引き続き、全国知事会等を利用し、様々な機会を捉えて国に要望し、十分な支援を確保していただくよう要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件及び新規請願1件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お

手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第3号については賛成多数により決定しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億8,600万円余の増額、特別会計で9,600万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は614億400万円余となります。

このうち、中小企業金融対策費についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の資金繰りを支えるため、今後の資金需要に対して十分な融資枠を確保するものであります。

このことについて委員より、「今後も厳しい経済状況が続くと予想されており、借入金の返済が難しい企業も現れるのではないかと」の質疑があり、当局より、「倒産や廃業する中小企業の増加を懸念している。金融機関には、融資後のモニタリングや経営支援の協力をお願いしているところであり、県としてもフォローしてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、企業の売上げが回復して、借入金の返済が滞りなく行われるように、感染予防策に取り組みながら、アクセルを踏み込むための経済対策にもしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、新規事業「離職者採用企業支援事業」についてであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職等を余儀なくされた方の再就職を支援するため、企業の採用意欲低下を防ぐものであ

ります。

このことについて委員より、「離職者や採用する企業に対してどのように制度を周知するのか」との質疑があり、当局より、「国とも連携し、経済団体や市町村等を通じて県内企業に対して十分に周知するとともに、新聞広告を活用して、離職者も制度を認知する機会をつくりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「仕事が見つかることは、暮らしを支え生活を安定させる上で大変重要であるため、事業の周知を含めてしっかり取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県内の小中学校の修学旅行についてであります。

このことについて委員より、「修学旅行先を県内に振り替えて、行程に県庁を組み込んだ学校は何校あるのか」との質疑があり、当局より、「現在20校が県庁を行程に組み込んでおり、既に県庁を訪れた学校からは、自分が住んでいる地域を改めて知る機会となり、職員の対応も丁寧だったという感想を頂いたので、引き続き、おもてなしの心を持って対応してまいります」との答弁がありました。

また、委員より、「多くの職員による出迎えなど全庁的に協力し、その盛り上がりをお宮崎県のPRにつなげてもらいたい」との要望があり、当局より、「本県のシンボルキャラクターであるみやぎき犬がお出迎えすることなどにより、児童生徒の思い出づくりに協力できないか検討してまいります」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後

の予算額は926億8,700万円余となります。

このうち、宮崎県道路公社についてであります。

このことについて委員より、「新型コロナウイルスの影響で、公社が管理運営する一ツ葉有料道路の交通量に変化はあったのか」との質疑があり、当局より、「3月から8月までの6か月間で、交通量が前年度の約87%に減少したが、緊急事態宣言解除後には、北線の利用台数が前年度を上回る月もあった」との答弁がありました。

当委員会としましては、コロナ禍における利用台数の推移を今後も注視するとともに、公社の活動指標の目標値を引き続き達成していただくよう要望します。

次に、台風10号による椎葉村鹿野遊地区の土砂災害についてであります。

このことについて委員より、「今後の災害復旧はどうなるのか」との質疑があり、当局より、「県が落石等から防護を目的に設置していた急傾斜地崩壊防止施設の復旧は災害復旧事業で対応し、崩落した斜面については、災害復旧事業のみで対応できる被災状況ではないことから、現在、復旧方法等について国と協議を行っている」との答弁がありました。

当委員会としましては、関係機関と連携して、一日も早く復旧作業に取り組んでいただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,600万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は236億2,300万円余となります。

次に、宮崎県森林・林業長期計画の取組等についてであります。

このことについて当局より、現行の第七次改定計画に係る取組状況と第八次計画の骨子案について説明がありました。

これに対して委員より、「令和元年度の間伐実施面積は、目標値に対する達成率が約31%と低調であるが、間伐が伸びない背景や改善のための取組はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「木材需要の高まりなどから、森林所有者の意識が間伐から主伐に大きく変化していることが大きな要因であると考えているが、森林を適正に管理し、健全な山を育成していく上でも、間伐は非常に重要であることから、次期計画においては、森林環境譲与税等国からの財源を最大限に活用しながら、間伐が進むように取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「近年、豪雨災害や台風による森林の被害がクローズアップされていることから、循環型の林業を進めながら、山で生活する人たちの安全や森林を守ることに視点を置いた計画も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「本県は全国で最も早く大径化が進んでいることから、木材の利用と施業の両面から対策を検討するとともに、森林の管理については、国の森林経営管理制度も活用しながら、経済面だけではなく、安心安全といった観点からも考えてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、杉の素材生産量日本一を続ける宮崎県において持続可能な林業・木材産業を確立するためにも、課題についてはしっかりと原因を分析した上で、将来を見据えた計画となるよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は488億円余となります。

次に、宮崎県農業・農村振興長期計画の取組等についてであります。

このことについて委員より、「新規就農者や後継者を増やしていくためには、どのようにしたら農業で生活することができるのか、データ等も使用しながら示す必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「経営の規模や作物の種類によって必要な経費等も異なってくることから、現在策定を進めている第八次の計画においては、どうすれば農業で稼いでいくことができるか、生産性を上げることができるのかといった、経営形態ごとのモデルをしっかりと示した上で、数値目標を設定した計画を策

定してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「農家の所得を上げるためには、加工技術のブラッシュアップ等、6次産業化や付加価値をつけるための取組をさらに進める必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「生産者がしっかりと収益を得ることが非常に重要であるため、生産・加工から流通・販売までの効率性やニーズを一体的に把握できる体制を整備するとともに、コロナの影響により、海外においても家庭食ニーズが高まる等、新たな需要が生まれていることから、従来型の農業サイドだけの6次産業化だけではなく、農商工連携や地域経済を活性化するための視点も含めて、しっかりと経営像を示せるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、野生鳥獣による農林作物等の被害についてであります。

このことについて当局より、令和元年度の野生鳥獣による被害額について報告があり、農作物や人工林等の被害額が、昨年度から約23%増加したとの説明がありました。

これに対して委員より、鳥獣被害対策の取組状況について質疑があり、当局より、「鳥獣被害対策は、集落全体で取り組むことが効果的であるため、柵の整備や日常的な活動の実施等、集落ぐるみで取組を行うモデル地区を県内各地につくり、県の特命チームが重点的に支援している。そこで得られた結果をしっかりと展開することで、優れた取組を県内に波及させていきたい」との答弁がありました。

また、当局より、「有害鳥獣捕獲は年々増えているが、狩猟による捕獲が増えていない状況にある」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、「個体数を減

らしていくためには、狩猟による捕獲を増やす必要があるが、狩猟者の多くは高齢でやめていく方も多い。若い狩猟者を増やしていくための取組はあるのか」との質疑があり、当局より、「過去に狩猟の魅力を伝えるイベントを行ったことがあるが、引き続き、若い方が狩猟を始めるきっかけとなる取組を検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、環境森林部と農政水産部が中心となり、市町村や地域とも連携を図りながら、モデル地区における成果や県内での成功事例を積極的に周知するなど、鳥獣被害の軽減に取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、全て新型コロナウイルス感染

症対策に係るものであり、一般会計で1億1,000万円余の増額となっております。この結果、特別会計と合わせた補正後の予算額は1,128億4,500万円余となります。

このうち、県立学校等衛生環境改善事業についてであります。

この事業は、県立学校等における新型コロナウイルス感染予防を含む衛生環境の改善のため、便器の洋式化をはじめとするトイレの改修を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の補正により、どの程度洋式化が進むことになるのか」との質疑があり、当局より、「4月時点で25.2%であった県立高校等のトイレの洋式化率は、6月補正と合わせると45.9%までに改善される」との答弁がありました。

また、別の委員より、「男子生徒について、大便器を使うことによる冷やかしいじめがあるとのことで、この際、洋式化に併せて何らかの問題解決を図ることが求められるのではないか」との意見がありました。

当委員会としましては、教育の場である学校のトイレについては、子供の実態や多様化する価値観、ジェンダーに関する問題等の観点を踏まえ、洋式化による衛生環境の改善の取組に引き続き、総合的な整備を進めていただくよう要望します。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてであります。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、その点検及び評価の結果について議会に提出し、公表するものであります。

このことについて委員より、「報告書の評価

自体も大事であるが、評価結果を一つ一つしっかり精査して、改善を行うことが重要である。教育委員会として最も重点的に改善しなければならない点はどのような点か」との質疑があり、当局より、「今年度においては、C評価となった特別支援教育の推進、文化の振興、スポーツの振興について教育委員会内部でしっかりと議論をし、その方向性を出していかなければならない」との答弁がありました。

当委員会としましては、今回の報告書の評価を真摯に受け止め、その改善に向けた取組を着実に進めていただくよう要望します。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

このことについて委員より、「報告書では賛助会員の拡大に努めているとされており、このことは当該法人の目的を広く理解してもらうことにつながると考えるが、現状はどうか」との質疑があり、当局より、「法人と個人を合わせた賛助会員の会員数は、昨年度末現在で合計341会員であり、前年度より6会員増加している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「民間団体は、暴力団に対する恐れから、追放活動に積極的に関わることがちゅうちょするのではないか」との質疑があり、当局から、「当センターでは、相談者と一体となって対応を協議するとともに、その対応に当たっては、警察が前面に出るスタンスで臨んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、より多くの県民が会員になることで、暴力団追放への意識が高まると考えられるので、会員の増加に向けた取組をさらに推進するとともに、今年14日に宮崎市市内において暴力団同士による殺人未遂事件が発生したことからも、県民の不安を払拭するた

め、警察本部として暴力団排除に強い姿勢で臨んでいただくよう要望いたします。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) おはようございます。私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案第1号、令和2年度宮崎県一般会計補正予算について、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、一般会計を221億5,275万6,000円増額補正し、予算の総額を6,930億1,962万9,000円に補正しようとするものであります。補正の約36%、79億7,115万2,000円は、新型コロナ対策に係るもので、PCR検査体制の強化や緊急医療機関における院内感染防止対策支援、また、中小・小規模事業者の事業継続支援、雇用の確保などなど、県民の生命や雇用、なりわい等を守る上で欠くことのできない補正となっております。新型コロナ対策以外の補正について

も、重要な補正となっているものであります。

我が党が容認できない事項が2点あります。第一は、マイナンバーカードを活用した消費活性化促進事業、第二は、県有スポーツ施設整備事業について債務負担行為を設定することについてであります。

マイナンバーカードに係る事業については、これまで討論を行っておりますので、今回は省略いたします。

債務負担行為の設定についてであります、国民スポーツ大会のプール施設整備に係る設計・建設、開業準備や運営・維持管理費について、限度額167億6,534万4,000円、期限を令和2年度から令和21年度までとし、債務負担行為を設定するものであります。

私どもが問題にするのは、県が整備しようとするプールの設計・建設・運営・管理に至る事業をPFI事業によって行おうとすることであり、

政府は、全国の自治体にPFIを導入するよう様々な圧力をかけ、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる骨太方針で、「公的サービスの産業化の取組を加速・拡大」させるために、「公共施設等の整備・運営などのあらゆる公共サービスにPFIを積極的に活用し、地域の企業等の参入を促す」と位置づけています。

このように、PFIの発祥地と目的からして、我が党は、PFI事業の狙いは、大企業・金融機関・ゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の事業を広く民間の事業に明け渡すものと考えております。

PFIは、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用することを売りにしていることから、これらを兼ね備えた大手企業が仕事を手にすることとなり、本プール整備について

も、もう既に決まっている可能性があることも考えられます。

企業がPFIに参加する動機は、一にも二にも、利潤を上げることにあります。本来、公共事業はもうけの対象にならないし、また、対象にしてはならないものと考えます。

PFI事業による失敗例は全国に多くあります。仙台市の屋内プールでは天井が落下し、35名の負傷者が出ました。福岡市では、ごみ焼却の熱エネルギーを利用し、海水プールでの水中運動施設等を運営した事業主体の「株式会社タラソ福岡」は、利用者が伸び悩み倒産をいたしております。この2つの例は、第3セクターの無責任体制による経営破綻などを、契約によるリスク分担によって克服するというPFI神話が崩れたことを示していると言われております。

本県プール整備事業をPFI方式で進める最大の理由が、県が実施する場合の財政支出額が165億7,100万円であるのに対し、PFI方式で実施する場合は159億2,200万円で、その差6億4,900万円、財政負担の軽減が見込まれる、つまり、財政負担の軽減にあるというものであります。

しかし、この概算は、類似施設などを基に積算されたものと考えられることから、6億4,900万円の差というのは定かではないと思います。

提出されている資料によると、15年間の維持管理・運営費について、PFI手法のほうが4億円低いというものになっています。年間に直しますと2,670万円であります。主なものは人件費と考えられます。従来手法であっても、管理・運営は業務委託する方法で積算されていると思われます。なぜこのような差が生まれるのか、定かではありません。建設費用についても

7億7,000万円の開きがあります。これについても明確な根拠を得ることは困難であります。

こうしたことを総合的に考えると、この事業は、先にPFIありきと思われるものであります。また、民間収益事業敷地約2万平方メートルの活用についても、宮崎市を含む県民サイドからも、宮崎駅周辺のまちづくりの観点で深い議論が必要と考えます。

以上のような問題点を含んだものであって、同意することができるものではありません。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕 県民連合宮崎、満行潤一です。

議案第1号、宮崎県一般会計補正予算(第9号)について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策については、メッセージ性のある4つの柱を立てることで、「感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られる社会を築き、本県の経済復興を進めていきたい」という知事の強い意志が表れており、このことを評価したいと思いますし、着実に事業を進めていただきたいと思います。

ところで、当予算では、県有スポーツ施設整備事業として、国民スポーツ大会のプール会場整備に係る設計・建設、開業準備及び運営・維持管理費に係る債務負担行為が設定されており、このプール整備に当たってはPFI方式が検討されているところであります。

このPFI方式の根拠となる、いわゆるPFI法は1999年に施行され、今年9月で21年を迎えました。

この20年余の中で、我が国のPFIは、累計

約820件、事業費にして約6兆6,000億円、事業分野も、住宅から空港まで広範多岐にわたり、官民連携による効率的・効果的な公共施設の整備の手法として定着しています。

一方で、全ての事例が成功しているわけではなく、全国では失敗事例も発生しており、失敗した場合に最終的にそのツケをかぶるのは、サービスを受ける住民です。

さて、当事業の大本となる県プール整備基本計画は、新型コロナウイルス感染症が流行する前に策定されています。コロナ禍において、本県の財政状況や経済の見通しがさらに厳しくなることが予想される中、コロナ前の状況を前提としたまま、実施方針を策定し事業を進めることについては、一抹の不安を感じます。

また、渡辺議員の代表質問の中で、隣接地である民間収益施設も含めてPFI事業者に一体的に提案される理由として、相乗効果の発揮やにぎわい創出への期待、そして財政負担の軽減という旨の答弁がありました。その意義を十分理解するには不明確な事柄が多くあります。

コロナ禍、そしてコロナ後に予想される厳しい財政状況にあっても、それを言い訳に失敗は許されません。そのためにも、国民スポーツ大会が1年延期となり、しっかりと検討する時間が確保できている今こそ、成功も失敗も含めて他県のPFI事例を緻密に研究し、より丁寧に議論を深めることが重要です。

本県として、内外から多くの来県者を迎え入れるためのこの事業、将来、県民に余計な負担を強いることが決してないよう、しっかりと時間をかけ、丁寧かつ慎重に精査いただくようお願いしまして、賛成の討論といたします。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] (拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、請願について討論を行います。

請願第2号及び第3号は、いずれも委員長報告では継続とされました。しかし、私は採択を求めるものです。

請願第2号の「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」、第3号の「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」は、いずれもこのコロナ禍の下で、厳しい状況にさらされている学生や労働者、とりわけ青年労働者への支援を求めるものです。

学生に関しては、親の収入減で仕送りが困難になったり、それを補う学生のアルバイトで解雇や収入が減ったり、生活そのものの先が見通せない状況にある学生が少なくありません。就職活動にも困難さが及んでいます。

こうした状況に置かれている学生に、今、宮崎はもとより、全国でボランティアによる学生への食糧支援などが取り組まれております。

さらに、オンライン講義を受けるための出費などもあり、学生の5人に1人が退学を検討しているという、衝撃的な調査結果も出ています。誰一人として、意に反して自ら学びを中断することのないよう、就学支援や授業料免除など経済的支援の手だてが緊急に求められております。

青年労働者についても、とりわけ非正規労働者がシフトを減らされたり、残業代が入らないなど収入の激減、雇い止めなども起きています。また、正規・非正規にかかわらず、会社の経営悪化によって「今後も働き続けられるのか」という不安を、青年をはじめ多くの労働者が抱えています。

こうした県下の学生や青年労働者の現状を訴

え、国に支援を求めることは、県内の学生・青年労働者に、新型コロナウイルス感染症の下で、県議会として、また県として「学生・青年労働者を支える」というメッセージになる、励みになると、本請願が提出されたものです。

県議会として、学生や青年労働者の実情、請願人の思いをしっかりと受け止め、一刻も早い意見書提出となるよう、今議会での本請願の採択を求めて討論を終わります。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第16号まで、報告第1号及び第2号採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第2号から第16号まで、報告第1号及び第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。[巻末参照]

まず、請願第2号及び第3号についてお諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和2年9月25日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化の強力な推進を求める意見書

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書

議員発議案第3号

電源立地地域対策交付金制度の恒久化を求める意見書

議員発議案第4号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

議員発議案第5号

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

令和2年9月25日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 星原 透
中野 一則
外山 衛
西村 賢
日高 博之
内田 理佐
田口 雄二
窪菌 辰也

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで

追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号から第23号まで上程

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第19号から第23号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について、御説明申し上げます。

初めに、議案第19号「令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和元年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,809億1,539万円、歳出5,685億8,503万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は、76億2,269万5,000円となっております。

令和元年度の財政運営につきましては、人口減少の抑制や本県の未来を支える人財の育成・確保に関する取組、さらなる発展に向けた力強い産業づくりなどに加え、台風被害対策や防災・減災、国土強靱化対策等に積極的に対応しつつ、事務事業の徹底した見直しや有利な財源の確保等に取り組み、財政調整関係基金の必要な水準の維持や、県債残高の抑制による将来にわたる公債費の負担軽減を図ったところであります。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策や医療提供体制の整備、地域経済を支える対策などを継続して講じていくとともに、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費等に多額の財

源が必要となります。

このような中、人口減少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、引き続き健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

議案第20号から第23号までは、令和元年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が2件ございますが、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日9月26日から29日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、9月30日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時1分散会

9 月 30 日（水）

令和 2 年 9 月 30 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 決算議案に対する質疑

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第19号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第19号「令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」及び第23号「病院会計事業会計決算の認定について」、質疑を行います。自席から質疑を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、財政運営についてです。歳出について伺います。

翌年度への繰越額が607億3,582万円余と、前年度を109億8,755万円余上回っております。この繰越額について、そのうち民生費、衛生費、農林水産業費について、その額とその主な要因をお聞かせください。それぞれお願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） まず、民生費と衛生費についてであります。

民生費の翌年度繰越額は2億1,204万円余で、その主なものは、認定こども園施設整備交付金事業であります。

繰越しとなった理由であります。事業主体

において事業が繰越しとなることによるものであります。

衛生費の翌年度繰越額は1億401万円余で、その主なものは、地域密着型サービス施設等の整備であります。

繰越しとなった理由であります。事業主体において事業が繰越しとなることによるものであります。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農林水産業費の繰越額は、全体で173億9,423万円余となっております。

その主なものは、国の補正予算等に伴い令和2年2月の補正予算で計上いたしました、公共土地改良事業や水産基盤漁港整備事業などで、工期が不足したことなどによるものでございます。

○前屋敷恵美議員 では次に、各部署での不用額が、総額154億1,406万円余と、前年度を18億3,865万円余上回っております。

この不用額について、民生費、衛生費、農林水産業費、教育費について、その額とその主な内容をお聞かせください。

あわせて、民生費については、生活保護扶助費の対象人数を、前年度との推移でお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生費の不用額につきましては、9億1,661万円余で、その主なものは、生活保護扶助費や障がい児施設給付費などに係るものであります。

なお、生活保護につきましては、令和2年3月末の被保護人員が1万7,843人でありまして、前年同月と比較して29人減少しております。

衛生費の不用額は3億1,802万円余で、その主なものは、難病等対策費や肝炎総合対策費などに係るものであります。

不用となった理由であります、それぞれの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農林水産業費の不用額は、全体で20億3,424万円余となっております。

その主なものは、産地パワーアップ計画支援事業におきまして、事業実施主体の事業計画の変更や、令和2年度の国の予算の交付対象となったこと、また、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の危機事象に対応する予算におきまして、当該疾病の発生がなかったこと等により、不用となったものでございます。

○教育長（日隈俊郎君） 教育費の8億3,231万円余の不用額であります、主なものは、職員の人件費において、退職手当を含む職員手当等や共済費などの実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、特別会計について伺います。

まず、宮崎県育英資金特別会計についてです。

令和元年度の貸付金は6億4,778万1,000円、貸与者数は2,204人で、前年度と比べて452人少なくなっています。毎年400人から500人規模で減少していますが、減少している要因をどのように捉えられているのか、伺いたいと思います。

○教育長（日隈俊郎君） 育英資金の貸与者の減少の要因につきましては、特定することは困難であります、他の就学支援制度の充実や、保護者世代の雇用状況の改善などが家計に影響しているのではないかと考えております。

一方、収入未済の要因につきましては、様々な事情があり、一概には申し上げられませんけ

れども、まず、昨今は返還意識が低いと思われるものが多いことが考えられます。

また、定職に就かない場合や、非正規等で給与が安定しない場合などがあり、滞納が累増しているものと考えております。

○前屋敷恵美議員 収入未済額は、令和元年度5億6,500万円余と、かなり多額の金額になっておりますので、ぜひ、相談にもしっかり乗っていただきながら、対処をしていただきたいと思います。

次に、林業改善資金特別会計について伺います。

予算現額は8億7,726万円、貸付金は1億2,665万円です。

平成30年度の決算審査意見書では、予算現額と支出済額との乖離が指摘をされました。どのように改善が図られたのか、伺いたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業改善資金特別会計の歳出予算のほとんどは貸付金であります、翌年度以降のための準備金も貸付金として予算に計上しておりますので、融資枠としては2億5,000万円であります。

令和元年度の貸付実績は、融資の取扱金融機関を2つから4つに拡充したことや、関係団体への利用促進の働きかけなどにより、5件、1億2,665万円となり、前年度に比べ件数は5件減少いたしました、貸付額は4,098万円増加し、融資枠に対する利用率は、17%増の51%となったところであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、国民健康保険特別会計について伺います。

収入済額1,202億6,849万円余のうち、市町村が負担する民生費負担金が364億3,851万円余と増額になっております。その理由及び雑入361

億1,655万円余の内容についてもお聞かせいただきたいと思ひます。

また、不用額30億658万円余は、前年度の約2倍になっています。その主なものと理由を、併せてお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 民生費負担金についてでございますが、市町村からの国民健康保険事業費納付金であり、増額の理由は、保険給付費の増などを見込んだものであります。

雑入につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付された前期高齢者交付金などであります。

国民健康保険特別会計の不用額につきましては、その主なものは、市町村が医療機関等に支払う保険給付費に対して、県がその全額を負担する市町村への交付金であります。

不用となった主な理由であります、保険給付費の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、各種施策・事業について伺いたいと思ひます。

まず、医療・福祉に関してです。

令和元年度、県内で臨床研修を開始した医師数を、前年度と比較して伺ひます。

同じく、看護師確保の実績についても、前年度と比較して、併せて伺ひたいと思ひます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 令和元年度に、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院など、県内の基幹型病院において臨床研修を開始した医師につきましては、57名となっており、前年度と比べ2名減少しております。

あわせて、看護師確保につきましては、県立看護大学をはじめ、県内の看護師等養成所における新卒者の県内就職者数は578人で、前年度と比べ6人減少しております。

また、再就職を目指す方への復職支援を行うナースバンク事業では、404人が職場復帰をしたところであり、前年度と比べ33人増加しております。

○前屋敷恵美議員 次に、県立病院における医師数、看護師数について、前年度と比較してお聞かせください。

○病院局長（桑山秀彦君） まず、医師でありますけれども、大学医局への派遣要請等を継続的に行いました結果、本年4月時点で210名となっております、前年度より5名増加しております。

また、看護師については、採用試験を複数回実施するなどして、看護体制の確保に努めているところでございます。

昨年度は、退職者数が予想を上回りましたことから、本年4月時点で、前年度より9名少ない1,083名となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、障がい者の就労・雇用の実績について伺ひたいと思ひます。

県、市町村及び企業における障がい者の雇用実績をお聞かせください。

また、就労継続支援事業所の利用者数と、支援事業所での工賃及び工賃向上の実績について、伺ひたいと思ひます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国が公表しております障がい者の雇用状況につきましては、令和元年6月1日現在、県が324.5人、市町村が271人、企業が2,873.5人となっております。

また、就労継続支援事業所の利用者数等の実績につきましては、令和元年度末で、A型事業所では、利用者数856人、賃金の平均月額が前年度比3,103円増の6万5,879円となっており、B型事業所では、利用者数2,707人、工賃の平均月

額が前年度比271円増の1万9,489円となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、国民健康保険事業について伺います。

市町村国保の加入世帯数及び滞納世帯数、また、保険証についてですけれども、短期被保険者証及び資格証明書の交付状況について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村国保の加入世帯総数は、令和元年6月1日現在で16万8,798世帯であり、このうち滞納世帯は2万438世帯となっており、滞納世帯のうち、短期被保険者証の交付につきましては9,093世帯、資格証明書の交付につきましては1,215世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、1人当たりの国税の額についても伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 被保険者1人当たりの保険税の調定額につきましては、平成30年度の一般被保険者分で申し上げますと、平均で年額9万317円となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、放課後児童クラブについて伺います。

その設置箇所数、登録児童数、待機児童数についてお聞かせください。

あわせて、職員体制についても伺いたいと思います。児童クラブの従事者数及び放課後児童支援員の人数と資格の保有状況について、また、障がい児童の受入れについての実績を、前年度との比較でお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 放課後児童クラブにつきましては、毎年5月1日に実施状況調査を行っておりまして、令和元年の設置箇所

数は264か所、登録児童数は1万2,269人、待機児童数は199人となっております。

また、放課後児童クラブの従事者につきましては1,409人で、そのうち放課後児童支援員が1,060人です。放課後児童支援員のうち、保育資格保持者が387人、教員免許保持者が288人となっております。

なお、障がい児の受入れ児童数につきましては、令和元年は276人、平成30年は236人となっております。

○前屋敷恵美議員 では続いて、特別養護老人ホームの待機者の現状、それから、このうち要介護3以上の方の状況について、前年度との比較で伺いたいと思います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の特別養護老人ホームの入所申込者、いわゆる待機者の数につきましては、令和2年4月1日現在で2,687人と、前年と比較して70人多くなっております。このうち要介護3以上につきましては1,864人で、前年度と比較して22人多くなっております。

○前屋敷恵美議員 次に、介護職員数について、令和元年度の実績値が未確定となっております。なぜ把握できていないのか、その理由をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護職員数につきましては、国が調査を行っておりまして、令和元年度の実績値はまだ公表されておりませんので、未確定となっております。

なお、平成30年度は、29年度と比較して92人の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、難病法に基づく特定医療費の受給者数について、前年度と比較して伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 難病の患者に

対する医療等に関する法律、いわゆる難病法に基づきまして、指定難病の医療費に対して支給される特定医療費の受給者数は、令和元年度末時点で8,430人となっております。

これは、1年前の平成30年度末と比べますと、108人の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、環境・エネルギー関連で、令和元年度の宮崎県森林環境税の収入と支出の内容について伺いたいと思います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 宮崎県森林環境税につきましては、税込から徴収取扱費を差し引いた額を基金に積み立て、活用しておりますが、令和元年度の税込額は3億1,594万9,000円で、徴収取扱費を差し引いた額は3億258万7,000円となっております。

また、支出額は2億9,537万3,236円で、森林ボランティア団体や企業による森林（もり）づくり活動、広葉樹の植栽や速やかな再生林への支援、地域や学校での森林環境教育などに充当しております。

○前屋敷恵美議員 では次に、農業関連で、県営水質保全対策事業について伺いたいと思います。

硫黄山噴火に伴って、えびの市の河川での水質汚染が生じておりますが、令和元年度の対策事業の取組内容についてお聞かせください。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本事業では、硫黄山噴火に伴う水稲作付に必要な水源確保対策を行っております。えびの市の4地区におきまして、用水路の改修が2地区、水質監視・緊急取水停止システムの整備を2地区で行っております。

なお、システム整備の1区につきましては、繰り越して、本年5月には工事が完成し通水が

再開されております。

○前屋敷恵美議員 最後になりますが、次に、教育関連でお伺いします。

特別支援学校における教室不足の解消とスクールバス設置に関して、令和元年度の実績をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度におきましては、みなみのかぜ支援学校に5つの教室増設を行うとともに、トイレ、洗濯室も増設を行っております。

スクールバスにつきましては、前年度と同様、19台を配置しております。

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございます。

少し早口で質問をいたしましたので、時間が少々残りましたけれども、以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○丸山裕次郎議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和2年9月30日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 山下 博三

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第7号上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第7号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号から第23号まで

決算特別委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第19号から第23号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等

のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時22分休憩

午前10時32分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 徳重 忠夫
副委員長 野崎 幸士

○丸山裕次郎議長 ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日10月1日から8日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月9日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

10月9日（金）

令和 2 年 10 月 9 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第19号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、徳重忠夫委員長。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

当決算特別委員会に付託されました、議案第19号から第23号に係る令和元年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について、御報告を申し上げます。

まず、議案第19号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和元年度の一般会計決算額は、歳入5,809億1,539万円、歳出5,685億8,503万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入・歳出ともに0.1%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は123億3,035万2,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、76億2,269万5,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,390億9,044万9,000円、歳出が2,322億2,431万5,000円となっております。

次に、議案第20号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和元年度の事業収益は51億1,570万2,000円、事業費用は41億5,736万円で、当年度純利益

は9億5,834万1,000円となっており、その他の未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は、13億7,209万3,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は地方振興積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、平年を上回る降雨に恵まれたことにより、100.5%となっております。

次に、議案第21号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和元年度の事業収益は3億8,117万3,000円、事業費用は2億9,886万8,000円で、当年度純利益は8,230万5,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億4,653万8,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、細島工業団地の工場等のほか、日向市へ臨時的な給水を行ったことにより、108.7%となっております。

次に、議案第22号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

令和元年度の事業収益は553万7,000円、事業費用は1,788万4,000円で、当年度純損失は1,234万7,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処理欠損金は、1,169万円となっております。また、その処理については、資本剰余金及び利益積立金から繰り入れることとされております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、降雨の影響や新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る臨時休業等により、79%となっております。

す。

最後に、議案第23号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和元年度の事業収益は336億1,431万4,000円、事業費用は342億6,741万9,000円で、当年度純損失は6億5,310万6,000円となり、前年度と比較すると、6億4,795万1,000円の減益となっています。

また、特別利益及び特別損失を除いた経常収支についても、前年度から4億3,444万1,000円悪化し、8億8,390万9,000円の赤字となっております。

これらの決算の審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられたものの、全般的に適正に執行されており、議案第19号については賛成多数、議案第20号から第23号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定をいたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国民スポーツ大会開催に係る経費等も必要となるなど、今後、多額の財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収の減や感染症対策に係る財政需要が想定されます。

そこで、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

1つ、消防団員確保について、消防団加入に関する広報をより積極的に行うとともに、県や市町村職員の加入促進も図るなど、市町村と連携しながら消防団員の確保に取り組むこと。

1つ、みやざきICT活用促進・人材育成事業について、今後もRPAなどの検証に引き続き取り組みながら、関係部局と連携し、県内中小企業への情報提供、普及を図るなど、本県の様々な分野におけるICT化のさらなる推進に取り組むこと。

1つ、病児保育事業について、実施施設を少しずつでも拡大していくことができるよう、市町村と緊密に連携し、設置拡大に向けて取り組むこと。

1つ、保育・介護人材の確保について、これまでの対策に加え、研修の充実を図るとともに管理者に対する指導のさらなる強化を行うこと。

1つ、国民健康保険税について、水準の県内統一化に向けて、負担の格差の是正にしっかりと対応していくこと。

1つ、県立病院について、新型コロナ対策への支援を積極的に国に要望するとともに、地域の中核病院として急性期医療に特化し、地域との役割分担を行うなど効果的かつ効率的な経営努力を継続すること。

1つ、商工会への支援について、今後も商工

会が地域経済を支える存在として活躍できるよう、各市町村と連携しながら、積極的な支援に取り組むこと。

1つ、焼酎の海外販路拡大について、本県の本格焼酎の新たな市場として、輸出に向けたさらなるPRと酒造関係者の商談支援に取り組むこと。

1つ、土砂災害危険箇所の整備状況について、県民の安全で安心な生活を守るため、引き続き国に対して必要な予算措置を講じるよう要求し、土砂災害危険箇所のさらなる整備に努めること。

1つ、浄化槽の法定検査については、市町村や関係機関とも連携を図りながら、浄化槽設置者が法定検査を受検しやすい環境の整備に引き続き取り組むこと。

1つ、スマート農業の取組について、普及を進めていくためにも、農家を取り組みやすい環境整備や支援に取り組むこと。

1つ、農畜水産物等の輸出について、本県の強みである機能性の解析や残留農薬の検査体制も生かして、輸出拡大に取り組むこと。

1つ、宮崎牛の販売促進について、これまでの取組も生かしながら、さらなる販路の開拓に取り組むこと。

1つ、育英資金について、今後も奨学金を必要とする子供たちに十分な支援を行うこと。

1つ、国民スポーツ大会に向けた強化選手等が社会人として県内で競技を続けられる環境づくりを促進すること。

1つ、災害時の県民の交通の安全が図られるよう、安全対策のための必要な予算の確保に努めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たって

は、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第19号「令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

河野県政3期目の初年度、「安心と希望あふれる宮崎」の実現が掲げられました。しかし、10月からの消費税10%増税は、県民の暮らしや地域経済の落ち込みに追い打ちをかけました。

歳入について見ると、県が安定財源としている地方消費税は、前年度と比較して28億4,000万円余の減額です。まさに消費低迷を意味するものではないでしょうか。

県債発行は687億円余と、前年度から40億円余り増額し、その3割近くが後年度に交付税措置されるという臨時財政対策債です。しかし、予算化した土木や農林水産業の約3割が翌年度へ

繰り越されました。

一方、歳出では、多額の支出が見込まれる、公共施設の老朽化対策や防災拠点庁舎の建設、また、国民スポーツ大会に向けた、陸上競技場、体育館、プールなどの県有主要体育施設の整備計画などが進められました。しかし、こうした公共事業の実施に、民間資金を活用してのPFI事業の検討が進められているという点で問題があることを指摘し、議論は後に譲りたいと思います。

令和元年度も、前年度をさらに上回る607億円を翌年に繰り越しました。また、各部局での不用額も、総額で154億円余と、前年度の135億円余を上回る額です。

この不用額は、いずれも、見込みを下回ったことや、国の事業確定によるものなど、理由はそれぞれあるようですが、的確な積算を行い、県民要求に応えられる予算編成にすることが必要です。また、不用額については、適切な時期に適切な見直しを図って、生きた税金、予算の使い方になるよう、その改善を強く求めるものです。

次に、県民生活に関わる施策、問題について述べます。

まず、福祉・社会保障関連についてです。

国の進める「地域医療構想」の下で、令和元年度は、地域医療介護総合確保基金事業3億3,700万円余による、病床機能の転換を図る医療機関の施設・設備の整備が、2医療機関で進められました。

また、昨年9月には、「再編統合の議論が必要」と位置づけられた全国424の医療機関の実名が公表され、宮崎県は7つの医療機関が対象に挙げられました。いずれも狙いは、病床削減による医療費削減であり、看過できないもので

す。

対象とされた医療機関のある地元からは、「地域医療の切り捨てにつながる」と、宮崎はもとより全国でも批判が上がりました。しかし、国はその撤回を行ってはいません。

県は、県民の命と健康、暮らしの安心を保障する地方自治体の責務として、再編統合の撤回を求めるべきと思います。

また、特別養護老人ホームの待機者は2,687人と前年度を上回っており、その対応は大きく立ち遅れております。

さらに今、要介護5の方までも介護保険給付から外そうということが打ち出されておりますが、まさに、「保険あって介護なし」の状況が現実のものになろうとしています。

また、介護職員数の把握については、国の調査待ちではなく、県独自でも調査をして、介護現場の実態を把握して、施策に生かすことが必要です。

また、子育て支援においては、子育て世代の要望が強い、子ども医療費助成の拡充について、しっかり受け止め、施策に生かすべきと思います。

次に、教育関連で、宮崎県育英資金の貸与者減少の要因について、ほかの就学支援制度の充実や保護者世代の雇用状況の改善が家計に影響しているのではないかと分析をしておられますが、果たしてそうなのか、もう少し緻密な分析や、利用しやすい制度への改善が必要ではないでしょうか。

次に、一ツ葉有料道路の事業計画変更により、さらに10年間の有料化継続が決定されました。橋梁の耐震化のための経費を通行料で賄うための事業継続とされたわけです。

しかし、必要な耐震化の予算は一般財源で賄

うことが筋であり、県民の生活道路としての無料化への期待に応えるべきです。2度にわたって、県民との約束をほごにすることなど許されないものです。早く一般道路・公共の道路として開放することが必要です。

また、マイナンバーカード取得促進のための事業も続けられました。

マイナンバー制度の問題点は、これまでも述べてまいりましたが、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害の危険性を抱えていることです。また、普及率が低いのは、国民が必要を感じていない結果です。そこに多額の税金を投入してカード取得の促進を図らなければならないこと自体、制度の行き詰まりを示しているものと言えます。

最後に、監査委員の決算審査意見書での、財務会計事務についての指摘事項で、限られた人員の中で、職員の事務負担の増大などが事務の遅れや誤りにつながっていることが、ここ数年来指摘されながら、改善が見られません。職員の自己責任で終わらせられない問題です。このことは、財務会計事務にとどまらず、全庁的な課題として受け止めるべきです。必要な人材確保は、障がい者雇用も含めて喫緊の課題であることを指摘しておきたいと思います。

以上、令和元年度決算について、問題点を絞って指摘をいたしました。県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくことを申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第19号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第20号から第23号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第20号から第23号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時23分閉会

◎ 議案第19号採決

資 料

令和2年9月定例県議会日程

36日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考	
9. 4	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30	
5	土	休 会	(閉 庁 日)		
6	日				
7	月				代表質問通告締切 12:00
8	火				一般質問通告締切 12:00
9	水	本会議	代 表 質 問		
10	木				
11	金			一 般 質 問 請願締切 16:00	
12	土	休 会	(閉 庁 日)		
13	日				
14	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)	
15	火		一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
16	水	休 会	常 任 委 員 会		
17	木				
18	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
19	土				
20	日				
21	月			(閉 庁 日) 敬老の日	
22	火			(閉 庁 日) 秋分の日	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 23	水	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
24	木		(議 事 整 理)	
25	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
26	土	休 会	(閉 庁 日)	
27	日			
28	月		(議 案 調 査)	
29	火			
30	水	本会議	質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
10. 1	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
2	金			
3	土		(閉 庁 日)	
4	日			
5	月		(議 事 整 理)	
6	火			
7	水		決 算 特 別 委 員 会	
8	木		(議 事 整 理)	
9	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣

議案の送付について

令和2年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
議案第2号 令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
議案第3号 令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第4号 令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第5号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
議案第6号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
議案第7号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例
議案第12号 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
議案第13号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
議案第15号 国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
議案第16号 工事請負契約の変更について
議案第17号 教育委員会委員の任命の同意について
議案第18号 教育委員会委員の任命の同意について
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1187
令和2年9月25日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和2年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第19号 令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第20号 令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第21号 令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第22号 令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第23号 令和元年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月9日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	二見 康之	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	山下 博三	13:00~15:00	

9月10日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~11:40	休憩
4	公 明 党	河野 哲也	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月11日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	岩切 達哉	10:00～11:00	
2	自由民主党	右松 隆央	11:00～12:00	休憩
3	自由民主党	佐藤 雅洋	13:00～14:00	
4	自由民主党	窪 蘭 辰也	14:00～15:00	

9月14日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	県民連合宮崎	太田 清海	10:00～11:00	
6	自由民主党	日高 陽一	11:00～12:00	休憩
7	公 明 党	重松幸次郎	13:00～14:00	
8	自由民主党	外山 衛	14:00～15:00	

9月15日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	日高 利夫	10:00～11:00	
10	自由民主党	中野 一則	11:00～12:00	休憩
11	日本共産党	来住 一人	13:00～14:00	
12	自由民主党	井本 英雄	14:00～15:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第4号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第7号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第10号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第11号	宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例		可決			
第12号	宮崎県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例	可決				
第13号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第14号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第15号	国営西諸土地改良事業(二期)執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第16号	工事請負契約の変更について			可決		
報告第1号	専決処分承認を求めることについて * 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)	承認	承認			
報告第2号	専決処分承認を求めることについて * 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)	承認	承認			

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第2号	「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願	継続				
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第19号	令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第20号	令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第21号	令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第22号	令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	
第23号	令和元年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和2年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第2号 「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	<p>請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）	9月25日・可 決
〃 第2号	令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第5号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第12号	宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	〃
〃 第13号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第14号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第15号	国営西諸土地改良事業（二期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第16号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第17号	教育委員会委員の任命の同意について	9月15日・同 意
〃 第18号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月9日・認 定
〃 第20号	令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月9日・可決及び認定
〃 第21号	令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第22号	令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について	10月9日・可決及び認定
〃 第23号	令和元年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月9日・認定
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	9月25日・承認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	国土強靱化の強力な推進を求める意見書	9月25日・可決
〃 第2号	新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書	〃
〃 第3号	電源立地地域対策交付金制度の恒久化を求める意見書	〃
〃 第4号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	〃
〃 第5号	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書	〃
〃 第6号	台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書	〃
〃 第7号	決算特別委員会の設置について	9月30日・可決

議 員 發 議 案 等

切迫する南海トラフ巨大地震や激甚化、頻発化する自然災害から県民の安全安心を確保することが喫緊の課題であり、この課題解決には、事前防災の観点も踏まえた社会基盤の整備や老朽化対策など、将来に向けて中長期的に国土強靱化の取組を強い覚悟のもと、迅速かつ強力に進めていくことが極めて重要である。

このような中、7月17日に閣議決定された骨太の方針には、国土強靱化に関する予算について3か年緊急対策後も「国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保」と記載されるなどかなり期待できる内容が盛り込まれた。

今後は更に大規模自然災害時における緊急輸送等のための交通インフラの整備や予防保全型維持管理への早期転換に向けてインフラ老朽化対策など新たな事業においても着実に推進していくことが必要である。

このため、人々の命と直結する国土強靱化の取組は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組と同様、緊要な経費として確保していく必要がある。

このようなことを踏まえ、国においては、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化を強力に推進するため、次の事業も含めた中期計画及び長期計画を策定するとともに別枠による必要な予算・財源を確保すること。
 - ・災害時においても安定的に人流・物流を確保するための高速道路等のミッシングリンクの解消、4車線化やダブルネットワークの整備などによる強靱な広域道路ネットワークの構築
 - ・予防保全への転換に向けたインフラ老朽化対策
- 2 令和2年度が期限となる緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。
- 3 新型コロナ禍の中においても確実に地域経済の下支え効果が発揮できる公共事業費を含めた補正予算を早期に編成すること。
- 4 頻発する大規模自然災害時の脅威・危機に即応するため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮崎県議会

衆議院議員 長 大臣	大 山 菅 麻 武 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿
参議院議員 大 大臣	大 山 菅 麻 武 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿
衆議院議員 大 大臣	大 山 菅 麻 武 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿
参議院議員 大 大臣	大 山 菅 麻 武 野 赤	島 東 生 田 上 羽	理 昭 義 太 良 浩 一	森 子 偉 郎 太 嘉	殿 殿 殿 殿 殿 殿

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書

我が国の新型コロナウイルス感染は再び猛威を振るい、既に第2波が到来したといえる局面を迎えており、その勢いは都市部だけにとどまらず、連日、本県を含む全国各地で新たな陽性者の判明が継続しており、未だに事態の収束が見えない状況である。

また、先般公表された本年4月から6月期の実質GDPは7.9%減、この状況が1年継続したと仮定した場合の年率換算では28.1%減と戦後最大の減少率となっており、新型コロナウイルス感染症が国内経済に与えた影響の大きさが浮き彫りとなったところである。また、本県においても同時期の県内企業の全般的業況DIは、リーマンショックの影響が深刻化した2009年に次ぐ大幅な悪化となっている。

こうした中、今後想定される感染拡大の防止を図りつつ、社会経済活動を回復させ、地域の活力を再生するためには、地方公共団体が実施する施策に対する国の更なる支援の充実・強化が必要不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が、PCR検査体制等の更なる拡充などの感染拡大防止対策や、経済・雇用対策に迅速かつ的確に対応できるよう、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用を行うと共に、令和3年度以降の必要な財政措置を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための国による補償金的な「協力金」の制度化等について、国において早急に議論を進めること。
- 3 陽性者や最前線で治療や感染防止対策にあたる医療等従事者及びその家族等に対するデマの拡散、差別や偏見、心ない誹謗中傷などは、当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、感染拡大防止への協力も得にくくなることから、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 厚 経 内 経 内 (議 議 閣 務 生 済 内 経 内 (院 院 総 務 生 済 内 経 内 (議 院 理 大 務 大 働 業 房 担 命 創	長 長 臣 臣 臣 臣 官 臣 大 臣	大 山 菅 麻 武 田 梶 加 西 坂	島 東 生 田 村 山 藤 村 本	理 昭 義 太 良 憲 弘 勝 康 哲	森 子 偉 郎 太 久 志 信 稔 志	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、道路や水道等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営等にこの交付金を活用し、住民生活の利便性向上を図っているところである。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設及び運転に協力してきた関係市町村の多大な貢献があることを十分認識すべきである。

しかしながら、これらの関係市町村は、過疎地域などの条件不利地域にあり、人口減少や高齢化の進行が著しいことに加え、財政状況も厳しく、地域の疲弊が進行している。

このような状況下、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の40年を迎えることとなり、現在の制度では、これらの地域がますます疲弊し、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

よって、国においては、令和2年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるこの交付金について、今後とも円滑な運転を継続することの必要性を考慮の上、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分について、交付対象期間を発電施設の運転終了までとするなど、法律に基づく恒久的な措置とすること。
- 2 交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件を改善し、所要の財源を措置すること。
- 3 市町村の財政が厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症対策等のため、事業の中止や延期があった場合でも、交付金を確実な財源として事業を実施するために、事業の振替を認めるなど、より柔軟な運用に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
経済産業大臣	梶 山 弘 志 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿

近年、自然災害が激甚化、広域化、長期化している。本年も活発な梅雨前線の影響で、九州や東北などで大雨となり、各地で川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が発生している。したがって、被災された方の生活再建を支援していく制度を拡充していくことは、喫緊の課題である。

被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始され、これまで、2004年及び2007年の大幅な法改正を経て、一定の改善が図られたが、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。被災された方の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の引き上げを行うこと。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣 (防 災)	小此木 八 郎 殿
内閣府特命担当大臣 (経 済 財 政 政 策)	西 村 康 稔 殿

議員発議案第5号

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9000件を超えた。7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ救命救急室”の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらにはスタッフの人員費などの経費増に直結するため、事業者の負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追い付いていない状況にない。

そこで政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視し、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、消費税率の引上げに伴い運航事業者の負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金の基準額の改善を図るとともに、ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額の設定に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	武 田 良 太 殿
厚 生 労 働 大 臣	田 村 憲 久 殿

議員発議案第6号

台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

日本と台湾は重要なパートナーとして、文化・観光・経済など様々な分野で交流を行ってきている。

2019年の日本から台湾への訪問者は210万人を超え、台湾からの訪日客も480万人以上となるなど日台相互間の人的往来は年々増加傾向にある。

本県議会は、平成15年6月、超党派の「宮崎県議会日台友好議員連盟」を設立し、これまで台湾との文化交流や観光・貿易などの経済交流を行っている。

こうした中で、発生した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に際しては、いち早くウイルスを封じ込めた台湾から、本県に対してマスク1万枚と消毒用アルコールジェル1000本などの支援が寄せられた。

グローバル化の進展に伴い、これまで世界各地で人々が頻繁に往来し、文化・観光・経済・スポーツなど様々な交流や活動が行われてきた。

一方で、今般の新型コロナウイルスの世界的規模での感染拡大は、国境を越えた感染症の脅威を世界に知らしめており、これからの新たな交流や活動等の在り方が模索され始めている。

今後、感染症の世界的流行に対峙していくためには、公衆衛生危機対応を網羅的に充実・強化していくことが強く求められ、防疫に係る地理的空白が生じることがあってはならない。

しかしながら、このたびの感染症の世界的大流行の中で、危機対応の先頭に立つWHOに、保健衛生分野の豊富な知見と経験を有するとともに、新型コロナウイルス感染症対策においても防疫の最前線に立ち、いち早くウイルスの封じ込めに成功するなど世界各国から高い評価を受けている台湾が、今年5月にオンライン形式で行われた年次総会へのオブザーバー参加すら認められなかったことは誠に遺憾である。

WHO憲章では、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである。」と掲げており、WHO年次総会へのオブザーバー参加について、台湾を排除することはこの基本理念に反するものである。

よって、国会及び政府におかれては、米国・英国・仏国・独国・豪州・カナダ・EUはじめ台湾の参加を支持する関係各国・地域と連携し、WHO事務局への働きかけを強化するなど、台湾のWHO年次総会オブザーバー参加実現に向けて実効性のある取組を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	菅		義	偉	殿
外	務	大		臣	茂	木	敏	充	殿
厚	生	労	働	大	田	村	憲	久	殿
内	閣	官	房	長	加	藤	勝	信	殿

議員発議案第7号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第19号「令和元年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第20号「令和元年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第21号「令和元年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第22号「令和元年度宮崎県地域振興事業会計資本剰余金の処分及び決算の認定について」
・ 議案第23号「令和元年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

請 願 一 覽 表

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) すべての学生を対象にした学生支援として、学費の一律半額免除を求める意見書を国に提出することを求める請願。</p> <p>(理由) 「アルバイトが一斉解雇された。新しい求人も無い」(22歳、宮崎市)「親からの仕送りも頼めなくて困っている」(18歳、宮崎市)「アルバイトの収入が減りそう」(18歳、都城市)「バイトができなくてギリギリの生活をしている」(22歳、延岡市)ーコロナ禍の下での学生の深刻な実態です。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも学生生活に影響を及ぼしています。とりわけ、アルバイト収入の減少や親の収入減によって、少なくない学生が今後の学生生活を見通せなくなっており、日本の未来を担う全ての学生たちに勉学を諦めさせることのないように、政治の役割が求められています。 県内でも、緊急の就学支援金や授業料免除での支援などの独自の対策をとる大学も生まれており、コロナ禍の下、学生への経済的支援の必要性は明らかです。一方で、こうした大学独自の支援も、大学の予算だけではコロナ禍の下、全ての学生に学びを保障することが困難となっています。こうした努力をさらに広げ、すべての学生を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。 5月につくられた国の「学生支援緊急給付金」制度は、対象が43万人で学生全体の約1割であり、支援額も10～20万円と、金額も対象も狭く、厳しい申請基準のために申請前に「学生が諦めてしまう」事態が起こっています。こうしたことから、学生への直接支援を一部に限定せず、すべての学生を対象にした抜本的な支援に発展させることが求められています。 「オンライン授業」の下で新たな経済的負担が生まれるとともに、利用できない学校施設、授業の課題の多さ、友人と切り離させる孤独感など、多くの学生がこれまでにない不安や不満、強いストレスにさらされています。さらなる感染拡大も危惧される中で、後期も通常通りには学生生活を送ることができないことは明</p>		

らかであり、国が支援を強めることは、将来への不安を抱える学生に対し、学び続けることを励ますメッセージにもなります。

こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人

新規請願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少なくない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するよう請</p>		

	願いたします。
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月4日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（日高博之議員、高橋 透議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第18号、報告第1号、第2号上程 知事提案理由説明
9月5日	土	休 会	(閉庁日)
9月6日	日		
9月7日	月		
9月8日	火		
9月9日	水	本 会 議	知事発言 代表質問（宮崎県議会自由民主党・二見康之議員、 宮崎県議会自由民主党・山下博三議員）
9月10日	木		代表質問（県民連合宮崎・渡辺 創議員、 公明党宮崎県議団・河野哲也議員）
9月11日	金		一般質問（岩切達哉議員、右松隆央議員、佐藤雅洋議員、 窪菌辰也議員）
9月12日	土	休 会	(閉庁日)
9月13日	日		
9月14日	月	本 会 議	一般質問（太田清海議員、日高陽一議員、重松幸次郎議員、 外山 衛議員）
9月15日	火		一般質問（日高利夫議員、中野一則議員、来住一人議員、 井本英雄議員） 議案第17号、第18号採決（同意） 議案・請願委員会付託
9月16日	水	休 会	常任委員会
9月17日	木		
9月18日	金		
9月19日	土		(閉庁日)
9月20日	日		
9月21日	月		(閉庁日) 敬老の日
9月22日	火		(閉庁日) 秋分の日
9月23日	水		特別委員会

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月24日	木	休 会	(議事整理)
9月25日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第1号に反対)(来住一人議員) 討論(議案第1号に賛成)(満行潤一議員) 討論(請願第2号、第3号継続に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号)(可決) 採決(議案第2号～第16号、報告第1号、第2号)(可決または承認) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第6号追加上程、採決(可決) 議案第19号～第23号上程 知事提案理由説明
9月26日	土	休 会	(閉庁日)
9月27日	日		
9月28日	月		(議案調査)
9月29日	火		
9月30日	水	本 会 議	決算議案に対する質疑(前屋敷恵美議員) 議員発議案送付の通知 議員発議案第7号上程、採決(可決) 議案第19号～第23号決算特別委員会付託 議長の報告(決算特別委員会正副委員長互選結果)
			決算特別委員会
10月1日	木	休 会	決算特別委員会
10月2日	金		
10月3日	土		(閉庁日)
10月4日	日		
10月5日	月		(議事整理)
10月6日	火		
10月7日	水		決算特別委員会
10月8日	木		(議事整理)

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月9日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第19号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第19号）（認定） 採決（議案第20号～第23号）（可決及び認定、または認定） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 日 高 博 之

宮 崎 県 議 会 議 員 高 橋 透

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員